特217
213
有新
納本

農村生産品

販賣の栞

福島縣農會

始

はしがき

農業經營上農產物の生產と販賣とは車の兩輪の如く不即不離の關係を有し兩輪相俟つて圓滑なる運轉活動を期することに依つて、初めて有終の美を收め得ることは今更喋々を要せぬ所であります。

然るに古來我國の農業は生產萬能に偏重し販賣の問題は久しき間等閑に附して顧みられざりし爲生產消費兩者の間には徒に中間商人跋扈し需給兩者の受くべき利益の大半は之等中間商人に奪收せられて來たことは一般世人の著しく認めて否まざる所であります。

然らば如何にして此の販賣問題を解決すべきか？云ふまでもなく農家が生產物の取引組織に精通し生產物の商品化を期し合理的なる共同販賣を勵行し以て生產と販賣とを兩立せしむるより途はないのであります。然るに今日農村生產品の取引組織は極めて煩雜多岐に亘り一面都市に於ける農產品の嗜好も亦年と共に變遷するを以て、都市の嗜好に合致したる農產品を合理的に都市に供給し需給兩者の利益を增進し共存共榮の成果を擧ぐるには常に都市の取引事情を燎

かにし時代の趨勢に伴ふべく生産と販賣とを研討しなければならないのであります。

今や京都、大阪、横濱に在つては中央卸賣市場實現し其他の大都市にあつても之が實現せんとし、又公設小賣市場も完備せんとしてゐる。是れが完成は消費地に於ける取引組織に一新紀元を畫すべく、配給制度は根本的に革新せられるであらう。此の秋に際し吾等生産者は之に順應すべき施設を講じ、速かに之に着手することが刻下の最大急事であります。故に本書は專ら之等に順應すべく必要なる事項を輯錄し、營業者は勿論指導者の參考に資し、以て斯業發展の一助と致したいのであります。

目次

一、農產品の販賣組織……一頁
二、共同販賣の利益……四
三、出荷團體……五
四、出荷團體經營上の注意……五
組員の共同訓練……品種の改良と統一……栽培技術の向上と統一……市場の嗜好
相場の變動……市場商人の選定……商人の妨害運動……競爭地の作柄調査……出荷の配給調節……出荷の時期……契約を重んずること……出荷は迅速に繼續的にすること……廣告宣傳の必要
五、仕向市場の選擇……九
消費量の調査……出廻り狀態の調査……嗜好の調査……荷造りの調査……商習慣の調査……取引商人の調査……市場と運賃との關係
六、市場取引の要諦……二
市場に於ける九掛取引……青果問屋送金遲延……仲買人の證票改竄……市場に於ける秘密取引
七、販賣斡旋所事業……一三
八、本會の販賣購買斡旋の方法……一五
九、荷造の方法……一六
一〇、主要出荷品の荷造の實例……一九

果實類……蔬菜類……副業品
二、輸　送……
貨物料金規則抜萃……貨車の種類……貨物普通等級表抜萃……貨物割引賃率表抜萃……貨物賃率表

附　錄

一、農産物配給調査表……一頁
米……小麥……胡瓜……西瓜……裸麥……甘藍……櫻桃……鷄卵……馬鈴薯……豌豆……胡蘿蔔……蠶豆……茄……蘿蔔……結球白菜……葡萄……甘藷……葱……苹果……葱頭……日本梨……松茸……酸柿……栗……里芋……牛蒡
二、共同出荷組合準則……四頁
三、出荷團體補助交付要綱(商工省)……四頁
四、農産物配給費の概要(農林省發表)……五頁
五、東京ニ於ケル主ナル農産物取引概況……五頁
六、取引符牒……七頁
七、中央卸賣市場法……七頁
八、主要農産物ノ各都市ニ至ル粁程ト運賃ノ對照表……七頁
九、本縣出荷團體一覽表

みしらず柿宣傳販賣場ノ一部　(場所日本橋三越)

昭和五年十一月東京三越(銀座、日本橋、新宿)ノ三ケ所ニ於イテ開催セル宣傳販賣ノ狀況

結球白菜出荷狀況　(場所福島縣)

出荷者　(福島縣蔬菜出荷組合聯合會)

露光量違いの為重複撮影

柿すらしみ

本會制定**レッテル**（其ノ一）

柿谷蜂

本會制定**レッテル**（其ノ二）

柿所御シセリ造荷メ爲ノ出輸**カリメア**テニ場農島大

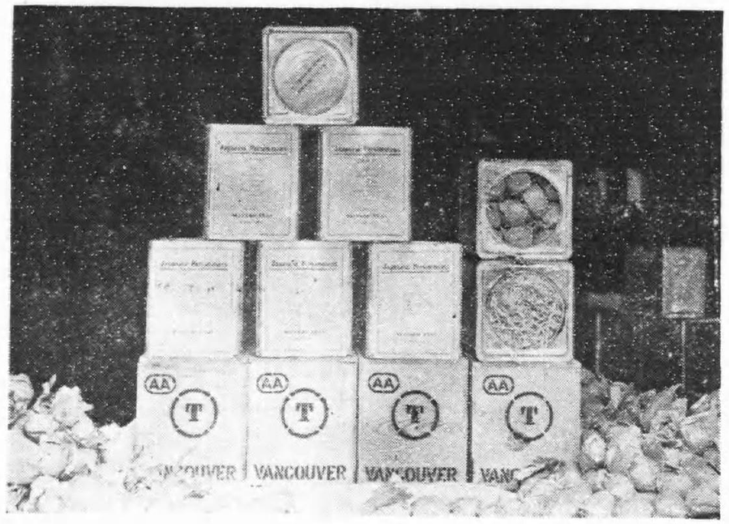

況狀荷出出輸**カリメア**

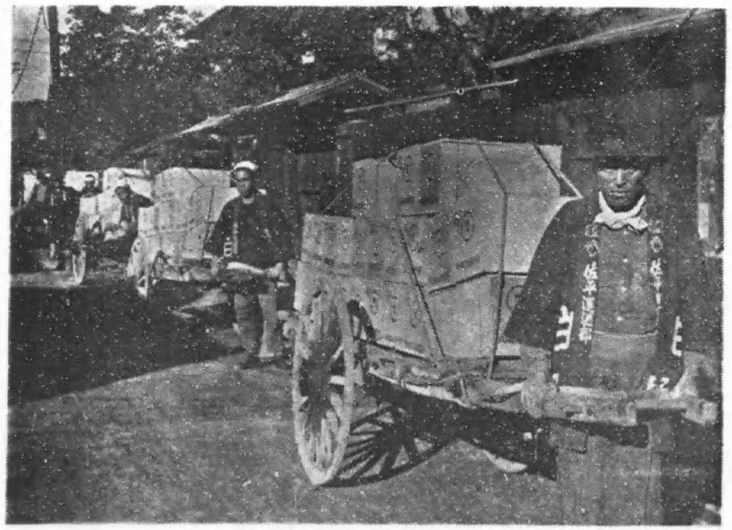

荷造ヲ完了シ停車場ニ運搬ノ所

露光量違いの為重複撮影

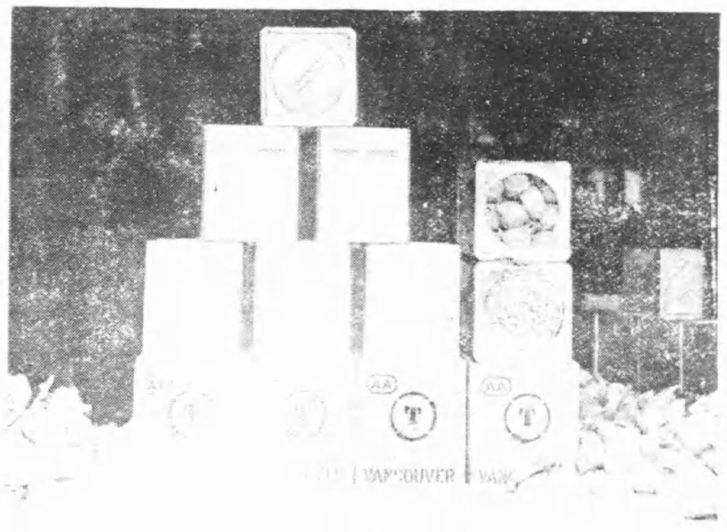

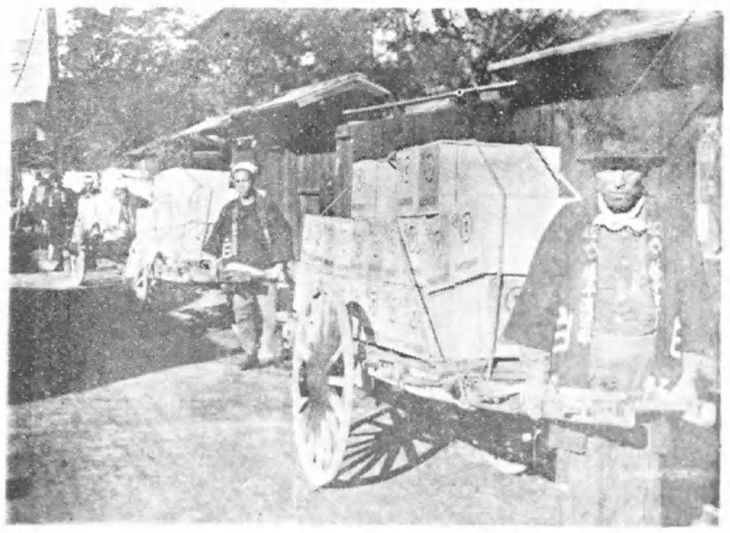

農村生産品販賣組織

一、農產品の販賣組織

農業者が農業の經營を行ふは其生產品を賣却し以て自己生活の資料を得るを以て目的とする營利的なる事は喋々を要せざる所なり卽ち最小の勞費を以て最大の生產を爲すこと及び其生產物を有利に販賣することは農業經營上二大要締なりとす。然るに生產の分業は生產能率を高むるものなるを以て商的行爲は寧ろ之を商業者に委し、農業者は專心生產の增加に努力するに向かふと云ふ如き誤りたる觀念に禍され、兎角中間商人に乘せられ利益の大部分を壟斷されむとするが如きは誠に遺憾とする所なり。

農業生產品の取引改善卽ち仲間商人の省略、取引經路の簡單化は、生產者の自覺によりて當然行はざるべからず。近時出荷團體を組織し、生產者自らの力に依つて出荷する機運に到達し出荷團體の活動漸次旺盛ならんとす。誠に喜ぶべき現象なり。現在これを全般的に見れば至つて小部分にして其多くは商人の手に依て出荷さるゝ狀態なり。

現在行はれてゐる取引の經路を示せば、

(一)生產者→地方仲買→地方商人—市場→問屋—市場→仲買人→小賣商—消費者

(二)生產者→地方仲買—地方商人→市場→問屋—小賣商→消費者

(三)生產者→地方商人→市場→問屋→仲買人—小賣商—消費者

(四)生產者→地方商人→市場→問屋→小賣商—消費者

(五)生產者→市場→問屋→市場→仲買→小賣商→消費者

(六)生產者→市場→問屋→小賣商→消費者

都市販賣の經路は以上六通り中其何れを經るもので地方仲買の介在する場合は生產者多數にして各小量宛の生產を爲す場合に多く、生產者直接市場商人に出荷し來る場合は生產物が相當多量に纏つてある場合、若しくは生產者の組織せる共同出荷團體の出荷に之を見ることが出來るのであります。

更に之を圖解すれば

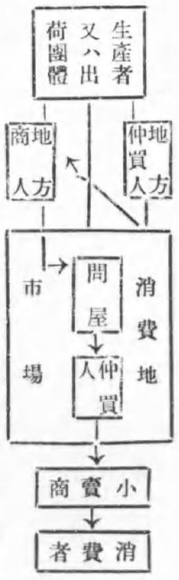

(參考の爲め橫濱中央卸賣市場の蔬菜並に果實の取引經路を圖解すれば次の如し。)

御所柿　　櫻桃

(四ノ其)ルテツレの定制會本　　(三ノ其)ルテツレ定制會本

簡易陳列用器(紙ルール製)

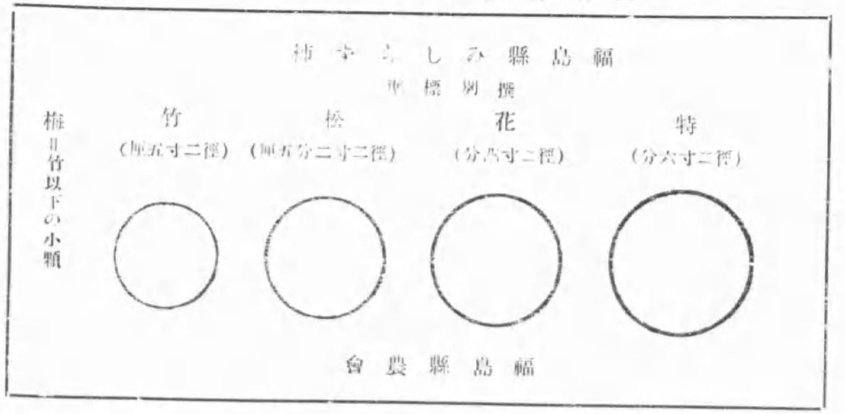

取引經路
綜合式單一側
青果部ノ內青物

◎卸賣會社ハ既設市場業者竝同屋ヲ以テ組織スル株式會社トシ左ノ機能ヲ有ス

一、生產者荷主ヨリノ荷受ケ
二、同上ニ對スル仕切通知竝代金仕拂
三、生產者、荷主買出人ノ奬勵施設
四、市場ニ對スル使用料保證金其他納金及諸稅ノ納入
五、其他一般株式會社トシテノ業務
六、賣場ハ從來ノ取引慣行竝生產者、荷主トノ緣故ヲ尊重シ既設市場業者、問屋ヲ以テ之ニ當テ荷受ケ販賣ノ業務ニ當ル（賣場ニハ適當ノ雛臺ヲ設ク）

◎現在ノ小賣人ヲ以テ、信用組合ヲ組織シ各自出資、小賣人奬勵ヲ資源トシ卸賣會社ニ對スル保證機關タラシム

取引經路
京都式單一部
青果部ノ內果物

一、卸賣會社ハ現在ノ橫濱乃代町果物問屋組合員、臺灣產青果橫濱仲買組合員ヲ基礎トシテ組織セル株式會社又ハ合資會社トシ卸賣人トシテノ一切ノ機能ヲ有セシム
二、賣場ニハ適當ノ雛臺ヲ置ク
三、賣場ノ從業員、雛人ハ現在ノ組合員ヲ會社ノ使用人トシテ之ニ充當ス
一、仲買人ハ橫濱乃代町果物問屋組合員、臺灣產青果橫濱仲買組合員ニシテ卸賣會社ノ役員從業員トナラサルモノ及其他ノ仲買人ヲ以テ參加セシム
二、仲買人ニハ便宜準則組合又ハ任意組合ヲ組織セシメ相互ノ協調融和ヲ圖ラシム
一、小賣人ニハ青物、果實ヲ通シタル信用組合ヲ組織セシメ各自ノ出資ト卸人又ハ仲買人ヨリ受クル奬勵金ヲ資源トシテ資金ノ充實ヲ圖リ現金取引ノ實行ヲ期ス

農村生產品の其委くを生產者自らの力に依つて直接市場に出荷し得る域に進める事が、配給改善の理想であり之に依りて是迄中間商人の利得たりしものは農業者の利得と轉換され、加ふるに取引の敏速と商品の新鮮によりて消費者の最も歡迎する所となるのである。

然らば吾人の提唱せんとする系統農會の販賣斡旋事業狀態は如何と云ふに述べ擧ぐる迄もなく農會は農會法に依り農業の改良發達を圖るを目的とする農業者の自治機關にして全的に亘り左圖の如き系統的組織を有す。

而して農會は其目的を達する爲最近年額三千五百萬圓の經費を以て農業の指導奬勵、農業者の副利增進、農業に關する研究調査及農業に關する紛議の調停仲裁等各般の事業を行ひつゝあるも、就中近年各級農會を通じ特に力を注きつゝあるは農家生產物の配給改善に關する事業でありまず卽ち從來本邦に於ける農家生產物の販賣に關しては農業生產技術方面に比し一般に等閑に附せられ勝ちなりし爲め、其組織の方法發達極めて遲々たりしが、歐洲大戰當時に於ける經濟界の進展を機とし、農家經濟の改善を圖る爲めには生產物販賣組織及方法を改良するの極めて緊要なるを痛感し、爾來各級農會は協力本事業の發展に努むるに至つたのであります。而して農家生產物の販賣斡旋事業は產地に於ける共同販賣事業と相俟ちて系統農會の農家生產物配給改善事業の中樞を爲すものにして全國主要都市所在の農會販賣斡旋所は大正七年經濟界の機運に促されて大阪及神戶に設けられたるを嚆矢とし翌八年東京、橫濱及門司販賣斡旋所の開設を見大正十四年更に札幌販賣斡旋所の增設せられまして、其販賣斡旋金額の如きも（購買斡旋金額を含む）大正七年度には二萬六千圓に過ぎざりしが翌八年には百五十萬圓に增加し、更に其後累進的に增大したる結果昭和三年度には千三百萬圓の巨額に達し以て本事業の如何に現下農村の要求に合致せるものなるかを示して居ります。而して昭和四年七月以前に於ては、之等六販賣斡旋所は全國を三區に分ちたる道府縣農會聯合により經營せられたるものにして、卽ち東京、橫濱及札幌の各販賣斡旋所は北海道、關東及東北一道十七縣農會大阪及神戶の共は關西中國二府十八縣農會又門司の共は九州七縣農會の夫々聯合經營に屬せしが、最近輸送機關の發達及農業生產技術の進步に伴ふ農產物新產地の勃興等に因り農家生產物の配給は其範圍全國的に擴大し且其組織は複雜化し加ふるに中央卸賣市場等の配給組織の變革起りまして、之等販賣斡旋所は之を全國

的統一組織の下に經營するにあらずんば到底其機能を充分發揮し得ない樣になりました。茲に於て帝國農會は各方面の要望に從ひ昭和四年七月一日、從來の前記六販賣斡旋所竝に京都販賣斡旋所を統制し、超えて五年四月一日には名古屋販賣斡旋所を增設し、以て系統農會の配給改善組織の中樞として全國生產者の出荷品の酒給の統制に當り今日に至りたるものであります。今本縣が帝國農會販賣斡旋所を利用したる最近の成績を擧ぐれば次の如し。

昭和二年	三五、〇六四圓	昭和三年	去、六五四圓
昭和四年	一三〇、二三四圓	昭和五年	九九、二〇四圓

二、共同販賣の利益

社會の經濟組織は時勢の推移に伴つて發達し、亦農產物の取引組織も刻々として更新せられて行くものである。我國六大都市には中央卸賣市場法が實施せられ、之れに依る中央卸賣市場は近く各都市に建設せられ、小賣市場の完備も亦近きにありとする。之等は何れも消費地たる都市に於ける取引組織の改善であり、革命である。然るに農業者が其生產物の販賣に眼醒めずして、此大勢に對應するの施設を爲さなかつたならば、當然農業者は社會經濟の發達から取り殘さるゝ敗者となるであらう。而して此大勢に順應する爲めには、茲に農業者の共同一致の力に俟つより外には良策はない。

中央卸賣市場が完成するに至らば、前述の如く市場内に於て卸賣業を營む、所謂卸賣人は自ら其員數に制限せられ今日の問屋數より減するのである。而して一軒當りの取扱數量が急激に增加し業務が繁忙になれば、卸賣人としては自然纏まつた荷物を歡迎し、出來得る限り荷主にも滿足を與へんとして賣方に努力すると同時に個々の少量の品物……取引上引當にならぬ荷物には目を呉れない事になるであらう。又中央卸賣市場に於ける取引の方法は糶賣を原則と規定されてあるから、荷口の纏まつて等級の判然した荷物は見本取引が出來るから、卸賣人の手數を要しない丈け高値に賣らるゝことになる。又市場内には專用引込線が敷かれてあるから、小運送賃も現在より著しく輕減され、又纏まつた荷物であれば貸切扱に依りて最も低廉な運賃で出荷し得る利益があることになる。

中央卸賣市場制度は消費地に於ける販賣組織の改善に一新紀元を畫するものであるから、生產地に於ても速に共同出荷の組織を整へて之に對應すべく努力することが刻下の最大急務である。

資本主義の現代に於ては小資本家は大資本家に、小企業家は大企業家に壓倒さるゝのは經濟組織の變遷に伴つて已を得ない事であつて、殊に農業の如き小企業に於ては此迄の樣な個々の小量の取引を止めて必ず統一ある組織に依り大量的に販賣する方法に改めなければならぬ。

農產物の販賣方法を改善して最大の利潤を得ようとするには如何なる方法によれば良いか、それには先づ其生產物を商品化すると云ふ事が必要である。生產物の商品化を圖るには、

一、優良品にあること
二、大量生產にあること
三、統一ある生產に爲すこと
四、出荷を連續せしむること
五、荷造の改善統一を期すること
六、需要を多からしむること
七、大量の取引を行ひ販路の擴張を圖る
八　產地價格を引揚げ商品的價値を向上する
九、市場との取引を確實にすることを得る
十、共同の力に依り市場の價格を制御する

等の重要條件が必要であるから、出荷組合の如き團體を組織し以て生產も販賣も其總てを共同的に經營しなければならぬ。(右出荷組合は市町村に對立するものにあらずして農會の事業部門の意味に於て設立すること)

三、出荷團體

農產物の共同販賣を實際的に行ふ爲めには各生產者の團結によりて出荷團體を組織することが最も合理的であり、斯の如き方法迄進歩せしむることが眞の共同出荷時代を出現せしめる所以であつて茲に始めて生產者共同の利益をはつきり現はすことが出來るのである。出荷團體に於て行ふ事業は

一、生產物の共同販賣を行ふこと
二、生產物の增殖、宣傳及改良奬勵を行ふこと
三、販路の擴張及市場調査を爲すこと
四、販賣品の檢査竝選別、荷造の指導を爲すこと
五、右の外販賣に關する一切の事業

であつて共同販賣の利益は此の出荷組合の活動に依つて實現さるゝのである。茲を以て農林省を始め各府縣共之が設立に對し助勢の途を講じ專ら之が設立普及を奬勵して居る所以である。殊に商工省に於ては出荷組合設立に對して補助奬勵の道を開いてある。(附錄參照)

四、出荷團體經營上の注意

出荷團體が組織され、或る程度迄組合員の統制に依りて生産物の價値が向上し、生産物の販路が擴張する樣になれば、今迄組合へ加入しない者の生産物迄が其恩惠に浴することは勿論であるが、此場合此恩惠は團體を組織した組合員の力に依るものであるから、之等組合員は組合に加入しない人から見れば一の犧牲者と云はなければならぬ。こんな事を承知しながら飽く迄組合に加入することを肯んじないものゝあることは道德上許すべからざることであるから適當の方法を以て全部組合へ加入せしむることが組合の力を強固にし益々組合を發展せしむる所以である。

一、組合員の共同訓練

組合の共同事業は組合員が、其仕事をよく理解すると云ふことが大切の事柄であるが、共同的によく訓練して、如何なる商人の誘惑があつても、動かないと共に、自己の生産品は必ず組合の手を經てゞなければ、出荷しないと言ふ組合員の腹が決るならば、出荷事業の發達は當然のことである。故に、組合員の共同訓練、而も精神的の一大團結たらしむることが最も肝要である。

二、品種の改良と統一

都市に於ける消費生活は日に〳〵向上し、殊に食糧品に對する嗜好も進化しつゝある。亦一市場に對して供給する生産地も澤山ある。今後の市場戰爭に於ては價格（品質のよい割合に）の廉なることゝ、品質が優良であることでなければならぬ。

彼の奈良縣に於ける大和西瓜、宮崎縣に於ける早生黑皮南瓜、宮崎縣に於ける白菜が最近僅かの間に市場に於て其存在を認められ、市場に於て大和西瓜でなければならない或は日向南瓜でなければならない迄に市場の需要を喚起したのは、優良品種の統一が行はれた結果である。然も其品種が吾國に於ける家庭の消費生活とよく合致した點にあると思ふ。不良の品種は漸次市場に於ける競爭から淘汰されつゝあるから品種を改良して消費者の需要に副はしめ、之を統一して商品としての價値を高めることが肝要である。

三、栽培技術の向上と統一

品種の改良統一が行はれても、栽培技術が改善されなければ、優良なる生産品を作り出すことは至難である。肥料の施用量或は施用時期の如き剪定整枝の方法、病蟲害の防除法等之が周到を期せなければならない。殊に栽培方法を統一して、生産品の品質がよく統一されて、是を組合荷造するも何等不都合のなき迄に統一したる栽培方法を行ふことが必要である。

四、市場の嗜好

市場の嗜好は市場によりて異り亦絕えず進んで居る。故に共同出荷上に於ては市場の嗜好をよく調査して、無論生産上に於て市場の嗜好を酌量すると言ふ必要があり、出荷上に於ても亦嗜好の異るに從つて出荷の方針を樹て直さなければならない。

五、相場の變動

共同出荷の實行に當りて當務者は、消費地即ち市場に於ける市況を詳にする必要がある。市場に於ける相場は絕えず波狀を畫いて動いて居る。其相場のアユミに通曉する必要がある。

市場に對する出荷の時期、供給の狀態、需要の程度、消費者の嗜好變遷、市場相場、市場相場の變動原因、競爭地の生産品の品質等に付、深甚の注意を拂ひ、之に順應して出荷配給の計劃を樹てる必要がある。

出荷直前に於て市場を視察し尙出荷最盛期に於て、市場をよく調査して相場の變動、荷動きの狀態を知ることが肝要である。

帝國農會各販賣斡旋所では、市況の報導機關として「市況通報」を發刊して有償配付を行つて居るから出荷者は常に之を利用することが必要である。

市況通報の定價と發行所を示せば

名稱	發行日	定價（郵稅共）
京濱市況通報	一週二回 水、土	一ヶ月 五十錢 半年 二圓七十錢 一ヶ年 五圓
京阪同	同	同
神戸同	同	同
門司同	同	同
札幌同	月三回	半年 八十錢 一ヶ年 一圓五十錢
名古屋同	同	半年 一圓 一ヶ年 一圓八十錢

見本は御申込みに依て何時でも無料で送付するそうであります。

六、市場商人の選定

共同出荷に當りては、先づ市場商人に委託賣買の方法を

發行所	振替口座
東京販賣斡旋所	東京四六五〇〇
大阪販賣斡旋所	大阪四五二三八
神戸販賣斡旋所	大阪七七五三〇
門司販賣斡旋所	下關三三二三
札幌販賣斡旋所	小樽九一九一
名古屋販賣斡旋所	名古屋二五六六

採らねばならぬ。委託問屋の選定に對しては深甚の注意を拂ひ殊に第一の資格條件としては、其商人の信用問題である。資產ある者必ずしも信用があると言ふ譯ではないが、市場商人の信用は、其人格と業務に對する手腕力量によつて

決定せらるべきものである。

大都市の市場では自ら分業化し、蔬菜の中でも土物あり高等野菜あり、料理屋向きあり、果實にしても、苹果を主とするもの、蜜柑を主とするもの、バナヽを主とするもの等がある。蔬菜の問屋に果實を、果實問屋に蔬菜を出荷しても有利に販賣することは出來ない。

七、商人の妨害運動

團體出荷の實行は、産地商人に對して、一大打撃なるが故に、彼等は死物狂となりて、之を破壞すべく各種の妨害運動を試むるものである。或は犧牲相場を現出して、市場價格以上の産地相場を現はして農業者を迷はしめ、或は農業者の資金需要期に際して前貸をなし、或は現品引換に代金を支拂ふと言ふが如き方法を講じて、誘惑を試み、相當の犧牲を拂ひ、相當の損失を覺悟して極力妨害せんとする此場合若し、生産者に團結力弱く共同出荷の團結敗れんか、彼等は一層、暴威を振つて前の損失を取り返し益々農業者を苦境に陷れんとするのであるから大に注意すべきである。

八、競爭地の作柄調査

同一市場に出荷する特産地は多々ある、其特産地の作況を調査して、自己の組合が本年如何なる出荷方法によるべきかを考へねばならぬ。なるべく其市場に荷閊せぬ時を選びて出荷する樣に配給の計畫を樹つることが肝要である。

九、出荷の配給調節

市場の價格が需給關係によりて決定せらるゝことは勿論であるが故に、生産地としては出荷の配給調節を行ひ、一市場に多くの物資を集めない、卽ち各市場の消化力に應じて出荷することが肝要であり、夫れによつて市場價格の暴落を防止することができる。

然し出荷配給は一組合のみでは、其効果を危まれるのであるから地方的に、或は全國的に之を調節して、市場に於ける需給の均衡を保つことが必要である。

一〇、出荷の時期

生産物の種類によりて夫々出荷の時期は、大體定つて居る。然るに之に思惑が加はり、賣り惜しみと言ふやうなことから出荷の時期を失し、或は思はぬ損失を蒙らねばならぬこともあるから、此點特に注意を要する。

一一、契約を重んずること

市場取引は信用取引であるから、一度約束したることを不履行の場合起らんか、遂には不信用となり、取り返しのつかぬことが起つてくる。殊に最近出荷團體が市場に於ける委託問屋と、一定の契約書を締結しながら、出荷上の契約を履行せざるものが少くない。斯の如きは充分の注意を要する事項であつて、却つて夫れがために市場商人から出荷團體が不信用となる場合が多く、出荷事業の發達を阻害すること甚しい。

一二、出荷は迅速に繼續的

出荷の遲速は商機と密接の關係を有し、延いては取引價格に影響する場合が起つてくる、市場に於ける供給不足のため、需要殺到して出荷團體に對し委託問屋より出荷を促すも其返電すらなく、遂に商取引の圓滑を缺く場合が起つてくる。是では委託問屋として、誠心誠意出荷團體のために盡すことも出來なくなる。故に出荷を迅速にし、然も連續的に出荷して、市場に生産品の絶えないやうにすると共に生産地としては平均價格に於て賣り上げると言ふ方法を採らねばならぬ。

一三、廣告宣傳の必要

廣告宣傳の必要に對しては、最近各生産地に於ても大いに認めてきた、宮崎縣に於ける日向南瓜が一、二年の間に遠く東京の市場迄販路を擴張したことは、慥かに宣傳の効果である。

農業生産品は、他の商品に較べて比較的安價なるが故にレッテルの如き、疎んぜられて居たのであつたが、最近意匠に於ても相當考慮されて來たのは出荷上に於て其必要を痛感した結果である。

北米加州柑橘業者組合が廣告部を置き新聞雜誌の宣傳は勿論、消費の方法にまで、微に入り細をうがつた宣傳振は大いに學ばねばならぬ。從來吾國では廣告宣傳の費用として計上されたるものが少いのであるから、今後の共同出荷上に於ては、共經費を相當に見積り、廣告宣傳を徹底的にやる必要がある。

要するに共同出荷は、時勢の變遷に伴ひ、經濟組織の進むに從つて出荷者の一大自覺を要する處であつて、是を實行するは時代の要求であり、之を實行せざるに於ては、常に市場の落伍者とならなければならない。

故に吾々は共同出荷を徹底的に實行して

(一)常に大なる供給者たること

(二)統制ある共同出荷を行ふこと

(三)出荷機關の運用に適材を選ぶこと

等によりて市場戰爭に於ける、優勝の位置を占めなければならぬ。場合によりては生産者卽ち供給者であり得ない場合がある。吾々は生産者であると共に供給者であるべく共同出荷の必要を力說するものであり、殊に統制ある出荷によりて、市場に於ける一大權威者となり、出荷團體の手に於て市場價格を制禦する迄に進めなければならぬ。然も機關の運用に適材を配して健全なる發達を圖ることを得たならば、眞に理想的の共同出荷が行はれて、農業生産の最終の目的であり、最大の目的である、生産品の經濟的處分合理的處分が行はれて、生産者共同の利益を益々增進し農村の堅實なる發達を圖ることが出來る所以であると信ずる

五、仕向市場の選擇

生産物販賣上に於て最も注意を要することは仕向市場の

撰擇である。此の仕向市場の撰擇を誤まると如何に優良な生産物も眞價を認められざるのみならず、大なる損失を見ることがある。同一の品種で同一の品質であれば何れの市場に出荷しても略同一値段で販賣が出來ねばならぬが、實際に於ては決してさうでない場合が多い。故に仕向市場を主體とした生産をせなければ、最後の有利なる販賣は困難である。仕向市場の撰擇は如何なる方面に注意すべきかを述ぶれば

一、消費量の調査

東京、大阪市場に於ける消費と北海道地方の各都市における消費とは大なる懸隔ある。然し此の消費量は決して其市場及附近の人口の多寡に依つて測定は困難である。故に各都市の消費量を調査して仕向地別出荷數量を決定せなければならない。今假りに消費量の少い市場に大量生産物を出荷したる時には之れを高値に販賣が出來ざる事は明である。又大量消費量のある市場に小量の出荷をなしたる場合は其の出荷物に權威なく、之れ又高値に賣行ことは困難である。

二、出廻り狀態の調査

例へば玆に生柿を東京市場に出荷する場合に於て、東京市場には如何なる地方から何程の數量が何時頃出廻りつゝあるかを調査することが肝要である。甲地よりも乙地よりも乃至丙丁地が一時に生産をなし、一時に同一市場に仕向ける時に於ては必らず其處に需給の圓滑を缺き、市場に滯荷を生じ、充分の販賣が出來ない事は勿論である。故に仕向市場に於ける出荷競爭地(敵地)の作柄や出廻り狀態の調査をなし成可く市場に品薄の際出荷する樣栽培方面其他に注意が肝要である。

三、嗜好の調査

品質が如何に良好であつても荷造りが如何に申分なくとも、且又出荷時期が當を得て居ても其の市場の嗜好に適せないものは、之れを有利に販賣することは出來ない。例へば促制胡瓜の如き鮮青色の胡瓜は東北各市場では最も歡迎せらるゝが、之れを東京や大阪市場に仕向けた時は決して高値に賣行くものではない。卽ち東京や大阪市場に於ける胡瓜は馬込半白の如き半白のものが市民の嗜好に適し、全體が鮮青色である胡瓜の如きものが嗜好に適せないからである。又北海道地方に於ては比較的安値のものが歡迎せられ、東京市場に優良品が特に高値に賣行く如きも其の一例である。然して此の嗜好は決して一定不變のものではない例へば東京大阪の市場に於ては鷄卵の如き從來地卵と云へば必らず白色卵でなければ賣れなかつたものが、近時赤色卵が相當歡迎せられ、寧ろ或る場合には白色卵より赤色卵を希望せらるゝ樣になつた。今關東方面と關西方面と嗜好の相違せる主なる點を擧ぐれば左の通りである。

種別	關東市場	關西市場
人參	西洋種の如き色よりも香味のよきものを好む	金時人參の如く香味少きも鮮紅色のものを好む
大根	練馬種の如き白頸のものを好む	宮重、聖護院種の如き青頸のものを好む
牛蒡	長大にして肉多き柔きものを好む	香高く三尺前後の太きものを好む
山葵	粘氣少く肉質の靑味あるものを好む	肉質白くして粘氣强きものを好む
柿	樽柿を好む	みしらず柿を好む
		蜂谷柿を好む

四、荷造りの調査

荷造りに關しては輸送上の便益其他を考慮するは勿論であるが、又仕向市場に歡迎せらるゝ荷造りをなすことが肝要である。又中繼市場に於ては轉送をなす場合、產地よりの荷造りでは再輸送の出來ない事がある。一應開裝を要する樣なものは荷傷みを來さゞる限り簡便の方法を採ると云ふことが結局有利な譯である。

五、商習慣の調査

各市場に於ける商習慣は各異なつて居る。關門市場の如き靑物の大部分及果實の一部にも九掛取引を行つて居る所もある。同じ斤建と云ふても百二十匁、百六十匁、二百匁と各市場に於て異なつて居るから往々不案內の爲意外の損失を見ることがある。又「入レ目」や「數取」と稱するものも處々で異なつて居る。特に電報等で市價の照會をなす時等は此の取引習慣を知悉して居ないと飛んだ迷惑を來すことがある。

六、取引商人の調査

市場に於て直接販賣をなすことは近距離の場合の外は到底困難である。自然遠距離の市場には委託販賣をせなければならんが、此の際委託商人の選定を誤ると今迄汗水垂らして生產したものも全く水泡に歸する場合がある。大市場になればなる程市場問屋の取扱品目は單純にして靑物、土物、果物等夫々專門的に取扱つて居る。玆に靑物問屋に果實を委託しても其の結果多くは不成績に終ることは明かである。取扱問屋を撰擇する場合に於いては其の問屋の信用狀態、特に資產狀態、販賣技術の巧拙等は充分に調査せなくてはならん。市場商人の奸策として常に呼び出しと稱する方法を以て生產者を瞞着し、或る出荷組合の如きは此の手に乘せられ終に解散の止むなきに到つたと云ふ例は幾多もある。幸にして目下大市場には帝國農會及府縣農會の販賣斡旋所が設置せられて居るから、此れを利用することは最も安全である。

七、市場と運賃との關係

自己の生產物を直接運搬する時は、餘りに關係なきも特に鐵道輸送の場合の如きに於ては一般生產者は鐵道貨物輸送に關して全く冷淡である。又小運送賃の如きも一個どの位の積込、卸配達を要するかと云ふ事も殆んど等閑視して居る。特に大量生產のある場合の如きは發着各運送店を指

定し迅速叮寧且低廉に取扱わしむる様なすことが肝要である。現在の如く交通通信の發達した時に於ては各市場の市價は大體平均相場を呈し一市場に於いて突飛の高相場を見ることが少なくなつたのであるから、手取金の多寡は諸掛費の多少に左右せらるゝものであるから運賃の如き決して輕視は出來ない。

六、市場取引の惡弊

現在市場に於ける取引の方法が不備であり、長い間の惡弊なるものがあつて、此惡弊のために生産者の受くる不利益は甚だ少くない。

イ、市場に於ける九掛取引

全國に於ける大部分の市場は、實量取引でなく、九掛取引である。九掛取引とは正味十貫目あるものは九掛、卽ち九貫目を以て取引數量とするものであつて、正味量より一割を天引することである。之れは蔬菜のみならず果物とても銀杏、栗の如きは九掛取引である。又松茸の如きは最初の走り物は正味掛であるが、相當出廻りを見る様になると九掛に代るものである。其他個數や本數で賣るものは百に對し五分以内の入目をする場合もある。此九掛取引は全國の大部分の市場に於て行はれて居る惡弊であつて天引一割の損失であるが、夫れも九掛相場と、掛切相場とを比較して九掛の方が一割丈け高價ならば其是非は問題ではないが大體に於て斯の如き差異を見出し兼ぬる場合が多いから此惡弊は必ず改善しなければならぬと同時に出荷者は豫め此等の事情を了解し置いて貰はねばならぬ。

ロ、青果問屋迭金遲延

遠隔地に出荷して代金の廻收が遲延することは出荷者の最も苦痛とする處で、いくら高價に販賣が出來ても代金の廻收に手間取る様では、却つて安くとも代金の早きを望むべきである。不正問屋は出荷者から再三の催促を受けても送金せず、遂には訴訟沙汰になるものゝ如きものもある。

惡辣なる青果問屋は委託を受けすして買取販賣をなし、代金を遲延せしめ或は內金を渡して殘額を支拂はないものもある。斯の如きは現在市場組織の不備なるを物語るものであつて、青果問屋の資產信用狀態を向上せしめ、市場組織を整備せしめ以て斯の如き不都合を演ぜしめない様にすることが肝要である。

ニ、仲買人の證票改竄

果實の取引に際し仲買人から小賣人に渡す場合、仲買人は其のレッテル又は證票を改竄して、例へば某地の二等品を一等品として販賣するものがある。然し小賣人に於ては仲買人の不正手段であることを知らないから結局產地の聲價を落すことになる。產地では組合を設け荷造上周到の注意が行はれても仲買商人の不正手段によりて特產品の聲價を低下せしめ、其損失は全生產品に及んで來る事になる。近年西瓜に於ても貼付したるレッテルを再使用するが如き

商人もあるから注意しなければならぬ。

ホ、市場に於ける秘密取引

青果市場の取引が公正を缺き、秘密取引の行はれて居る處がある。セリ賣買ならば取引も價格も公正であるが、相對賣買卽ち符牒や袖の下取引が行はるゝから生產者は全然知ることが出來ない。

七、販賣斡旋所事業

農產物の商品化や、共同販賣の實行を期するには必ず生產者と市場との間に立ちて共連絡を圖り、又は販賣を爲す機關がなければならぬ。帝國農會に於ては全國主要都市に販賣斡旋所を設け、又本縣農會ではこれと連絡を緊密にし專ら農業者と市場との中間に立ち市場に於ける農業者の代理機關となりて、農業生產物の販賣を有利に斡旋すると同時に農業用品又は農家日用品の購入の仲介をもし、專ら農業者の利益の增進を圖りつゝあるのである。

現在の如く市場組織の不完備や取引方法に缺陷があつては生產者は出荷上非常に不安を感ぜざるを得ないのである販賣改善上に於て販賣組織を改めることは無論必要であるが、此の外代金の廻收を敏活ならしむることも亦必要な事である。遠隔地の生產者は代金の廻收に不安を感じ市場へ出荷することの有利なることを知りながら、此等不安の關係上出荷を見合せて產地にて仲買人に販賣しなければならないことになる。販賣斡旋所は此間に立ちて、最も合法的に、只生產者の副利增進と云ふ事を「モットー」とし、全然生產者の代理者として出荷品に對する全責任を負ふて代金の廻收迄行ふのであるから、生產者は安心して生產物の販賣を託することが出來るのである。

農業生產物を販賣し、又は農業用品の購入を爲さんとするものは、必ず此販賣斡旋所を利用して出來得る限り自己の利潤の多きを期することが現代の進んだ農者と云ふべきである。販賣斡旋所の事業內容を擧ぐれば左の通りである

一、販賣斡旋所の所在地と設立の年

東京	販賣斡旋所	東京市神田區山木町二五神田市場本館三階　大正八年設立
橫濱	販賣斡旋所	橫濱市平沼町一丁目四七　產業會館內　同　上
大阪	販賣斡旋所	大阪市東區京橋二丁目七ノ一　大正七年設立
神戶	販賣斡旋所	神戶市下山手通四丁目　兵庫縣產業奬勵館內　同　上
門司	販賣斡旋所	門司市仲町三丁目一六七九　大正八年設立
門司	販賣斡旋所	
同	福岡出張所	福岡市　福岡縣農會內
同	長崎出張所	長崎市　長崎縣農會內
札幌	販賣斡旋所	札幌市北三條西七丁目一　大正十三年設立
札幌	販賣斡旋所	

函館出張員　北海道函館市海岸通六四　昭和五年設置
京都販賣斡旋所　京都市七條
京都市中央卸賣市場事務所內　昭和二年設置
名古屋販賣斡旋所　名古屋市中區新榮町
愛知縣農會內　昭和四年設立

一、販賣斡旋所の事業の概要

1　穀菽類の販賣斡旋
2　果實蔬菜類の販賣斡旋
3　副業生産品及加工品の販賣斡旋
4　市況通報の發行
5　市況の調査速報
6　取引商店の信用調査
7　主要農産品の需給狀態調査
8　荷造、選別及出荷の指導
9　出荷品の配給調節
10　出荷品の消費宣傳

一、販賣斡旋所利用の順序と手續

販賣斡旋所の斡旋に依て農産物を大都市へ出荷販賣せむとするには先づ販賣せむとする品目、出荷豫定數量、選別荷造の概要、出荷豫定時期等を記して斡旋所へ通知を願ひます、然る時は販賣斡旋所はそれに基いて其都市へ向く樣な選別荷造竝に出荷の方法、出荷の時期、出荷先（商店へ直送する場合と斡旋所宛として斡旋所にて配給する場合とあり）等一切の點に付て回答を致しますからそれに依て出荷をすればよろしい。

而して出荷と同時に（出荷の都度）品目　數量、出荷月日出荷先等を記した出荷通知を斡旋所宛送付を願ひます。

販賣が終了すれば共都度販賣した商店から仕切通知（委托販賣の場合）が出荷者へ發送せられ代金は斡旋所にて取立て精算書と共に出荷者へ送ります。

一、各種調査を依頼するには

例令ば從來出荷したことのない副業品又は果、菜類等が有利に取引出來るか否か等に付て之等の調査を申込むには必ず調査すべき事項と「見本品」の發送を願ひます（既に取引せられて居る品物は見本品は入りません）

然る時はなるべく速に調査して回答致します。

附記

札幌販賣斡旋所指定問屋店名

（昭和六年十月一日現在）

（準指定問屋）

小樽市驛前　北印　藤合合名會社
室蘭市海岸町　〃二　今野專三郎商店
小樽市花園町　一タ　井川種三郎商店
札幌市北一條東三丁目　㊞　札幌市場株式會社青物部
札幌市南一條西一丁目　市印　札幌青果市場株式會社
小樽市稻穗町西七丁目　㊧紀の國屋　進藤好照
小樽市稻穗町東三丁目　㊧　不宝友次郎商店
函館市地藏町四十二　△二　勝木合名會社
旭川市六條通六丁目　旭川市場株式會社
室蘭市海岸町　▲▲　室蘭產物市場
釧路市西幣舞百五　㊧　相模屋商店
帶廣町四三條六丁目　一△　帶廣魚菜市場株式會社

注意

1、前記指定店へノ出荷ニ對シ從來出荷者ト當所（出張所）トノ連絡ヲ欠クタメ販賣督勵ハ勿論代金回收等ニモ屢々事故ヲ生ジ相互迷惑ヲ來タルニ付今後出荷ノ際ハ必ズ其ノ都度當所へ御通知相成度シ。

2、出荷通知ハ各市場分一枚ニ連記セズ一市場毎ニ通知スル事。

3、函館へ出荷ノ分ハ當所へノ通知ヲ略シ函館出張員事務所宛スル事。

（函館市海岸町六十四
札幌販賣斡旋所函館出張員事務所）

本會の販賣購買斡旋の方法

本縣農會は農產物の配給改善を計る目的を以て帝國農會販賣斡旋所と連絡を緊密にし農業者の爲め生產品の販賣及必需品の購買斡旋を左記に依り行ふ。

一、本會に販賣及必需品の購買斡旋を申込み得るものは農業に關する團體とす。但し本會に於て必要と認むるときは個人又は農家にあらざるもの申込を受理することあるべし。

二、販賣又は購買の斡旋を申込みたる後は之を取消し又は其の數量を增減することを得す。但し本會の承認を得たる場合は此限りにあらず申込の取消又は數量の增減により生じたる損害は申込者の負擔とす。

三、斡旋方法を分ちて次の三種とす。

1、委托斡旋（本會に物品を委任し販賣する方法）
2、仲介斡旋（本會仲介となり價額數量を協定取引する方法）
3、紹介斡旋（需要者、販賣者、價格等を紹介する方法）

四、本會に於て販賣、購買の斡旋を爲したるときは賣主は本會規定（使用手數料又は賣買徵收規程第一號）に依り賣上價格の千分の五を本會に納入するものとす。

五、委托斡旋は腐敗し易きもの、重量の減耗し易きもの又

は死傷の虞れあるものは之を取扱はず。

但し本會に於て斡旋を企劃する場合は此の限にあらず

六、委托斡旋品に要する運賃、荷造費、保管料等は申込者の負擔とす。

七、販賣を了し本會に於て賣却金を受領したる時は送金を要する諸掛並に第四項の手數料を控除したる金額を申込者に支拂ふものとす。

八、購買申込者は現品引取と同時に代金其他の費用を支拂ふものとす。但し本會に於て必要に應じ購買申込の際代金の全部又は一部を前納せしむることあるべし。

九、販賣購買斡旋品にして天災其他不可抗力に依る損害に對しては本會其責に任せず。

申込樣式（所屬市町村郡、農會經由ノコト、但シ急ヲ要スル場合ハ直接申込ヲナスコトヲ得）

販賣斡旋申込書

品名	等級	數量	價格	單價	摘要

右販賣致度御斡旋相成度候也

年　月　日

何團體名印

福島縣農會御中

購賣斡旋申込書

品名	數量	購入希望價格	希望着日期	希望着驛名	摘要

右購入致度御斡旋相成度候也

年　月　日

何團體印

福島縣農會御中

荷造の方法

一、選果

蔬菜果實の生産は天候に依りて左右せらるゝこと多く如何に栽培技術に熟練し、優秀なる手腕を有する當業者が周到なる注意と巧妙なる技倆を以て生産に努力するも其生産物が工業製品の如く形狀大小品質を統一すること不可能である。或は病虫害風干害の被害を受けたるもの或は外傷を蒙りたるものが出來るのである。卽ち其の生産物の上物、中物、屑物の別は自然に免れ難い所である。而して之等の生産物を市場に出荷する爲めに一定の荷造を必要とする。其の荷造りに當り、大小の形狀、整備せる形態、品質の優劣、成熟の遲速に依りて之を區別し選果することが必要である、然るに從來靑物市場に出荷されている荷造に就て見るに多くの生産者中には所謂「餡入り」と稱して上物の內部に中物や屑物を混入して中物　屑物を上物同樣の値段に販賣せんとし、或は「天地」と稱して容器の低部に屑物を詰めて上物の如く裝ひて、買手を瞞著せんとする者が尠くなかつた。之等は其の淺薄なる思慮誠に憐れむべきものである。何んとなれば市場に於ては如此奸策は直ちに曝露されるので、假りに數萬箱中僅かに、二、三箱の不正品あるも、之が爲めに生産者の信用を失墜し、永久に疑ひの眼を以て看られ、上物を屑物同然の値段に取引せられて大損害を蒙つている者が尠くはない。其損失たるや僅かに數箱を瞞著し得たる利益の數百倍に達するのである。

是れ卽ち荷造に際し嚴正なる選果を必要とする以所である。

二、等級

生産物の種類と市場の要求とに依りて、其の等級自ら異なるも、果實に在りては五階級位とし、蔬菜に在りては三階級乃至五階級と爲し、先づ代表的に一定の標準を定めて之に準據して最も嚴密に選別せなければならぬ。而して其等級の名稱に就ては、密柑、梨等は極めて劣等品に對してさへ或は大極上、世界一、天上、稀玉、大飛切、日本一、等徒らに誇張した名稱を附しているものがある。之等は名稱に依りて相手を瞞著せんとする心理より出發したもので

あらうが、古來より本場と謂はれてゐる生産地に於て其の幣が最も甚だしいのである。故に等級の名稱は一見して其內容を知り得る程度とし、眞實の內容の區別を有りるまゝ窺知し得べく工夫することが必要で、此意味よりすれば特花松竹梅と分つも可なるべく又雪月花、松竹梅鶴龜等に分つも一策である。

三、詰　方

詰方は容器に從つて工夫せなければならぬ。例へば樽類にありては車詰めと稱して縱に輪形に詰め、箱類にありては平詰と稱して平に數列に之を詰め込むが如く、自然區別がある。然れども何れの詰方も余り無理ならざる程度に於て、旁々相摩す位に密に詰めなければならぬ、密に詰めることは、一見品傷を起すが如く危惧する者あるも、緩に詰めるよりは反つて品傷は尠ないのである。容器に充分詰め込んで、蓋を釘付にする際稍困難な位に詰めるを以て適度とする。若し然らずして容器の側と同一平面以下に詰め込む場合は輸送されて、市場に到着後開箱すれば、隙間が出來て著しく見劣りするばかりでなく、內容の振動も多いから品傷が多く出るのである。

次に詰込量であるが、一段市場の商習慣に依るべきもので、余り重量の過重なるものや、容積の過大なものは、貨車の積卸し不便にして、取扱上困難多く、自然取扱粗雜になり勝ちで、之が爲めに荷造破壞の原因となり、多くの運

送費を要するのである。然らばとて余りに過少なるものは徒らに手數を要し運賃が割高になる。故に適當なる標準に依ることが必要である。

從來容器の外部に正味を標示しながら實際の正味量と異つて不足するものがある。又た故意に正味量を瞞着せんとする荷主がないでもない。假りに生産地に於て衡量十貫目あるものを出荷しても、輸送貯藏の際自然水分を失つて正味量が減けているから、果實や土物に就ては荷造の際特に注意して一割位の增量をした方が宜しい。

四、填　充

荷造をなす場合其の內容の個々の間隙を充たし輸送中に狀ける相當の衝動を防ぎ、又た容器の上下に之を敷きて內容品の品傷を防ぐために填充するのである。苹果、梨、ブドー、洋梨、トマト、大和芋、促成蔬菜等は荷造の際容器の內容を填充するか、干柿、桃、榧、莓松、茸等容器の上下に填充物を敷いてある。從來之等の填充物が不足のため內容品の品傷を起したり、又た反對に多量の填充をなして數藥を厚くして、恰も上げ底式に爲し、內容物を多量に粧はんとするが如きことをなすものがある。かくては市場に於ける生産者の信用を失墜せしむる不利があるから、其程度を誤らざることが緊要である。

五、緊締及結束

緊締は容器の釘付や、蓋の締め方を謂ふ。釘付に就ては容器の大さ、材料の質及厚さに依りて釘の大さを決めなければならぬ。徒らに大なるものも用ひる必要もなければ、又數多くの釘を要しないのである。容量に應じて釘付を嚴重にし　打方は內側に向け約六十度の角度に打込み、遠距離輸送又は數回積卸をなす場合は新釘を鹽水に浸して用ひるのである。又籠類の蓋はなるべく、堅く且つ密着せしむることが必要で、針金、麻繩を用ひて結び付けなければならぬ。容器の繩掛けは中繩の丈夫なものを用ひ、縱繩は必ず橫繩にかけて堅く結束し、縱橫に掛けなければならぬ。蔬菜類の一部のものは單に結束を以て荷造とするものがある。此の場合の結束は充分堅く堅括せなければ、往々輸送中脫漏することがある。

六、荷造の容積

荷造したるもの一個の重量百斤卽ち十六貫を以て限度とし、其の容積に就ても勞働者一人の自由に取扱ひ得るを程度とせなければならぬ、汽車便に依りて輸送する荷物は、貨車の大さを考慮し、有蓋貨車に積載し得る高さに應じて容量を定むべきである、假りに十五噸有蓋車を用ふるとせば、八尺の高さにまで積載することが出來る、然るに若し荷造の厚さ三尺ありとせば、二段しか積込むことが出來ない、然るに若し厚さ二尺とせば四段積込み得べきを以て貸切扱に依る場合には、後者の場合の方が遙かに運賃が割安になる利益がある。

又た一面に於て容器の改良に就ては二通りに之を造り一は進物用の容器とし、他は市場迄搬入する容器とし、前者は五百目乃至一〆目を程度とし、容器の體裁を飾りて美觀を主とし、容器の儘進物とせらるゝ樣にすれば自然消費も增進される。

七、標　示（レッテル）

荷造容器の外側に貼付すべき標示は可成看易き位置にしその紙質、色彩、圖案等に工夫し、一見消費者の購買慾を唆るが如く爲し、直覺的に其の內容品を示し、生産地を表象すべき意匠を凝らし相當經費を投じて其の商品の消費を增進せしむる手段が必要である。又た此の標示と相俟つて其內容品の品質、等級、數量、又は重量、生産者の住所氏名、個數（何ヶ口）出發月日等を別に看易き場所に表示することが必要である。

八、荷　札

荷造を終れば必ず荷札を附けることを忘れてはならぬ。荷札は荷物運送上の唯一の羅針盤である。故に荷札は成るべく質の强き紙質のものを用ひるか、布又は紙にて作られたる强靱なるものを用ひなければならぬ。共記載すべき事項は明瞭に記入し、品名、個數「何ヶの口」荷造主氏名荷受主の氏名及住所等に就き明記せなければならぬ。之等の記載事項が不明なるために、往々荷物の紛失誤着がある箱類を用ひて荷造りする場合は箱の外部に之等の事項を記入し更に荷札を各容器の兩端に附着せなければならぬ。殊に小運送の場合には可成見易き場所に荷札を着け置くことが必要である。

主要出荷品の荷造の實例

果實類

生　柿

一、不身知柿

等級　特（二寸六分以上）　花（二寸四分以上）
五五匁以上）　四五匁以上）

松（二寸二分五厘以上）　竹（二寸五厘以上）
三五匁以上）　二五匁以上）

梅（二寸五厘以下）　今年より直經により區別す
二五匁以下）

詰方　車詰

填充　なし

包裝　周圍に新聞紙二枚重ねになる樣に用ふ

緊締　結束石油箱大を用ふ

容量　五貫五百匁內外入とす

標示　品名　生産者　取扱者（レッテル聯農會にて統一せるものを用ふること）

二、御所柿　身不知柿と同樣

三、蜂屋柿

A、石油箱詰

等　級　特(六〇匁以上)　花(五〇匁以上)　松(四〇匁以上)　竹(三〇匁以上)　梅(三〇匁以下)其の他は不身知柿と同じ

B、樽　詰

等　級　箱詰と同じ
詰　方　車詰にして五側或は六側とす
填　充　なし
包　裝　周圍を新聞紙にて包む
緊　縮　結束新樽を用ひ其の上徑及深さ各一尺五寸の大きさとす
容　量　十貫內外を入る
標　示　詰箱と同じ

荷造上の注意

イ、熟度と大きさとを一定すること(澁柿に於て特に其要を認む)
ロ、長形の品種は之を横詰めにすること
ハ、醂柿には樽といはず、箱といはず成るべく容器のしつかりしたるものを用ひて澁がうまく抜ける樣に心掛けること
ニ、箱に敷く新聞紙又はハトロン紙は脫澁の上に必要なのであるから叮嚀に展べるのは勿論、抜けの悪い品種には二枚三枚通りにすること

梨

一、長十郎

容　器　本石油箱大
等　級　特(五〇匁)　鶴(六〇匁)　亀(七〇匁)　松(八〇匁)
容　量　正五貫詰
填充物　鋸屑、藁稈
詰　方　各顆を包裝紙にて包み周圍に新聞紙を敷き各段毎に填充物と共に堅く詰める
繩　掛　横二ヶ所、胴一ヶ所、縦一ヶ所、何れも二重廻し
レッテル　縣農會統一のものを用ふること

其他の品種は之れに準ず

二、ラフランス、ウキンターネリス

容　器　小箱、石油半箱
等　級　特(三〇ヶ以下)　鶴(三五ヶ以下)　亀(四五ヶ以下)
填充物　鋸屑、麥稈
容　量　正二貫目詰
詰　方
繩　掛　長十郎と同じ

荷造上の注意

イ、熟したるものを採取すること
ロ、選果を一層嚴にすること
ハ、古びた容器を用ひないこと
ニ、填充物に使ひ古しの紙屑を避けること

櫻　桃

A、一號箱

一、等級　松　竹　梅
二、詰方　ナポレオン　松(5×7×2=70粒)　竹(6×8×2=96粒)　梅(以下のもの)
　　黄　玉　松(6×8×2=96粒)　竹(7×9×2=126粒)　梅(以下のもの)
　　日の出　松(7×9×2=126粒)　竹(8×10×2=160粒)　梅(以下のもの)
三、其他の品質は之に準ずること
四、填充なし
五、包裝　容器の內部に硫酸紙を敷く
六、結束　二十箱を一梱となし三分繩を以て繩掛けす
七、容量　一斤箱とし箱の寸法左の通り

箱の寸法		ナポレオン	黄　玉	日の出
內　法	四寸(ツマ)	同	同	
外　法(縦)	六寸五分	同	同	
深　さ	松　一寸三分五厘	一寸三分	一寸一分	
	竹　一寸三分	一寸二分五厘	一寸一分	
	梅　一寸二分	一寸二分	一寸	

ハ、標示　品名、容量、等級、生産地、荷受問屋名
九、出荷　縣聯合會の統制によること

B、二號箱

一、等級　一號形と同じ
二、詰方　ナポレオン　松(7×10×21=140粒)　竹(8×11×2=176粒)　梅(以外のもの)
　　黄　玉　松(8×11×2=176粒)　竹(9×11×2=208)　梅(以外のもの)
　　日の出　松(9×12×2=216粒)　竹(10×12×2=240粒)　梅(以外のもの)

其の他品種は之等に準ずること

三、填充
四、包裝　一號形と同じ
五、結束　十箱を一梱となし八分繩を以て繩掛けす
六、容量　二斤箱とし寸法は左の通り

箱の寸法		ナポレオン	黄　玉	日の出
內　法(横)	五寸	同	同	
外　法(縦)	八寸	同	同	
深　さ(內法)	松　一寸四分	一寸三分	一寸一分五厘	
	竹　一寸三分	一寸二分五厘	一寸一分	
	梅　一寸二分	一寸二分	一寸一分	

標示、品名、容量、等級、生産地、荷受問屋
レッテル：縣農會統一のものを用ふること
荷造上の注意
イ、露の乾いた時に採取すること
ロ、過熟未熟に失せざること
ハ、色揃を一定にし腐敗粒損傷粒を除くこと
ニ、色澤をも等級に考慮すること

桃

容器に石油箱、石油半切箱、蜜柑箱、蜜柑半切箱等がある。何れにしても傷み易い桃のことであるから、熟度に留意するは勿論、容器も小形で一列並べにするが肝要である從つて石油箱の様な大きな箱を用ふるには、天津の様な比較的硬き品種に使用せられ、其他の優良品種には蜜柑箱又は其半切箱を用ふる、特に近年は半切的の特製化粧箱を使用する向きが多い。詰方は選別したものを一々上等な櫻紙で包み、縦四ヶ、横三ヶ列べの十二ヶ入とす、箱の底には一列に麥稈を敷き、更に紙を置いて果を列べ四圍並に果の間隙には木毛を填充して果の動搖を防ぐことにする、蓋の釘付けは最上部の箱に對し四邊に、下段は前方の中央部に一本の釘付けをし、多くは五箱を重ねて一梱とする、蜜柑箱の場合には矢張り果を一々包紙にて包み二段詰めとする而して各段の間には木毛、藁稈を填充し、叉底及側板に接するところにも藁稈を填充し、動搖を防ぐ、尤も底には藁稈の上に新聞紙を敷き其上に詰めて行くので、詰め終らば新聞紙を折り合せ蓋の釘付けをなし、二箱を合せて一梱とする。

桃の荷造に就て注意すべきは
イ、袋掛けのものは採取五日前に除袋し、日光に當て、色澤を鮮麗ならしむるに力むること
ロ、輸送距離に依つて異なるが、近い場所では完熟四、五日前、遠隔の地では十日前位に採取すること
ハ、多少に關らず傷物は絶對にとり除くこと
ニ、極めて傷み易きが故に、取扱に一層注意すること

葡萄

容器に籠と箱とあり箱は近年進物用としての化粧箱を相當見受ける。

甲州葡萄の籠詰　先づ底に麥稈を七、八分の厚さに敷き、其上に糸縦席の類を展べ、之に房を共儘果梗の方と先きの方と交互にぎつちり並べ、第二段を同様に積み、籠の八分目にて一籠一貫五百匁見當に詰め、其上に蓆を折返し麥稈を置き、レッテルを入れ、籠の縁に結付けた繩にて對角線的に左右兩側に縢り、之を二籠積重ね此者を横に二つ並べて横二ヶ所、縦一ヶ所を繩にて結び、更に其上に蓆類を蔽ひ横三ヶ所、縦一ヶ所、太繩の二筋掛けを行ふのである、木箱の荷造も竹籠と略同様にして、箱の底に麥稈を敷き更に新聞紙を展べ、果房を並列し正味一貫五百匁とし新聞紙を折返し全上に商標を乘せ麥稈を蓋とし、二個重ねて板蓋を被ひ、横二ヶ所假一ヶ所の繩掛けをする。

信州桔梗ヶ原では、箱の内面に青色模造紙を敷き、房其儘を詰め込み箱一杯になれば右の紙を折返し蓋を釘付けにし一梱皆掛け四貫位として横二ヶ所、縦一ヶ所の繩掛けを行ふ。化粧箱には五百匁入、八百匁入等があつて相當重用される様になつて來た。

荷造上注意すべきは
イ、追熟は殆ど望みがないから、採取期に注意すること
ロ、熟度を揃へること
ハ、潰れ易いから選果荷造は一層叮寧にすること

蔬菜類

結球白菜

名稱　通稱　一俵の正味量　一俵の個數　一ヶの目方
一等品　青繩　正六貫五百匁詰　八　個　八百匁以上
二等品　赤繩　同　十　個　六百匁以上
三等品　白繩　同　二十　個　三百匁以上

包裝材料は野生の萱又は葭を以て巾一尺八寸長さ四尺位に細繩を以て編み其中に順次井桁に交互して隙間の少ない様に填充する然して一俵は正味六貫五百匁以上にし小口には藁又は麥稈を用ひかゝり繩を掛け更に横縦二筋の三ヶ所とする縦繩は前記の如き等級により着色せしものを以て縦横十文字に施し充分緊括するものとす。

里芋

靜岡方面から出る早生芋は長さ六寸、幅四寸、深さ三寸位の小箱に六十個乃至八十個内容量一貫匁内外の新芋を入れ、之を四箱から六箱位を重ねて一梱とし、繩をキの字掛けとするのである。千葉、埼玉あたりの普通時期に於ける大量生産に係るものは、主として容器に米の空俵を用ひ皆掛け内俵の十二貫匁入と、外俵の十四貫匁入との二様ある右の量を入れ終れば横二ヶ所、縦一ヶ所に繩掛けを行ふのである。

一般に歡迎されてゐる子芋は、鷄卵大以上で丸味を帶び洗つて色白いので赤いのは燒け芋と稱へ、最も嫌ふところであるから一層撰別に留意すべきである。

馬鈴薯

近廻り品は水洗ひし、或は水洗ひせずに、土附きの儘幾分幹かして野菜籠、又は俵入として搬出する、旅荷は俵と叺とあるも俵の方が多い、何れも目方正味十六貫入で市場の嗜好により一個二十匁以上を可成選擇して之を右の容器に納め、叺は縦、横各二ヶ所、俵は横二ヶ所、縦十文字の不動繩を用ふるのである、そうして北海道物は十一月以降

になると凍傷を防ぐ爲に往々二重俵裝とするのである。

牛蒡

地廻り物は夏季と冬季とに依つて多少其趣を異にしてゐる、夏物は水洗ひするか、若くは土を擦り落したものを、葉三寸位に切り、大、小により十五本から二十五本を以て一把とする、束ねるには表八本乃至十三本、裏七本乃至十二本の割に二段合せとし、根頸より五寸位の所を五、六本の打藁にて結束し、冬物は鬚根を去り水洗して、可成外觀を美麗ならしめ、葉葉を短く切り縮め、表六本裏四本、若くは五本五本の十本を二段重ねとして一把とする。

旅荷は普通十二貫梱と十五貫梱とであつて、十五貫梱が多い、束ねるには根頸に固着せる枯葉と鬚根を綺麗に除き葉葉を一寸位に切り大、小及根頸を揃え、頸部を外方にして左右より積み重ね、中央及兩端に近く繩を二重掛にし、菰又は俵を着せ、更に繩にて二ヶ乃至數ヶ所結束するのである。

等級は進んだ地方であると、一等を長さ三尺以上、二等を二尺五寸以上、三等をそれ以下といふことに定めてゐるが、結構な事だと考へる。

南瓜

時期と場所とに依つて箱と俵と莚とに別れてゐる、今其主なるものに就て示して見ると

甲、千葉縣干潟地方　始めの内は一々新聞紙で包み、石油箱に詰め、蓋を釘付けし、繩掛けを行ふ、盛りになると米の空俵を使用し、熟度に依つて二階級に別ち、正味拾貫匁入とす、小口に棧俵を籠め繩にて縢り、横五ヶ所の二條繩を用ふるのである。

乙、宮崎縣南瓜　之も又時期に依つて違ふので、大體は左の様に別けてゐる。

イ、五月十五日までの荷造　石油半箱　二貫匁入

ロ、六月　十　日までの荷造　本石油箱　五貫匁入

ハ、六月十一日以後の荷造　炭　俵　九貫匁入

等級は三階級で特、上、並で赤、青、並、無印で區別が出來てゐる

丙、在近荷　野菜箱を使用し、前の様な荷造をしてゐる。

副業品

兎毛皮

一、陸軍被服廠兎毛皮買入規格

イ、屠殺時期　十一月下旬以降屠殺したるもの

ロ、毛皮の大きさ

各數八合(〇、〇七三平方米)以上にして納入全數を平均にして一枚の面積一坪一合(〇、一〇一平方米)以上たること

(註)一坪とは一〇〇平方寸　一合とは1/10坪(十平方

兎乾皮ノ造リ方

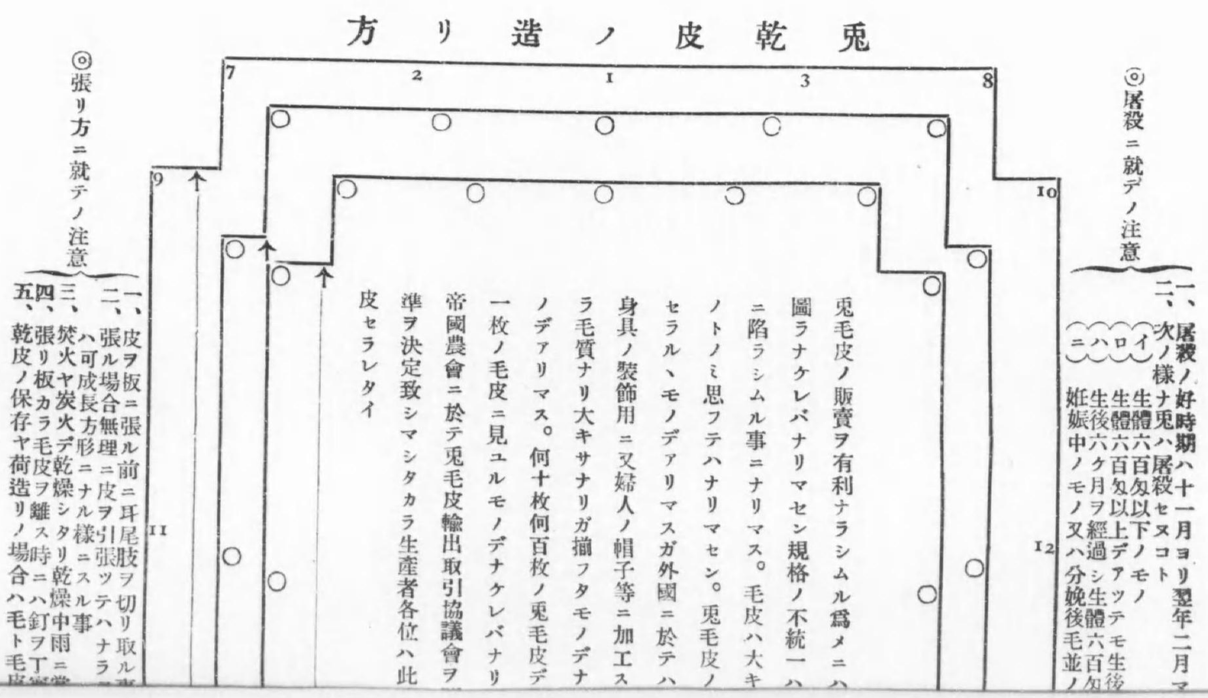

兎毛皮ノ販賣ヲ有利ナラシムル爲メニハ
圖ラナケレバナリマセン規格ノ不統一ハ
ニ陷ラシムル事ニナリマス。毛皮ハ大キ
ノトノミ思フテハナリマセン。兎毛皮ノ
セラルヽモノデアリマスガ外國ニ於テハ
身具ノ裝飾用ニ又婦人ノ帽子等ニ加工ス
ラ毛質ナリ大キサナリガ揃フタモノデナ
ノデアリマス。何十枚何百枚ノ兎毛皮デ
一枚ノ毛皮ニ見ユルモノデナケレバナリ
帝國農會ニ於テ兎毛皮輸出取引協議會ヲ
準ヲ決定致シマシタカラ生産者各位ハ此
皮セラレタイ

◎屠殺ニ就テノ注意

一、屠殺ノ好時期ハ十一月ヨリ翌年二月マ
二、次ノ様ナ兎ハ屠殺セヌコト
(イ)生體六百匁以下ノモノ
(ロ)生體六百匁以上デアッテモ生後
(ハ)生後六ケ月ヲ經過シ生體六百匁
(ニ)姙娠中ノモノ又ハ分娩後毛並ノ

◎張リ方ニ就テノ注意

一、皮ヲ板ニ張ル前ニ耳尾肢ヲ切リ取ル
二、張ル場合無理ニ皮ヲ引張ッテハナラ
ハ可成長方形ニナル様ニスル事
三、焚火ヤ炭火デ乾燥シタリ乾燥中雨ニ
四、張リ板カラ毛皮ヲ離ス時ニハ釘ヲ丁
五、乾皮ノ保存ヤ荷造リノ場合ハ毛ト毛

一、屠殺ノ好時期ハ十一月ヨリ翌年二月マデトス

二、次ノ様ナ兎ハ屠殺セヌコト

（イ）生體六百匁以下ノモノ

（ロ）生體六百匁以上デアッテモ生後六ケ月ヲ經過セザルモノ

（ハ）生後六ケ月ヲ經過シ生體六百匁以上ノモノニテモ毛變ハリ遲クシテ生ヘ揃ハヌモノ

（ニ）妊娠中ノモノ又ハ分娩後毛並ノ充分生ヘ揃ハヌモノ

兎毛皮ノ販賣ヲ有利ナラシムル爲メニハ是非規格ノ統一ヲ圖ラナケレバナリマセン規格ノ不統一ハ常ニ販賣者ヲ不利ニ陷ラシムル事ニナリマス。毛皮ハ大キケレバ高價ナキモノトノミ思フテハナリマセン。兎毛皮ノ多クハ外國ニ輸出セラルヽモノデアリマスガ外國ニ於テハ之ヲ外套ニ或ハ裝身具ノ裝飾用ニ又婦人ノ帽子等ニ加工スルノデアリマスカラ毛質ナリ大キサナリガ揃フタモノデナケレバ價値ガナイノデアリマス。何十枚何百枚ノ兎毛皮デ作ツタモノガ恰モ一枚ノ毛皮ニ見ユルモノデナケレバナリマセン。

帝國農會ニ於テ兎毛皮輸出取引協議會ヲ開催シテ規格ノ標準ヲ決定致シマシタカラ生產者各位ハ此ノ標準ニヨリテ乾皮セラレタイ

8吋（曲尺6寸7分2厘）

9吋（曲尺7寸5分6厘）

10吋（曲尺9寸2分4厘）

18吋（曲尺1尺5寸1分2厘）

19吋（曲尺1尺6寸）

20吋（曲尺1尺6寸8分）

耳下長二十吋巾十吋以上　特大級

耳下長十九吋巾九吋以上　一等級

耳下長十八吋巾八吋以上　二等級

一、皮ヲ板ニ張ル前ニ耳尾肢ヲ切リ取ル事

二、張ル場合無理ニ皮ヲ引張ツテハナラヌ巾ハ其ノ皮白然ノ巾デ張リ縦ノ長サハ若干引キ延バス心持デ張リツケル事、張ツタ皮ノ形ハ可成長方形ニナル樣ニスル事

三、焚火ヤ炭火デ乾燥シタリ乾燥中雨ニ當テヌコト

四、張リ板カラ毛皮ヲ離ス時ニハ釘ヲ丁寧ニ拔クコト

五、乾皮ノ保存ヤ荷造リノ場合ハ毛ト毛皮ト皮トヲ合セテ重ヌルコト

123ハ釘ノ打方順序20マデ順次ニ打ツテ其ノ後チニ適當ニ細ク間（アイダ）間ニ打付ケル事

◎生兎及乾皮ハ縣農會デ共同販賣ノ斡旋ヲシマス◎

寸)をいふ
故に一合とは一寸四方の大きさを單位としてその一〇
單位を含む大きさにして一坪とは一〇合即ち一〇〇單
位を含む大きさなり

ハ、品　質

1、厚度は〇、一五耗を標準とす
2、毛生密にして毛質强靱殻毛のおそれなきこと
3、乾燥充分にして過度に引張らざること
4、脂肪は充分に之を除去すること
5、油燒、血燒、變敗、虫害等なく且乳汁の附着せざ
　ること
6、頭部、四肢、尾部を附着せざること

二、輸出兎毛皮規格

昭和四年十一月帝國農會開催兎毛皮取引協議會に於て決定せられたるもの

一等品　純白にして腹毛あるものを左の四區に分つ

特大長（肩先より尾際まで）	二〇吋以上	幅（狹き所）一〇吋以上	
大長　同	一九吋以上	同　同	九吋以上
中長　同	一八吋以上	同　同	八吋以上
小長　同	一六吋以上	同　同	八吋以上

二等品　品質は一等品に劣るものにして形狀の區分一等品に同じ

ヘ　品質劣等にして二等品以下のもの
以上の規格に據るも張り過ぎのものは其程度に應じ等級を低下するものとす
（注意）但し輸出商に於ては從來よりの慣習等もあり未だ必ずしも右の決定通りには實施し居らざるものゝ如きも各方面より發表せらるゝ相場表は大體右の一等品の各規格の値段と承知せられたし
即ち飛大中小と云ひ或は特大、一等、二等、三等と稱するも品質は大體前揭協議會決定の一等品に該當するものと承知せられたし

栗

A、芝栗

一、選別及荷造方法

1、選別標準

本縣系統農會統制出荷品は左記の通り選別を行ふ。

名稱電略	篩目	等級表示法	備考
特ト	六角金網八分目	赤布を附す	八分目の篩の上に殘りたるもの
大タ	六角金網六分目	白布を附す	六分目の篩の上に殘りたるもの

備考

（イ）虫喰を除くこと。
（ロ）六分目篩の下に落ちたるものは出荷せず自家用とす

ること。

（ハ）等級表示の色布巾八分長さ一尺のものを不動繩の叺縫目附近に於て兩端に一枚宛結ひ置くものとす。

2、容器＝四斗入米叺を使用すること。

3、叺の刷込マーク。

出荷用叺には左の要領に依りマークの刷込をなすこと

一　例

福島市（福）相馬郡（相）双葉郡（双）石城郡（石）
石川郡（川）田村郡（田）

南會津郡（南）　西白河郡（西）
河沼郡（河）　岩瀬郡（岩）
大沼郡（大）　安積郡（積）
北會津郡（北）　安達郡（安）
耶麻郡（耶）　信夫郡（信）
若松市（若）　伊達郡（伊）
東白川郡（東）　郡山市（郡）

注意　「マーク」はトタン板にて切り抜き「龜の子たわし」にて墨（赤）を以て叺に刷り込むこと。

赤色中には少量の明礬を入れること。

殺虫せざるものは殺虫劑の刷り込をなさゞること

4、保證票、叺中に保證票（様式別に示す）一枚宛入れること。

（保證票への記入事項はなるべくゴム印を調製し捺印するを可とす）

5、繩掛、横繩二本、縦繩一本（二分繩）を過燐酸叺の繩掛を行ふこと。

6、荷札、檢査證及送り先荷札兼用（様式別に示す）の「エフ」を荷造名不動繩の兩端に各一枚宛附す。

7、容量、一叺の容量は正味十四貫五百を入れること而し匁て販賣先に對しては一叺正十四貫入と公表して置くこと。

8、斡旋證エフ添付、縣農會斡旋證角型エフを一叺に一枚づゝ落ちざる様添付のこと。

二、殺虫方法

1、藥劑は二硫化炭素を使用すること。

2、使用量は千立方尺に對し四封度とし密閉時間は二十二時間以上とす。

3、殺虫に關する注意は別記參考資料參照のこと。

研究事項

二硫化炭素は火氣に危險なるを以て「コクゾール」に依る殺虫を研究の爲實施し明年度計畫の參考とすること

三、出荷檢査

1、組合檢査各町村組合は荷造に際し嚴重に等級及重量を檢し更に出荷前重量を再檢査すべし。

2、出荷驛檢査、郡農會は隨時出荷驛に於て檢査を行ふこと。

3、檢査員の認印荷札に町村に於て檢査員の認印をなすものとす。

B、輸出票

輸出栗檢査標準

昭和六年九月　帝國農會

道府縣又は道府縣農會の行ふ輸出栗檢査は左の標準によるを適當と認む。

一、格付及其標準

（一）左記要件を具備するものを合格品とし然らざるものを格外品とすること。

（イ）腐敗又は腐敗の虞無きこと。

（ロ）病害虫の被害又は其の發生の虞無きこと。

（ハ）成熟完全にして色澤良好なること。

（ニ）乾燥充分なること。

（ホ）輸出に適當なる形狀及大いさを有すること。

（ヘ）重量及包裝に關する規定に違反せざること。

（二）合格品の栗實の大いさに依りAA、A、B、及Cの四等級に區分すること右等級區分の標準は次の如し。

一封度粒數

AA、一七個以下

A、二二以下　一七ヶ（但し一七個を含まず）

B、三〇以下　二二ヶ（但し二二個を含まず）

C、三五以下　三〇ヶ（但し三〇個を含まず）

（三）檢査等級の標準品は別に之を定むること。

注意

合格品の具備すべき要件に關し特に說明を加ふれば次の如し。

（イ）成熟完全とは完熟して自然に落下したる程度を謂ひ極めて必要なる條件なり。

（ロ）輸出に適當なる形狀とは豊滿なる形狀を意味するものにして横斷面が三角△を示すものは輸出に不向なり。

（ハ）從來輸出に適當したる品種は今北、鐵寄、乙宗等にして彼岸栗、盆栗は不適當なるが如し。

二、重量及包裝

イ、容器に詰むる正味重量は次の如く定むること。

六十封度又は五十五封度

ロ、容器は乾燥せる木材を以て製造し長さ外法一尺七寸巾内法九寸二分、深さ内法一尺とし蓋及底に各二ヶ所宛巾四分五厘の隙を又兩側面に各三ヶ所宛巾四分の隙を設け褄は厚さ正八分の一枚板を用ひ其他は厚さ正五分の板を用ふること。

ハ、箱の兩端を巾五分の帶鐵を以て緊め横二ヶ所縦中央一ヶ所に二筋繩を掛け尙縦繩は横繩に引掛くること。

三、燻蒸

害蟲驅除豫防の爲め檢査員立會の上密閉室内に於て容積千立方尺に付五封度の割合を以て二十四時間二硫化炭素の燻蒸を行ふこと。

注意

右燻蒸方法は昭和五年農林省に於て大阪府に委托して施行したる栗象蟲燻蒸試驗成績に基き暫定的に示したるものにして同試驗は本年も引續き施行せらるゝ由なるを以て其結果決定的標準の指示あるべし。

四、檢査證明

檢査合格品に對しては道府縣又は道府縣農會の合格證明書(第一號樣式)を發行し且容器の棧板に證印(第二號樣式)を押捺すること。

五、輸出栗檢査標準品聯合査定會

各産地の輸出栗標準品の統一を圖る爲め帝國農會主催を以て毎年左記委員より成る聯合査定會を開催すること。

道府縣係官　　道府縣農會係官
出荷團體代表者　輸出組合代表者

六、標準

帝國農會販賣斡旋品には帝國農會の標準を附すること。

鷄卵

一、重量

六十瓦以上、六十瓦未滿五十瓦以上、五十瓦未滿に選別

二、卵殻の色澤

赤殻、白殻に選別し、且色の濃淡を均齊にし、粗忽なる取扱又は研磨に依る不良の光澤あるものを除くこと。

三、卵殻の質

厚さ相當にして、各部平均し、清潔にし、脂斑又は石灰顆粒等なきこと。

四、形狀

形狀は正卵圓形にして、各卵共均齊なること

五、新鮮度

産卵後五日以内のもの(十五%の食鹽水に入れたるとき深く沈降し卵の縱軸と器底との角度四十五度以上にならざること)

六、内容

内容は煌光檢卵に依り夾雜物なきことを確め、卵黄、卵白の性狀は適宜破壞檢査をなすこと。

七、選別

イ、赤殻、白殻に區別すること。

ロ、六十gr(十六匁)以上、六十gr未滿五十gr(十三匁三分)以上、五十gr未滿を各、大玉、中玉、小玉とし各種別に荷造すること。

ハ、卵殻に附着せる汚物は叮嚀に取除き、絶對に水洗せざること。

ニ、其の他凡て鷄卵の規格に從ふこと。

八、容器

イ、石油箱同大のものを用ひ板の繼目を密着せしめ、節穴を塞ぐこと。

ロ、箱板の厚さ及枚數

妻　板　厚さ十八ミリ(六分)　一枚もの
蓋、底、側厚さ　九mm(三分)　二枚はぎ

ハ、古容器を用ふる場合は前記の他、臭氣を含まざるものを選び釘打ちを念入にすること。

九、レッテル

イ、妻板の兩方に所定のレッテルを貼り、之に赤、白、大、中、小の區別、荷主名、正味斤量及個數を記入すること。

ロ、所定の荷札を一箱に二三枚宛付すること。

一〇、填充

イ、籾殻は充分篩に掛け塵埃等を除くこと。

ロ、箱の内側に沿ひ新聞紙を敷くこと。夏分なれば一枚冬分なれば五枚を適當とす。

ハ、箱の底に籾殻八dm(二寸五分)位を敷き、卵の鈍端を下に向け、第一列、第三列、第五列を各九箇、第二列、第四列を各八個合計四十三個を互に目並に竝べ第一段を終り、籾殻を約五dm(一寸五分)入れ、第二段は第一段と反對に、第一、第三、第五を各八個、第二列、第四列を各九個合計四十二個詰め之に約五dmの籾殻を入れ第二段を終る。以下之に從ひ第六に段て終る。

第三段を終り、第四段を詰むる前、中蓋を入れ、手又は足にて押へ乍ら箱を烈しく動搖して卵を落ち付かしむ。第六段を終りたる時も亦同じ。

ロ、此の詰方に依れば合計二百五十五個を詰め得べく、大玉及中玉の詰め込みに便利なり。併し内容は重量に依り個數異る故　第六段は常に端數となり勝なり小玉を詰め込む場合、各別を一個宛增加す。

ハ、正味重量十三kgr五〇〇gr(三貫六百匁)とし、六十gr(十六匁)込みにすること。

一一、釘打ち

イ、正一寸二分釘を用ふ。

一二、繩掛け

イ、繩は徑十二mm(四分)とし詰込み前、胴を上下二個所を各三本廻とす。

ロ、詰込、釘打ち後、横、左右二個所、縱、左右二個所を、最後に横中央一個所に何れも三本廻とし、終の一本にて掛け戻すこと。

干ぜんまい

一、等級

松、煮沸時間適當にして足短く揉み方特可良なるもの
竹、煮沸時間適當にして足短く揉み方可良なるもの
梅、揉み方普通のもの

二、容器

麻袋又は石油箱を用ひ出荷すること

麻袋入の場合は正味八貫入れとなすこと

枯露柿

一、等　級

二、詰方　松、竹、梅の三階級

一號箱（一段詰）　二號箱（二段詰）

九ケ入（3×3＝9個）　十八ケ入（3×3×2＝18ヶ）

十二ケ入（3×4＝12個）　二十四ケ入（3×4×2＝24ヶ）

十五ケ入（3×5＝15個）　三十ケ入（3×5×2＝30ヶ）

十六ケ入（4×4＝16個）　三十二ケ入（4×4×2＝32ヶ）

三、填充　藁

四、包裝　容器の內部に硫酸紙を敷き、其上に藁を底部一面に底部の見えざる程度に敷く

五、結束　一號箱は二十箱を、二號箱は十箱を、一棚となし三分繩を以て繩掛けす

六、容量　一號箱は生柿一貫目、二號箱は生柿二貫目を標準とし箱の寸法左の通り

箱は櫻桃箱に準ずるものにして、杉、又は㎜材を用ふ

	一號箱	二號箱
內法（横）	五寸二分	六寸二分
外法（縦）	八寸	九寸三分
深さ（內法）	一寸一分	二寸七分

七、標示　品名、容量、等級、生産地

八、レッテル　一定のレッテルを使用すること

なめこ罐詰

一、等　級

擬寶珠　笠の經五分五厘未滿、厚肉のもの、莖の長さは笠の基部より二分以內たること

上　等　笠の經五分五厘乃至八分五厘、厚肉の笠の開かざるもの、莖の長さは笠の基部より五分以內たること

中　開　笠の經一寸二分未滿にして肉厚く笠の裏面の粘幕切れざるもの、莖の長さは笠の基部より五分以內たること

二、罐の種類及一箱の個數

一ポンド四打入、半ポンド八打入

三、罐マークを附すること

四、容器　一定の木箱を用ふること

五、詰め方及結束　釘付となし横二本縦一本掛とす

櫻桃罐詰

一、採取

イ、損傷のなき樣採取すること

ロ、過熟未熟に失せざること

二、撰別

イ、大小に區別すること

ロ、腐敗粒、損傷粒を除くこと

三、等級

大、一ポンド內容量（八〇匁）二ポンド內容量（二六〇匁）

小、同　同

罐マークを附すること

四、容器　一定の木箱

五、結束　横二本　縦一本掛とすること

凍豆腐

一、大サ　長サ（二寸七分）巾（一寸五分）厚サ（二分五厘）

二、詰方　ボール箱（長サ八寸巾五寸五分、高サ一寸五分）（寸法ハ內法ヲ示ス）に二五枚宛二列に長邊を下にして立て五十枚入れとなし箱の內側に硫酸紙を敷き詰め終らば上方に折まげて包み蓋をなす

三、結束　高サ一尺六寸巾一尺五寸長サ一尺六寸のビールのスカシ箱に準じたる木箱にボール箱二〇を入れて一梱となし釘付す

四、標示、品名、等級、調理法、生産地、生産者氏名

五、等級　キメ細かく色澤良好のものより順次A、B、C、Dの四階級に區別す

生　兎

出荷するにはトロール箱が最もよい巾一尺五寸、長さ二尺九寸、深さ五寸の大さで、之れに莚又は藁を敷き尿の下に漏れざる樣にし冬は七、八頭、夏は五、六頭入れ其上に今一箱を重ねる、箱と箱の間には一寸角位のヌキを兩方に打ちつける、そして上箱との間隔を作り空氣の流通をよくする、上箱の蓋の中央は一本一寸角位のヌキを打ちつけ二寸巾位の板を弓形に打ちつける、上箱下箱とは動かぬ樣に板の小片を打ち着けて置く、其上を繩で適當に縛り出荷する、尙箱の中には飼料として甘藷を一頭三、四十匁位入れて置くと目切れが少くてすむ。

又荷造りに鳥籠を利用することもある、卽ち經二尺四寸深さ八寸位の大さで周圍に六本位の丸竹の支柱を立て上に重ねても潰れぬ樣にする、底に莚を敷いて籠に縛りつけ之れに十二頭位入れて出荷する。

生　鷄

荷造は主として竹籠に入れて繩掛けする、籠の大さは地方に依つて多少異つて居る、今各地の代表的の籠の大さを調べて見ると左の通りである。

	上の直徑	底の直徑	高　さ
名古屋籠	二尺四寸	二尺八寸	一尺一寸
伊勢籠	三　尺	三尺二寸	一尺一寸
阿波籠	三尺四寸	三尺六寸	一尺一寸

籠の寸法は右の樣であるが丈夫な支柱を六本立て、上部

は針金で十文字に止めて籠の遣れぬ様にする、底よりも上の口を狭くするのは、何籠も積み上げても上籠が下籠にはまり込み、鶏の壓死するのを防ぐ爲めである。

底には莚を敷きて籠によく縛りつけ之れに名古屋籠なれば、雌の十二、三羽、雄の十四、五羽、伊勢籠ならば雌の十六、七羽、雄の十四、五羽、阿波籠ならば雌の二十五、六羽、雄の二十三、四羽を入れる。

口は縄で網目にかゞりて蓋とする、雌雄混合はさけた方がよいが止むを得ざる場合は、各同數宛を入れる。

氣溫の高い夏は一籠に入れる羽數は斟酌を加へて數を減さねばならぬ。

生豚

生豚は生物だけあつて輸送は中々困難であります、殊に取引が着荷當時の正貫に寄るので出荷者の立場として輸送技術の巧拙が目切れに重大の關係を及ぼすものであるから夫れ丈け輸送がむつかしくなるのであります、故に生豚輸送に當つて注意すべき事項は輸送の時期に依り又貸切の場合と小口扱ひの場合に依りて異るものでありますが大體左記の事項に依つて注意する事が必要であります。

一、牝牡を混合せざる事

小口、貸切共に牝牡を混合してはなりません。若し兩者を混合すると盛んに活動して非常な目切れを來すのみならず往々負傷したり死豚を生ずる事があります。從つてばら積の場合には牝種特に籠或は木框に入れて貨車の一隅に置くことが必要であります。去勢牡は此の限りでありません

二、牡と牝も混入せざる事

互に喧嘩して目切れを多くし往々死豚を生ずる事があります。

三、貸切りの場合藁等の如きものを敷く事

之れは輸送中豚の糞尿等で板が滑り易くなり脚を折る様な事が往々あるからであります、然し夏季は藁等を多く敷いた結果醱酵を起し車内の熱度を高め之がために死豚を生ずる事が往々ありますから時々車内に冷水をかけてやる事が必要であります。

四、貸切の場合は必ず上乘りを要する事

上乘人は輸送中克く豚の手入をなし目切れを防ぐ事を最も肝要であります、上乘人の取扱が如何は其の利害に重大の關係がありますから其の責任も亦重大であります。

次に上乘人の仕事としては

1、上乘人は輸送中に要する飼料(甘藷、ヌカ、馬鈴薯、麩等)を用意し時々小量宛與ふべきであります。

2、輸送中豚の喧嘩は目切れを多くする基であるから之れを仲裁し弱い者は特に保護しなくてはなりません。

3、夏季は輸送が最も困難な時でありまして死豚を生ずるのは多くこの時期であります。從つて上乘人は通過驛

の停車時間を利用して貨車の内部及び豚に冷水をかけてやる事が必要であります。

4、上乘人は樋の如き用器を必ず持參する事が必要です尙次に素人の陷り易き事柄を述べ注意を喚起して見たいと思ひます。

一、大貫物と小貫物を混入せざる事

四十貫以上もある大貫物の中へ二十貫以下の小貫物を混入すると小貫物が必らず傷付られ死亡する事が往々ありますから貸切の場合大貫物は籠に入れて貨車の一隅に置く必要があります。

二、發送前に極度に飽食せしめざる事

之れは特に小豚に於て必要です、之れが爲め死豚を生ずる事が往々あります。

三、輸送先着驛及び取扱運送店を確めて發送する事

豚の如き荷物は全然取扱はない運送店がありますから豚の取扱ひに慣れた生豚專門の運送店でないと往々配達が遲れたり二重な手數料がかゝつたりして非常な不利益を招く事があります。

小口及び貸切輸送法

貸切りの場合と小口扱ひの場合は各得失がありますから左に之れに付述べて見たいと思ひます。

一、小口扱輸送法

近縣より輸送する場合には相場の變動甚敷は生物の事でもあるから結極は數頭宛絶へず出荷する事が有利と思れます。此の場合千葉、茨城、埼玉方面の近距離なら普通豚籠を用ひ二十三、四貫の豚なら頭を入れ違ひに二頭入れて出荷致します。夏季には南京袋の様な布に水をつんで籠の上に置く必要があります。貨車の奥へ積んだ場合は熱度の爲死豚を生ずる事が往々あります、豚の扱ひに慣れない運送店で而かも小口積の場合には豚を貨車の奥に積んだり、荷貨物の下敷とする事がありますから注意せねばなりません。

二、貸切扱輸送法

遠方より輸送する場合は小口扱にすると運賃が非常に嵩むから自然貸切扱として輸送せなくてはなりません、此の場合はバラで送つてくるのが普通でありますが比較的近距離にある靜岡縣、愛知縣地方よりはバラでなく地方特有の改良籠(一頭入れの籠)を用ひて出荷しています。此の籠の特點は豚を入れて兩緣を合せ繩で締めて置くのですから豚は身動きの出來ず從つて目切れが少なく一貨車に多數の豚を輸送する事が出來ますが、遠距離の場合は不可能であります、從つてバラ積の必要があります。バラ積の場合にも牡及び大貫物は特に籠に入れて兩方の戸を開けて戸口の所へ積込む事が必要で奥だと息詰りを來す事があります。尤も家畜車の場合は何處に積んでも差支へありません、貸切の場合は成るべく多く積んで運賃を節約する事が必要ですから貨車に二階を造り其の方へ比較的小さなものを入れ一

方の二階へ上乗人及び飼料を積む様にすれば比較的多く積む事が出來ます。又下は二つ位に區劃して一區劃には大さの類似した物を一所にして送ると輸送中の負傷や喧嘩も少なく從つて目切も少い事になります。

最後に系統農會販賣斡旋所(東京)へ生豚販賣斡旋方を申込む手續きを簡單に申上げて置きます。

一、出荷準備の出來たる際は出荷せんとする所在地の斡旋所宛に電報を發し相場の照合をなし出荷を決定する事が肝要であります。生豚の如き相場の變動大なるものにありては特に必要です。

一、出荷通知=出荷決定したる際は着驛頭數着豫定日及び着驛の取扱ひ運送店を必ず斡旋所へ打電する事。

一、着驛(東京の場合)

1、東北方面の豚は隅田驛へ着ける事が最も便利です

各驛には系統農會の指定の生豚專門の取扱ひ運送店がありますから御照會下さい、尤も場合に依り斡旋所から着驛を指定する事がありますから其の邊を含んで居て下さい。

指定問屋

府下南千住町三ノ輪二三七　井上橘太郎商店　電話淺草五五三一番

府下南千住町三治島二七六〇　山崎國太郎商店　電話淺草三二四番

藁工品

東京市場向

一、藁工品(繩、莚、叺)の製作及荷造規格

(別記の通り)

二、檢査等級は特等、一等、二等及三等に區分す。但し叺は三等を設けず

三、檢査等級証印は左の樣式に依る

特等直徑二寸肉色紫

一等同二寸同赤

二等各邊一寸八分同青

三等同二寸七分同黑

四、藁工品の各種別名稱は特種のものを除くの外例へば三分丸繩、六尺雪莚十七目叺等の如く繩は直徑、雪は長さ、叺は徑目數を以て表すこと

五、重量長さ等は米法に依るを適當とすべきも今直に之に從ふは相當困難なる事情ありと被認を以て當分從來の通り尺貫法に依り米法を附記すること

叺

一、製作規格

名稱	巾	地莚の長さ	一枚の重量	縫針數
十五目叺	二尺一〇	四尺五〇 以上	三匁以上	片面二十針以上
十六目叺	二、三五	四、八〇 同	三匁五〇 同	二十二同
十七目叺	二、四〇	五、四〇 同	四匁〇〇 同	同二十五同
十八目叺	二、五五	五、四〇 同	四匁五〇 同	二十五同
二十目叺	二、八〇	五、八〇 同	六匁〇〇 同	二十八同

仕立方法

口開二寸、底折込三寸、當繩は二分五厘繩を用ひ手繩は片方叺巾一倍半づゝとし縫上は強靱なる一分五厘繩にて堅く縫ふこと。

二、荷造規格

(一)結束

十枚又は十五枚を以て一結束とし上下一枚は內側を外にし一枚づゝ四方より交互に重ね横三ヶ所二分五厘繩にて各二廻り垣根結とし手棚は機械棚に準し更に兩端横繩の中央縱一ヶ所を二分五厘繩二本にて横繩に卷掛け垣根結とする尙機械棚は四分繩の代りに割竹を使用することを得

(二)梱包

三結束又は四結束を以て一梱包とす、但し遠距離汽車輸送のものに限り五十枚を前記結束に準じ一重ねとし機械梱包となすことを得機械梱は横三ヶ所四分繩にて各二廻り垣根結とし手棚は機械棚に準し更に兩端横繩の中央縱一ヶ所を二分五厘繩二本にて横繩に卷掛け垣根結とする尙機械棚は四分繩の代りに割竹を使用することを得

一、製作規格

名稱	太さ(經)	尺內及撚數	長さ	一個の重量	備考(從來の名稱)
八分束繩	〇寸八	六乃至七	三八尺八本		埼玉八本繩
七分丸繩	〇、七	一〇同一二	五〇〇尺	三貫三〇〇以上	靜岡極太丸繩
六分丸繩	〇、六	一三同一三	五〇〇尺	三、七〇〇同	新潟大玉繩
六分束繩	〇、六	一二同一三	一〇〇尺二〇本	四、八〇〇同	埼玉十本繩
五分丸繩	〇、五	一五同一七	一〇〇〇尺	三、三〇〇同	靜岡四貫丸繩

五分束繩	〇、五	一四同	一六	一〇〇尺一〇本	三、三〇〇同	埼玉十五本繩
五分樽掛繩	〇、五	三三同	三八	九五尺一〇本	三、〇〇〇同	千葉五分束繩
四分丸繩	〇、四	一六同	一八	一〇〇尺	三、〇〇〇同	靜岡三貫丸繩
四分束繩	〇、四	一六同	一八	一〇〇尺一〇本	三、〇〇〇同	新潟四分小玉繩
四分樽掛繩	〇、四	三五同	三〇	九五尺一〇本	四、〇〇〇同	千草角繩
						埼玉醬油繩
						靜岡醬油繩
三分五厘丸繩	〇、三五	一七同	一九	一〇〇〇尺	三、八〇〇同	茨城茨城繩
						新潟三分五厘小玉繩
三分丸繩	〇、三	一七同	三	一、六五〇尺（五〇〇米）	三、〇〇〇同	埼玉丸繩
						千葉三分五厘仕上丸繩
三分小口丸繩	〇、三	三同	三八	三、〇〇〇尺	三、三〇〇同	新潟三分小玉繩
三分小口束繩	〇、三	三同	三八	一〇〇尺一〇本	一、一〇〇同	埼玉五〇〇米丸繩
三分樽掛丸繩	〇、三	三〇同	三五	九五尺一〇本	三、〇〇〇同	靜岡小口丸繩
二分五厘丸繩	〇、二	一四同	一八	三、〇〇〇尺	三、〇〇〇同	千葉小口繩
						埼玉半掛樽繩
二分五厘束繩	〇、二五	一四同	一八	三〇〇尺一〇本	一、七〇〇同	新潟細小玉繩
						靜岡中卷繩
						秋田細繩
						靜岡中繩
						千葉結束繩
一分五厘繩	〇、一九			三四尺六〇本	〇、八〇〇同	埼玉木舞繩
						靜岡木舞繩

註

（一）本表重量は檢査二等級品を標準とす

（二）丸繩は樽掛丸繩を除くの外總て完全なる綯製とす

（三）束繩の掛枠は二尺五寸とす但し三分小口束繩は一尺六寸五分（〇五米）一分五厘束寸は二尺とす

二、荷造規格

（一）結　束

丸造は徑四分以上のものは巾内法九寸四分未滿のものは内法七寸繩卷機にて一丸とし中央の穴を通し四ヶ所を二分五厘繩にて各二廻り穴側にて垣根結とす

束造は十把を以て一束とし二分五厘繩にて直徑四分以上のものは三ヶ所三分五厘以下のものは二ヶ所各二廻り垣根結とす

（二）梱　包

丸繩は四結束を重ね一梱包とし三分五厘繩にて手梱は中央の穴を通し四ヶ所各二廻りの縱繩を掛け尙横繩として中央一ヶ所二本繩にて縱繩に引掛け各垣根結とす

機械梱は中央の穴を通さず十文字に縱繩を掛け其の一方は二廻り他は三廻り各垣根結とし横繩は手梱に準す

束造は二結束乃至六結束を以て一梱包とし三分梱にて横繩は兩端及中央の三ヶ所各二廻り縱繩は二本にて横繩に引掛け各垣根結とす

機械梱は縱繩を要せず

莚

イ、髯莚

名稱	巾長さ	經目數	髯の長さ（片側）	織縮	一枚の重量	備考（從來の名稱）
九尺髯莚	三尺　九尺以上	一八	四寸	機械織二寸	六〇〇匁以上	埼玉九尺裏莚
八五同	同　八、五寸同	同	同	手織六寸乃至一尺	四〇〇同	靜岡髯莚
八尺同	同　八、〇同	同	同		四〇〇同	埼玉八尺莚、靜岡髯莚
七五同	同　七、五同	同	同		五〇〇同	靜岡髯莚
七尺同	同　七、〇同	同	同		四八〇同	靜岡髯莚
六尺同	同　六、〇同	同	同		三五〇同	埼玉十八目裏莚石川荷造莚
五八同	同　五、八同	一六	同		三五〇同	茨城裏莚、埼玉三十六目裏莚、埼玉綾瀨十九目莚、靜岡髯巾莚
五尺同	二、七　五、〇同	一六	同		三五〇同	千葉五尺莚、埼玉綾瀨十六目莚
五七同	同　五、七同	一六	同		三五〇同	茨城五尺莚

ロ、耳組莚

名稱	巾長さ	經目數	織縮	一枚の重量	備考（從來の名稱）
三六莚	三尺　六尺以上	一八	機械織	三五〇匁以上	靜岡三六莚、埼玉三六莚
三六莚	二八　五、五同	一七	二寸一寸六尺	三〇〇同	千葉三六莚

干　莚　二八　五八同　　二〇　三寸以内　六〇〇同
カキ莚　二八　五八同　　二〇　六〇〇同
（註）幅莚及耳組莚の重量は各檢査二等級品を標準とす

二、荷造方法

（一）結　束

イ、幅　莚

一枚毎に（九尺幅莚、八五幅莚、八尺幅莚は六ッ折、七五幅莚、七尺幅莚は五ッ折、六尺幅莚五八幅、厘五尺幅莚は四ッ折又は三ッ折）各十枚を重ね二分五莚繩にて兩端二ケ所各二廻り垣根結とす

ロ、耳組莚

干莚及かき莚は一枚毎に四つ折とし十枚を重ね三分繩にて中央及兩端の三ケ所各二廻り垣根結とす三大莚及三五莚は一枚毎に必ず繊端を內に四つ折とし十枚を重ね二分繩にて兩端二三ケ所各廻り垣根結とす

二、梱　包

五尺幅莚、五八幅莚は十束、干莚、かき莚三束、三六莚、三五莚三五莚は五束其の他莚は三束乃至五束を重ね一梱包とし三分五分繩にて横四ケ所各二廻り垣根結とす、但し機械梱は三分五四厘の代りに割竹を使用することを得

埼玉柳莚、靜岡本莚、靜岡廿二目牙組莚、靜岡十九九牙目組莚福井乾莚
埼玉垣莚、茨城垣莚

輸　送

農產物の販賣に當つて遠隔の市場へ出荷するには何れかの輸送機關に依らなければならぬ。比較的近距離に運搬する爲めには近來自働車を利用するものが非常に增加して來たが、少しく離れる市場に輸送するには汽車輸送に依ることが運賃の點に於て經濟的である。

尙昨今のやうに農產物價の下落に際しては特に輸送費の負擔が重大となり昭和五年度に於ける青果物に對する帝國農會の配給費調査に依れば、東京市場に對して遠距離より輸送される青果物の卸賣價格中輸送費割合は次の様である

馬鈴薯	宮城もの	二三、九%
	北海道もの	四二、四%
葱	大阪もの	四四、二%
甘藍頭	長野もの	七八、三%
	岩手もの	四九、七%
白菜	宮城もの	四五、八%
	靜岡もの	一八、八%
葡萄	山梨もの	一一、一%
柿	山梨もの	一七、二%

温州　密柑　　和歌山もの　　一八、六%

以上の様に遠距離輸送のものは　その卸賣價格中輸送費の割合は長野甘藍の七割以上を最高として、蔬菜類は容積が大きく價格が安いため多くは四割以上に達し、果實は價格が高い爲に比較的に割合は小である。全輸送費中、鐵道賃及少運送賃は重要な地位を占め、鐵道運賃が低下せず輸送費中著しく高率を示すやうになつたのである。

故に輸送に關する一般的事項を知り置くことは極めて必要である。

鐵道省に於ては國有鐵道貨物運賃等級の大改正を行ひ重量　里程の悉くをメートル法とし昭和五年四月一日より實施することになつた。茲に其一班を摘載して一般の參考に資せんとす。

一、鐵道貨物運送規則（抜萃）

一、貨物の取扱種別　貨物の取扱種別を特別小口扱、小口扱、硲扱、貸切扱の四種とす。（規則第三條）

一、貨物の取扱等級　普通等級、特別等級の二種とし、普通等級は一級より十級とし特別等級は十一級より二十級迄として特に運賃引下の必要ある貨物に適用す

一、貨物運賃の計算貨物運賃の計算は從來の容積計算を廢し、總て實際重量に依り計算せらる。但し容器に容れざる家畜は使用貨車の小なる標記噸數、航路にありては牛及馬は一頭を二噸、其他は一頭を一噸として計算す。（規則第七一條）

一、異りたる等級の運賃計算　異りたる等級の貨物を一口として同一貨車に積込む時は其內最高の等級により運賃を計算す。（規則第七五條）

一、小口扱貨物運賃最低單位　小口扱貨物の運賃は十瓲毎の計算とし、十瓲未滿の端數は、十瓲に切上げ其運賃計算重量の最低を火藥類は十瓲、其他の一級割增品は四十瓲　其他は六十瓲とす。

一口中に一級割增品と其他の貨物とを混じたる場合の運賃は其最低を六十瓲とす。（規則第七八條）

一、瓲扱及貸切扱貨物運賃最低單位　瓲扱及貸切扱貨物の運賃を計算する場合に於ける數量の單位は瓲とし其最低を瓲扱に在りては二瓲、貸切扱に在りては左の區別に依る。（規則第七九條）

イ、使用貨車の標記瓲數、但し標記瓲數二以上あるときは其小なる標記瓲數

ロ、標記瓲數二十八瓲又は三十瓲の大物車を使用するときは二十瓲

一、減瓲數　貨物の等級表上に減瓲數の表示ある貨物を輸送する時に其重量が使用貨車の小なる標記瓲數以下なる時は其瓲數より減瓲數を控除したる瓲數により運賃を計算せらる。但し等級表上記載の小型貨車とは標記瓲數の大なるもの十二瓲以下の貨車を云ふ。（規則第八〇條）

一、貨物一口の最低運賃　貨物一口の最低運賃は左の通りとす。（規則第八五條）

イ、小口扱に在りては火藥類は五拾錢、特殊貴重品は二圓五十錢、其他は二十錢

ロ、瓲扱に在りては一瓲に付一圓

ハ、貸切扱に在りては火藥類は十圓、特殊貴重品は五十圓、其他は別に定むるものを除き四圓

一、運賃計算上生ずる端數　運賃計算の場合に於ける粁程は航路、地方鐵道、軌道等を介する場合と雖も之を通算し、計算上より生じたる一粁未滿の端數は最後に之を一粁に切上げて計算す、運賃及料金計算の場合に於ける錢未滿の端數は一口毎に最後に切捨つ。（規則第六九條、第七二條）

一、認定取扱貨物　左に掲ぐる貨物は其一箇の重量及一瓲當りの箇數を下記數字により取扱ふものとす。但し一瓲當りの個數は瓲扱又は貸切扱の場合にして其一口全部が同一品種及同一荷造のものに限らる。（規則第六條）

品種	一箇の數量	荷造	認定數量數 一箇の瓩數	認定數量數 一瓲當り箇數
玄米	四斗	俵入	六三	一六、〇
同	同	叺入	六三	一六、〇
白米	同	俵入	六三	一六、〇
同	同	叺入	六二	一六、二
小麥粉	五貫九百匁	袋入	二二	四五、五
大豆粕	大玉	裸	二八	三六、二
硫酸アムモニア	十貫	叺入	四〇	二五、〇
過燐酸石灰	同	同	四〇	二五、〇
同	七貫五百匁	同	三〇	三三、四
石灰窒素	六貫	罐入	二四	四一、七

一、荷造の良否に依る區別　貨物荷造の改善を促す目的を以て同一貨物に在りても荷造の良否により取扱等級を區別す。

一、貨物の引取期間　到着貨物引取の通知を受け其翌日中に荷受人に於て受取らざる時は左記の通り貨物保管料を徴收せらる。（規則第四三條）

〔特別小口扱、小口扱〕

種別	第一期（百瓩、二十四時間迄毎に）圓	第二期（同上）圓
一級品又は一級割增品に該當するもの動物、危險品、貴重品汚穢品	〇、一〇〇	〇、二〇〇
其他	〇、〇五〇	〇、一〇〇

〔瓲扱、貸切扱〕

種別	第一期（一瓲、二十四時間毎迄に）圓	第二期（同上）圓
動物、死體、危險品貴重品、汚穢品	一、〇〇〇	二、〇〇〇
其他	〇、五〇〇	一、〇〇〇

一、貨物の搬出期間　貨物の引渡を受け、直ちに之を搬出せざる時は其搬出を了る迄の時間に對し貨物保管料の二分の一に相當する貨物留置料を徴收せらる。（規則第四四條）

一、運賃着拂貨物の受取期間　運賃料金着拂貨物又は代金引換貨物を到着通知の通知を受けたる翌日より起算し十日を經過するも荷受人に於て受取らざる時は荷送人の費用を以て發驛へ送還せらる。（規則第四五條）

一、特別小口扱割增運賃　左に掲ぐる貨物を特別小口扱とする時は割增運賃を徴收せらる。（規則第七七條）

農業關係品抄錄

（イ）五割增のもの

一、苗木

二、藁類及其製品、莚俵類、蠶網、簇、眞田

（ロ）十割增のもの

一、植木類　花及造花

二、毛皮、毛皮にて製したるもの

三、荷造用樽及桶經木製の折箱

四、牧草

五、繭類（乾繭を除く）

（ハ）二十割增のもの

一、籠及笊（繭籌を除く）

二、乾繭

（ニ）六十割增のもの

一、繭籠

左に掲ぐる貨物を特別小口扱とする場合は鐵道（下關、小森江間、宇野高松間及青森函館を除く）に限り特別賃率を適用して運賃を計算せらる。

一、米麥類、豆類、雜穀、小麥粉

二、薪、木炭

三、漬物類

四、甘藷及馬鈴薯、野菜類（茸類を除く）

二、貨車の種類

國有鐵道の貨車の種類は數十種に達して居るが、之を次の如く分類して居る。

有蓋貨車　屋根のある貨車の總稱であつて之れには次の如き種類が含まれて居る。

有蓋車	記號	ワ	普通有蓋車を謂ふ
鐵側有蓋車	同	ス	
鐵製有蓋車	同	テ	
車運車	同	ク	
冷藏庫	同	レ	
通風車	同	ツ	
家畜車	同	カ	
豚積車	同	ウ	

タンク貨車　臺枕の上にタンクを裝置した貨車の總稱で

ある。

タンク車　記號タ　油用、揮發油用、硫酸用、二硫化炭素液用等がある。

水槽車　同ミ

無蓋貨車　屋根のない貨車の總稱である。

無蓋車　記號ト

土運車　同リ

石炭車　同セ

長物車　同チ

大物車　同シ

記號は鐵道に於て日常の業務上電報其他の場合に使用されるものであるが、一般荷主も電報等で貨車の種類を現す必要のある場合等に使用されれば便利である。以上の記號の下に左記の記號を附加して貨車の標記荷重噸數を現はして居る。

貨車標記過重噸數　十三噸以下　記號を用ひず

同　十四噸乃至十六噸　ム

同　十七噸乃至十九噸　ラ

同　二十噸乃至二十四噸　サ

同　二十五噸以上　キ

例へば十噸積有蓋車　ワ

十五噸積有蓋車　ワム

十七噸積無蓋車　トラ

二十噸積長貨車　チサ

二十五噸積鐵製有蓋車　テキ

と稱するが如きである。

食料品輸送に使用される貨車

（鐵道省發行鐵道寫眞拔萃）

（一）冷藏車　一、二七〇輛

冷藏車は貨車の周壁、天井及床の構成に絶緣材料を用ひて外氣の傳導を阻止し、氷、**ドライアイス**等を用ひて車内の溫度を引下げ、或は冬期火熱を與へて溫度を昻め、鮮魚冷凍魚、蒸魚、燒魚、蒲鉾、鮮肉、冷凍肉、**バタ**、卵、氷生野菜、生果等を輸送する貨車でありまして、次の如くいろいろの構造のものがあります。

氷槽のない冷藏車　此の冷藏車は車内冷却用の氷を容れるべき氷槽を有しない貨車であります。鮮魚輸送には魚體の外面に水分を保ちて其の色澤を保持するを要し、之がため抱き氷と稱して、直接魚體に氷を抱かせ、尙貨車積後魚箱の上部には覆ひ氷を施し、貨車外廓の絶緣裝置と相俟つて車内の低溫を保持し敢て氷槽を利用せざる場合が多いので、此の種の貨物輸送の爲に特に製作された貨車でありまして、外氣との絶緣を主とした構造の**貨車**でありますから、寧ろ絶緣車と謂ふ方が適當かも知れませぬ。

絶緣裝置の大要は

全氷槽冷藏車　貨車の兩褄に接し、屋根より床板近くに達する氷槽を取り付けたもので、二噸半位の氷を容れることが出來ます。屋根の氷入口から氷槽に氷を容れると氷槽内に於て氷のため冷却された空氣は、自然に底部から流出して積載してある貨物を冷却し、之に依つて暖められた空氣は上部に昇騰して氷槽に還流し、再び冷却されて貨物の冷却に働き、循環して常に貨車内の低溫度を維持する構造になつて居ります。

半氷槽冷藏車　此の貨車の構造は殆んど全氷槽冷藏車と同樣でありますが、氷槽の長さが貨車兩褄に接する上半部を占むるだけで床まで達してゐないことが、主なる異る點と謂へませう。しかし、氷の容量は大體同樣でありますから、貨車外部の塗色は從來黑色に限られた觀ありましたのを黑色が熱の吸收力强くして冷藏車の塗色に適せざるに鑑み、冷藏車に限り最近は總て外部を銀灰色に塗粧して居りますが、黑色のものとの比較試驗に依りますと、之に依つて車内の溫度を二三度引き下げ得る効果あることを實證して居ります。

之等の冷藏車の外に、强烈なる冷却素として最近著しく一般の注意を惹くに至つた**ドライアイス**を使用して冷藏輸送の**目的**を達すべき**ドライアイス**專用冷藏車も目下設計中

此の冷藏車は全氷槽冷藏車よりも氷槽の貨車内部に面する部分が廣い爲に、車内の冷却力がそれだけ强い特徵を持つて居ります。冷却された空氣は、自然に下降して**下層**の冷却に多く働らく傾向あるが、半氷槽冷藏車は氷槽が下部まで來て居ないから、冷却力の强い下層をそれだけ廣く使ふことが出來、下層に割合に多く貨物を積載し得る利益があります。

天井氷槽冷藏車　全氷槽のものも、半氷槽のものも氷槽が貨車前後の褄壁に接して設けあり冷却せる空氣は氷槽の下部から褄壁に近き所を下降して貨物を冷却し、之に依り溫められた空氣は漸次上昇して氷槽の上部に入り循環運行するものでありますから、**上層**に積載してある貨物は**下層**に積載してあるものに比し冷却力が幾分弱く、品質を損する傾向があります。鮮魚輸送の場合其の積載を終りたる後上部に覆ひ氷を與ふるは、此の缺點を補ふ目的に因るものであります。然るに、天井氷槽冷藏車は貨車の天井全部を氷槽を以て覆ひ、屋根に受くる炎熱の車内上部に及ぼす影響を完全に阻止すると共に、車内の冷却を平均ならしむるやう特に設計された最新形の冷藏車でありまして、氷槽面が廣いため冷却力も强く、車内**上部**と**下部**との溫度の差も僅少で、外廓の絶緣裝置も著しく改良せられ現在我國に於ける**冷藏車中**最も機構の完全な、理想的なものであります。

冷藏車は外氣との完全なる絶緣が極めて重要でありますから、貨車外部の塗色は從來黑色に限られた觀ありましたのを黑色が熱の吸收力强くして冷藏車の塗色に適せざるに鑑み、冷藏車に限り最近は總て外部を銀灰色に塗粧して居りますが、黑色のものとの比較試驗に依りますと、之に依つて車内の溫度を二三度引き下げ得る効果あることを實證して居ります。

之等の冷藏車の外に、强烈なる冷却素として最近著しく一般の注意を惹くに至つた**ドライアイス**を使用して冷藏輸送の**目的**を達すべき**ドライアイス**專用冷藏車も目下設計中

であります。

（二）通風車　七六八輛

通風車は生野菜、生果、桑葉、苗、苗木、花卉等、貨物自體の呼んで居る多量の水分より發生する蒸熱が、車内に蓄積して腐敗變質を來し易い貨物を安全に輸送する爲に特に製作された貨車でありまして、空氣の流通を良くし蒸熱の發生を防ぐ構部を有して居ります。

現に長崎附近産枇杷、和歌山及靜岡附近産柑橘、臺灣産バナナ、仙臺附近産白菜、弘前附近産林檎の如き、多量の生果、生野菜類を始め、可なり多くの此の種の貨物が、通風車に依つて隨分遠距離迄完全に輸送が行はれて居ります

通風車にも次の様な種類があります。

鎧羽目式通風車　貨車の側板、褄板を鎧式に張り其の間隙から車内に流入して空氣は貨物の間を浮動し、上昇して天井に設ける四つの排氣口から流出し常に車内空氣の新陳代謝に努め、之に依り蒸熱の發生を防ぐものであります。

二枚戸式通風車　生野菜、生果等の收穫は季節的に增減あるもので、之等貨物の鐵道輸送量も季節に依り非常に差違あるを免れません。鎧羽目式通風車は風雨害の場合鎧羽目の間隙から雨雪が多少車内に吹き込む虞ありますから生野菜、生果等の出貨が少ない場合でも一般送物積に利用されすして遊泊する傾向がありますので、鐵道としても生

野菜、生果等の出廻り最も多き時期を基準として充分の通風車を準備することが困難であり、自然生野菜、生果等の出貨最盛期に於ては通風車の不足を告げ、荷主を滿足せしめ難き場合もあり勝ちであつたので、生果、生野菜等の出貨閑散時に於ては一般貨物積に利用し得て貨車の運用上遺憾なき通風車を考案し、生果、生野菜等の出貨閑散時に於ける遊泊を顧慮する要なく、充分の通風車を充實して荷主の期待に背くことなからんことを期し近年製作したのが此の二枚戸式通風車であります。

此の通風車は兩褄に開閉自在の通風窓あり、床には二箇所に通風口を設け、戸口には通風貨物輸送時に用ふべき鎧羽目の扉と普通貨物輸送時に用ふべき扉との複式車扉を有し、天井には四箇の排氣口を附設したもので、通風輸送の場合は兩褄と床面の通風口を開き兩側の鎧羽目車扉を使用して前方の褄壁、左右の車扉及床面より空氣を取り入れ貨物の間隙を流動せしめて之を天井の排氣口や後方褄壁の通風口より流出せしめ、普通貨物輸送の場合は、褄壁及床面の通風口を閉ぢ、普通車扉を使用すれば一般有蓋車同樣雨浸の虞なく、安全に輸送し得るものであります。

新形通風車　この通風車も二枚戸式通風車同樣通風貨物輸送用と普通貨物輸送用との兩用になつてゐて、貨車の兩側と兩褄には開閉自在の通風口あり、床には開閉の自由はないが、雨害吹込の虞なき通風口を設けたもので兩側の通風口が多いだけ、二枚戸式通風車よりも通風度が高い譯であります。

（三）家畜車　六六二輛

生牛輸送の專用車であつて、此の種特殊構造の貨車の中では最も古き歷史を有する貨車であります。兩側の上部には換氣を充分にする爲側板を張らず、且其の適當の間隔に鐵棒二本を渡して牛の繫留に便し、床に近き所には汚物の掃除口を設け、一車に八頭乃至十頭の成牛を積載することが出來ます。

近年枝肉としての輸送せらるるものが增加すると共に生牛の輸送量減少の傾向あり、之がため家畜車增備の必要生ぜざるのみならず、反つて貨車が餘るやうな狀況に在るので、貨車の改良が比較的遲れて居ます。

（四）豚積車　七〇輛

名稱の通り豚を輸送する爲、昭和三年に初めて製作された貨車であります。豚は從來家畜車で輸送されてゐましたが、豚の如き小動物を單に床上に一竝べに積むのでは運賃が非常に割高になるので、荷主は自費で貨車内に粗末なる棚を假設し、上下二段に積込んでゐたのですが、之が爲荷主は運賃以外に棚を作る費用を支出することを要し、棚は粗末なため、階下の豚は落下し來る階上の豚の汚物を浴びて、疲勞を增し體重を減するのみならず、附添人は其の飛沫を浴びる等甚だ不潔且非衛生の狀況にあつたので、之が改善の目的を以て考案したのが此の豚積車であります。即ち車内には一段の棚を設けて二階造りとして、上下二段に豚を積載し得る構造と爲し別に附添人室を設け腰掛けの下を約二石入の水槽と爲し、附添人は必要に應じ此の水を以て豚に給水を爲し得る設備を有するもので、此の貨車に依り豚の輸送を爲す場合は、荷主は棚の設備費を支出せすして豚を二車分、四十五頭前後積載することが出來、附添人は別室に在りて必要なる保護と給養とを爲し得る譯であります。

（五）家禽車　一〇輛

貨車周圍の側板を透し張りにして換氣通風を可良ならしめ、兩側に各二筒の扉と車内に五段の棚を設け、籠入としたる鷄、家鴨等の生鳥類を籠を重ねすして六段に積み、七十籠位を積載し得る貨車で、豚積車と同じく昭和三年に始めて造られた貨車でありますが、其の需要は養鷄の盛んな地方に限られて居りますから、家禽車は專ら其の地方に配屬して運用せしめて居ります。

從來は主として家畜車に積載してゐたのですが、車内に棚がなく籠と籠とを何段にも積重ねる結果、換氣不良となり、生鳥の疲勞甚しく、窒息して死するものを生ずることも尠くなかつたが、此の家禽車の出現に依つて其の憂は全く消除することが出來ました。

（六）活魚車　一輛

鯉、鰻、小鮎其の他の魚苗は之を水に活かし、必要なる酸素の補給を爲しつつ輸送することを要するため、從來其の輸送には荷主に於ても尠からざる困苦と鬪ふを要し、或は輸送不能として諦める外なかつたので、養魚業も意外に發達しなかつたやうでありますから、最近試に此の活魚車を一輛製作致しました。

活魚車は高八十七糎、幅百三十三糎、長二百三十糎の魚槽四箇を竝列し、別に約三千立の容量を有する水槽を備へ附添人の爲には附添人室を設け、附添人は任意に水槽の水を魚槽に注加して水の新陳代謝を計り得べく、更に必要に應じ、貨車制動用の壓縮空氣を魚槽内に放出し或はポンプに依り水を魚槽水槽間を循環せしめて酸素の補給を爲し得るもので、尙水溫低下用の氷五百瓩位を貯藏し得る設備があり季節と魚の種類に依り多少の違ひはありますが、大凡千五百瓩位の活魚を輸送し得る筈であります。

活魚車は試驗的に製作したもので現在は僅か一輛あるのみですが、六年度には更に五輛製作し成績が良ければ引續き製作致すことになつて居ります。

三、貨物普通等級表　（拔萃）

普通品 ｛等級表上（5）、（10）、（50）、（140）等の表示ある貨物の貨率は一級貨率に對し五割、十割、五十割百四十割等の割增を爲したるもの

品類	品目	等級 小口	等級 貸切	減噸數 大型貨車	減噸數 小型貨車	特別等級 小口	特別等級 貸切
（六）石灰	生石灰	五	九				
	消石灰	六	十				十九
（一五）植木類	植木 鉢類ニ植エタルモノ	（5）一	七	1			
	植木 其ノ他	一	七				
（三一）籠及笊	荷造運搬用籠及笊 繭 丸籠	（50）一	十	7	4		
	繭 角籠	（10）一	十				
	豚籠、鶏籠	（10）一	十	2	1		
（三四）粕類	酒粕 清酒粕、味淋粕（保命酒粕ヲ含ム）	五	九				
	燒酎粕、麥酒粕	六	十				
（四八）甘藷及馬鈴薯	甘藷 生ノモノ	六	十			十三	二十
	甘藷 乾シタルモノ	五	十			十二	十九
	馬鈴薯	六	十			十三	二十
（五七）牛乳バタ類	牛乳	五	十				
	山羊乳	五	九				
	煉乳	四	九				
（六三）草類及其ノ製品	牧草 機械締ノモノ 動力ニ依ルモノ	六	十				
	牧草 機械締ノモノ 其ノ他	三	十	1			
	藺、七島藺、太藺ノ類 機械締ノモノ	五	十	1			
	除蟲菊	四	九	1			
（六四）果物類	蜜柑、林檎、梨、枇杷	五	九				
	櫻桃、苺、バナナ、	五	九				
	西瓜（甜瓜類ヲ含ム）	五	九	1			
	栗（勝栗炒栗ヲ含ム）	五	九				
	其ノ他ノ果物 生ノモノ	五	九				
	其ノ他ノ果物 乾シタルモノ（乾柿、乾葡萄、乾杏ノ類）	三	八				
	果物ノ鹽漬（梅漬ヲ除ク）	五	九				
	果物ノ皮	六	十				
（八二）米	米	六	十			十三	二十
	籾（粃ヲ含ム）	六	十			十三	二十
（八六）蒟蒻玉及蒟蒻粉	蒟蒻玉、蒟蒻玉切乾	五	九				
	蒟蒻粉	三	八				
（八九）雜穀	粟、稗	六	十			十三	十九
	黍	六	十			十三	十九
	蜀黍（高粱）	六	十			十三	十九
	玉蜀黍（苞米）	六	十			十三	十九
	蕎麥	六	十			十三	十九
（九一）	生蛹	五	九				

蛹	乾蛹	六	十	
	蛹粕（粉狀ノモノヲ含ム）	六	十	
（九三）敷物類	疊表			
	七島表	四	九	
	蘭表	三	九	2
	花莚及莫蓙	四	九	1
	野草莚	四	九	
（一一二）薪炭類	薪	六	十	
	柴粗朶ノ類（燃料ニ供スルモノ）	二	十	1
	木炭	六	十	
一三八 種實類	野菜種子	四	十	
	草花種子	三	八	
	其ノ他（果物ノ核及仁ヲ含ム）	四	十	
（一四〇）卵	鷄卵、家鴨卵	三	十	
	其ノ他ノ卵	三	八	
（一四五）漬	澤庵、菜ノ鹽漬	六	十	
	梅干	五	九	

物類	其ノ他ノ漬物			
	鹽漬糠漬	六	十	
	酢漬	五	十	
	下漬（粕漬、味淋漬用）	五	九	
	其ノ他	四	八	
（一六〇）動物	獸類			
	家畜			
	牛、馬			
	二頭以下		八	
	四頭以下		八	2
	五頭以上		八	1
	犢豚			
	容器ニ容レサルモノ			
	六頭以下		八	
	十二頭以下		八	2
	十三頭以上		八	1
	容器ニ容レタルモノ			

兎			一	
鳥類				
鷄	家鴨		一	
其他			(5)一	
			六	七
苗				
（一六五）苗（球根類ヲ含ム）	稲苗	六	十	
	甘藷苗、野菜苗	五	十	
	百合根（食用ノモノヲ含ム）	四	九	
	其ノ他	三	九	
	苗木（接穗挿穗ヲ含ム）			
	桑苗			
	機械締角造ノモノ	五	十	
	其ノ他	三	十	
	竹苗	二	十	1
	其ノ他	三	十	
（一六六）繩及綱	藁製ノモノ			

類	機械締又ハ機械卷ノモノ	六	十	
	其ノ他	五	十	2
（一八四）肥料	大豆粕	六	十	
	其ノ他ノ油粕	六	十	
	智利硝石、硫酸アンモニヤ、過燐酸石灰、石灰窒素、燐酸加里	六	十	1
	肥料取締ニ關スル法令ニ依リ保證票ヲ貼布シタルモノ			
	米糠	六	十	
	魚肥（介肥蟲肥ヲ含ム）	六	十	
	血粉骨粉類	六	十	
	糞尿其ノ他ノ汚穢ナルモノ			
	乾キタルモノ	六	十	
	其ノ他	六	十	
	其ノ他ノ肥料	六	十	
	肥料取締ニ關スル法令ニ依リ保證票ヲ貼布シタルモノ			
（一八七）麩糠	麩（麥ノ花）	六	十	
	麥糠	六	十	1

類					
粃殼	二	十	2		
其ノ他ノ穀類ノ糠及殼	四	十	1	1	
(一九七)豆類 落花生ヲ除ク					
大豆	六	十		十三	十九
其ノ他ノ豆類	六	十		十三	十九
(一九八)繭					
本繭					
生繭	(5)一	七			
乾繭	(15)一	七	2		
玉繭汚繭及銹繭			1		
生繭	一	八			
乾繭					
機械締ノモノ	一	八			
其ノ他	(10)一	八	2		
繭屑			1		
機械締ノモノ	一	九			
其ノ他	(5)一	九			
(二〇〇)蜜蜂養蜂及具					
蜜蜂	一	八			
養蜜具	二	八	1		
養蜂箱餌用具其ノ他					

(二〇二)麥類					
大麥(裸銀ヲ含ム)小麥	六	十		十三	二十
其ノ他ノ麥類	六	十		十三	二十
(二〇四)莚					
厚莚					
機械締ノモノ	五	十	2		
其ノ他	三	十			
其ノ他ノ莚					
機械締ノモノ	四	十			
其ノ他	一	十			
叺					
機械締ノモノ	四	十			
其ノ他	三	十			
菰					
機械締ノモノ	四	十	1		
其ノ他	一	十			
俵炭俵	一	十	2		
苫	二	十			
畚	三	十			

(二一二)野菜類(四八)甘藷及馬鈴薯ヲ除ク					
大根(漬物用丸乾ヲ含ム)大根葉	六	十		十三	二十
瓜類(西洋甜瓜ノ類ヲ除ク)芋類	五	九		十二	十九
山葵	三	九		十二	十九
其ノ他ノ野菜	五	九		十二	十九
筍	五	九		十二	十九
茸類	二	八			
(二一四)落花生					
生落花生					
殼付ノモノ	五	十	1		
殼ヲ取リ去リタルモノ	五	九			

四、貨物割引賃率表（拔萃）

割引賃率ノ適用方

一、本表ノ賃率ニシテ發着驛ヲ限定シタルモノハ左ノ場合ヲ除キ當該驛發着貨物ニ對シテノミ本表ノ割引賃率ヲ適用シ該驛ヨリ接續スル連帶線着ノモノニハ之ヲ適用セズ

イ、釜山發着賃率ハ朝鮮總督府鐵道局線朝鮮鐵道會社線又ハ南滿洲鐵道會社線發着ノモノニモ之ヲ適用ス

ロ、安東發着賃率ハ南滿洲鑛道會社線發着ノモノニモ之ヲ適用ス

二、金額ヲ以テ示セル賃率ハ小口扱ハ對百瓩瓲扱及貸切扱ハ對一瓲ノ賃率ヲ示ス

三、本表ノ賃率ハ貨物發着區間ガ省線外ニ跨ル場合ト雖モ省線內ノミノ賃率又ハ割引率ヲ示ス

四、本表ノ賃率ハ普通賃率ニ對スル割引率ヲ示スモノニシテ特別賃率ニ對シテハ本表ノ割引ヲ爲サズ

五、運送經路ヲ指定シタル割引賃率ハ荷主ニ於テ指定經路外ニ亘リ又金額ヲ以テ示セル割引賃率ニシテ運送經路ノ指定ナキモノハ省ニ於テ別ニ定ムル運送經路外ニ亘リ運送列車若ハ運送經路ヲ指定シ又ハ運送經路變更ノ處分ヲ爲ス場合ニハ之ヲ適用セズ

六、發着驛ヲ限定セル割引賃率ノ設ケアル驛ニ着驛變更ノ處分アリタルトキハ左ノ場合ニ限リ變更着驛ニ對スル割引賃率ヲ適用ス

イ、貨物所在驛ガ發驛變更着驛間ノ省ニ於テ別ニ定ムル運送經路內ニ在ルトキ

ロ、前號以外ノ場合ニ於テ貨物所在驛ト變更着驛ガ孰レモ連帶線內ニ在リ其ノ接續驛ヲ同ジクスルトキ

省線內及省線ト連帶線間發着ノ部

品目	發驛	着驛	扱種別	賃率	記事
家禽輸送用竹籠	省線及連帶線	省線及連帶線	小口扱 貸切扱	五割減	一、本賃率ハ當該發驛ヨリ常備驛宛返送スル家禽車又ハ廻送家禽車ニ積載シ其ノ着驛ニ返送スルモノニ限リ適用ス 二、本貨物ノ積卸ハ貨主ノ負擔トス
牛乳用空罐空罎運搬箱	省線及連帶線	省線及連帶線	小口扱 貸切扱	五割減	一、本賃率ハ專用貨車ニ依リ輸送セラレタル牛乳ノ空容器ニシテ廻送專用貨車ニ積載シテ原發驛ニ返送スルモノニ限リ適用ス 二、本貨物ノ積卸ハ貨主ノ負擔トス
糞尿運送用空容器	省線及連帶線	省線及連帶線	貸切扱	無賃	一、本賃率ハ專用貨車ニ依リ輸送セラレタル糞尿空容器ニシテ廻送專用貨車ニ積載シテ原發驛ニ返送スルモノニ限リ適用ス 二、本貨物ノ積卸ハ貨主ノ負擔トス
馬	省線及連帶線	省線及連帶線	貸切扱	十瓲—十二瓲積ノ有蓋車ニ三頭以上積載ノ場合一割減 十三瓲—十五瓲積ノ有蓋車ニ三頭以上積載ノ場合二割減（航路ヲ除ク）	一、本賃率ハ產馬又ハ畜產組合主催家畜市場開催ノ場合共ノ市場ノ所在驛又ハ最寄驛發ノモノニシテ當該市場ニ於テ糶賣シタル生後二十ケ月以内ノ馬ナルコトヲ該組合ニ於テ證明セルモノニ限リ適用ス 二、本貨物ハ市場閉鎖後二週間以內ニ託送スルモノニ限ル
綠茶	省線及連帶線	東横濱 横濱 江尻 清水港 靜岡 湊川 小野濱 神戶港 四日市 敦賀港 門司 長崎 南滿洲鐵道會社	貸切扱	八十粁以上二割減	
		横濱港 清水			本賃率ハ北米合衆國英領加奈陀露領亞細亞又ハ支那ヘ輸出スルモノニシテ大正二年五月農商務省令第四號ニ定ムル容器ニ收納シ北米合衆國及英領加奈陀行ハ二箇合露領亞細亞又ハ支那行ハ四箇合（同令第

品目	發驛	着驛	扱種別	賃率	記事
蜜柑	東海道線及關西線	港四日市名古屋港熱田神戶港湊川敦賀港南滿洲鐵道會社線	貸切扱	八十粁以上一割五分減	一項第五號所定ノ容器ハ一箇每菰包トシ孰レモ縱一箇所横三箇所以上繩掛ヲ爲シ表裝ニ同業組合又ハ聯合會ヨリ豫メ發驛ニ屆出デタル合格證印ヲ北米合衆國英領加奈陀行ノモノニ在リテハ別ニ日本柑橘北米輸出同業組合ノ合格證印（楕圓横印上部ニPASSED下部ニJ.O.N.A.E.A.ト記入アリ）テ押捺セルモノニ限リ適用ス
林檎	青森碇ケ關間各驛黑石藤崎板柳陸奧鶴田弘南鐵道線	敦賀 敦賀港 神戶 神戶港 湊川 小野濱	貸切扱	一割五分減	本賃率ハ支那又ハ露西亞ヘ輸出スルモノニシテ左記各號ノ荷造ヲ爲シタルモノニ限リ適用ス 一、長約六十二糎幅約二十七糎深約三十糎ノ本箱ニ入レ箱ノ兩端ヲ十七番鐵線若ハ鐵帶ニテ卷縮ムルコト 二、横三箇所縱一箇所側二箇所以上藁繩ニテ緊縛スルカ若ハ莚ニテ包ミ且ツ横二箇所縱及側各一箇所以上藁繩ニテ緊縛スルコト

五、貨物賃率表

特別小口扱

鐵道

粁程	普通賃率 三〇瓩迄	普通賃率 五〇瓩迄	普通賃率 以上一〇瓩迄ヲ增ス每ニ	特別賃率 三〇瓩迄	特別賃率 五〇瓩迄	特別賃率 以上一〇瓩迄ヲ增ス每ニ
六〇粁迄	四〇錢	五〇錢	一〇錢	四〇錢	五〇錢	一〇錢
一〇〇	四五	五五	一一	四〇	五〇	一〇
一四〇	五〇	六〇	一二	四〇	五〇	一〇
一八〇	五五	六五	一三	四五	五五	一一
二三〇	六〇	七〇	一四	五〇	六〇	一二
二六〇	六五	七五	一五	五五	六五	一三
三〇〇	七〇	八〇	一六	六〇	七〇	一四
三五〇	七五	八五	一七	六五	七五	一五
四〇〇	八〇	九〇	一八	七〇	八〇	一六
五〇〇	八五	一、〇〇	二〇	七五	八五	一七
六〇〇	九五	一、一〇	二三	八〇	九〇	一八
七〇〇	一、〇五	一、二〇	二四	八五	一、〇〇	二〇
八〇〇	一、一〇	一、三〇	二六	九五	一、一〇	二三
一、〇〇〇	一、三〇	一、五〇	三〇	一、〇五	一、二〇	二四
一、二〇〇	一、四五	一、七〇	三四	一、一五	一、三〇	二六
一、四〇〇	一、六〇	一、九〇	三八	一、三〇	一、五〇	三〇
以上二〇〇粁迄ヲ增ス每ニ	一五	二〇	四	一五	二〇	四

航路

區間	鐵道ト連絡スル場合 三〇瓩迄	鐵道ト連絡スル場合 五〇瓩迄	鐵道ト連絡スル場合 以上一〇瓩迄ヲ增ス每ニ	航路ノミ運送ノ場合 三〇瓩迄	航路ノミ運送ノ場合 五〇瓩迄	航路ノミ運送ノ場合 以上一〇瓩迄ヲ增ス每ニ
青森函館間	三〇錢	四〇錢	八錢	六五錢	七五錢	一五錢

通常小荷物運賃

粁程	一瓩迄	二瓩迄	四瓩迄	六瓩迄	一二瓩迄	以上六瓩迄ヲ增ス每ニ
八〇粁迄	一五錢	二〇錢	二五錢	三〇錢	四〇錢	一〇錢
二四〇粁迄	一五	二〇	二五	三五	五五	二〇
四八〇粁迄	一五	二五	三五	四五	七五	三〇
八〇〇粁迄	一五	二五	四〇	五五	九五	四〇
以上四八〇粁迄ヲ增ス每ニ	五	一〇	一五	二五	三〇	一〇

小口扱・廻扱・

鐵

種別 / 粁程	普通賃率									
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
粁迄	厘	厘	厘	厘	厘	厘	厘	厘	厘	厘
5	112	95	83	72	62	52	42	34	26	26
8	138	115	99	87	75	64	52	13	37	32
11	164	134	116	101	88	75	62	51	44	39
14	190	154	132	116	102	87	73	60	52	49
17	214	173	149	131	115	66	83	69	59	53
20	240	193	165	146	128	111	63	78	67	60
23	266	212	182	160	141	122	103	86	74	66
26	292	232	198	175	154	134	113	95	82	72
29	316	251	215	190	168	146	124	104	89	87
32	342	271	231	420	181	157	134	112	97	86
35	368	290	248	219	194	169	144	121	104	92
38	394	310	264	234	207	181	154	130	112	68
41	418	329	281	248	220	192	164	138	119	105
44	444	349	297	263	234	204	175	147	127	111
47	470	368	314	278	247	219	185	156	134	118
50	496	388	330	293	260	228	195	165	142	125
55	532	415	352	313	278	244	209	177	152	134
60	568	442	374	333	296	260	223	186	162	143
65	606	469	396	353	314	276	237	201	142	152
70	642	496	418	373	332	292	251	213	182	161
75	675	£28	440	393	350	308	265	225	192	170

貸切扱

道

（百圓＝付）

種別 / 粁程	特別賃率										
	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	
粁迄	厘	厘	厘	厘	厘	厘	厘	厘	厘	厘	粁迄
5	85	52	42	40	32	26	26	22	20	18	5
8	102	64	52	48	40	32	32	28	25	23	8
11	119	75	62	56	48	39	39	34	30	28	11
14	136	87	72	64	56	46	46	40	35	33	14
17	153	99	81	72	64	53	53	46	40	38	17
20	170	111	90	80	72	60	60	52	45	3	20
23	187	122	99	88	80	66	66	58	50	48	23
26	204	134	108	96	88	72	72	64	55	53	26
29	221	146	117	104	96	78	78	70	60	57	29
32	238	157	126	112	104	85	84	76	65	61	32
35	255	169	135	120	112	91	90	82	70	65	35
38	272	181	144	128	120	97	94	88	75	69	38
41	289	192	153	136	128	104	98	94	80	73	41
44	306	203	192	144	136	110	102	100	85	77	44
47	323	214	171	152	144	117	106	105	90	81	47
50	340	225	180	160	152	124	110	110	95	85	50
55	363	241	193	172	163	132	116	118	102	91	55
60	386	257	206	184	174	141	122	126	109	97	60
65	409	273	219	196	185	150	128	134	116	103	65
70	432	289	232	208	196	159	134	142	123	109	70
75	455	305	245	220	207	168	140	150	130	115	75

種別 / 粁程	普通賃率									
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
粁迄	厘	厘	厘	厘	厘	厘	厘	厘	厘	厘
80	716	549	459	410	365	321	276	234	201	177
85	752	574	478	427	379	333	278	243	269	184
90	788	699	497	444	394	346	2	252	218	191
95	824	625	516	461	408	358	309	261	226	198
100	862	651	535	478	423	371	329	270	235	205
110	914	693	566	506	448	392	338	286	248	216
120	966	735	597	534	473	413	356	302	231	227
130	1,018	777	628	562	498	434	374	318	274	238
140	1,070	819	659	590	523	455	392	334	287	240
150	1,122	861	690	918	548	476	410	350	300	260
160	1,166	894	716	640	566	491	424	363	312	271
170	1,210	924	742	662	584	506	438	376	324	282
180	1,254	960	768	684	602	521	452	389	336	263
190	1,298	663	794	706	620	536	466	402	348	304
200	1,342	1,026	820	728	638	551	489	415	360	315
215	1,404	1,073	853	758	664	572	498	432	375	328
230	1,466	1,119	886	788	690	593	516	443	390	340
245	1,528	1,166	619	817	715	614	534	465	405	353
260	1,590	1,212	952	846	740	635	552	481	420	365
275	1,652	1,259	985	875	765	656	570	468	435	378

種別 / 粁程	特別賃率										
	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	
粁迄	厘	厘	厘	厘	厘	厘	厘	厘	厘	厘	粁迄
80	478	318	255	230	216	175	146	156	135	120	80
85	501	330	265	240	225	182	152	162	140	125	85
90	524	342	275	250	234	189	158	168	145	130	90
95	547	354	285	260	243	196	164	174	150	185	95
100	570	366	295	270	252	203	170	180	155	140	100
110	605	387	313	288	269	214	180	191	165	148	110
120	640	408	331	306	286	225	190	202	175	156	120
130	675	428	349	324	303	236	200	213	185	164	130
140	710	448	367	342	320	247	210	224	195	172	140
150	745	468	385	360	337	258	220	235	205	180	150
160	776	483	399	374	350	268	228	244	212	186	160
170	807	498	413	388	363	279	236	253	219	192	170
180	838	513	427	402	376	290	244	262	226	198	180
190	869	527	441	416	983	301	252	271	233	204	190
200	900	541	455	430	402	312	260	280	249	210	200
215	640	562	473	448	419	324	271	291	250	216	215
230	680	583	491	466	436	336	282	302	260	228	230
245	1,020	604	509	844	423	348	293	313	270	237	245
260	1,060	625	527	502	470	360	304	324	280	246	260
275	1,100	646	545	520	487	372	315	335	290	255	275

種別 / 等級	普通貨率									
秤程	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
秤迄	厘	厘	厘	厘	厘	厘	厘	厘	厘	厘
290	1.714	1.305	1.018	904	790	677	588	515	450	391
305	1.776	1.352	1.051	933	815	698	606	531	465	403
320	1.838	1 398	1.084	962	840	719	624	547	480	416
335	1.900	1.445	1.117	991	865	740	642	564	495	428
350	1.962	1.491	1.150	1.020	890	761	660	580	510	441
365	2.010	1.530	1.179	1.046	913	781	678	596	524	453
380	2.058	1.569	1.208	1.072	935	800	696	612	537	464
395	2.106	1.608	1.237	1.097	958	820	714	627	551	475
410	2.154	1.647	1.266	1.123	981	839	732	643	564	486
425	2.202	1.686	1.295	1.149	1.004	859	750	659	578	497
440	2.350	1.725	1.324	1.175	1.026	878	768	675	591	508
455	2.298	1.764	1.353	1.201	1.046	898	786	691	605	519
470	2.346	1.813	1.382	1.226	1.072	917	304	706	618	530
585	2.394	1.803	1.411	1.252	1.094	937	822	722	632	541
500	2.442	1.881	1.440	1.278	1.117	956	840	738	645	552
525	2.522	1.941	1.488	1.320	1.153	986	867	876	666	570
550	2.602	2.001	1.536	1.362	1.189	1.016	895	788	688	588
575	2.682	2.061	1'584	1.404	1.225	1.046	923	813	709	606
600	2.762	2.121	1.632	1.446	1.261	1.076	950	838	170	624
652	2.842	2.181	1.680	1.488	1.297	1.106	978	863	375	642

種別 / 等級	特別貨率										
	11	12	13	14	15	16	17	18	16	20	秤程
	厘	厘	厘	厘	厘	厘	厘	厘	厘	厘	秤迄
	1.140	666	563	538	504	384	326	346	299	263	290
	1.180	686	581	556	521	396	337	357	308	271	05
	1.220	706	599	574	538	408	348	368	317	249	320
	1.260	726	617	592	555	419	359	379	326	287	335
	1.300	746	635	610	572	430	340	390	335	295	350
	1.330	765	652	627	588	440	378	400	344	303	365
	1.360	784	669	644	604	450	386	410	353	311	380
	1.390	803	686	661	620	460	394	420	362	319	395
	1.420	822	703	678	636	470	402	430	371	327	410
	1.450	841	720	695	652	480	414	440	380	335	425
	1.480	859	737	712	668	490	418	450	388	342	440
	1.510	877	754	729	684	500	426	460	399	346	455
	1.540	895	771	746	700	510	434	470	404	356	470
	1.570	913	788	763	716	520	442	480	412	363	485
	1.600	931	805	780	732	530	450	490	420	370	500
	1.650	959	831	806	756	545	463	506	433	383	525
	1.700	984	857	832	780	560	476	522	446	396	550
	1.750	1.015	883	858	804	575	489	538	459	409	575
	1.800	1.043	909	884	828	590	502	554	472	422	600
	1.850	1.141	935	910	852	605	515	570	485	435	625

粁程＼等級＼種別	普通賃率 1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
粁迄	厘	厘	厘	厘	厘	厘	厘	厘	厘	厘
650	2.922	2.241	1.728	1.530	1.333	1.136	1.005	888	772	660
675	3.000	2.299	1.774	1.570	1.368	1.163	1.031	911	792	677
700	3.078	2.356	1.820	1.610	1.102	1.194	1.057	933	812	664
725	3.156	2.414	1.866	1.650	1.436	1.222	1.083	956	832	711
750	3.232	2.471	1.912	1.690	1.470	1.251	1.109	978	852	728
775	3.310	2.529	1.598	1.730	1.504	1.2 0	1.135	1.001	872	715
800	3.386	2.586	2.004	1.770	1.538	1.308	1.161	1.023	892	762
825	3.462	2.641	2.050	1.810	1.572	1.336	1.186	1.046	911	778
850	3.538	3.696	2.096	1.850	1.606	1.364	1.211	1.068	931	794
875	3.612	2.751	2.142	1.890	1.640	1.391	1.236	1.091	951	810
900	3.688	2.806	2.188	1.930	1.674	1.419	1.261	1.113	970	826
925	3.762	2.861	2.234	1.670	1.708	1.446	1.286	1.136	989	842
950	3.838	2.916	2.280	2.010	1.745	1.474	1.311	1.158	1.008	858
975	3.912	2.971	2.325	2.050	1.776	1.501	1.336	1.181	1.027	874
1.000	3.988	3.026	2.370	2.090	1.810	1.529	1.361	1.203	1.046	890

特別率 11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	種別＼等級＼粁程
厘	厘	厘	厘	厘	厘	厘	厘	厘	厘	粁迄
1.900	1.069	961	93	876	619	528	586	497	447	650
1.950	1.127	987	962	900	633	541	602	509	459	675
2.000	1.155	1.013	988	924	647	5 54	618	2	71	770
2.050	1.182	1.039	1.014	948	661	567	634	533	483	725
2.100	1.209	1.065	1.040	972	675	580	650	54	495	750
1.147	1.136	1.090	1.064	993	688	592	665	557	507	775
2.194	1.263	1.115	1.088	1.014	701	604	680	569	518	800
2.241	1.290	1.104	1.112	1.035	714	616	695	581	531	825
2.288	1.317	1.165	1.136	1.056	727	682	710	593	543	850
2.335	1.344	1.190	1.160	1.077	740	640	725	605	555	875
2.382	1.371	1.215	1.184	1.068	752	652	740	617	566	900
2.429	1.398	1.240	1.208	1.119	764	664	755	929	577	925
2.476	1.425	1.265	1.232	1.140	776	676	779	641	588	950
2.523	1.452	1.290	1.256	1.161	788	688	785	653	599	975
2.570	1.479	1.315	1.280	1.182	800	700	800	665	610	1.000

航路 (百疋=付)

航路別＼等級＼種別	普通賃率 1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
青森函館間	厘 1.100	厘 900	厘 750	厘 650	厘 600	厘 550	厘 500	厘 450	厘 400	厘 50

特別賃率 11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	種別＼等級＼航路別
厘 900	厘 808	厘 550	厘 500	厘 500	厘 350	厘 300	厘 300	厘 250	厘 250	青森函館間

品目	單位の量	十噸車輛
米	四斗	一〇六俵
大麥	五斗	一四〇俵
小麥	四斗	一六〇俵
大小豆	一〇〇斤	一八〇俵
落花生(皮)	一〇貫	一二四俵
同(實)	一〇〇斤	一七〇俵
蕎麥	五斗	三五〇箱
苹果	四〇斤	三五〇箱
梨	五貫	三五〇箱
桃	五貫	一二〇梱
葡萄	二貫	三五〇箱
柿(生)	五貫	一六〇叭
同(乾)	三〇〇箇	三五〇箱
栗	一五〇斤	八〇〇箱
蜜柑	二五〇箇	二三〇箇
同	一〇〇箇	一六五俵
夏柑	一〇貫	一六五俵
甘藷	一〇〇斤	一〇〇俵
馬鈴薯	一〇〇斤	三四〇叭
里芋	一〇〇斤	二六〇叭
葱頭	一二貫	一七〇叭
葱	七貫	三二〇梱
白菜	六貫	三七〇梱
甘藍	七貫	二一〇俵
大根	一三貫	一七〇俵
胡蘿蔔	一〇貫	三二〇俵
牛蒡	一〇貫	二七〇俵
南瓜	一〇貫	一六〇籠
西瓜	一個	六〇〇—八〇〇個
百合	四貫	三五〇箱
山葵	四貫	三五〇箱
筍	六貫	三五〇箱
木炭	五貫	四〇〇俵
叭	一五枚	二〇〇梱
籾	五〇斤	二八〇俵
砂糖	一〇〇斤	一六〇俵
鷄卵	四貫	三五〇箱
同	三貫五	三八〇箱
生鷄	一五羽	五〇籠
生兎	一五頭	五〇籠
生豚	一頭	二五頭
生牛	一頭	一〇頭
大豆粕(玉)	四六斤	三六二枚
同(撒)	一〇貫	二六〇叭
菜種粕(玉)	四貫	五一〇玉
同(撒)	一〇〇斤	一六八俵
米糠	六斗	二五〇俵
干鰯	一二貫	二一〇俵
鯡粕	三〇貫	一〇〇俵
人造肥料(七貫五百匁叭)	(十貫叭)	三四〇叭
同	(十五貫叭)	二六〇叭
同		一七〇叭

附

錄

農産物配給調査表

（註）

1. 本表ハ昭和五年度ニ於ケル帝國農會販賣斡旋部ノ計畫ニ從ヘ郡市農會ノ報告ヲ基トシタルモノナリ　但シ未報告ノ郡市ノ分ハ縣統計ヲ基準トシ更ニ推定ヲ加味シ作成セルモノナリ

2. 本調査米ハスベテ昭和三年産米ニ就キテ調査セリ

(米)

郡市名	栽培反別(昭和三年)	生産數量	主産地町村名	總數	東京	横濱	名古屋	大阪	京都	神戸	埼玉	北海道樺太	其他縣內	其他縣外	始期	盛期	終期	始期手取値段	盛期手取値段	終期手取値段(四等米建)	備考(其一)
	町反	石		石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石				圓錢	圓錢	圓錢	
信夫郡	4.965.5	105.638	郡内一圓	487	94	66			(山形)161	—	—	—	—	166				—	—	—	
伊達郡	5.226.5	103.757	各町村		—	—	—	—	—	—	—	靜岡	—	—				—	—	—	不明
安達郡	6.740.8	106.114	玉井、大山、岳下、杉田本宮町	17.430	15.511	—	—	—	—	—	(北海道)15	—	1.768	136	9月中旬	自11月中旬至12月中旬	1月中旬	30.00	25.00	25.80	1.598
安積郡	6.693.7	104.537	郡内一圓	43.715	31.162	25.08	—	—	—	—	—	—	10.045	—	9月下旬	自10月中旬至12月下旬	3月下旬	30.00	30.00	29.00	1.000
岩瀬郡	4.373.2	俵 68.421	鏡石、白方村	25.427	11.049	—	—	—	—	—	—	—	92	14.286	11月中旬	自12月上旬至1月下旬		26.00	26.00	26.00	
南會津郡	2.501.2	32.670	全町村(但檜枝岐ヲ除ク)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				—	—	—	
北會津郡	4.092.4	70.125	各町村	21.173	11.997	1.068	—	—	—	—	(青森)1.959	—	—	6.149	9月上旬	自11月至1月	8月下旬	31.41	26.62	28.05	不明
耶麻郡	8.570.7	171.414	豊川、堂島、慶徳、關柴、翁島、姥堂、駒形、上三宮、加納、月輪	8.000	4.000	3.000	—	—	—	—	—	—	1.000	—	10月中旬	自11月上旬至11月下旬	3月下旬	31.25	26.25	28.75	800
河沼郡	5.643.0	124.146	若宮、金上、廣瀬、勝常、笈川、堂島	62.600	32.600	12.500	—	—	—	—	—	5.500	12.000	—	9月中旬	〃	〃	30.27	27.15	23.50	3.171
大沼郡	3.955.1	63.553	本郷、新鶴、赤澤、永井野、旭、高田、藤川、玉路	32.506	28.581	3.533	—	—	—	—	—	—	392	—	9月下旬	自10月中旬至12月下旬	2月中旬	28.75	28.25	24.25	
東白川郡	3.749.1	50.727	各町村	6.733	4.262	19	(埼玉)81	—	—	—	—	—	—	2.371	9月下旬	自11月至1月	9月上旬	30.00	25.12	28.10	不明
西白河郡	7.009.8	92.598	同	47.236	34.069	4.437	—	—	—	—	—	2.456	—	6.274	10月上旬	〃	9月下旬	27.10	24.53	29.00	〃
石川郡	3.928.1	67.647	澤田、野木澤、泉、川東、小鹽江、須釜、淺川村	8.000	6.500	1.000	—	—	—	—	—	—	500	—	〃	自11月上旬至11月下旬	12月下旬	23.00	21.00	20.60	4.500
田村郡	6.786.5	81.019	逢隈、守山、七郷、岩江村	213	31	—	—	—	—	—	—	—	—	182				—	—	—	
石城郡	9.094.4	155.884	各町村	8.500	488	6	—	(茨城縣)5.816	—	—	—	—	—	2.190	10月下旬	自11月中旬至1月上旬	10月中旬	26.71	25.01	26.71	不明
双葉郡	4.708.7	70.704	同	20.417	10.960	43	—	—	—	—	—	—	—	9.409	10月中旬	自11月至1月	10月上旬	26.50	25.00	27.84	〃
相馬郡	9.807.0	147.672	同	73.202	60.348	628	—	—	—	(宮城縣)716	—	—	—	11.510	10月下旬	自11月至1月	〃	26.00	25.00	27.50	
福島市	146.8	4.180	同	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10月上旬	自11月中旬至12月上旬		40.00	35.00	30.00	
郡山市	475.5	10.585	同	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10月下旬	自12月上旬至2月下旬	8月下旬	25.00	23.00	25.00	250
若松市	110.6	2.759	同	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—					—	—	—	
合計	98.578.6	1.634.150		375.634	251.552	28.808	81	5.816	161	716	青森 1.959 北海道 15	7.956	25.797	52.673	9月上旬	自10月中旬至2月下旬	10月上旬	28.80	26.7	26,63	

(小麦)

郡市名	栽培反別(昭和四年)	生産數量	主産地町村名	總數	東京	横濱	名古屋	大阪	京都	神戸	栃木	群馬	其他縣內	其他縣外	始期	盛期	終期	始期手取値段	盛期手取値段	終期手取値段	備考(其一)
	町反	石		石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石				圓錢	圓錢	圓錢	
信夫郡	82.0	1.033	松川、金谷川																		
伊達郡	181.7	2.771	小國村、富田村、月舘村	1.000	—	—	—	—	—	—	—	—	1000	—	7月中旬	自7月中旬至8月中旬	10月下旬	15.00	13.00	13.00	

（小　麥）

郡市名	栽培反別（昭和四年）	生産數量	主産地町村名	仕向地向別販賣數量 總數	仕向地 東京	横濱	名古屋	大阪	京都	神戸	栃木	群馬	其縣他內	其縣他外	販賣時期 始期	盛期	終期	始期手取値段	盛期手取値段	終期手取値段	備考（其一）
	町反	石		石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石				圓錢	圓錢	圓錢	
安達郡	780.6	7.792	岳下、上川崎、下川崎	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	7月中旬	自7月下旬至8月上旬	8月下旬	15.00	13.20	14.50	
安積郡	369.4	4.201	郡一圓（西部五ヶ村除）	3.000	—	—	—	—	—	—	2.000	1.000	—	—	7月上旬	自7月中旬至7月下旬	〃	15.00	15.00	15.00	
岩瀬郡	601.8	3.973	鏡石、濱田、西袋	6.725	—	—	—	—	—	—	4.000	—	2.725	—	〃	自7月上旬至7月下旬	8月上旬	15.50	13.50	13.00	15.462俵
南會津郡	82.8	579	田島、旭田、江川、檜原、檜澤、荒海	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				—	—	—	移出ナシ
北會津郡	91.9	762	川南村	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				—	—	—	
耶麻郡	278.9	202	堂島、豊川、姥堂、鷹巣、駒形	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				—	—	—	自家用
大沼郡	91.8	566		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				—	—	—	
河沼郡	207.5	1.453	柳津、新郷、川西、堂島、八幡、日橋、尾野本村	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				—	—	—	
東白川郡	299.0	3.800	鮫川村	3.800	—	—	—	—	—	—	—	—	3.000	800	7月中旬	自7月中旬至8月中旬	10月下旬	15.00	14.00	13.00	
西白河郡	292.2	2.751	西郷村、白河町、矢吹町	500	—	—	—	—	—	—	—	—	500	—	〃	〃	〃	15.00	13.00	13.00	
石川郡	408.2	3.555	澤田、小平村、母畑、泉、淺川村	2.000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	〃	自7月下旬至8月上旬	8月中旬	17.00	16.50	16.50	
田村郡	854.3	10.558	三瀬、高野、御舘、七郷、片曾根	5.000	—	—	—	—	—	—	—	—	4.000	—	6月中旬	〃	10月上旬	15.00	14.00	14.00	
石城郡	64.0	714	赤井、永戸、好間村	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				—	—	—	
双葉郡	45.8	509	葛野、葛野村	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				—	—	—	
相馬郡	67.9	734	大野、飯曾、石橋村	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				—	—	—	
郡山市	49.9	644		400	—	—	—	—	—	—	—	—	400	—		自7月上旬至10月下旬		—	13.00	—	
若松市	3.1	18		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				—	—	—	
合計	4.552.8	50.515		22.425	—	—	—	—	—	—	6.000	1.000	11.625	800	6月中旬	自7月上旬至8月上旬	10月下旬	15.29	13.96	14.14	手取値段ハ若郡部ヲ除ケル平均數字ナリ

（胡　瓜）

郡市名	栽培反別（昭和五年）	品種別栽培反別割合 節成	青胡瓜	在來種	其他	生産數量	主産地町村名	仕向地別販賣數量 總數	仕向地 東京	横濱	名古屋	大阪	仙臺市	福島市	若松市	郡山市	其縣他內	其縣他外	販賣時期 始期	盛期	終期	始期手取値段	盛期手取値段	終期手取値段	備考
	町反	%	%	%	%	貫		貫	貫	貫	貫	貫	貫	貫	貫	貫	貫	貫				圓錢	圓錢	圓錢	
信夫郡	38.3	95	—	—	5	96.658	岡田、鎌田	1.750	—	—	—	—	250	1.000	—	—	500	—	7月上旬	自7月中旬至8月中旬	9月上旬	40	15	30	
伊達郡	40.1	80	—	—	20	117.799	伏黒村	50.000	—	—	—	—	—	20.000	—	—	30.000	—	〃	自7月中旬至8月上旬	〃	40	15	30	
安達郡	44.1	70	—	—	30	97.907	鹽澤、小濱、本宮	40.000	—	—	—	—	—	—	—	—	40.000	—	6月下旬	自7月中旬至8月下旬	〃	40	20	30	
安積郡	18.2	80	10	—	10	32.028	郡内一圓	15.000	—	—	—	—	—	—	—	10.000	5.000	—	〃	〃	9月下旬	40	20	30	
岩瀬郡	50.4	50	—	50	—	156.825	濱田、須賀川	50.000	—	—	—	—	—	—	—	—	50.000	—	7月上旬	〃	〃	40	15	10	

（胡　瓜）

郡市名	栽培反別（昭和四年）	品種別割合栽培 節成	青胡瓜	在來種	其他	生産數量	主産地町村名	仕向地別販賣數量 總數	東京	横濱	名古屋	大阪	仙臺市
	反	%	%	%	%	貫		貫	貫	貫	貫	貫	貫
南會津郡	12.9	40	—	—	60	25.800	郡内一圓	7.000	—	—	—	—	—
北會津郡	22.1	80	10	10	—	75.383	荒井村	30.000	—	—	—	—	—
耶麻郡	25.5	80	10	10	—	54.478	加納村	25.000	—	—	—	—	—
河沼郡	8.0	100	—	—	—	16.000	日橋、廣瀨、勝常柳津	8.000	—	—	—	—	—
大沼郡	8.1	80	10	10	—	33.283	高田町	10.000	—	—	—	—	—
東白川郡	8.0	100	—	—	—	13.000	鮫川村	13.000	—	—	—	—	—
西白河郡	43.1	80	10	10	30	113.058	西郷村	50.000	—	—	—	—	—
石川郡	27.5	50	20	—	50	64.250	澤田村	6.700	—	—	—	—	—
田村郡	51.3	50	—	—	—	271.150	逢隈、岩瀨、中妻中郷	38.000	—	—	—	—	—
石城郡	70.4	80	10	10	—	196.112	平窪村	70.000	—	—	—	—	—
双葉郡	27.1	80	10	10	—	55.501	大野村	20.000	—	—	—	—	—
相馬郡	51.1	80	10	10	1	110.157	中村町	50.000	—	—	—	—	—
福島市	1.3	100	—	—	—	4.160	福島市	1.000	—	—	—	—	—
郡山市	1.3	100	—	—	—	7.600		2.000	—	—	—	—	—
若松市	5	80	10	—	—	1.250		—	—	—	—	—	—
合計	549.3	73	6	9	12	1.542.399		487.450	—	—	—	—	250

賣數量 地 福島市	若松市	郡山市	其他縣内	其他縣外	販賣時期及手取値段(一貫當) 始期	盛期	終期	始期 手取値段	盛期 手取値段	終期 手取値段	備考
貫	貫	貫	貫	貫				圓 錢	圓 錢	圓 錢	
—	—	—	7.000	—	7月上旬	自7月中旬 至8月下旬	9月下旬	53	15	20	
—	20.000	—	10.000	—	〃	自7月中旬 至8月上旬	9月上旬	53	15	30	
—	5.000	—	20.000	—	〃	〃	〃	53	15	30	
—	—	—	8.000	—	〃	自7月中旬 至8月下旬	8月下旬	30	15	20	
—	—	—	10.000	—	〃	自7月中旬 至8月上旬	9月上旬	35	15	30	
—	—	—	13.000	—	〃	自7月中旬 至8月下旬	〃	15	15	15	
—	—	—	50.000	—	〃	〃	〃	35	15	30	
—	—	1.200	5.500	—	〃	自7月中旬 至8月上旬	8月下旬	30	22	20	
—	—	25.000	13.000	—	6月中旬	自6月下旬 至7月上旬	9月中旬	15	15	15	
—	—	—	70.000	—	〃	自7月上旬 至8月上旬	9月上旬	60	15	30	
—	—	—	20.000	—	6月下旬	〃	〃	40	15	30	
1.000	—	—	50.000	—	6月上旬	〃	〃	40	15	30	
—	—	2.000	—	—	7月上旬	自7月中旬 至8月下旬	〃	50	53	40	
—	—	—	—	—	〃		〃	—	—	—	
—	—	—	—	—				—	—	—	
22.000	25.000	38.200	402000	—	6月中旬	自7月上旬 至8月下旬	9月下旬	36	17	26	

（西　瓜）

郡市名	栽培反別（昭和四年）	品種別割合栽培 アイスクリーム	大和	傳法寺	其他	生産數量	主産地町村名	仕向地別販賣數量 總數	東京	横濱	名古屋	大阪	京都
	町 反	%	%	%	%	貫		貫	貫	貫	貫	貫	貫
信夫郡	1	50	50	—	—	120	餘目村	—	—	—	—	—	—
伊達郡	1.3	30	50	—	20	3.146		—	—	—	—	—	—
安達郡	2.1	50	30	—	20	4.107	塩澤、下川崎村	2.000	—	—	—	—	—
安積郡	2.1	40	40	—	20	5.870	日和田町外6ヶ村	2.000	—	—	—	—	—
岩瀨郡	48.3	40	50	—	10	5.075	鏡石、濱田、須賀川	2.000	—	—	—	—	—
北會津郡	48.9	10	80	—	10	190.940	荒井村	20.000	10.000	—	—	—	—
耶麻郡	5.3	10	80	—	10	13.126	郡内一圓	2.000	—	—	—	—	—

賣數量 地 若松市	福島市	郡山市	其他縣内	其他縣外	販賣時期及手取値段(一貫當) 始期	盛期	終期	始期 手取値段	盛期 手取値段	終期 手取値段	備考
貫	貫	貫	貫	貫				圓 錢	圓 錢	圓 錢	
—	—	—	—	—				—	—	—	
—	—	—	—	—				—	—	—	
—	—	—	2.000	—	8月中旬	自8月下旬 至9月上旬	9月中旬	50	30	40	
—	—	2.000	—	—	8月上旬	自8月中旬 至9月下旬	10月下旬	30	25	28	
—	—	—	2.000	—	〃	自8月中旬 至9月上旬	9月中旬	20	15	10	
3.000	3.000	2.000	2.000	—	〃	〃	9月上旬	50	50	35	
1.000	—	—	1.000	—	〃	〃	〃	50	50	35	

（西　瓜）

郡市名	栽培反別（昭和四年）	品種別割合 アイスクリーム	大和	傳法寺	其他	生産數量	主産地町村名	仕向地別販賣數量 總數	仕向 東京	横濱	名古屋	大阪	京都
	町反	%	%	%	%	貫		貫	貫	貫	貫	貫	貫
河沼郡	9.5	60	30	10	—	28.500	若宮、金上、勝常、尾野本	10.000	—	—	—	—	—
大沼郡	2.2	10	80	—	10	7.352	郡内一圓	—	—	—	—	—	—
東白川郡	6	10	80	—	10	1.550	〃	—	—	—	—	—	—
石川郡	4	50	—	—	50	504	小鹽江村	—	—	—	—	—	—
田村郡	8		60	—	40	2.400	御木澤、逢隈村	1.000	—	—	—	—	—
石城郡	7.9	10	80	—	10	22.818	小名濱町	2.000	—	—	—	—	—
双葉郡	3	10	80	—	10	397	郡内一圓	—	—	—	—	—	—
相馬郡	1.3	10	80	—	10	1.900	〃	—	—	—	—	—	—
郡山市	1	100	—	—	—	400	郡山市	—	—	—	—	—	—
合計	131.2	26	63	1	10	288.205		41.000	10.000	—	—	—	—

賣數量 地 若松市	福島市	郡山市	其他縣内	其他縣外	販賣時期及手取値段（一貫當） 始期	盛期	終期	始期 手取値段	盛期 手取値段	終期 手取値段	備考
貫	貫	貫	貫	貫				圓錢	圓錢	圓錢	
2.000	—	2.000	6.000	—	8月上旬	自8月中旬至9月上旬	9月上旬	50	50	35	
—	—	—	—	—				—	—	—	
—	—	—	—	—				—	—	—	
—	—	—	—	—				—	—	—	
—	—	—	1.000	—	8月上旬	自8月中旬至9月上旬	9月上旬	50	50	40	
—	—	—	2.000	—	〃	〃	〃	50	50	35	
—	—	—	—	—				—	—	—	
—	—	—	—	—				—	—	—	
—	—	—	—	—				—	—	—	
6.000	3.000	6.000	16.000	—	8月上旬	自8月中旬至9月上旬	10月下旬	44	40	32	

（裸　麥）

郡市名	栽培反別（昭和四年）	生産數量	主産地町村名	仕向地別販賣數量 總數	仕向 東京	横濱	名古屋	大阪	京都
	反	石		石	石	石	石	石	石
信夫郡	2	2	中野村	—	—	—	—	—	—
伊達郡	6	10	小國村	—	—	—	—	—	—
安達郡	9	11	太田村	5	—	—	—	—	—
安積郡	33	30	日和田、永盛、大槻村	—	—	—	—	—	—
岩瀬郡	70	98	鏡石、白江村	—	—	—	—	—	—
南會津郡	2	1	楡澤村	—	—	—	—	—	—
耶麻郡	5	2	熊倉村	—	—	—	—	—	—
河沼郡	20	15	新郷村、日橋村	—	—	—	—	—	—
東白川郡	39	29	鮫川村、常豊村	29	—	—	—	—	—
西白河郡	78	89	大屋村	—	—	—	—	—	—
石川郡	201	249	泉、小平、蓬田	—	—	—	—	—	—
田村郡	128	230	常葉、美山、七郷、佐倉	100	—	—	—	—	—

賣數量 地 神戸	郡山市	其他縣内	其他縣外	販賣時期及手取値段（一石當） 始期	盛期	終期	始期 手取値段	盛期 手取値段	終期 手取値段	備考
石	石	石	石				圓錢	円錢	圓錢	
—	—	—	—				—	—	—	
—	—	—	—				—	—	—	
—	—	5	—		7月下旬		—	14.00	—	
—	—	—	—				—	—	—	
—	—	—	—				—	—	—	
—	—	—	—				—	—	—	
—	—	—	—				—	—	—	
—	—	—	—				—	—	—	
—	—	29	—	6月下旬	自7月下旬至8月中旬	10月中旬	8.00	8.00	8.00	
—	—	—	—				—	—	—	
—	—	—	—				—	—	—	
—	—	100	—	9月中旬	自7月下旬至8月上旬	10月上旬	8.90	8.80	10.00	自家用移出ナシ移入アリ

(裸　麥)

郡市名	栽培反別(昭和四年)	生産數量	主産地町村名	仕向地別販賣 總數	仕向 東京	横濱	名古屋	大阪	京都
	反	石		石	石	石	石	石	石
石城郡	111	154	大野村	50	—	—	—	—	—
双葉郡	5	13	瀧田村	—	—	—	—	—	—
相馬郡	1	11	石神村	—	—	—	—	—	—
郡山市	11	16	郡山市	10	—	—	—	—	—
合計	712	96		194	—	—	—	—	—

(甘　藍)

郡市名	栽培反別(昭和四年)	品種別栽培反別割合 サクセッション	中生サクラボロ	中野	其他	生産數量	主産地町村名	仕向地別販賣 總數	仕向 東京	横濱	名古屋	仙臺市	北海道
	町反	%	%	%	%	貫		貫	貫	貫	貫	貫	貫
信夫郡	7.5	—	60	—	40	20.551	岡山、鎌田	5.000	—	—	—	—	2.000
伊達郡	7.1	—	80	20	—	22.841	富野、伏黒村	5.000	—	—	—	3.000	1.000
安達郡	11.3	70	—	—	30	28.505	鹽澤、大山、本宮	2.000	—	—	—	—	—
安積郡	12.7	40	—	—	60	49.620	郡内一圓	—	—	—	—	—	—
岩瀬郡	15.8	30	—	—	70	75.826	鏡田、須賀川	14.000	—	—	—	—	—
南會津	4.2	50	—	—	50	8.400	田島、旭田、江川 檜原、荒海、大宮	—	—	—	—	—	—
北會津	10.4	20	50	20	10	33.230	小梁 荒井村	7.000	—	—	—	—	—
耶麻郡	10.0	30	50	20	—	200.000	堂島、豊川、駒形	50.000	—	—	—	—	—
大沼郡	2.6	—	80	10	10	5.817	赤澤、旭村	—	—	—	—	—	—
河沼郡	8.5	50	30	20	—	29.750	目橋、笈川、勝常	—	—	—	—	—	—
東白川	6.0	40	50	10	—	15.000	鮫川村	15.000	—	—	—	—	—
西白河	19.2	—	90	5	5	80.850	大沼村、五箇村	3.000	—	—	—	—	—
石川郡	5.3	20	—	—	80	13.350	各町村	—	—	—	—	—	—
田村郡	10.6	—	80	5	15	44.731	中郷村、文珠村	2.000	—	—	—	—	—
石城郡	13.1	30	60	5	5	41.243	平窪村、神谷村	10.000	—	—	—	—	—
双葉郡	7.8	30	70	—	—	13.999	上岡村、新山村	2.000	—	—	—	—	—
相馬郡	10.7	30	70	—	—	35.130	太田村、八澤村	10.000	—	—	—	—	5.000
福島市	1.7	—	80	20	—	9.350	福島市	5.000	—	—	—	—	—

賣數量 地 神戸	郡山市		其他道府縣内	其他道府縣外	販賣時期及手取値段(一石當) 始期	盛期	終期	始期手取値段	盛期手取値段	終期手取値段	備考
石	石	石	石	石				圓錢	圓錢	圓錢	
—	—	—	50	—	6月中旬	自7月中旬 至8月上旬	10月上旬	8.50	8.50	8.50	
—	—	—	—	—				—	—	—	
—	—	—	—	—				—	—	—	
—	10	—	—	—	6月下旬	自7月下旬 至9月下旬	3月下旬	8.00	7.50	8.00	
—	10	—	184	—	6月中旬	自7月下旬 至8月中旬	〃	8.35	9.36	8.63	

數量 地 若松	福島	郡山	其他縣内	其他縣外	販賣時期及手取値段(一貫當) 始期	盛期	終期	始期手取値段	盛期手取値段	終期手取値段	備考
貫	貫	貫	貫	貫				圓錢	圓錢	圓錢	
—	3.000	—	—	—	6月中旬	自6月下旬 至8月下旬	10月中旬	30	15	15	
—	—	—	1.000	—	〃	〃	〃	30	15	15	
—	—	—	2.000	—	7月上旬	自7月中旬 至8月下旬	〃	25	15	20	
—	—	—	—	—				—	—	—	
—	—	10.000	4.000	—	6月中旬	自6月下旬 至11月中旬	12月中旬	15	10	10	
—	—	—	—	—				—	—	—	
3.000	—	1.000	3.000	—	〃	自6月下旬 至8月下旬	10月中旬	30	15	15	
20.000	—	—	30.000	—	〃	〃	〃	30	10	15	
—	—	—	—	—				—	—	—	
—	—	—	—	—				—	—	—	
—	—	—	15.000	—	〃	〃	10月中旬	30	15	15	
—	—	—	3.000	—	〃	〃	〃	30	15	15	
—	—	—	—	—				—	—	—	自家用栽培
—	—	—	2.000	—	〃	〃	〃	30	15	15	
—	—	—	10.000	—	〃	〃	〃	30	15	15	
—	—	—	2.000	—	〃	〃	〃	30	15	15	
—	—	—	5.000	—	〃	〃	〃	30	15	15	
5.000	—	—	—	—	7月下旬	自8月下旬 至10月中旬	11月下旬	30	25	19	

（甘　藍）

郡市名	栽培反別 昭和四年	品種別栽培割合 サクセッション	中生サワボロ	中野	其他	生産數量	主産地町村名	仕向地別販賣數量 總數	仕向地 東京	横濱	名古屋	仙臺	北海道	販賣時期及手取値段(一貫當) 始期	盛期	終期	始期手取値段	盛期手取値段	終期手取値段	備考
	町反	%	%	%	%	貫		貫	貫	貫	貫	貫	貫				圓錢	圓錢	圓錢	
郡山市	5·6	40	—	—	60	28.840	郡山市	—	—	—	—	—	—							
若松市	1	50	30	20	—	500	若松市	—	—	—	—	—	—							
合計	170.2	26	45	6	23	757.533		130.000	—	—	—	3.000	8.000	6月上旬	自8月下旬至10月中旬	11月下旬	—	16	—	
								23.000	8.000	11.000	77.000	—		6月中旬	自6月下旬至8月下旬	12月中旬	30	16	15	

（櫻　桃）

郡市名	栽培反別 昭和四年	品種別栽培割合 那須	黄玉	日ノ出	其他	生産數量	主産地町村名	仕向地別販賣數量 總數	仕向地 東京	横濱	名古屋	大阪	神戸	北海道	京都	其他縣内	其他縣外	仕向地別及手取値段(一當貫) 始期	盛期	終期	始期手取値段	盛期手取値段	終期手取値段	備考
	町反	%	%	%	%	貫		貫	貫	貫	貫	貫	貫	貫	貫	貫	貫				圓錢	圓錢	圓錢	
信夫郡	187.2	—	50	—	50	112.319	瀨上、餘目、飯坂平野	98.500	18.000	10.500	14.000	20.000	9.000	8.000	11.000	8.000	—	5月下旬	自6月上旬至6月下旬	7月上旬	2.30	1.20	80	
伊達郡	83.3	20	60	10	10	41.366	上保原、桑折、半田、伏黒	35.000	20.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.500	1.000	8.500	—	〃	〃	〃	2.30	1.20	80	
安達郡	17.6	50	25	10	15	2.507	玉井、本宮、岳下村	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	6月上旬	自6月中旬	6月下旬	1.00	80	50	
安積郡	7.4	40	40	10	10	3.630	日和田、外各村	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5月下旬	自6月上旬至6月下旬	7月下旬	2.50	1.00	1.00	
岩瀨郡	4.7	20	60	10	10	232	鏡石村	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				—	—	—	
南會津郡	1	—	100	—	—	625	江川村	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				—	—	—	
北會津郡	16.1	20	60	10	10	9.465	荒井村	8.000	3.000	—	—	—	—	—	—	5.000	—	6月中旬	自6月下旬至7月上旬	7月中旬	2.50	90	1.50	
耶麻郡	10.0	20	60	20	—	3.000	加納、豊川、熊倉駒形	22.000	—	—	—	—	—	—	—	7.000	15.000	5月中旬	自5月上旬至6月中旬	6月下旬	4.50	1.60	2.00	
河沼郡	8.5	20	60	20	—	10.000	若宮、勝常、廣瀨金上	3.500	—	—	—	—	—	—	—	500	3.000	6月中旬	自6月下旬至7月上旬	7月中旬	2.50	90	1.50	
大沼郡	4.6	20	60	10	10	735	各町村	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				—	—	—	
西白河郡	4.4	20	60	10	10	1.751	同	800	—	—	—	—	—	—	—	800	—	5月下旬	自6月上旬至6月下旬	7月中旬	2.50	1.00	1.00	
石川郡	3	20	50		30	125	泉、澤田、鹽江	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				—	—	—	
田村郡	6	20	60	10	10	365	各町村	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				—	—	—	
石城郡	3.4	20	60	10	10	615	大野村	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				—	—	—	
双葉郡	10.7	20	60	10	10	5.433	大野村	3.000	—	—	—	—	—	—	—	3.000	—	5月下旬	自6月上旬至6月下旬	7月中旬	2.00	1.50	1.50	
相馬郡	5	20	60	10	10	122	各町村	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				—	—	—	
福島市	1.2	—	50	40	10	12.850	福島市	9.300	2.000	—	2.000	2.000	—	2.000	800	500	—	5月下旬	自7月上旬至7月中旬	7月下旬	1.50	1.20	1.40	
郡山市	8	60	25	10	5	1.360	郡山市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		自5月中旬至6月下旬		2.00	1.50	—	
若松市	30.0	20	60	10	10	7.500	若松市	5.000	3.000	500	—	—	—	—	—	1.500	—	6月中旬	自6月下旬至7月上旬	7月中旬	2.50	1.50	1.50	
合計	391.4	12	53	6	29	241.000		185.100	46.000	12.000	17.000	23.000	10.000	11.500	12.800	34.800	18.000	5月下旬	自6月上旬至7月上旬	7月下旬	2.35	1.19	1.22	一反歩平均25本植

（鷄卵）

郡市名	成鷄數（昭和四年六月末現在）（羽）	產卵（昭和四年）（貫）	主產地町村名	仕向地別販賣數量 總數（貫）	仕向地 東京	横濱	名古屋	大阪	仙臺	若松	福島	郡山	其他縣內	其他縣外	販賣時期及手取値段一貫當 盛期	盛期手取値段（圓錢）	年平均（圓錢）	備考
信夫郡	46.720	32.807	荒井、清水、渡利、杉妻、笹谷、金谷川	9.842	—	—	—	—	—	—	7.000	—	2.842	—	自3月上旬至5月下旬	1.90	2.50	
伊達郡	54.191	61.584	長岡、小國、伊達崎	18.475	1.800	—	—	—	6.000	—	6.000	—	4.675	—	〃	1.90	2.50	
安達郡	42.920	22.000	下川崎、大幡、戸澤	500	—	—	—	—	—	—	—	—	500	—	〃	1.50	2.00	
安積郡	27.264	25.750	郡內一圓	1.000	—	—	—	—	—	—	—	1.000	—	—	〃	1.80	2.00	
岩瀬郡	43.548	667.272	西袋、白江	12.500	—	—	—	—	—	—	—	2.500	10.000	—	〃	2.50	2.00	
南會津郡	10.829	8.066	郡內一圓	500	—	—	—	—	—	—	—	—	500	—	〃	1.50	2.00	
北會津郡	17.940	23.148	同	3.500	—	—	—	—	—	3.500	—	—	—	—	〃	1.90	2.50	
耶麻郡	81.944	97.422	加納、熊堂、豐川、堂島、上三宮	19.484	8.000	—	—	—	—	3.484	—	—	8.000	—	自3月下旬至6月下旬	1.62	2.40	
東白川郡	24.161	28.570	郡內一圓	8.500	—	—	—	—	—	—	—	—	8.500	—	〃	2.80	1.61	
西白河郡	36.352	39.160	同	11.748	—	—	—	—	—	—	—	—	11.748	—	〃	1.90	2.50	
大沼郡	23.892	24.658	同	2.000	—	—	—	—	—	—	—	—	2.000	—	〃	1.70	2.30	
河沼郡	32.000	46.800	廣瀬、若宮、日橋、堂島、笈川、金上、新郷	27.000	4.000	—	—	—	—	—	—	—	23.000	—	自3月下旬至4月下旬	2.35	2.15	
石川郡	25.260	30.898	石川、澤田、泉、川東、大森田、須釜、蓬田、小平、珠川	11.000	—	—	—	—	—	—	—	—	11.000	—	自4月上旬至6月下旬	2.21	2.30	
田村郡	53.810	16.928	高野、岩江、中郷、常葉、瀬川	1.858	—	—	—	—	—	—	—	730	1.128	—	自9月上旬至10月下旬	2.30	2.25	
石城郡	83.834	118.246	勿來町、平町、泉村	47.298	1.200	—	—	—	—	—	—	—	46.098	—	自3月上旬至5月下旬	2.10	2.70	
双葉郡	28.609	34.508	郡內一圓	5.176	2.000	—	—	—	—	—	—	—	3.176	—	〃	1.85	2.35	
相馬郡	46.546	51.547	同	10.309	3.000	—	—	—	2.000	—	—	—	3.309	2.000	〃	1.90	2.40	
福島市	6.847	5.513	福島市	3.200	3.200	—	—	—	—	—	—	—	—	—	自10月中旬至2月下旬	1.75	1.30	
若松市	3.874	6.834	若松市	3.417	—	—	—	—	—	3.417	—	—	—	—	自3月上旬至5月下旬	1.90	2.50	
郡山市	3.232	375	郡山市	112	—	—	—	—	—	—	—	112	—	—	自3月上旬至6月下旬	3.20	3.50	
合計	695.853	1.387.086		1.97.419	23.200	—	—	—	8.000	10.401	13.000	4.342	135.776	2.000	〃	2.03	2.29	

（馬鈴薯）

郡市名	栽培段別（昭和四年）（町反）	品種別栽培反別割合 アーリーローズ（%）	アメリカンワンダー（%）	保土ケ谷（%）	其他（%）	生產數量（貫）	主產地町村名	仕向地別販賣數量 總數（貫）	仕向地 東京	横濱	名古屋	大阪	京都	若松	福島	郡山	其他縣內	其他縣外	販賣時期及手取値段（一貫當） 始期	盛期	終期	始期手取値段（圓錢）	盛期手取値段（圓錢）	終期手取値段（圓錢）	備考
信夫郡	154.4	—	—	95	5	357.345	岡山淺上	70.000	—	—	—	—	—	—	40.000	—	30.000	—	6月下旬	自7月中旬至8月中旬	3月下旬	30	20	20	
伊達郡	223.9	20	20	50	10	582.981	各町村	120.000	—	—	—	—	—	—	20.000	—	100.000	—	〃	〃	〃	30	20	20	

（馬鈴薯）

郡市名	栽培段別（昭和四年）	品種別栽培割合 アーリーローズ	アメリカンウンター	保土ケ谷	その他	生産数量	主産地町村名	仕向地別 総数	仕向 東京	横濱	名古屋	大阪	京都
	町反	%	%	%	%	貫		貫	貫	貫	貫	貫	貫
安達郡	334.7	20	—	—	80	651.449	玉井、戸澤、油井	120.000	—	—	—	—	—
安積郡	217.9	60	—	20	20	523.295	郡内一圓	100.000	—	—	—	—	—
岩瀬郡	235.0	—	30	30	40	55.370	須賀川、鏡石	11.000	—	—	—	—	—
南會津郡	226.5	10	—	80	10	14.176	全町村	3.000	—	—	—	—	—
北會津郡	129.5	10	—	80	10	558.020	〃	10.000	10.000	—	—	—	—
耶麻郡	20.0	10	—	80	10	16.000	堂島、豊川、駒形	3.000	—	—	—	—	—
大沼郡	216.2	20	—	50	30	274.157	各町村	55.000	—	—	—	—	—
河沼郡	129.5	—	50	50	—	388.500	若宮、金上、廣瀬笈川、柳津、高野	80.000	—	—	—	—	—
東白川郡	116.6	20	20	50	10	250.000	各町村	50.000	—	—	—	—	—
西白河郡	158.4	20	—	60	20	326.036	〃	60.000	—	—	—	—	—
石川郡	121.4	60	—	10	30	158.709	〃	4.700	2.000	—	—	—	—
田村郡	121.7	20	—	50	30	295.700	守濱、御舘、片曾根、濱川	75.280	70.000	—	—	—	—
石城郡	261.6	20	—	50	30	637.202	各町村	125.000	—	—	—	—	—
双葉郡	153.3	20	20	40	20	271.413	〃	54.000	—	—	—	—	—
相馬郡	264.7	20	20	40	20	464.093	〃	93.000	—	—	—	—	—
福島市	12.8	10	—	80	10	47.360	福島市	10.000	—	—	—	—	—
郡山市	33.9	70	20	—	10	86.377	郡山市	20.500	—	—	—	—	—
若松市	4.7	10	—	50	40	16.450	各町村	6.000	—	—	—	—	—
合計	3136.7	20	10	44	26	5.775.633		1.069.980	82.000	—	—	—	—

賣數量 地 若松	福島	郡山	其他縣内	其縣外	他外	販賣時期及手取値段（一貫當） 始期	盛期	終期	始期手取値段	盛期手取値段	終期手取値段	備考
貫	貫	貫	貫	貫					圓錢	圓錢	圓錢	
—	50.000	40.000	30.000	—	6月下旬	自7月上旬至8月下旬			30	15	20	
—	—	70.000	30.000	—	〃	自7月中旬至8月中旬		3月下旬	25	18	18	
—	—	5.000	6.000	—	6月中旬	自8月中旬至10月中旬		3月上旬	40	13	11	
2.000	—	—	1.000	—	6月下旬	自7月中旬至8月中旬		〃	30	13	11	
—	—	—	—	—	〃	〃		3月下旬	30	15	20	
1.500	—	—	1.500	—	〃	〃		3月上旬	30	15	15	自家用並地方消費
30.000	—	—	25.000	—	〃	自7月中旬至8月下旬		3月下旬	30	15	20	
50.000	—	—	30.000	—	〃	自7月中旬至8月中旬		3月上旬	30	15	15	
—	—	—	50.000	—	6月中旬	〃		3月中旬	35	20	30	
—	—	—	60.000	—	7月上旬	自7月下旬至8月下旬		3月下旬	35	20	30	
—	—	—	2.000	700	〃	自7月下旬至8月中旬		8月下旬	30	20	20	
—	—	—	5.000	280	〃	自7月中旬至7月下旬		8月中旬	20	18	15	
—	—	—	125.000	—	〃	自7月下旬至8月下旬		8月下旬	40	20	30	
—	—	—	54.000	—	6月下旬	自7月中旬至8月中旬		〃	35	20	25	
—	—	—	93.000	—	〃	〃		〃	35	20	25	
—	10.000	—	—	—	6月中旬	自6月下旬至7月中旬		7月下旬	35	20	30	
—	—	20.000	—	—	6月下旬	自6月下旬至9月中旬		3月中旬	35	20	30	
6.000	—	—	—	—	〃	自7月中旬至8月中旬		3月下旬	35	20	25	品種中生土ケ谷種ハアーリーローズ系統ナリ
89.500	20.000	35.000	724.150	980	6月中旬	自7月中旬至8月下旬		3月下旬	34	18	22	

（豌　豆）

郡市名	栽培反別（昭和四年）	生産数量	主産地町村名	仕向地別 総数	仕向 東京	横濱	名古屋	大阪	京都
	町反	貫		貫	貫	貫	貫	貫	貫
信夫郡	21.8	27.375	岡山、篠田村	—	—	—	—	—	—
伊達郡	14.1	191	富城村	—	—	—	—	—	—
安達郡	7.2	1.875	小濱、油井、上川崎村	400	—	—	—	—	—
安積郡	7.2	25.067	郡内一圓	2.500	—	—	—	—	—

賣數量 地 神戸	福島	郡山	其他縣内	其縣外	他外	販賣時期及手取値段（一貫當） 始期	盛期	終期	始期手取値段	盛期手取値段	終期手取値段	備考
貫	貫	貫	貫	貫					圓錢	圓錢	圓錢	
—	—	—	—	—					—	—	—	
—	—	—	400	—	5月中旬	自6月上旬至6月下旬		7月中旬	1.35	1.00	40	莢付
—	—	2.000	500	—	〃	自6月中旬至6月下旬		7月上旬	50	10	10	

（豌　豆）

郡市名	栽培反別（昭和四年）	生産數量	主産地町村名	仕向地別販賣數量							販賣時期及手取値段（一貫當）						備考
				總數	仕向地						始期	盛期	終期	始期	盛期	終期	
					京都	大阪	名古屋	濱	横濱	東京				手取値段	手取値段	手取値段	
	町反	貫		貫	貫	貫	貫	貫	貫	貫				圓錢	圓錢	圓錢	
岩瀨郡	6·2	72	仁井田村	—	—	—	—	—	—	—							
南會津郡	25·8	4.488	旭田、江川•檜澤•荒海村	—	—	—	—	—	—	—							
北會津郡	18·9	304	神指村	—	—	—	—	—	—	—							
耶麻郡	23·9	4·968	喜多方町	—	—	—	—	—	—	—							
河沼郡	16·5	5·775	廣瀨•河西•金上•日橋•勝常•笈川	—	—	—	—	—	—	—							
大沼郡	7·1	78	藤川村	—	—	—	—	—	—	—							
東白川郡	2·4	39	棚倉町	—	—	—	—	—	—	—							
西白川郡	5·0	71	大沼村	—	—	—	—	—	—	—							
石川郡	10·3	12·700	石川町	—	—	—	—	—	—	—							
田村郡	5·2	85	御木澤	—	—	—	—	—	—	—							
石城郡	29·6	348	神谷•平窪村	—	—	—	—	—	—	—							
双葉郡	5·1	67	富岡町	—	—	—	—	—	—	—							
相馬郡	7·3	6	原ノ町	—	—	—	—	—	—	—							
福島市	1·0	550	福島市	3000	—	—	—	—	—	—	5月上旬	自5月下旬至6月下旬	7月上旬	1·50	80	60	
若松市	3	4	若松市	—	—	—	—	—	—	—							
郡山市	5	350	郡山市	200	—	—	—	—	—	—		自5月上旬至6月中旬			45	—	
合計	217·4	84.473		3.400	—	—	—	—	—	—	5月上旬	自5月下旬至6月下旬	7月中旬	1·12	59	37	

（胡蘿蔔）

郡市名	栽培反別（昭和四年）	品種別栽培反別割合				生産數量	主産地町村名	仕向地別販賣數量					販賣時期及手取値段						備考
		滝川	札幌	夏用	其他			總數	仕向地				始期	盛期	終期	始期	盛期	終期	
									東京	横濱	名古屋	大阪				手取値段	手取値段	手取値段	
	町反	%	%	%	%	貫		貫	貫	貫	貫	貫				圓錢	圓錢	圓錢	
信夫郡	20·9	95	—	—	5	60·142	岡山•鎌田	—	—	—	—	—				—	—	—	
伊達郡	25·8	80	—	—	20	46·719	伏黒村	23·000	3·000	—	—	—							
安達郡	27·2	70	20	—	10	49·850	油井•旭•鹽澤村	—	—	—	—	—							
安積郡	14·3	35	50	—	15	31 430	郡内一圓	—	—	—	—	—							
岩瀨郡	61·0	20	80	—	—	100·500	濱田村	—	—	—	—	—							
南會津郡	4·1	90	5	—	5	5.330	田島町	—	—	—	—	—							

（胡蘿蔔）

郡市名	栽培反別（昭和四年）	品種別栽培割合 瀧川	札幌	夏用	其他	生産數量	主産地町村名	仕向地別 總數	仕向 東京	横濱	名古屋	販賣數量 地 大阪	京都	神戸	其他縣内	其他縣外	販賣時期及手取値段 始期	盛期	終期	始期 手取値段	盛期 手取値段	終期 手取値段	備考
	町反	%	%	%	%	貫		貫	貫	貫	貫	貫	貫	貫	貫	貫				圓錢	圓錢	圓錢	
北會津郡	2·6	95	5	—	—	32·262	荒井村	10·000	—	—	—	—	—	—	10·000	—	9月下旬	自10月上旬至10月下旬	2月下旬	30	20	25	
耶麻郡	20·1	80	10	—	10	23·403	加納村	10·000	—	—	—	—	—	—	10·000	—	〃	〃	〃	30	20	25	
大沼郡	6·2	80	20	—	—	10·990	旭村	2·000	—	—	—	—	—	—	2·000	—	〃	〃	〃	30	20	25	
河沼郡	11·5	70	30	—	—	28·250	若宮•金上•柳津•廣瀨勝常	—	—	—	—	—	—	—	—	—				—	—	—	
東白川郡	18·0	70	20	—	10	50·000	各町村	50·000	—	—	—	—	—	—	50·000	—	〃	〃	2月下旬	30	20	25	移入品多シ
西白河郡	26·8	70	20	—	10	52·883	西郷村	22·000	—	—	—	—	—	—	22·000	—	〃	〃	〃	30	20	25	
石川郡	15·0	70	10	—	20	64·215	石川•泉•小鹽江村	3·500	—	—	—	—	—	—	3·500	—	10月下旬	自11月中旬至12月下旬	3月下旬	30	25	35	
田村郡	23·5	5	—	—	95	57·300	岩江•逢隈•高野村	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10月上旬	自10月中旬至10月下旬	10月下旬	15	15	15	移出ナシ
石城郡	69·6	50	30	—	20	196·326	大野•平窪村	50·000	—	—	—	—	—	—	50·000	—	9月下旬	自10月上旬至10月下旬	2月下旬	30	20	25	
双葉郡	19·5	50	30	—	20	47·305	瀧田村	10·000	—	—	—	—	—	—	10·000	—	〃	〃	〃	30	20	25	
相馬郡	26·2	80	10	—	10	109·732	松ヶ枝村	30·000	—	—	—	—	—	—	30·000	—	〃	〃	〃	30	20	25	
福島市	1·3	—	—	40	60	5·200	福島市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	7月上旬	自8月上旬至10月下旬	11月上旬	35	25	20	
郡山市	3·9	—	35	—	65	1·950	郡山市	—	—	—	—	—	—	—	—	—		自10月下旬至3月上旬		—	25	—	
若松市	1	100	—	—	—	200	若松市	—	—	—	—	—	—	—	—	—				—	—	—	
合計	408·2	56	27	1	16	1·074·487		210·500	3·000	—	—	—	—	—	207·500	—	9月下旬	自10月上旬至10月下旬	3月下旬	28	28	21	

（蠶豆）

郡市名	栽培反別（昭和四年）	品種別栽培割合 一寸	於多福	在來	其他	生産數量	主産地町村名	仕向地別 總數	仕向 東京	横濱	名古屋	販賣數量 地 大阪	京都	神戸	其他縣内	其他縣外	販賣時期及手取値段（一貫當） 始期	盛期	終期	始期 手取値段	盛期 手取値段	終期 手取値段	備考
	町反	%	%	%	%	貫		貫	貫	貫	貫	貫	貫	貫	貫	貫				圓錢	圓錢	圓錢	
信夫郡	4·3	—	—	100	—	1·310	渡利村	—	—	—	—	—	—	—	—	—	6月中旬	自7月上旬	7月中旬	40	40	40	
伊達郡	3·3	—	—	100	—	1·248	平田村其他	—	—	—	—	—	—	—	—	—				—	—	—	
安達郡	1	—	100	—	—	54	油井村	—	—	—	—	—	—	—	—	—				—	45	—	
安積郡	2·3	—	—	100	—	251	穂積村外五ヶ村	—	—	—	—	—	—	—	—	—				—	—	—	
岩瀨郡	2	—	—	100	—	32	鏡石村	—	—	—	—	—	—	—	—	—				—	—	—	
南會津郡	1·0	—	—	100	—	160	舘原村	—	—	—	—	—	—	—	—	—				—	—	—	
耶麻郡	2	—	—	100	—	64	勅形村	—	—	—	—	—	—	—	—	—				—	—	—	
河沼郡	1·1	—	—	100	—	256	日橋村	—	—	—	—	—	—	—	—	—				—	—	—	自家用

（蠶豆）

郡市名	栽培反別 昭和四年	品種別栽培割合 一寸	多稈	在來	其他	生産數量	主産地町村名	仕向地別 總數	仕向 東京	横濱	名古屋	大阪	京都
	町反	%	%	%	%	貫		貫	貫	貫	貫	貫	貫
東白川郡	4	—	—	100	—	192	高城村	—	—	—	—	—	—
石川郡	1	—	—	100	—	32	母畑村	—	—	—	—	—	—
田村郡	2	—	—	100	—	64	小泉村	—	—	—	—	—	—
石城郡	8.3	—	—	100	—	2.688	赤井村・草野村	—	—	—	—	—	—
双葉郡	2.1	—	—	100	—	1.088	上富村・浪江町	—	—	—	—	—	—
相馬郡	1.3	—	—	100	—	448	新地・飯豊村	—	—	—	—	—	—
福島市	.3	—	—	100	—	100		—	—	—	—	—	—
合計	25.2	—	—	100	—	7.987		—	—	—	—	—	—

（茄）

郡市名	栽培反別 昭和四年	品種別栽培割合 中生小茄	丸茄	干成	其他	生産數量	主産地町村名	仕向地別 總數	仕向 東京	横濱	名古屋	若松
	町反	%	%	%	%	貫		貫	貫	貫	貫	貫
信夫郡	89.8	35	60	—	5	220.793	岡山、譲田村	70.000	—	—	—	—
伊達郡	81.9	50	40	—	10	241.210	半田村、福田村東湯野村、	45.000	—	—	—	—
安達郡	71.4	20	—	—	80	152.380	鹽澤下川崎、戸澤	30.000	—	—	—	—
安積郡	30.2	—	50	—	50	46.875	郡内一圓	23.000	—	—	—	—
岩瀬郡	50.0	—	20	80	—	58.371	濱田村	30.000	—	—	—	—
南會津郡	8.3	60	30	—	10	21.580	郡内一圓	2.000	—	—	—	—
北會津郡	53.6	60	30	—	10	211.055	神指村、門田村	100.000	—	—	—	30.000
耶麻郡	38.2	50	40	—	10	88.031	堂島村、月輪村	16.000	—	—	—	—
大沼郡	14.2	50	40	—	10	42.030	藤川村、本郷村	4.000	—	—	—	—
河沼郡	25.5	50	—	—	20	63.750	金上村、日橋村、廣瀬、勝常	13.000	—	—	—	—
東白川郡	35.0	50	40	—	10	90.000	常豊、鮫川村	18.000	—	—	—	—
西白河郡	57.9	50	40	—	10	184.121	白河町、古關村	45.000	—	—	—	—
石川郡	31.5	60	—	10	30	70.475	各町村	9.500	—	—	—	—
田村郡	51.5	40	—	—	60	348.200	逢隈、中妻、中郷	182.300	—	—	—	—
石城郡	122.4	60	30	—	10	452.805	草野村、好間村	251.000	—	—	—	—

販賣數量 地 種戸	其他縣內	其他縣外	販賣時期 始期	盛期	終期	及手取値段 始期 手取値段	盛期 手取値段	終期 手取値段	備考
貫	貫	貫				圓錢	圓錢	圓錢	
—	—	—				—	—	—	
—	—	—				—	—	—	
—	—	—				—	—	—	
—	—	—				—	—	—	
—	—	—				—	—	—	
—	—	—				—	—	—	
—	—	—				—	—	—	
—	—	—	6月下旬	自7月上旬至7月下旬		30	20	22	
—	—	—	6月中旬	〃	7月中旬	35	35	31	

販賣數量 地 福島	郡山	其他縣內	他縣其外	販賣時期 始期	盛期	終期	及手取値段 始期 手取値段	盛期 手取値段	終期 手取値段	備考
貫	貫	貫	貫				圓錢	圓錢	圓錢	
30.000	—	40.000	—	6月下旬	自8月上旬至8月下旬	10月下旬	60	15	30	
—	—	45.000	—	〃	〃	〃	55	10	25	
—	—	30.000	—	〃	自7月中旬至8月中旬	10月中旬	50	25	35	
—	20.000	3.000	—	7月上旬	自7月下旬至9月下旬	10月下旬	60	20	35	
—	10.000	20.000	—	〃	自7月上旬至9月中旬	10月上旬	30	10	08	
—	—	2.000	—	7月下旬	自8月中旬至9月上旬	10月下旬	30	10	20	
20.000	20.000	30.000	—	6月中旬	自8月上旬至8月下旬	〃	50	10	25	
—	—	16.000	—	6月下旬	〃	〃	55	10	25	
—	—	4.000	—	〃	〃	10月中旬	55	10	25	
—	—	13.000	—	7月中旬	自8月上旬至9月上旬	10月下旬	35	15	25	
—	—	18.000	—	7月上旬	自8月中旬至8月下旬	〃	20	15	15	
—	10.000	35.000	—	〃	〃	〃	55	10	15	
—	—	9.500	—	〃	自8月上旬至9月	〃	35	22	30	
—	134.000	48.200	—	9月上旬	自9月上旬至9月中旬	〃	15	15	15	
—	—	251.000	—	6月下旬	自8月上旬至8月下旬	〃	60	12	30	

（茄）

郡市名	栽培反別（昭和四年）	品種別栽培反別割合 中生小茄	丸茄	干成	其他	生產數量	主產地町村名	仕向地別 總數	仕向 東京	横濱	名古屋	若松	販賣數量 地 福島	郡山	縣內其他	其他縣外	販賣時期及手取値段 始期	盛期	終期	始期手取値段	盛期手取値段	終期手取値段	備考
	町反	%	%	%	%	貫		貫	貫	貫	貫	貫	貫	貫	貫	貫				圓 錢	圓 錢	圓 錢	
双葉郡	44.0	50	30	10	10	108.369	浪江町、苅野村	40.000	—	—	—	—	—	—	40.000	—	7月上旬	自8月上旬至8月下旬	10月下旬	50	10	25	
相馬郡	88.4	50	40	—	10	136.985	石神村、眞野村	45.000	—	—	—	—	—	—	45.000	—	〃	〃	〃	50	10	25	
福島市	3.8	50	—	—	50	15.960	福島市	9.000	—	—	—	—	9.000	—	—	—	6月下旬	自7月中旬至9月下旬	10月上旬	50	32	40	
郡山市	62.3	80	2	3	15	13.800	郡山市	8.000	—	—	—	—	—	8.000	—	—	〃	自7月上旬至9月上旬	10月下旬	60	30	15	
若松市	—	60	30	—	10	2.400	若松市	1.200	—	—	—	1.200	—	—	—	—	6月中旬	自8月上旬至8月下旬	〃	55	10	25	
合計	900.5	44	30	5	21	2.577.190		942.000	—	—	—	31.200	57.000	202.100	649.700	—	6月下旬	自7月下旬至8月下旬	〃	47	15	24	

（蘿蔔）

郡市名	栽培反別（昭和四年）	品種別栽培反別割合 赤筋	練馬	聖護院	其他	生產數量	主產地町村名	仕向地別 總數	仕向 東京	横濱	名古屋	若松	販賣數量 地 福島	郡山	縣內其他	其他縣外	販賣時期及手取値段（一貫當） 始期	盛期	終期	始期手取値段	盛期手取値段	終期手取値段	備考
	町反	%	%	%	%	貫		貫	貫	貫	貫	貫	貫	貫	貫	貫				圓 錢	圓 錢	圓 錢	
信夫郡	183.5	—	50	—	50	890.589	岡山、鎌田、渡利村	240.000	—	—	—	—	120.000	—	120.000	—	10月上旬	自10月中旬至11月中旬	12月中旬	10	06	10	
伊達郡	237.3	10	30	50	10	1.201.749	伏黑、小國村	120.000	—	—	—	—	—	—	120.000	—	〃	〃	〃	10	06	10	
安達郡	244.9	60	10	10	20	839.039	油井、新殿、石井村	160.000	—	—	—	—	—	—	160.000	—	〃	自10月中旬至11月上旬	〃	10	06	10	秋大根
安積郡	167.9	70	—	10	20	757.277	郡內一圓	200.000	—	—	—	—	—	200.000	—	—	10月中旬	自10月下旬至11月中旬	12月上旬	12	10	09	
岩瀬郡	116.2	30	40	10	20	65.000	須賀川町	1.800	—	—	—	—	—	900	900	—	10月上旬	自11月中旬至11月中旬	12月中旬	10	08	03	
南會津郡	162.1	—	60	30	10	72.945	全町村	—	—	—	—	—	—	—	—	—				—	—	—	
北會津郡	105.5	—	60	30	10	668.177	川南、湊村	150.000	—	—	—	100.000	25.000	25.000	—	—	10月上旬	自10月中旬至11月中旬	12月中旬	10	06	10	
耶麻郡	306.4	—	60	30	10	1.407.440	吾妻、加納村	140.000	—	—	—	—	—	—	140.000	—	〃	〃	〃	10	06	10	
大沼郡	159.8	—	60	30	10	582.514	中野川村、新鶴村	58.000	—	—	—	—	—	—	58.000	—	〃	〃	〃	10	06	10	
河沼郡	145.0	15	—	—	85	870.000	新郷、尾野本、柳津、高寺、若宮、廣瀬、金上村	87.000	—	—	—	—	—	—	87.000	—	10月下旬	自10月下旬至11月上旬	12月下旬	20	10	13	
東白川郡	114.0	10	80	5	5	900.000	高城、社川村	180.000	—	—	—	—	—	—	180.000	—	10月上旬	自10月中旬至11月中旬	12月中旬	10	06	10	加工品トシテ移入スルモノアリ
西白河郡	223.1	10	80	5	5	1.059.584	小野田、鎌子村	320.000	—	—	—	—	—	20.000	300.000	—	〃	〃	〃	10	06	10	
石川郡	126.9	75	5	10	10	791.985	石川、澤田、川東、小鹽江、淺川	8.000	—	—	—	—	—	—	8.000	—	〃	〃	〃	10	06	10	
田村郡	172.8	40	—	30	30	935 320	御舘、中妻、中郷、片曾根	311.000	—	—	—	—	—	110.000	201.000	—	〃	自10月上旬至11月下旬	11月上旬	10	06	10	
石城郡	285.4	10	40	40	10	1.469.525	小名濱町、好間村	510.000	—	—	—	—	—	—	510.000	—	〃	自10月中旬至11月中旬	12月中旬	10	06	10	
双葉郡	150.1	10	40	40	10	695.745	川內村、上岡村	69.000	—	—	—	—	—	—	69.000	—	〃	〃	〃	10	06	10	
相馬郡	224.0	10	40	40	10	994.300	石神村、大野村	120.000	—	—	—	—	—	—	120.000	—	〃	〃	〃	10	06	10	

（蘿　蔔）

郡市名	栽培反別 昭和9年	品種別栽培割合 赤筋	練馬	聖護院	その他	生産數量	主産地町村名	仕向地別 總數	仕向 東京	横濱	名古屋	若松
	町反	%	%	%	%	貫			貫	貫	貫	貫
福島市	9.1	10	30	50	10	81.000	福島市	40.000	—	—	—	—
郡山市	25.5	60	—	35	5	239.360	郡山市	120.000	—	—	—	—
若松市	2.6	—	60	30	10	13.000	若松市	5.000	—	—	—	5.000
合計	3.162.1	20	39	23	18	14514549		2.839.800	—	—	—	105.000

（球結菜白）

郡市名	栽培反別 昭和9年	品種別栽培割合 直緑	芝罘	包頭連	その他	生産數量	主産地町村名	仕向地別 總數	仕向 東京	若松	福島
	町反	%	%	%	%	貫		貫	貫	貫	貫
信夫郡	108.5	10	70	20	—	443.121	鎌田、岡山、野田	50.000	—	—	30.000
伊達郡	131.9	10	70	10	10	507.165	伏黒、粟野、伊達崎	60.000	—	—	20.000
安達郡	107.2	—	45	30	25	370.763	油井、岳下、小濱、石井	40.000	—	—	10.000
安積郡	71.7	—	90	—	10	175.655	日和田町、富田、富久山	20.000	—	—	—
岩瀬郡	61.1	—	80	10	10	237.895	須賀川町、濱田、大屋	25.000	—	—	—
南會津郡	33.0	10	70	20	—	66.000	各町村	5.000	—	—	—
北會津郡	42.5	10	70	20	—	174.446	神指、川南	50.000	20.000	30.000	—
耶麻郡	49.8	—	90	10	—	90.171	堂島、喜多方町、霧島	10.00	—	—	—
東白川郡	71.2	—	95	—	5	215.645	社川、豊里、高城	10.000	4.000	—	—
西白河郡	70.6	10	70	20	—	237.656	白河町、西郷、金山、矢吹町	12.000	—	—	—
大沼郡	17.4	10	70	20	—	51.604	玉路、本郷、新鶴	5.000	—	—	—
河沼郡	39.1	—	65	20	15	150.341	廣瀬、若宮、笈川	74.100	—	20.000	—
石川郡	63.3	20	70	—	10	152.912	石川町、淺川、蓬田	20.000	—	—	—
田村郡	139.0	—	90	—	10	476952	中島、中郷、常葉町	55.000	—	—	—
石城郡	154.3	10	70	20	—	590.430	磐崎、好間、草野、泉	80.000	30.000	—	—
双葉郡	64.4	10	70	20	—	160.705	川内、上岡、浪江町	20.000	—	—	—
相馬郡	104.2	10	70	20	—	303.590	大野、原町、飯曾	30.000	—	—	—
福島市	16.0	—	75	—	25	104.000	福島市	10.000	—	—	10.000
若松市	1.3	10	70	20	—	6.500	若松市	—	—	—	—

販賣數量 地 福島	郡山	縣内其他	其他縣外	販賣時期及手取値段(一貫當) 始期	盛期	終期	始期 手取値段	盛期 手取値段	終期 手取値段	備考
貫	貫	貫	貫				圓 錢	圓 錢	圓 錢	
40.000	—	—	—	4月下旬	自8月上旬 至11月中旬	12月下旬	35	19	25	
—	12.000	—	—	10月上旬	自10月上旬 至11月下旬	12月中旬	15	08	10	
—	—	—	—	〃	自10月中旬 至11月中旬	〃	15	06	10	
185.000	475.900	2.073.900	—	〃	〃	12月下旬	12	07	11	

販賣數量 地 郡山	其他縣内	其他縣外	販賣時期及手取値段(一貫當) 始期	盛期	終期	始期 手取値段	盛期 手取値段	終期 手取値段	備考
貫	貫	貫				圓 錢	圓 錢	圓 錢	
—	15.000	5.000	10月下旬	自11月中旬 至11月下旬	12月中旬	20	10	15	
—	30.000	10.000	〃	〃	〃	20	10	15	
10.000	20.000	—	10月中旬	自11月上旬 至12月中旬	2月下旬	25	20	25	
10.000	10.000	—	9月下旬	自10月下旬 至11月中旬	〃	20	10	15	
10.000	15.000	—	11月上旬	自11月中旬 至12月中旬	12月下旬	25	20	20	
—	5.000	—	10月下旬	自11月中旬 至12月中旬	12月中旬	20	10	15	
—	—	—	〃	自11月中旬 至11月下旬	〃	20	10	15	
—	10.000	—		〃	12月上旬	15	10	8	
—	1.000	5.000	11月上旬	自10月下旬 至11月下旬	1月上旬	20	15	20	
—	12.000	—	〃	自11月中旬 至11月下旬	12月中旬	20	10	15	
—	5.000	—	10月下旬	〃	〃	20	10	15	
—	24.100	30.000	9月下旬	〃	〃	20	9	12	
—	20.000	—	10月下旬	自10月上旬 至11月上旬	3月下旬	30	20	30	
—	35.000	20.000	〃	自11月上旬 至11月下旬	12月中旬	20	15	12	
—	30.000	20.000	〃	自11月中旬 至11月下旬	〃	20	10	15	
—	20.000	—	〃	〃	〃	20	10	15	
—	20.000	10.000	〃	〃	〃	20	10	15	縣外仕向地ハ仙臺
—	—	—	10月中旬	〃	12月下旬	40	12	15	
—	—	—	10月下旬	〃	12月中旬	20	10	15	

(結球白菜)

郡市名	栽培反別 昭和四年 (反)	品種別栽培反別割合 直隷 (%)	芝罘 (%)	包頭連 (%)	其他 (%)	生産數量 (貫)	主産地町村名	仕向地別販賣數量 總數 (貫)	仕向地 東京 (貫)	若松 (貫)	福島 (貫)	郡山 (貫)	其他縣内 (貫)	其他縣外 (貫)	販賣時期 始期	盛期	終期	始期手取値段 (圓錢)	盛期手取値段 (圓錢)	終期手取値段 (圓錢)	備考
郡山市	28.9	2	95	3	—	317.900	郡山市	30.000	—	—	—	20.000	10.000	—	9月下旬	自10月下旬至12月上旬	12月下旬	20	10	15	
合計	1.375.4	7	74	13	6	4.833.451		606.100	54.000	50.000	70.000	50.000	282.100	100.000	〃	自10月下旬至11月下旬	2月下旬	22	12	17	

(葡萄)

郡市名	栽培反別 昭和四年 (町反)	品種別栽培反別割合 ナイヤガラ (%)	コンコード (%)	ブラウエア (%)	其他 (%)	生産數量 (貫)	主産地町村名	仕向地別販賣數量 總數 (貫)	仕向地 東京 (貫)	横濱 (貫)	名古屋 (貫)	大阪 (貫)	宇都宮 (貫)	若松 (貫)	福島 (貫)	郡山 (貫)	其他縣内 (貫)	其他縣外 (貫)	販賣時期 始期	盛期	終期	始期手取値段 (圓錢)	盛期手取値段 (圓錢)	終期手取値段 (圓錢)	備考
信夫郡	7.0	50	20	10	20	20.654	平野、野田村	10.000	—	—	—	—	--	—	5.000	—	3.000	2.000	9月上旬	自9月中旬至9月下旬	10月下旬	50	30	40	
伊達郡	25.7	50	20	10	20	53.701	堰本、太田、大枝柱澤村	25.000	—	—	—	—	—	—	5.000	—	10.000	10.000	〃	〃	〃	50	30	40	
安達郡	2.5	20	40	—	40	3.924	本宮町、杉田村	2.000	—	—	—	—	—	—	—	—	2.000	—	8月上旬	自8月中旬至9月中旬	9月下旬	60	40	30	
安積郡	7.0	20	70	—	10	15.495	大槻•富久山	8.000	—	—	—	—	—	—	—	5.000	3.000	—	8月中旬	自9月中旬至9月下旬	10月中旬	50	30	40	
岩瀬郡	13.5	50	50	—	—	25.201	濱田•鏡石•須賀川町	12.000	—	—	—	—	—	—	—	5.000	7.000	—	9月上旬	〃	9月下旬	50	30	40	
南會津郡	1.3	50	20	10	20	2.430	各町村	1.200	—	—	—	—	—	—	—	—	1.200	—	〃	〃	10月上旬	50	30	40	
北會津郡	10.3	50	20	10	20	32.627	神指•荒井•川南村	15.000	—	—	—	—	—	5.000	—	—	2.000	8.000	〃	〃	〃	50	30	40	
耶麻郡	14.5	50	20	10	20	36.976	駒形•熊倉•加納	18.000	—	—	—	—	—	5.000	—	—	8.000	5.000	8月下旬	自9月下旬至9月下旬	〃	50	30	40	
東白川郡	1.6	—	—	—	100	3.000	棚倉町其他	1.500	—	—	—	—	—	—	—	—	1.500	—	9月上旬	自9月中旬至9月下旬	10月下旬	50	30	40	
西白河郡	31.5	50	20	10	20	57.093	大沼•釜子•五箇須賀川	30.000	—	—	—	—	—	—	—	—	10.000	20.000	〃	〃	〃	50	30	40	
大沼郡	2.5	50	20	10	20	7.080	新鶴•本郷•旭村	3.500	—	—	—	—	—	—	—	—	3.500	—	〃	〃	10月上旬	50	30	40	
河沼郡	5.6	65	—	—	35	17.850	若宮•廣瀬•金上村	15.000	—	—	—	—	—	5.000	—	—	10.000	—	8月上旬	自8月中旬至8月下旬	9月下旬	50	30	40	
石川郡	5.3	30	—	20	50	13.000	石川町•小鹽江	5.500	—	—	—	—	—	—	—	—	5.500	—	8月下旬	自9月中旬至9月下旬	10月下旬	50	40	50	
田村郡	2.9	—	50	—	50	4.018	中郷•守山•逢隈	3.000	—	—	—	—	—	—	—	—	3.000	—	9月上旬	自9月上旬至9月下旬	9月下旬	40	35	30	
石城郡	9.2	—	—	10	90	13.823	錦•好間•平窪	6.000	—	—	—	—	—	—	—	—	6.000	—	8月下旬	〃	10月下旬	50	30	40	品種別割合中キャンベルスアーリー50%
双葉郡	1	—	—	10	90	115	長塚•大久	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	〃	〃	〃	50	30	40	〃
相馬郡	2.4	—	—	10	90	3.310	原ノ町•大野•駒ヶ嶺	1.500	—	—	—	—	—	—	—	—	1.500	—	〃	〃	〃	50	30	40	〃
福島市	2	50	20	10	20	1.200	福島市	1.000	—	—	—	—	—	—	1.000	—	—	—	〃	〃	〃	50	30	40	
若松市	2.0	50	20	10	20	12.800	若松市	5.000	—	—	—	—	—	5.000	—	—	—	—	9月上旬	自9月中旬至9月下旬	〃	50	30	40	
郡山市	3.4	40	45	10	5	7.652	郡山市	2.000	—	—	—	—	1.500	—	—	500	—	—	8月上旬	自8月下旬至9月下旬	〃	50	35	70	栽培反別ハ1反當80本トシテ計算セリ
合計	148.5	43	23	8	26	331.949		165.200	—	—	—	—	1.500	20.000	11.000	10.500	77.200	45.000	〃	自9月中旬至9月下旬	〃	50	32	41	

（甘　藷）

郡市名	栽培反別 昭和四年	品種別栽培割合 花魁	川越	紅赤	其他	生産數量	主産地町村名	仕向地別 總數	仕向 東京	横濱	郡山
	町反	%	%	%	%	貫		貫	貫	貫	貫
信夫郡	33.0	70	—	—	30	46.563	錦田・松川・金谷川原水	10.000	—	—	—
伊達郡	97.8	70	—	—	30	217.130	伊達崎・湯野・堰本	50.000	—	—	—
安達郡	187.5	20	60	—	20	341.025	油井・玉井・白岩各村	60.000	—	—	10.000
安積郡	143.2	20	30	—	50	378.500	豊田・日和田町	70.000	—	—	25.000
岩瀬郡	110.6	30	—	30	40	232.986	仁井田・鏡石・稲田	55.000	—	—	25.000
南會津郡	24.8	50	20	—	30	37.200	各町村	7.000	—	—	—
北會津郡	12.6	50	20	—	30	22.665	舘ノ内・川南・荒井各村	5.000	—	—	—
耶麻郡	17.3	—	25	—	75	27.750	惣徳・新郷・駒形・堂島	6.000	—	—	—
東白川郡	64.3	—	—	40	60	158.720	社川・鮫川・宮本	30.000	—	—	—
西白河郡	131.9	50	20	—	30	210.136	白坂・中畑・小野田	50.000	—	—	—
大沼郡	24.4	50	20	—	30	26.147	新鶴・中ノ川・東川	5.000	—	—	—
河沼郡	40.0	—	—	70	30	55.349	柳津	10.000	—	—	—
石川郡	149.9	20	—	—	80	301.470	野木澤・山橋・淺川澤田・小鹽江	43.000	—	—	—
田村郡	169.4	—	80	—	20	424.576	宮城　遂隈・小泉	100.000	30.000	—	—
石城郡	265.9	—	20	60	20	670.529	泉・小名濱・大浦村	150.000	50.000	—	—
双葉郡	121.9	—	20	60	20	233.252	廣野・上岡村	55.000	—	—	—
相馬郡	83.4	—	20	60	20	154.474	大野・新地村	30.000	—	—	—
郡山市	4.4	—	—	—	100	7.903	郡山市	2.000	—	—	2.000
合計	1.682.6	19	25	22	33	3.546.375		738.000	80.000	—	62.000

（葱）

郡市名	栽培反別 昭和四年	品種別栽培割合 千住	下仁田	在來	其他	生産數量	主産地町村名	仕向地別 總數	仕向 東京	横濱	大阪	北海道
	町反	%	%	%	%	貫		貫	貫	貫	貫	貫
信夫郡	28.4	30	60	—	10	69.032	渡利、岡山、錦田	6.000	—	—	—	2.000
伊達郡	40.0	10	80	—	10	84.420	湯野・伊達崎・伏黒	8.000	—	—	—	—
安達郡	48.3	30	—	—	70	66.049	油井・高川、玉井	6.000	—	—	—	—
安積郡	24.0	10	80	—	10	59.370	富田・月形・丸守豊田	5.000	—	—	—	—

販賣數量 地 福島	若松	其他縣内	其他縣外	販賣時期 始期	盛期	終期	及手取値段(一貫當) 始期 手取値段	盛期 手取値段	終期 手取値段	備考
貫	貫	貫	貫				圓錢	圓錢	圓錢	
5.000	—	—	5.000	10月上旬	自10月中旬 至10月下旬	11月下旬	30	15	20	
20.000	—	—	30.000	〃	〃	〃	30	15	20	
20.000	—	—	30.000	〃	自10月下旬 至12月中旬	3月中旬	20	18	20	品種別混合中滿赤(流線種)40%
—	—	—	45.000	〃	自11月下旬 至12月上旬	3月下旬	30	15	20	
—	—	—	30.000	〃	自10月中旬 至11月下旬	12月下旬	30	20	25	
—	—	—	7.000	〃	自10月中旬 至11月上旬	11月下旬	30	15	20	
—	5.000	—	—	〃	〃	〃	30	15	20	
—	—	—	6.000	7月下旬	自9月中旬 至10月中旬	10月下旬	25	12	15	岡上中四十日早生30%
—	—	—	30.000	10月上旬	自10月中旬 至11月上旬	11月下旬	30	15	20	
—	—	—	50.000	〃	〃	〃	30	15	20	
—	—	—	5.000	〃	〃	〃	30	15	20	
—	—	—	10.000	〃	自10月中旬 至11月上旬	〃	30	15	20	岡上中滿赤(流線種)30%
—	—	—	43.000	9月中旬	自10月中旬 至11月中旬	12月上旬	35	15	12	岡上中四十日30%
—	—	30.000	40.000	〃	自9月下旬 至10月中旬	10月下旬	25	20	15	
—	—	50.000	50.000	10月上旬	自10月中旬 至11月上旬	11月下旬	30	15	20	岡上中四十日10%
—	—	20.000	35.000	〃	〃	〃	30	15	20	〃
—	—	—	30.000	〃	〃	〃	30	15	20	〃
—	—	—	—	7月上旬	自10月下旬 至12月中旬	3月中旬	35	25	20	岡上中金時60%
45.000	5.000	100.000	446.000	〃	自10月中旬 至11月上旬	3月下旬	30	16	19	入居30%

販賣數量 地 郡山	若松	福島	其他縣外	其他縣内	販賣時期 始期	盛期	終期	及手取値段(一貫當) 始期 手取値段	盛期 手取値段	終期 手取値段	備考
貫	貫	貫	貫	貫				圓錢	圓錢	圓錢	
—	—	2.000	2.000	—	9月下旬	自10月上旬 至11月下旬	3月上旬	25	20	20	
—	—	3.000	—	5.000	〃	〃	〃	25	20	20	品種別混合中大型40%
—	—	—	—	6.000	〃	自10月中旬 至12月下旬	〃	15	25	20	〃
3.000	—	—	—	2.000	11月上旬	自12月上旬 至1月下旬	3月下旬	25	20	20	〃

（葱）

郡市名	栽培別反別 昭和四年	品種別反別割合 千住	下仁田	在來	其他	生產數量	主產地町村名	仕向地別 總數	仕向 東京	横濱	大阪	北海道
	町反	%	%	%	%	貫		貫	貫	貫	貫	貫
岩瀨郡	36.8	—	30	40	30	89.327	須賀川町、濱田	8.000	—	—	—	—
南會津郡	15.8	60	30	—	10	44.240	各町村	4.000	—	—	—	—
北會津郡	25.5	60	30	—	10	82.452	神指、川南	8.000	—	—	—	—
耶麻郡	41.5	—	—	50	50	58.321	喜多方町、松山、關柴	30.000	—	—	—	—
東白川郡	17.8	20	20	—	50	42.935	棚倉、高城、鮫川	4.000	—	—	—	—
西白河郡	33.8	70	20	—	10	71.320	白河町、西郷、大沼	7.000	—	—	—	—
大沼郡	6.3	60	30	—	10	9.903	高田町、新鶴、本郷	1.000	—	—	—	—
河沼郡	24.2	60	30	—	10	56.515	若宮、笈川、廣瀨勝常	23.625	—	—	—	—
石川郡	23.2	20	30	—	50	40.891	小鹽江、石川町、泉	4.500	—	—	—	—
田村郡	54.5	90	—	—	10	127.271	裏江、中郷•御舘	12.000	5.000	—	—	—
石城郡	96.7	90	—	—	10	286.247	平窪•神谷•上遠野平平	30.000	10.000	—	—	—
双葉郡	22.5	90	—	—	10	54.348	廣野•上岡	5.000	—	—	—	—
相馬郡	35.1	90	—	—	10	53.953	太田•飯豊•鹿島	5.000	—	—	—	—
福島市	2.5	—	—	—	100	13.250	福島市	1.200	—	—	—	—
若松市	6	—	30	—	70	2.100	若松市	1.000	—	—	—	—
郡山市	4.4	—	—	—	100	18.480	郡山市	2.000	—	—	—	—
合計	572.9	51	21	6	22	1.330.424		171.325	15.000	—	—	2.000

（萃果）

郡市名	栽培反別 昭和四年	品種別割合 祝	旭	大和錦	紅玉其他	生產數量	主產地町村名	仕向地別 總數	仕向 東京	横濱	名古屋	北海道
	町反	%	%	%	%	貫		貫	貫	貫	貫	貫
信夫郡	27.7	40	30	20	10	21.836	平野•飯坂•瀧ノ上	15.000	4.500	1.500	1.500	3.000
伊達郡	458.2	40	30	20	10	110.239	伏黒•半田•睦合	80.000	24.000	8.000	8.000	32.000
安達郡	1.5	40	30	20	10	1.350	玉ノ井•大山村	1.000	—	—	—	—
安積郡	1	40	30	20	10	29	中野•福良村	—	—	—	—	—
南會津	20	—	—	15	85	2.498	荒海村	2.000	—	—	—	—
北會津	1	40	30	20	10	15	湊村	—	—	—	—	—

販賣數量 地 郡山	若松	福島	其他縣外	其他縣內	販賣時期及手取値段（一貫當） 始期	盛期	終期	始期 手取値段	盛期 手取値段	終期 手取値段	備考
貫	貫	貫	貫	貫				圓錢	圓錢	圓錢	
3.000	—	—	—	5.000	12月上旬	自12月中旬至2月下旬	3月上旬	25	20	20	品種別割合中太3 4 0%
—	—	—	—	4.000	9月下旬	自10月上旬至11月下旬	12月上旬	25	15	20	〃
—	5.000	—	—	3.000	〃	〃	〃	25	15	20	〃
—	—	—	20.000	10.000	〃	〃	〃	50	20	20	〃
—	—	—	—	4.000	〃	〃	3月上旬	25	15	20	〃
—	—	—	—	7.000	〃	〃	〃	25	15	20	〃
—	—	—	—	1.000	〃	〃	12月上旬	25	15	20	〃
—	2.000	—	12.000	9.625	10月上旬	自10月下旬至11月中旬	12月下旬	30	15	15	〃
—	—	—	—	4.500	9月上旬	自10月上旬至12月上旬	2月下旬	20	15	20	〃
—	—	—	3.000	4.000	9月下旬	自10月上旬至11月中旬	11月下旬	25	20	18	〃
—	—	—	10.000	10.000	〃	〃	3月上旬	25	20	20	〃
—	—	—	—	5.000	〃	〃	〃	25	20	20	同上中晩村太7 5%
—	—	—	—	5.000	〃	自10月上旬至11月下旬	〃	25	20	20	同上中晩村太 4 0% 同上中晩村太7 5%
—	—	1.200	—	—	8月上旬	自10月上旬至12月上旬	〃	45	30	15	〃
—	1.000	—	—	—	8月下旬	自10月上旬至11月下旬	〃	25	20	20	〃
2.000	—	—	—	—	〃	自10月下旬至12月上旬	3月下旬	50	20	20	
8.000	8.000	6.200	47.000	85.125	〃	自10月上旬至12月上旬	〃	28	19	18	

販賣數量 地 仙臺	若松	福島	郡山	其他縣外	其他縣內	販賣時期及手取値段（一貫當） 始期	盛期	終期	始期 手取値段	盛期 手取値段	終期 手取値段	備考
貫	貫	貫	貫	貫	貫				圓錢	圓錢	圓錢	
4.000	—	—	—	—	500	7月中旬	自8月上旬至8月下旬	10月下旬	80	49	60	
5.000	—	—	—	—	3.000	〃	〃	〃	80	48	60	
—	—	—	—	—	1.000	7月下旬		〃	70	25	40	
—	—	—	—	—	—	〃	〃		—	—	—	
—	—	—	—	—	2.000	〃	〃	〃	80	50	60	品種別割合中在來種8 0%
—	—	—	—	—	—	〃			—	—	—	

(苹果)

郡市名	栽培反別 昭和四年	品種別栽培反別割合 祝	旭	大和錦	紅玉國光其他	生產數量	主產地村町名	仕向地別 總數	仕向 東京	横濱	名古屋	北海道	販賣數量 地 仙臺	若松	福島	郡山	其他縣外	其他縣內	販賣時期及手取値段(一貫當) 始期	盛期	終期	始期手取値段	盛期手取値段	終期手取値段	備考
	町反	%	%	%	%	貫		貫	貫	貫	貫	貫	貫	貫	貫	貫	貫	貫				圓錢	圓錢	圓錢	
耶麻郡	11.8	40	30	20	10	11.312	駒形•加納•姥堂	8.000	—	—	—	—	—	5.000	—	—	—	3.000	7月下旬	自8月上旬至8月下旬	10月下旬	80	40	60	
河沼郡	2.8	40	30	20	10	3.800	廣瀨•柳津村	2.000	—	—	—	—	—	1.000	—	—	—	1.000	〃	〃	〃	80	53	60	
大沼郡	1	40	30	20	10	33	本郷•川口•本名	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	〃			—	—	—	
東白川	1	40	30	20	10	35	竹貫村	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	〃			—	—	—	
西白河	1.0	40	30	20	10	125	五箇•白河町•信夫村	50	—	—	—	—	—	—	—	—	—	50	〃	〃	〃	80	73	60	
田村郡	1.0	40	30	20	10	722	常葉町•瀬川•美山村	350	—	—	—	—	—	—	—	—	—	350	〃	〃	〃	80	52	60	
石城郡	1.0	40	30	20	10	1.000	大野村	500	—	—	—	—	—	—	—	—	—	500	7月中旬	〃	〃	80	50	60	
相馬郡	2	40	30	20	10	150	高平村	50	—	—	—	—	—	—	—	—	—	50	〃	〃	〃	80	50	60	兩上中
福島市	7.1	—	—	—	100	1.150	福島市	500	—	—	—	—	—	—	500	—	—	—	8月上旬	〃	4月下旬	80	60	70	國光90%
合計	514.7	39	30	20	11	154.294		109.450	87.500	9.500	9.500	35.000	9.000	6.000	500	—	—	11.450	7月中旬	〃	10月下旬	79	51	59	反當栽培本數三〇本トシテ計算

(葱頭)

郡市名	栽培反別 昭和四年	品種別栽培反別割合 ユーセーダンペース	コンローグローブダンペース		其他	生產數量	主產地町村名	仕向地別 總數	仕向 東京	横濱	名古屋	大阪	京都	販賣數量 地 神戸	福島	郡山	其他縣外	其他縣內	販賣時期及手取値段(一貫當) 始期	盛期	終期	始期手取値段	盛期手取値段	終期手取値段	備考
	町反	%	%		%	貫		貫	貫	貫	貫	貫	貫	貫	貫	貫	貫	貫				圓錢	圓錢	圓錢	
信夫郡	3	100	—	—	—	560	渡利、岡山	200	—	—	—	—	—	—	180	—	—	20	6月上旬	自6月中旬至6月下旬	6月下旬	40	25	20	
伊達郡	4.7	100	—	—	—	7.524	保原、桑折、石戸堰下、粟野	4.000	—	—	—	—	—	—	1.000	—	200	2.800	〃	〃	〃	40	25	20	
安達郡	2.6	90	—	—	10	5.055	和田澤、小濱、大山	1.500	—	—	—	—	—	—	1.200	—	—	300	6月中旬	自7月上旬至8月中旬	〃	40	25	20	
安積郡	1.0	70	20	—	10	.730	穂積、喜久田	120	—	—	—	—	—	—	—	100	—	20	6月上旬	自7月上旬至7月下旬	8月中下	40	25	20	
岩瀬郡	1.9	90	—	—	10	2.840	長沼、西袋	500	—	—	—	—	—	—	—	300	—	200	〃	自6月中旬至6月下旬	6月下旬	40	25	20	
耶麻郡	2.4	90	—	—	10	2.450	堂島、駒形、喜多方町	70	—	—	—	—	—	—	—	—	—	70	6月下旬	自6月下旬至7月中旬	〃	40	25	20	
東白川	1	70	—	—	30	150	鮫川	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	6月上旬	自6月中旬至6月下旬	〃	40	25	20	[illegible]ヨリ移入多シ
西白河	1	90	—	—	10	150	小野田	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	〃	〃	〃	40	25	20	
田村郡	1.0	90	—	—	10	1.510	小泉、谷田川、片曽根	150	—	—	—	—	—	—	—	—	—	150	〃	〃	〃	40	25	20	
石城郡	5.8	90	—	—	10	13.960	上遠野、磐崎、大浦	5.000	3.000	—	—	—	—	—	—	—	—	2.000	〃	〃	〃	40	25	20	
双葉郡	1.6	90	—	—	10	3.045	瀧田、浪江、大久保	1.500	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.500	〃	〃	〃	40	25	20	
相馬郡	2.8	90	—	—	10	4.365	大野•上眞野	2.000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2.000	〃	〃	〃	40	25	20	
福島市	7	90	—	—	10	2.450	福島市	1.000	—	—	—	—	—	—	1.000	—	—	—	7月下旬	自8月上旬至8月中旬	8月下旬	40	18	25	

(葱　頭)

郡市名	栽培反別 昭和四年	品種別栽培反別割合 エーローダンバース	エーログローブダンバース		其他	生産數量	主産地町村名	仕向地別販賣數量 總數	仕向地 東京	横濱	名古屋	大阪	京都	神戸	福島	郡山	其他縣外	其他縣内	販賣時期及手取値段(一貫當) 始期	盛期	終期	始期手取値段	盛期手取値段	終期手取値段	備考
	町反	%			%	貫		貫	貫	貫	貫	貫	貫	貫	貫	貫	貫	貫				圓錢	圓錢	圓錢	
郡山市	5	35	65	—	—	1.650	郡山市	500	—	—	—	—	—	—	—	500	—	—	5月上旬	自8月下旬至9月上旬	10月上旬	25	40	50	
合計	25.5	90	2	—	8	48.639		16.500	3.000	—	—	—	—	—	3.380	900	200	9.060	〃	自6月中旬至6月下旬	〃	39	26	23	

(日本梨)

郡市名	栽培反別 昭和四年	品種別栽培反別割合 長十郎	早生赤	晩三吉	其他	生産數量	主産地町村名	仕向地別販賣數量 總數	仕向地 東京	横濱	名古屋	大阪	京都	神戸	水戸	仙臺	其他縣外	其他縣内	販賣時期及手取値段(一貫當) 始期	盛期	終期	始期手取値段	盛期手取値段	終期手取値段	備考
	町反					貫		貫	貫	貫	貫	貫	貫	貫	貫	貫	貫	貫				圓錢	圓錢	圓錢	
信夫郡	136.4	40	50	—	10	824.376	庭坂・野田・笹谷・庭塚各村	400.000	150.000	50.000	10.000	20.000	10.000	10.000	—	—	90.000	60.000	9月中旬	自10月上旬至10月下旬	3月下旬	60	30	40	販賣仕向地縣外中北海道4000貫縣内中福島10000
伊達郡	6.1	60	30	—	10	21.319	長岡・上保原・保原町	11.000	5.000	1.000	—	—	—	—	—	3.000	—	2.000	〃	〃	〃	60	30	40	同上縣内中郡山5000貫
安達郡	19.6	40	30	—	30	43.620	鹽澤・岳下村	15.000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	15.000	8月中旬	自8月下旬至9月中旬	5月中旬	65	40	50	同
安積郡	18.4	50	30	—	30	61.159	富久山・日和田町	20.000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	20.000	〃	自9月中旬至9月下旬	11月下旬	60	40	50	同 10000貫
岩瀬郡	6.4	60	20	—	10	16.018	西袋・稲田・鏡石村	5.000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5.000	9月上旬	自9月中旬至10月上旬	10月中旬	60	40	50	同 同 1000貫
南會津	3.3	50	30	—	20	13.965	各町村	4.000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4.000	9月下旬	自10月上旬至10月中旬	11月上旬	60	40	50	同 若松 1000貫 同
北會津	8	80	—	—	20	2.583	神指・川南村	1.000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.000	〃	〃	〃	60	40	50	同
耶麻郡	12.5	80	—	—	20	24.208	駒形・豊川・加納村	7.000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	7.000	〃	自10月中旬至10月下旬	〃	60	40	50	
東白川	4.2	50	50	—	—	6.540	豊里・近津・山岡村	2.000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2.000	9月上旬	自9月中旬至10月上旬	〃	60	40	50	
西白河	26.3	60	30	—	10	6.200	小野田・三神釜子村	2.000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2.000	〃	〃	〃	60	40	50	
大沼郡	5	80	—	—	20	842	尾岐・東尾岐藤川村	200	—	—	—	—	—	—	—	—	—	200	〃	〃	〃	60	40	50	
河沼郡	3.5	50	30	—	20	10.035	廣瀬・川西・金上村	5.000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5.000	10月上旬	自10月中旬至10月下旬	11月下旬	60	50	40	同上縣内中若松 1000貫
石川郡	6.6	50	30	—	20	11.045	澤田・野木澤石川町	5.000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5.000	8月下旬	自9月中旬至10月上旬	11月中旬	50	30	35	
田村郡	2.3	50	30	—	20	7.142	宮城・逢隈・巖江村	3.000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3.000	9月上旬	自9月中旬至9月下旬	10月下旬	40	35	30	
石城郡	114.8	50	30	—	20	341.725	赤井・錦・平窪内郷各村	220.000	50.000	10.000	—	10.000	—	—	100000	50.000	—	—	8月上旬	自8月中旬至9月中旬	11月上旬	60	30	50	
双葉郡	16.9	60	30	—	10	33.640	廣野・大野・上岡・富岡町	20.000	5.000	—	—	—	—	—	5.000	5.000	2.000	3.000	8月中旬	自8月下旬至9月下旬	3月下旬	60	30	40	
相馬郡	47.9	60	30	—	10	118.761	磯部・石神・大野・八幡	60.000	20.000	5.000	—	5.000	—	—	10.000	10.000	5.000	5.000	〃	〃	〃	60	30	40	
福島市	6	40	30	30	—	2.550	福島市	1.000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.000	9月上旬	自9月中旬至10月下旬	11月上旬	60	50	55	同上縣内中福島 1000貫
郡山市	9	90	10	—	—	4.385	郡山市	2.000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2.000	8月下旬	自9月上旬至9月下旬	〃	70	42	50	同 郡山 1000貫
合計	428.0	50	35	—	15	1.550.110		783.200	230.000	66.000	10 000	35.000	10.000	10.000	115000	68.000	97.000	142200	月中旬	自9月中旬至10月下旬	5月中旬	61	38	46	一反當本年70トシテ計算セリ

（松　茸）

郡市名	栽培反別（昭和四年）	生産數量	主産地町村名	仕向地別 總數	仕向 東京	横濱	名古屋	大阪	京都
		貫			貫	貫	貫	貫	貫
信夫郡	不明	50	平野、鳥川	—	—	—	—	—	—
伊達郡	〃	392	茂庭、大久保、湯野、堰本	150	—	—	—	—	—
安達郡	〃	151	玉井、秒木澤、新殿	60	—	—	—	—	—
安積郡	〃	250	日和田町	120	—	—	—	—	—
岩瀬郡	〃	2	大屋、湯本	—	—	—	—	—	—
南會津郡	〃	65	田島町	—	—	—	—	—	—
北會津郡	〃	675	一箕、大戸、東山	150	—	—	—	—	—
耶麻郡	〃	691	上元宮、駒形、慶徳	100	—	—	—	—	—
東白川郡	〃	381	高城、豊里、近津、山岡	80	—	—	—	—	—
西白河郡	〃	8	五箇	—	—	—	—	—	—
大沼郡	〃	120	玉路、本郷、昭和	40	—	—	—	—	—
河沼郡	〃	137	川西、野澤、八幡	40	—	—	—	—	—
田村郡	〃	7	高野、都路	—	—	—	—	—	—
石城郡	〃	363	大野、川前、上下小川	190	—	—	—	—	—
双葉郡	〃	400	川内、大久、廣野、大堀	170	—	—	—	—	—
相馬郡	〃	322	飯曾、石神、金房	150	—	—	—	—	—
合計	〃	40.14		1.250	—	—	—	—	—

販賣數量 地 若松	福島	郡山	其他縣外	其縣内	販賣時期 始期	盛期	終期	手取値段 始期	盛期	終期	備考
貫	貫	貫	貫	貫				圓錢	圓錢	圓錢	
—	—	—	—	—				—	—	—	自然生ノモノナレバ栽培面積不明
—	50	—	—	100	9月下旬	自10月中旬至10月下旬	11月中旬	9.50	6.00	3.50	
—	—	—	—	60	〃	〃	〃	9.50	6.00	3.50	
—	—	100	—	20	〃	〃	〃	9.50	6.00	3.50	
—	—	—	—	—				—	—	—	
—	—	—	—	—				—	—	—	
100	—	—	—	50	〃	〃	〃	—	—	—	
—	—	—	—	100	9月中旬	〃	10月下旬	9.50	6.00	3.50	
—	—	—	—	80	9月下旬	〃	〃	10.00	3.50	5.00	
—	—	—	—	—				—	—	—	
—	—	—	—	40	〃	〃	10月下旬	9.50	6.00	3.50	
—	—	—	—	40	〃	〃	〃	9.50	6.00	3.50	
—	—	—	—	—				—	—	—	
—	—	—	—	190	〃	〃	〃	10.00	5.00	3.50	
—	—	—	—	170	〃	〃	〃	9.50	4.00	3.50	
—	—	—	—	150	〃	〃	〃	9.50	4.00	3.50	
100	50	100	—	1.000	9月中旬	〃	11月中旬	9.60	5.25	3.65	

（酢　柿）

郡市名	栽培反別 昭和四年	品種別栽培合割 蜂屋	會津身知不	會津御所	玉川其他	生産數量	主産地町村名	仕向地 總數	仕向 東京	横濱	名古屋
	町	%	%	%	%	貫		貫	貫	貫	貫
信夫郡	35.945	80	—	—	20	417.332	渡利・岡山・平田村	350.000	120.000	40.000	20.000
伊達郡	51.331	80	—	—	20	433.026	湯野・睦合・半田五十澤・上保原	300.000	15.000	20.000	15.000
安達郡	47.328	10	80	—	10	324.769	岳下、石井・和木澤村	51.558	14.400	—	3.528
安積郡	14.596	30	30	—	40	71.558	豊田・富田・富久山村	40.000	10.000	5.000	5.000
岩瀬郡	27.025	80	—	—	20	106.624	西袋・鏡石・白方白江各村	80.000	20.000	10.000	8.000
南會津	1.814	—	80	20	—	33.875	各町村	12.000	5.000	—	—
北會津	40.628	—	80	20	—	243.435	門田・神指・荒井川南各村	200.000	50.000	20.000	15.000
耶麻郡	43.202	—	80	20	—	306.232	岩月・駒形・慶徳磐梯	250.000	150.000	30.000	20.000

販賣數量 向 北海道	仙臺	郡山	若松	福島	地 其他縣外	其縣内	販賣時期 始期	盛期	終期	手取値段 始期	盛期	終期
貫	貫	貫	貫	貫	貫	貫				圓錢	圓錢	圓錢
120.000	—	—	—	5.000	40.000	5.000	10月上旬	自10月中旬至11月下旬	11月中旬	40	20	20
100.000	—	—	—	—	10.000	5.000	〃	〃	〃	40	20	20
29.340	—	—	—	—	4.290	—	〃	〃	11月下旬	25	20	15
10.000	—	5.000	—	—	5.000	—	〃	〃	11月中旬	40	20	20
20.000	—	—	—	—	12.000	10.000	〃	〃	〃	40	20	20
5.000	—	—	—	—	1.000	1.000	〃	〃	11月上旬	50	37	40
80.000	—	—	5.000	—	25.000	5.000	〃	〃	〃	50	37	40
40.000	—	—	—	—	5.000	5.000	〃	〃	〃	50	37	40

（柿）

郡市名	栽培反別 昭和四年	品種別栽培割合 蜂屋	禽津不知	禽津御所	玉川其他	生産数量	主産町村名地	仕向地別 総数	仕向 東京	横濱	名古屋
	本	%	%	%	%	貫		貫	貫	貫	貫
東白川	11.379	3	—	—	97	163.827	近津・山岡・竹貫・宮下・石井	100.000	20.000	10.000	10.000
西白河	16.710	80	—	—	20	39.591	西郷・金山・五箇・矢吹町	15.000	5.000	—	—
大沼郡	24.352	—	90	10	—	252.216	東部町村（永井野・赤澤）	150.000	40.000	20.000	20.000
河沼郡	27.369	—	80	20	—	200.674	日橋・勝常・廣瀬村	150.000	50.000	20.000	10.000
石川郡	18.139	70	10	—	20	104.145	石川・小鹽江・中谷地	80.000	20.000	10.000	5.000
田村郡	25.907	50	20	—	30	180.772	高野・逢隈・岩江村	120.000	50.000	10.000	5.000
石城郡	50.283	80	—	—	20	193.491	上遠野・入遠野・山田村	130.000	40.000	10.000	3.000
双葉郡	14.969	80	—	—	20	76.894	大久・上岡・長塚村	30.000	5.000	—	—
相馬郡	22.279	80	—	—	20	88.670	中村町、八幡・石神各村	45.000	10.000	—	—
福島市	600	80	—	—	20	7.200	福島市	2.000	—	—	—
若松市	17.650	—	80	20	—	187.500	若松市	125.000	50.000	—	—
郡山市	1.134	40	30	—	30	4.290	郡山市	1.400	800	—	—
合計	494738	43	36	6	15	3.436.111		2.231.958	810.200	205.000	139.528

販賣数量 向地 北海道	茨城	栃木	群馬	若松	福島	其他外縣	其他内縣	販賣時期及手取値段(一貫當) 始期	盛期	終期	始期 手取値段	盛期 手取値段	終期 手取値段
貫	貫	貫	貫	貫	貫	貫	貫				圓 錢	圓 錢	圓 錢
50.000	—	—	—	—	—	5.000	5.000	10月上旬	自10月中旬 至11月中旬	12月上旬	35	30	30
5.000	—	—	—	—	—	—	5.000	10月下旬	自11月上旬 至11月中旬	11月下旬	35	30	30
40.000	—	—	5.000	—	20.000	5.000		10月上旬	自10月中旬 至10月下旬	11月上旬	55	35	35
20.000	—	—	2.000	—	40.000	8.000		〃	〃	〃	50	37	40
40.000	—	—	—	—	—	5.000		〃	〃	11月中旬	40	30	30
50.000	—	—	—	—	2.000	3.000		〃	〃	〃	40	30	30
50.000	—	—	—	—	20.000	7.000		〃	自10月中旬 至11月中旬	12月上旬	40	30	30
20.000	—	—	—	—	3.000	2.000		〃	自10月下旬 至11月中旬	〃	40	30	30
25.000	5.000	—	—	—	—	5.000		〃	〃	〃	40	30	30
—	—	—	—	1.500	—	500		〃	自10月中旬 至11月上旬	11月中旬	40	30	30
20.000	—	—	—	—	30.000	25.000		〃	自10月中旬 至10月下旬	11月上旬	40	30	30
600	—	—	—	—	—	—		11月上旬	自11月中旬 至11月下旬	12月中旬	40	27	18
724.940	5.000	5.000	12.000	6.500	222290	101500		10月上旬	自10月中旬 至11月中旬	〃	42	29	29

（栗）

郡市名	栽培反別 昭和四年	品種別栽培割合 丹波	柴栗	混寄	其他	生産数量	主産地町村名	仕向地別 総数	仕向 東京	横濱	名古屋	大阪	京都
	本	%	%	%	%	貫		貫	貫	貫	貫	貫	貫
信夫郡	不明	10	80	—	10	207	中野・荒井・水原	150	60	—	40	—	—
伊達郡	〃	5	90	—	5	202	茂庭・石戸	180	—	—	—	—	—
安達郡	〃	—	90	—	10	518	新殿・旭・小濱	350	—	—	—	—	—
安積郡	〃	—	90	—	10	1.880	福良・富田・赤津	1.200	—	—	—	—	—
岩瀬郡	〃	—	90	—	10	98	牧本・湯本	—	—	—	—	—	—
南會津郡	〃	—	90	—	10	1.569	各町村	1.000	—	—	—	—	—
北會津郡	〃	—	90	—	10	84	海村・大戸	—	—	—	—	—	—
耶麻郡	100000	—	90	—	10	1.000	磐梯・新鄉・岩月	700	300	—	—	—	—
東白川郡	500	90	—	—	10	158	竹貫・鮫川・高城・田川	100	—	—	—	—	—
西白河郡	不明	—	90	—	10	74	中畑	—	—	—	—	—	—
大沼郡	〃	—	90	—	10	363	横田・新鶴・大濱	200	—	—	—	—	—
河沼郡	7.500	20	80	—	—	9.500	柳津・日橋・高寺	8.000	6.000	—	—	—	—

販賣数量 向地 若松	福島	郡山	其他外縣	其他内縣	販賣時期及手取値段(一貫當) 始期	盛期	終期	始期 手取値段	盛期 手取値段	終期 手取値段	備考
貫	貫	貫	貫	貫				四 錢	四 錢	四 錢	
—	50	—	—	—	9月下旬	自10月上旬 至10月中旬	11月下旬	60	40	50	
—	100	—	—	80	〃	〃	〃	60	40	50	
—	100	80	—	170	〃	〃	〃	60	40	50	
—	300	500	—	400	9月中旬	〃	〃	60	40	50	
—	—	—	—	—				—	—	—	
500	—	—	—	500	9月下旬	〃	〃	60	40	50	
—	—	—	—	—				—	—	—	
—	—	—	200	200	9月下旬	自9月下旬 至10月中旬	〃	60	40	50	
—	—	—	—	100	〃	自10月上旬 至10月下旬	〃	60	40	50	
—	—	—	—	—				—	—	—	
100	—	—	—	100	9月下旬	自10月上旬 至10月下旬	〃	60	40	50	
—	—	—	—	2.000	〃	自10月中旬 至11月上旬	11月中旬	70	60	60	

（栗）

郡市名	栽培反別 昭和四年	品種別栽培割合 丹波	柴栗	銀寄	其他	生産數量	主産地町村名	仕向地別 總數	仕向 東京	横濱	名古屋	大阪	京都	販賣數量 向地 若松	福島	郡山	其他縣外	其他縣内	販賣時期及手取値段(一貫當) 始期	盛期	終期	始期手取値段	盛期手取値段	終期手取値段	備考
	本	%	%	%	%	瓲		瓲	瓲	瓲	瓲	瓲	瓲	瓲	瓲	瓲	瓲	瓲				圓錢	圓錢	圓錢	
石川郡	250	80	—	—	20	2.000	須釜、中谷、泉	1.000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.000	10月上旬	自10月中旬至11月中旬	12月下旬	60	40	50	
田村郡	不明	—	90	—	10	419	都路、移、御舘	300	—	—	—	—	—	—	—	—	—	300	9月下旬	自10月上旬至10月下旬	11月下旬	60	40	50	
石城郡	〃	—	90	—	10	252	入遠野、赤井、上下小川	200	—	—	—	—	—	—	—	—	—	200	〃	〃	〃	60	40	50	
双葉郡	〃	—	90	—	10	1.603	川内、浪江、津島	1.200	—	—	—	—	500	—	—	—	—	700	〃	〃	〃	60	40	50	
相馬郡	〃	—	90	—	10	187	上遠野、石神、飯曾	100	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100	〃	〃	〃	60	40	60	
郡山市	120	—	90	—	10	295	郡山市	200	—	—	—	—	—	—	—	150	—	50	〃	〃	〃	40	30	25	
合計						20.409		14.880	6.360	—	40	—	500	600	550	730	200	5.900	9月中旬	〃	12月下旬	59	41	49	

（里芋）

郡市名	栽培反別 昭和四年	品種別栽培割合 赤芽	土垂	大月芋	其他	生産數量	主産地町村名	仕向地別 總數	仕向 東京	横濱	名古屋	大阪	京都	販賣數量 向地 福島	若松	郡山	其他縣外	其他縣内	販賣時期及手取値段(一貫當) 始期	盛期	終期	始期手取値段	盛期手取値段	終期手取値段	備考
	町反	%	%	%	%	瓲		瓲	瓲	瓲	瓲	瓲	瓲	瓲	瓲	瓲	瓲	瓲				圓錢	圓錢	圓錢	
信夫郡	46.3	20	60	—	20	77.439	鎌田、岡山村	10.000	—	—	—	—	—	5.000	—	—	—	5.000	10月上旬	自10月中旬至11月中旬	11月下旬	30	20	25	
伊達郡	81.1	20	60	—	20	198.151	伊達崎、栗野、伏黒村	20.000	—	—	—	—	—	10.000	—	—	—	10.000	〃	自10月中旬至11月中旬	〃	30	20	25	
安達郡	70.7	—	10	—	90	142.153	石井、旭、太田	15.000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	15.000	〃	自10月中旬至12月下旬	4月下旬	30	20	30	品種別集合中在來種80%
安積郡	30.2	—	80	—	20	67.080	日和田、大槻、富久山	5.000	—	—	—	—	—	—	—	5.000	—	—	9月下旬	自10月上旬至11月下旬	3月上旬	30	20	25	
岩瀬郡	90.0	20	—	—	80	258.890	長沼、鏡石、西袋	25.000	—	—	—	—	—	—	—	10.000	—	15.000	10月上旬	自11月上旬至11月下旬	2月下旬	30	20	25	區上中間 60%
南會津	29.8	20	60	—	20	89.400	各町村	8.000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	8.000	〃	自10月中旬至11月中旬	11月下旬	30	20	25	
北會津	57.9	20	60	—	20	249.650	川南、荒井、館ノ内神指	25.000	—	—	—	—	—	—	15.000	—	—	10.000	〃	〃	〃	30	20	25	
耶麻郡	61.4	20	55	—	25	137.377	堂島、翁島、駒形	15.000	—	—	—	—	—	—	5.0001	—	—	10.000	9月中旬	自10月上旬至10月下旬	11月中旬	25	18	20	
東白川	63.1	35	30	—	35	240.860	高城、棚倉、近津山岡	25.000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	25.000	10月上旬	自10月中旬至11月上旬	11月下旬	30	20	25	
西白河	94.3	20	60	—	20	244.340	白河町、古關、大沼	25.000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	25.000	〃	〃	〃	30	20	25	
大沼郡	63.0	20	60	—	20	160.078	赤坂、玉路、本郷	15.000	—	—	—	—	—	—	10.000	—	—	5.000	〃	〃	〃	30	20	25	
河沼郡	64.8	—	15	—	85	187.497	若宮、勝常、廣瀨村	82.250	20.000	—	—	—	—	—	20.000	—	30.000	12.250	8月上旬	自9月上旬至10月下旬	12月下旬	50	25	35	
石川郡	92.6	20	30	20	30	252.900	小鹽江、大森田、石川町	15.000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	15.000	9月上旬	自9月下旬至11月下旬	〃	40	20	22	
田村郡	59.7	20	60	—	20	153.145	逢隈、中郷	15.000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	15.000	8月中旬	自9月下旬至9月上旬、自10月中旬至11月上旬	9月下旬	30	25	20	間 75%
石城郡	163.1	20	60	—	20	459.862	上遠野、勿來町、好間村	45.000	—	—	—	—	—	—	—	—	15.000	30.000	10月上旬		11月下旬	30	20	25	
双葉郡	37.0	20	60	—	20	95.520	上岡、刈野	10.000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10.000	〃	〃	〃	30	20	25	
相馬郡	105.5	20	60	—	20	220.905	大野、太田、上眞野石神	22.000	—	—	—	—	—	—	—	—	10.000	12.000	〃	〃	〃	30	20	25	

(里　芋)

郡市名	栽培反別（昭和四年）	品種別栽培割合反別 赤芽	土垂	大月芋	其他	生産數量	主産地町村名	仕向地別 總數	仕 東京	横濱	[illegible]	大阪	京都
	町反	%	%	%	%	%		貫	貫	貫		貫	貫
福島市	20	20	60	—	20	10.600	福島市	1.000	—	—	—	—	—
若松市	8	20	60	—	20	2.000	若松市	—	—	—	—	—	—
郡山市	79	—	5	5	90	27.650	郡山市	2.500	—	—	—	—	—
合計	1.221.2	18	46	2	34	3.275.497		380.750	20.000	—	—	—	—

郡市名	販賣數量 向地 福島	若松	郡山	其縣他外	其縣他内	販賣時期及手取値段（一貫當） 始期	盛期	終期	始期手取値段	盛期手取値段	終期手取値段	備考
	貫	貫	貫	貫	貫				圓錢	圓錢	圓錢	
福島市	1.000	—	—	—	—	8月上旬	自9月上旬至10月下旬	11月上旬	1.50	1.00	1.20	
若松市	—	—	—	—	—	10月上旬	自10月中旬至11月上旬	11月下旬	30	20	25	
郡山市	—	—	2.500	—	—	9月上旬	自10月下旬至12月中旬	4月上旬	80	27	25	[illegible]
合計	16.000	50.000	17.500	55.000	222250	8月上旬	自9月下旬至11月中旬	4月下旬	40	25	30	

(午　蒡)

郡市名	栽培反別（昭和四年）	品種別栽培反別割合 砂川	瀧ノ川	其他	生産數量	主産地町村名	仕向地別 總數	仕 東京	横濱	名古屋	大阪	京都
	町反	%	%	%	貫		貫	貫	貫	貫	貫	貫
信夫郡	36.2	30	60	10	80.776	岡山・鎌田・野田・金谷川	8.000	—	—	—	—	—
伊達郡	45.2	30	60	10	136.734	伏黒・石戸・伊達崎	13.000	—	—	—	2.000	—
安達郡	35.6	30	60	10	78.654	旭・油井	7.500	—	—	—	—	—
安積郡	18.5	30	60	10	41.075	日和田町・豊田・大槻	4.000	—	—	—	—	—
岩瀬郡	19.7	30	60	10	61.467	鏡石・西袋・大屋	6.000	—	—	—	—	—
南會津	5.6	80	15	5	11.200	田島町・江川	1.000	—	—	—	—	—
北會津	18.0	30	60	10	42.974	川南・館ノ内・神指	4.000	—	—	—	—	—
耶麻郡	39.8	30	60	10	85.446	堂島・慶徳・翁島	40.000	10.000	—	10.000	—	—
河沼郡	28.6	30	60	10	86.587	廣瀬・若宮・笈川	8.000	—	—	—	—	—
大沼郡	8.5	30	60	10	16.712	新鶴・旭・永井野	1.500	—	—	—	—	—
東白川	19.9	90	—	10	53.310	棚倉町・宮本・鮫川	5.000	—	—	—	—	—
西白河	31.2	30	60	10	81.369	西郷・大沼・白河町	8.000	5.000	—	—	—	—
石川郡	24.5	30	60	10	95.228	小鹽江・泉・蓬田	2.000	—	—	—	—	—
田村郡	49.0	30	60	10	125.865	逢隈・守山・中郷	2.000	5.000	—	—	—	—
石城郡	87.4	30	60	10	238.465	上遠野 好間・平窪	25.0001	2.000	—	—	2.000	—
双葉郡	25.3	30	60	10	67.266	上岡・廣野・我世橋	6.000	—	—	—	—	—
相馬郡	45.6	30	60	10	125.147	石神・大野・飯豊	12.000	5.000	—	—	—	—
福島市	1.8	90	—	10	8.100	福島市	2.000	—	—	—	—	—
若松市	2	30	60	10	340	若松市	—	—	—	—	—	—
郡山市	4.7	30	60	10	27.730	郡山市	5.000	—	—	—	—	—
合計	535.3	33	57	10	1.464.435		170.000	27.000	—	10.000	4.000	—

郡市名	販賣數量 向地 若松	福島	郡山	其縣他外	其縣他内	販賣時期及手取値段（一貫當） 始期	盛期	終期	始期手取値段	盛期手取値段	終期手取値段	備考
	貫	貫	貫	貫	貫				圓錢	圓錢	圓錢	
信夫郡	—	5.000	—	—	3.000	10月上旬	自10月中旬至11月上旬	11月下旬	30	20	[illegible]	
伊達郡	—	3.000	—	5.000	3.000	〃	〃	〃	30	19	20	
安達郡	—	2.000	—	2.000	3.500	〃	〃	〃	30	23	20	
安積郡	—	—	3.000	—	1.000	〃	自10月中旬至11月中旬	〃	30	27	25	
岩瀬郡	—	—	3.000	—	3.000	〃	〃	〃	30	22	20	
南會津	—	—	—	—	1.000	〃	〃	〃	30	30	20	
北會津	3.000	—	—	—	1.000	〃	〃	〃	30	18	20	
耶麻郡	—	—	—	10.000	18.000	7月上旬	自9月下旬至10月下旬	〃	30	20	20	
河沼郡	2.000	—	—	3.000	3.000	10月上旬	自10月中旬至11月下旬	〃	30	21	20	
大沼郡	—	—	—	—	1.500	〃	〃	〃	30	33	25	
東白川	—	—	—	2.000	3.000	〃	自11月上旬至12月下旬	4月上旬	30	20	25	
西白河	—	2.000	—	—	1.000	〃	自10月中旬至11月上旬	〃	30	23	25	
石川郡	—	—	—	—	2.000	8月下旬	自10月上旬至12月下旬	3月下旬	30	20	30	
田村郡	—	—	—	4.000	3.000	10月上旬	自10月中旬至11月上旬	〃	30	26	25	
石城郡	—	—	—	11.000	10.000	〃	〃	3月上旬	30	23	20	
双葉郡	—	—	—	3.000	3.000	〃	〃	〃	30	28	25	
相馬郡	—	—	—	2.000	5.000	〃	〃	〃	30	28	25	
福島市	—	2.000	—	—	—	11月中旬	自10月上旬至1月下旬	5月下旬	30	20	25	夏午蒡ノ販賣時期ハ始期6月中旬盛期8上9下終期10下
若松市	—	—	—	—	—	10月上旬	自10月中旬至11月中旬	11月下旬	30	30	25	
郡山市	—	—	4.000	—	1.000	〃	自10月中旬至11月上旬	〃	30	24	25	
合計	5.000	14.000	10.000	43.000	57.000	7月上旬	自10月中旬至11月中旬	5月下旬	30	27	23	

共同出荷組合準則

農産物並ニ副業品ノ共同販賣ヲ實行スルニハ共同出荷組合ヲ設立スルヲ便宜トス此ノ共同出荷組合ハ產業組合法ニ依ル組合ニテモ若クハ任意組合ニテモ可ナリトス而シテ產業組合法ニ依ル組合ノ營業ニ關シテハ法律ニ明記サレ居ルヲ以テ此處ニハ任意組合ノ組織及事業經營ノ大要ヲ述フヘシ

出荷組合準則

第一章 總則

第一條 本組合ハ　組合ト稱ス

第二條 本組合ハ何々村(或ハ大字)ニ於テ何々作物ノ栽培或ハ加工ニ從事スルモノヲ以テ組織ス

第三條 本組合ハ組合員相互ノ氣脈ヲ通シ併セテ當地特產タル何々栽培或ハ加工ノ改良發達ヲ期シ販路ノ擴張販賣方法ノ改善ヲ圖リ農家經濟ノ助長ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第四條 本組合ハ第三條ノ目的ヲ達スル爲メ左ノ方法ニ依リ生產物ノ共同販賣ヲ行フモノトス

一、組合ニ於テ取扱フ物品ハ何々ノ何種トス、但シ必要ニ應シ他ノ物品ヲ加フル事ヲ得

二、組合員ハ組合ニ於テ取扱フ物品ヲ組合ニ委託セスシテ販賣スルコトヲ得ス

三　組合ハ常ニ農會ト連絡ヲ保チ市場ノ狀況ヲ迅速ニ組合員ニ通知ス

四、組合ハ組合員ノ委託シタル物品ノ品等及數量ヲ查定シコレヲ市場ニ送附ス

五、販賣品ノ荷造ハ本組合ニ於テ定メタル方法ニ準據シ指定ノ場所ニ送附スルカ又ハ一定ノ場所ニ於テ共同荷造ノ上出荷ス

六、販賣品ニハ一定ノ「レッテル」ヲ附ス

七、組合ハ組合員ノ委託シタル物品ノ俵裝荷造ヲ變更シ若クハ同一品等ノ物品ニ在リテハ混合シテ販賣ヲナス事ヲ得但シ荷造變更ニ要スル費用ハ當該荷主ノ負擔トス

八、本組合ノ販賣品ノ賣上金高中運賃ヲ差引キシタル賣上高ノ何分ヲ控除シ組合ニ於ケル販賣費用ニ充當ス

九、組合ハ組合員ノ請求ニ依リ其委託シタル物品ノ見積價格ノ八割以內ニ於テ代金ノ假渡ヲ爲ス事ヲ得

一〇、組合ハ每月一回組合員ヨリ委託ヲ受ケタル物品ノ價額ノ精算ヲナス但シ前項假渡代金ハ精算ノ際差引計算ヲナス

一一、歩合金ハ事業年度終了後剩餘金ヲ生シタル場合賣上金高ニ應シ之ヲ還付ス

第五條 本組合ノ事務所ハ　ニ置ク

第二章 役職員

第六條 本組合ニ左ノ役員ヲ置ク

組合長　一名　副組合長　二名以內　幹事若干名

第七條 組合長ハ組合ヲ總理シ組合ヲ代表ス副組合長ハ組合長ヲ補佐シ組合長事故アル時ハ之ヲ代理ス幹事ハ組合長ノ指揮ヲ受ケ組合員ヲ督勵シ一切ノ事務ニ從事ス

第八條 役員ハ總會ニ於テ組合員中ヨリ選擧ス前項ノ選擧ニ於テ得點同數ナル時ハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

第九條 役員ノ任期ハ滿二ケ年トス但シ再選ヲ妨ケス

第十條 補欠ノ爲選擧セラレタル役員ノ任期ハ前任者ノ殘任期間ヲ繼承スルモノトス

第十一條 役員ハ名譽職トス但シ報酬ヲ受クル事ヲ妨ケス

第十二條 組合ハ事業施行上必要ナル有給職員ヲ置クコトヲ得

第三章 會議

第十三條 本組合ノ會議ハ之ヲ總會及役員會ノ二種トス

總會ハ每年一回之ヲ開キ必要アル時ハ臨時ニ總會ヲ開ク

役員會ハ役員ヲ以テ組織ス

第十四條 總會ニ於テ決議スヘキ事項左ノ如シ

一、經費豫算及事業方法ニ關スルコト

一、組合事務ノ報告及經費決算ノ認定

一、基本金及財產目錄管理處分等ニ關スル件

一、規約變更ニ關スル件

一、其他必要ナル事項

第十五條 役員會ハ左ノ事項ヲ協定スルモノトス

一、總會ニ提出スヘキ議案ノ審查

一、生產品販賣方法ニ關スル協定

一、職員ノ選任解職

一、其他必要ナル事項

第十六條 本組合ハ組合員ノ事業資金ニ融通スル爲基本金ノ蓄積ヲ爲スモノトス但シ蓄積ニ關スル規定ハ別ニ之ヲ定ム

第十七條 本會規約ノ變更及解散ノ決議ハ組合員三分ノ二以上ノ同意ヲ經ヘシ

第四章 加入及脫退

第十八條 新規組合員タラントスル者ハ加入申込書ヲ差出シ總會ノ承認ヲ受クルモノトス但シ總會ノ決議ニ依リ加入金ヲ徵收スルコトアルヘシ

第十九條 本組合員ハ特別ノ事由無クシテ脫退スルコトヲ得ス但シ特別ノ事由ニ依リ脫退セントスルモノハ總會ノ承認ヲ受クルヲ要ス

第二十條 本組合ノ規約及會議ニ於テ議決シタル事項ニ違反シタルモノハ相當違約金ヲ徵收スルコトヲ得

第五章 會計

第二十一條 組合ノ經費ハ組合員之ヲ負擔ス但シ組合員經費負擔ノ割合ハ總會ニ於テ之ヲ定ム

第二十二條 本組合ノ會計年度ハ曆年度ニ據ルモノトス

第二十三條 本組合ニ左ノ帳簿ヲ備フ

組合員及役職員名簿　出納簿　物品購入簿　備品臺帳

基本金　蓄積臺帳　其他必要ナル帳簿

何々組合基本金蓄積規程

第一條　組合規約第十六條ニ據ル基本金ハ左ノ方法ニ依リ金何圓以上ヲ積立ツルモノトス

一、蓄立金額ハ一株(拾圓)ト定メ組合員ハ必ス一株以上ノ蓄立ヲナスコト但シ一ケ年何圓宛何ケ年ニ拂込ムヲ妨ケス

二、基本金ヨリ生スル收入

第二條　蓄積シタル基本金ハ確實ナル銀行ニ預入レ組合事務ニ必要ナル場合ノ外他ノ用途ニ使用スルコトヲ得ス

第三條　資金ノ貸付期間ハ一ケ年トシ利子ハ元金一百圓ニ付日歩金何錢ノ割合トス

第四條　組合員ニシテ資金ノ貸付ヲ受ケムトスルモノハ組合員三名以上ノ保證人ヲ定メ組合長ニ申込ムヘシ

第五條　基本金蓄積金ノ貸付及預金等ヨリ生スル利益金ハ何ケ年毎ニ出資金ニ應シ組合員ニ配當スルモノトス

第六條　特別ノ事由ニ依リ脫退スルモノノ拂戻金ハ其ノ脫退者ノ積立セル金額トス

第七條　組合解散ノ場合ニ於テハ總會ノ決議ヲ經テ各員ノ出資高ニ應シ其資產ヲ處分スルモノトス　以上

出荷團體補助交付要綱

(商工省)

第一　出荷團體補助金交付方針

一　出荷團體補助金ハ之ヲ受ケムトスル團體ノ申請ニ依リ其ノ團體ニ對シ特定ノ事業ニ付之ヲ交付スルモノトス

二　補助金ノ交付ヲ受クヘキ出荷團體ハ左ノ資格ヲ有スルモノタルヘシ

1　主トシテ生產者ヲ以テ組織スル組合其ノ他ノ團體ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノナルコト

(イ)　組合員其ノ他ノ團體員ノ生產物ヲ直接取纏メ共同出荷スル組合其ノ他ノ團體(出荷團體)

(ロ)　一定地區內ノ生產物ノ出荷ヲ統一的ニ斡旋スル非營利團體(斡旋團體)

2　團體ノ地區ハ一部落以上タルヘク且實際上其ノ地區內ノ生產者ノ二分ノ一以上カ團體員タルカ團體員タルヘキ確實ノ見込アルモノタルコト

3　出荷品目ハ主トシテ魚介藻、蔬菜、果實、食鳥、卵肉、生畜ニシテ之等ノ物品ノ仕向ハ主トシテ六大都市又ハ其ノ他ノ大都會ナルコト

4　地區內ニ於テ團體ノ取扱品目ニ屬スル物品ノ出荷高ノ二分ノ一以上團體カ取扱フカ又ハ二分ノ一以上トナルヘキ確實見込アルモノニシテ其ノ出荷ノ價格壹萬圓以上ナルカ又ハ壹萬圓トナルヘキ確實ノ見込アルモノ

5　團體ハ產業組合、漁業組合、畜產組合、農會、水產會、水產組合、同業組合等ノ旣設ノ法人及任意組合等ノ旣設ノモノナルカ又ハ此際新ニ組織セムトスル團體ニシテ差支ナキモ執レモ其ノ團體ノ基礎鞏固ニシテ繼續ノ見込確實ナルモノナルコト

三　補助金ハ前項ノ資格ヲ有スル團體ノ爲ス出荷事業ニ對シ左ノ各號ノ一ニ該當スル事項ニ付之ヲ交付スルモノトス

1　出荷ノ勸誘選別及荷　等ノ檢查販賣ノ監督仕切ノ回收其ノ他組合ノ事務ニ從事スル專任職員ノ俸給及旅費

2　檢查選別荷造容器、加工、貯藏、輸送等ニ關スル設備ニ要スル費用

3　前項ノ設備ノ利用ニ關スル經費

4　輸送貯藏、加工、荷造等ニ關スル試驗及研究ニ要スル費用

5　販路擴張ノ爲ニスル品評會其ノ他ノ施設ニ要スル費用

6　聯合會又ハ斡旋團體ニシテ其ノ所屬團體ニ前各號ノ費用ニ對シ補助金又ハ奬勵金ヲ交付スルトキハ其ノ補助金又ハ奬勵金

7　前各號ノ外出荷事業ノ發達及維持ノ爲特ニ必要トスル施設ニ要スル費用

四　補助金ハ前項ニ該當スルトキト雖左ノ場合ニ於テハ之ヲ交付セス

1　其ノ事業カ補助金ノ交付ヲ受ケサルモ旣ニ充分收支償フト認ムルトキ

2　其ノ事業カ相當期間繼續シ得ヘキ見込ナキトキ

3　同一事業ニ對シ別途ニ國庫ヨリ補助金又ハ奬勵金ノ交付ヲ受クヘキ途アルトキ

4　曾テ本補助金ノ交付ヲ受ケタル團體但シ第三項各號ノ一ニ該當スル事項ヲ新規ニ計畫スル等特別ノ事情アルトキハ此ノ限ニ在ラス

五　補助金ノ交付額ハ之カ交付ヲ受ケムトスル事項ニ要スル費用ノ三分ノ一以內トス但特別ノ事情アリト認ムル場合ニ於テ特ニ申請アリタルトキハ二分ノ一以內迄增額スルコトアルヘシ

六　補助金ハ前記ノ標準ニ依リ之ヲ定ムルモ一團體ニ對スル補助金ハ千圓以下トシ尙補助金ノ額百圓ニ滿タサルモノニ對シテハ之ヲ交付セス

七　補助金交付ノ許否及其ノ額ハ地方長官ノ副申ヲ參酌シテ商工省ニ於テ之ヲ決定スルモノトス

第二　出荷團體補助申請手續

一　提出スヘキ書類

1　補助申請書

申請書ハ法人ニ在リテハ法人名法人以外ノモノニアリテハ組合長會長其ノ他ノ代表者ヲ定メ其ノ者ノ名義ニ於テ之ヲ作成スヘシ此ノ場合ニ於テハ其ノ組合長會長其ノ他ノ代表者タルコトヲ明ナラシムヘキ書類ヲ添付スヘシ

2　出荷事業計畫書

本計畫書中ニハ左ノ事項ヲ記載シ團體ノ定款又ハ規約書及若シ出荷又ハ斡旋取扱規程ノ定メアル場合ニハ之ヲ添付スルコト

（イ）名稱及事務所

（ロ）出荷事業經營ノ沿革

（ハ）團體ノ地區及出荷品目

（ニ）現在組合員職業別員數（地區内ノ生産者ノ總數又ハ其ノ見込數ヲ添記スルコト）聯合會ニ在リテハ之ヲ組織スル組合名

（ホ）事業方法ノ概要

A　組合員ノ生産物ノ蒐集、選別檢査荷造輸送等ノ執行方法

B　仕向地ニ於ケル販賣及仕切金回收方法

C　組合ト組合員又ハ生産者トノ間ニ於ケル出荷物ニ關スル代金計算及經費負擔ノ方法

D　聯合會ノ組織アルモノニ付テハ所屬團體ト聯合會トノ出荷事業ノ分擔

（ヘ）補助ヲ受ケムトスル事項ニ關スル說明ノ詳細

（ト）從來ノ事業成績及將來ノ發達ノ見込

（チ）國庫其ノ他ノ公共團體ヨリ出荷事業ニ關シ補助金ノ交付ヲ受ケタルコトノ有無金額及交付年月日

3　收支計算書

（イ）補助ヲ受ケムトスル年度ニ於ケル組合總經費收支豫算書

（ロ）補助ヲ受ケムトスル事項ニ要スル經費ニ對スル收支豫算ノ明細書（補助申請額ヲ收支豫算中ニ）明記スルコト

（ハ）産業組合ニ在リテハ最近年度ノ貸借對照表及損益計算書並右對照表及計算書記載ノ費目中出荷事業ニ直接關係ヲ有スルモノニ付テノ内譯說明書ヲ以テ前二號書類ニ代フルコトヲ得ルコト

備考　右申請ハ毎年三月十日迄本縣内務部ニ到達スル樣提出スルコト

農産物配給費の概要

（農林省農務局調査發表に依る）

目　次

一　調査方法
二　農産物配給費の内容
（一）荷造費
（二）輸送費
（三）卸賣手數料
（四）出荷組合費及産地檢査料
（五）卸賣價格と生産者手取額
（六）卸賣價格と小賣價格

はしがき

農産物價殊に青果物價格の底知れぬ下落の爲に農家の困窮は益々深まりつゝある。之が對策に付ては種々の施設が行はれつゝあるが、農家としても農産物價構成の内容に付て充分の檢討をなさねばならぬ。殊に共同販賣の進展につれて生産者の領域の擴大は益々中間配給費の問題に深甚なる檢討を要することゝなつた。共同販賣といふ名目だけでそれが充分に合理化されない場合は農民に利益を齎らされない。されば農林省に於ては農産物配給費調査の必要を認め、之が調査を帝國農會に委託した。而して本調査は昭和五年九月より引續き調査中に屬するから、茲には今迄に報告ありたるものに就いて不取敢取纏め其の概要を述べんとするもので詳細なる資料の發表、調査研究の結果は追て發表する。

一　調査の方法

本調査は産地と消費地に分かつて調査したのであつて兩地に於ける調査項目を示せば次の通りである。

（一）産地に於ける調査（道府縣農會、出荷組合擔當）

調査事項

産地に於て豫め定めたる出荷者に付打合の上定めたる出荷日の取引單位量の中等品に付て

出荷市場、出荷日、卸賣價格、問屋手數料、運賃（着驛港荷下料及市場迄の小運送賃、鐵道又は船運賃、發驛港積込料、發驛港迄の運送賃、自動車其他の運賃）産地檢査料、荷造費（容器費、荷造材料費　選別荷造勞賃）加工費、出荷組合費、産地に於ける庭先相場

（二）消費地に於ける調査（帝國農會販賣斡旋所擔當）

調査事項

産地と豫め本部を通じて電報を以て連絡を取りたる出荷日の同一品に付て

卸賣市場名、卸賣價格（歩戻金）、市場氣配、仲賣商卸賣價格、小賣商仕入價格（問屋又は仲買人よりの歩戻金）小賣商店名、小賣價格（高き所、中庸の所、低き所）一個又は百瓦（小賣する量目の小賣價格）（産地よりの單位數量の小賣賣上金額）

（三）調査品目及産地別調査數

調査は之を表示すれば次の通りである。（本調査は昭和五年九月開始目下引續き調査中にして昭和六年三月迄の分とす

調査品目	産地別調査數
甘藷	七
馬鈴薯	七
葱頭	八
甘藍	一〇
結球白菜	一三

葡萄	一四
甘柿	一六
醂柿	一三
州蜜柿	一二
計	九〇

二　農産物配給費の内容

(一) 荷造費

近時荷造が著しく改善せられたので從來に比し商品價値は増加したが、反面に荷造費の増加は又著しきものがある之れ荷造の改善と共に其の費用に付ての研究の必要なる所以である。今此處に詳細に亘つて荷造の內容に觸れる事は省略するが全販賣價格中荷造費に幾何を占むるや、又輸送との關係からして遠距離及近距離の荷造費如何に付て一端を述べる事とする。

今此處に荷造費と稱するは容器費及其の他荷造材料費、選別荷造勞賃を云ふのである。

今各品目に付遠距離のものと近距離のものとに分ち其の荷造費及販賣價格に對する割合を見ると次の如くである。

遠距離輸送のもの

品目	産地	市場	單位數量	容器	荷造費(錢)	卸賣價格に對する割合(%)	卸賣價格(圓)
甘藷	神奈川	大阪	四〇瓩	俵	一四、〇	一三、七	一、一〇
馬鈴薯	宮城	東京	六貫	炭俵	一八、七	一一、六	一、六〇六
	長野	名古屋	十五貫	俵	一五、〇	一一、三	一、三三三
	北海道	東京	十六貫	俵	四三、五	二二、九	一、九〇〇
葱頭	大阪	東京	同	俵	一六、〇	一二、三	一、三〇〇
	北海道	門司	十二貫	箱	五四、〇	二一、六	二、五〇〇
甘藍	長野	東京	六貫	炭俵	八、五	二八、三	、三〇〇
	岩手	東京	六貫五百	同	七、二	一六、〇	、四五〇
結球白菜	宮城	東京	六貫	同	八、五	二〇、三	、四二〇
	靜岡	東京	六貫三百	同	六、三	八、一	、九〇〇
葡萄	山梨	東京	一貫	箱詰	二五、〇	二七、七	、九〇〇
	大阪	札幌	二貫	木箱三ッ合	二二、〇	二七、五	、八〇〇
甘柿	長野	神戸	六貫	石油箱	二七、二	一七、〇	一、六〇〇
	靜岡	横濱	同	同	三九、〇	一九、五	二、〇〇〇
醂柿	長野	大阪	同	同	二七、二	一五、五	一、七五〇
	宮城	横濱	五貫五百	同	三二、一	二〇、六	一、五五八
	山梨	東京	三、五五瓩	同	二八、五	一五、八	一、八〇〇
溫州蜜柑	靜岡	横濱	七貫三百	同	二四、五	九、八	二、五〇〇
	德島	大阪	九貫六百	同	二九、〇	一四、五	二、〇〇〇
	和歌山	東京	一貫	小箱	一三、一	一八、七	、七〇〇

近距離輸送のもの

品目	産地	市場	單位數量	容器	荷造費(錢)	販賣價格に對する割合(%)	卸賣價格(圓)
甘藷	東京	神田	八貫	俵	九、一	八、四	、七六〇
馬鈴薯	大阪	天滿	十一貫	畚	一〇、〇	六、二	一、六〇〇
葱頭	大阪	大阪	十六貫	俵	一六、〇	一七、七	、九〇〇
結球白菜	神奈川	横濱	百個	―	一五、〇	二、五	六、〇〇〇
葡萄	大阪	天滿	二貫	本箱三ッ合	三、〇	三、六	、八〇〇
	兵庫	湊川	八百目	木箱	七、〇	五、〇	、三五〇
甘柿	兵庫	湊川	二貫	石油半箱	三、〇	一九、五	一、一〇〇
醂柿	京都	中央	六貫四百	石油箱	三、三	九、五	二、〇三〇

以上に依りて見る時は甚だ區々なるも、大體に於て蔬菜と果物とに於て荷造費は著しく異り、遠距離のものは近距離のものに比し大體に於て高價なるを示す。又右に依り規格、荷造は區々であるから共同荷造其の他の方法に依つて商品價値を減ぜざる範圍に於て此の費用を可及的に節減するの要あるを痛感する次第である。

(二) 輸送費

輸送費は從來青果物に付ては餘り重要な役割を演じなかつたけれども　近來遠距離輸送の進步と生産技術の進步とに基く新産地の續出により、輸送費は配給費中最も重要なる地位を占むるに至つた。殊に昨今の如く農産物價の下落に際しては特に輸送費の低下を必要とする事切である鐵道運賃の低下の如きは農村全般の痛切の希望である。

輸送費に關して研究改善すべき事項は多々あるも幾多の暗示に富む次の數字に注意して戴きたい。

輸送費を二つに分つて述ぶれば次の通りである。

遠距離輸送のものには

發驛港の小運送賃、發驛港積込料、鐵道賃又は船賃、着驛港荷降料金及市場迄の小運送賃。

近距離輸送のもの

自動車其の他の輸送費

此の全輸送費と卸賣價格との割合を見ると思ひ半に過ぎるものがある。

遠距離輸送のもの

品目	産地	市場	單位數量	全輸送費(錢)	卸賣價格に對する輸送費の割合(%)	卸賣價格(圓)
甘藷	神奈川	大阪	四十瓩俵	四二、〇	三八、二	一、一〇〇
	神奈川	京都	同	三四、〇	三〇、〇	一、一三〇
馬鈴薯	宮城	東京	六貫炭俵	三八、四	二三、九	一、六〇六
	長野	名古屋	十五貫俵	五二、九	四〇、五	一、三三三
	北海道	東京	十六貫俵	八〇、六	四二、四	一、九〇〇
葱頭	大阪	東京	十六貫俵	五七、五	四四、二	一、三〇〇
	北海道	門司	十二貫箱	四八、五	一九、四	二、五〇〇
甘藍	長野	東京	六貫俵	二三、五	七八、三	、三〇〇
	長野	大阪	同	三七、七	七五、四	、五〇〇
	岩手	東京	六貫五百俵	二二、四	四九、七	、四五〇
	岩手	名古屋	同	二八、九	四八、二	、六〇〇
結球白菜	宮城	東京	六貫炭俵	一九、二	四五、八	、四二〇
	同	横濱	同	二二、七	五六、七	、四〇〇
	同	大阪	同	三一、九	五七、〇	、五六〇
	同	京都	同	二九、二	五三、一	、五五〇
	同	神戸	同	三三、一	四九、九	、五五〇
	靜岡	東京	六貫三百俵	一六、九	一八、八	、九〇〇
	靜岡	横濱	同	一六、七	一六、七	一、〇〇〇

品目	産地	市場	單位數量	全輸送費	卸賣價格に對する輸送費の割合	卸賣價格
	同	大阪	同	一六、八	一三、四	一、三五〇
	同	京都	同	一一、七	一一、一	一、〇五〇
	同	神戸	同	一七、五	一五、二	一、一五〇
葡萄	山梨	東京	一貫目箱	一〇、〇	一一、一	、九〇〇
	同	名古屋	同	一〇、八	一四、四	、七五〇
	大阪	門司	二貫木箱三ッ合	一三、五	一六、九	、八〇〇
	同	札幌	同	三〇、五	三八、一	、八〇〇
甘柿	長野	神戸	六貫石油箱	三四、五	二一、六	一、六〇〇
	靜岡	横濱	同	七三、〇	三六、五	二、〇〇〇
醂柿	長野	大阪	六貫石油箱	三三、一	一九、〇	一、七五〇
	宮城	横濱	五貫五百石油箱	二九、一	一八、六	一、五五八
	山梨	東京	三五〇疋同	三一、〇	一七、二	一、八〇〇
溫州蜜柑	靜岡	横濱	七貫二百同	一七、七	七、一	二、五〇〇
	同	大阪	同	二四、五	一〇、二	二、四〇〇
	德島	同	六貫五百同	二七、〇	一三、五	三、〇〇〇
	和歌山	東京	一貫小箱	一三、〇	一八、六	、七〇〇

近距離輸送のもの

品目	産地	市場	單位數量	全輸送費	卸賣價格に對する輸送費の割合	卸賣價格
甘藷	東京	神田	八貫俵	一三、〇(錢)	一五、八%(自)	、七六〇(圓)
	愛知	名古屋	十三貫俵	三〇、〇	二四、〇(汽)	一、二五〇
	京都	京都	七貫石油箱	八、〇	六、三(自)	一、三〇〇
葱頭	大阪	大阪	十六貫俵	二八、五	三一、七(汽)	、九〇〇
結球白菜	神奈川	横濱	百個	四〇、〇	六、七(自)	六、〇〇〇
葡萄	大阪	大阪	二貫目木箱三ッ合	三、〇	三、七(自)	、八〇〇
甘柿	兵庫	神戸	二貫石油半箱	三、八	三、五(自)	一、一〇〇
醂柿	京都	京都	六貫四百石油箱	三五、四	二三、五(自)	二、〇五〇

即ち以上により如何に輸送費が販賣上重要なる役割を演じつゝあるかを知るのであつて、遠距離輸送のものに付て見れば長野甘藷輸送費の七割以上を最高とし五割、四割、三割と種々あるも概して高く、殊に蔬菜類は容積大にして價格安き共め其の割合は多く、果實は價格高き爲に比較的割合少し。

近距離のものに付ては自動車に依るものと汽車に依るものとあり、何れも僅少であるが自動車によるものが殊に安價である。從て近來近距離は(四五十哩の間)自動車輸送に依るものが著しく増加の傾向にある。

全輸送費中鐵道賃及小運送賃は重要なる地位を占むるのであつて、小運送賃は從來より問題視せられて居たが、最近に至つては農産物價の下落に對し鐵道運賃低下せず輸送費中著しく高率を占むるに至つたので更に問題となるに至つた。今主なるものに付全輸送費の內譯を示せば次の如くである。

品目	産地	市場	發驛港迄の小運送賃	發驛港の積込料	鐵道又は船賃	着驛港荷降及市場迄の小運送賃	計(全輸送費)	全輸送費中の鐵道賃又は船賃の割合	全輸送費中小運送費の割合
甘藷	神奈川	大阪天滿	八、〇(錢)	二、〇(錢)	二四、〇(錢)	八、〇(錢)	四二、〇(錢)	五七、一%	四二、九%
馬鈴薯	宮城	東京神田	五、〇	二、八	二二、三	七、八	三八、四	五八、〇	四二、〇
	長野	名古屋批杷島	七、〇	六、六	三三、三	七、〇	五三、九	六一、八	三八、二
	北海道	東京神田	六、〇	三、三	六六、三	五、〇	八〇、六	八二、二	一七、八
葱頭	大阪	同	六、〇	六、〇	三三、五	一二、〇	五七、五	五八、二	四一、八
甘藍	長野	同	三、〇	鐵道賃に含む	一六、五	四、〇	二三、五	七〇、〇	三〇、〇
	岩手	同	一、五	一、七	一三、三	五、九	二二、四	五九、四	四〇、六
結球白菜	宮城	同	五、〇	一、一	一〇、一	三、〇	一九、二	五二、六	四七、四
	靜岡	同	一、五	一、二	八、二	六、〇	一六、九	四八、五	五一、五
葡萄	山梨	同	一、〇	〇、八	六、五	一、七	一〇、〇	六五、〇	三五、〇
	大阪	門司	三、〇	—	七、〇	三、五	一三、五	五一、八	四八、二
甘柿	靜岡	横濱壽町	五、〇	七、〇	五三、〇	八、〇	七三、〇	七二、八	二七、四
醂柿	長野	大阪天滿	一〇、〇	二、五	二〇、六	鐵道賃に含む	三三、一	六二、二	三七、八
	宮城	横濱壽町	六、〇	二、九	一五、二	五、〇	二九、一	五二、二	四七、八
溫州蜜柑	靜岡	同	二、五	一、二	九、〇	五、〇	一七、七	五〇、八	四九、二
	和歌山	東京神田	三、〇	一、五	六、〇	二、五	一三、〇	四六、一	五三、九

卽ち鐵道賃は全輸送費の五、六割を普通として居る勿論其の總額は運送距離の關係に依り相異する。之が減少には鐵道に於ては運賃の低下の外貨車利用方法の改善に注意を要する次第である。更に注目を要するは小運送費卽ち産地及消費地に於ける小運送であつて、之が低下は最も生産者の努力すべき點である。

殊に消費地に於ては中央卸賣市場を開設し市場當局者は小運送費費の輕減に努力したのであるが、果して其の効果ありしや否や、世評に依れば好しからざる事例の多きを遺憾とする次第である。されば今後開設せらるべき中央卸賣市場は此の點に注意すべきであらう。

産地に於ける小運送費に付改善を要する點は、從來積込其の他を生産者が運送者に任せて居た不注意である。

農家の共同の力により之れが失費を著しく減少した事例の少なからざるは注目に値する。

今各都市に於ける荷降料及小運送賃の比較を主なる品目に付見ると左の如くである。

品目	産地	單位數量	市場名 東京神田	横濱壽町	大阪天滿	神戸湊川	名古屋中央	札幌	京都中央卸賣市場
甘藷	神奈川	四十瓩一俵	一、七錢	一、七錢	一、七錢	一、七錢	一、七錢	一、七錢	一、七錢
	愛知	十三貫一俵	一	一	一	一	一	一	一
馬鈴薯	宮城	六貫俵	七、八	一〇、〇	八、〇	一〇、〇	七、〇	九、〇	四、〇
	長野	十五貫俵	—	—	—	—	—	—	—
葱頭	大阪	十六貫俵	一三、〇	一三、〇	一〇、〇	一〇、〇	七、〇	九、〇	四、〇
甘藍	長野	六貫俵	四、〇	六、〇	六、三	六、四	四、〇	六、〇	三、〇
	岩手	六貫五百俵	五、九	五、五	五、八	五、五	四、五	五、〇	三、五
結球白菜	宮城	六貫	三、〇	六、〇	五、〇	六、〇	五、〇	六、〇	三、〇
	靜岡	六貫三百俵	六、〇	六、〇	五、五	六、四	四、〇	六、〇	三、〇
葡萄	山梨	一貫箱	一、七	一、七	一、七	一、七	一、七	一、七	一、七
	大阪	二貫木箱	一	一	一	一	一	一	一
酬柿	山梨	三五瓩石油箱	八、〇	八、〇	八、〇	八、〇	八、〇	八、〇	八、〇
	靜岡	七貫三百同	—	—	—	—	—	—	—
溫州蜜柑	德島	六貫五百同	—	—	—	—	—	—	—
	和歌山	一貫小箱	二、五	二、五	二、五	二、五	二、五	二、五	二、五
溫州蜜柑	靜岡	七〆三百石油箱	二、五	二、五	二、五	二、五	二、五	二、五	二、五
	和歌山	一〆目小箱	三、〇	三、〇	三、〇	三、〇	三、〇	三、〇	三、〇

以上の資料のみに依つて何れの市場が高く何れが低きかと云ふ事を判定する事は早計に失するから、將來調査の完成を待つて再び論ずることゝする茲には參考の爲に表示したに過ぎぬ。産地に於ける小運送賃に付ては改善せられざる個人出荷の事例が無いから明瞭ではないが、共同出荷を爲すものに付ては出荷組合の方法の如何に依つて非常に差異がある。勿論驛迄の距離によつて差あるは當然であるが今二三其の事例を示すと次の通りである。

品目	産地	單位數量	發驛迄の小運賃	發驛賃込料	計
馬鈴薯	宮城	六〆俵	五、〇錢	二、八錢	七、八錢
	長野	十五〆俵	七、〇	六、六	一三、六
	北海道	十六〆俵	六、〇	三、三	九、三
甘藍	長野	六〆俵	三、〇	四、五	七、五
	岩手	六〆五百俵	一、五	一、七	三、二
結球白菜	宮城	六〆俵	五、〇	一、一	六、一
	靜岡	六〆三百俵	一、五	一、二	二、七

(四) 出荷組合費及産地檢査料

以上の外配給費としては出荷組合費及産地檢査料等あり其の額は組合により各地各樣である。今二三其の事例を示すと次の如くである。

品目	産地	単位数量	出荷組合費	産地卸売価格
甘藷	神奈川	四十瓩俵	〇、五銭	一、一〇円
馬鈴薯	宮城	六貫俵	一、〇	三、〇（宣傳費を含む）
	長野	十五貫俵	三、〇	一、三三
葱頭	大阪	十六貫俵	三〇	一、三〇〇
甘藍	長野	六貫俵	三、〇	一、五〇〇
	岩手	六貫五百俵	四、〇	一、五〇〇
結球白菜	宮城	六貫俵	〇、八	一、〇〇〇
	静岡	六貫三百俵	一、〇	一、〇〇〇
葡萄	山梨	一貫目箱	三、〇	一、〇〇〇
	大阪	二貫目箱	一、五	一、〇〇〇
柿	京都	六貫目石油箱	三、〇	三、三〇〇

（五）卸賣價格と生産者手取額

卸賣價格と生産者手取額との關係に付て見れば、昨年の如く農産物價下落の甚だしき時に於ては、該手取額は卸賣價格に對して低率を示し生産者の利益は少ない本調査は勿論配給費の調査であつて、全般に亙る生産者手取額の狀況に付ては知り難いが、調査し得たる範圍内に於て各品目別生産者手割額を示せば次の通りである。

茲に生産者手取額とは卸賣價格より前述荷造費出荷組合費、輸送費、問屋手數料を控除せしものである

品目	産地	出荷組合	市場	単位数量	生産者手取額	卸賣価格	卸賣價格に對する生産者手取額の割合
甘藷	神奈川	Y甘藷組合	大阪天滿	四十瓩一俵	四二、五銭	一、一〇〇円	三八、六%
	同	O出荷組合	京都中央	同	五三、五	一、一三〇	四六、四
	東京	K同	東京神田	同	四二、〇	一、一〇〇	三八、二
	同	S同	大阪天滿	同	四三、三	一、七六〇	五六、九
馬鈴薯	同	同組合	横濱	八貫俵	八二、七	一、二五〇	六六、二
	愛知	F同	名古屋中央	十三貫俵	九三、〇	一、三〇〇	七〇、七
甘藷	京都	K同	京都中央	七貫石油箱			

品目	産地	出荷組合	市場	単位数量	生産者手取額	卸賣価格	卸賣價格に對する生産者手取額の割合
甘藍	宮城	T出荷組合	東京神田	六貫俵	八三、四	一、六〇〇円	五六、九
	同	同組合	横濱	同	九七、〇	一、七八七	五四、三
	長野	S同	名古屋枇杷島	十五貫俵	五〇、一	一、三三三	三七、六
	北海道	T同	東京神田	十六貫俵	四一、九	一、九〇〇	三三、一
	大阪	S同	同	同	四〇、五	一、三〇〇	三一、一
葱頭	同	同	横濱	同	六八、〇	一、六〇〇	四二、五
	同	同	大阪天滿	同	三二、五	一、九〇〇	三九、四
	同	同	京都中央	同	三三、〇	一、九〇〇	三六、七
	同	同	東京神田	同	五二、五	一、八〇〇	二九、二
	同	同	札幌	同	五六、五	一、三〇〇	四三、五
	愛	N組合	下關	十五貫箱			
	媛	O出荷組合	名古屋	八貫俵	一八、〇	一、七〇〇	四八、二
	長野	A同	六	六貫俵	二、五	一、五〇〇	五、〇
甘藍	同	同	同	同	八、〇	一、三〇〇	二六、六
	同	同	神戸湊川	同	四、六	一、五〇〇	九、三
	同	同	東京神田	同	二、九	一、六〇〇	四、八
	同	S組合	大都天滿	同	二、三	一、四五〇	四、四
	岩手	K出荷組合	東京神田	六貫五百俵	六、九	一、五〇〇	一五、三

結球白菜	同	同	名古屋枇杷島	同	一七、七	、六〇〇 (1)	二九、五
	同	T出荷組合	横濱	同	(1) 五、二	、三八三	一三、五
	同	N出荷組合	門司	同	(1) 四、四	、四五三 (1)	一、八六
	宮城	T同	東京神田	六貫俵	六、三	、四二〇	一五、〇
	同	同	横濱	同	一、〇	、四〇〇	五、五
	同	同	大都天滿	同	六、五	、五六〇	一一、六
	同	同	京都中央	同	八、三	、五五〇	一五、〇
	同	同	神戸湊川	同	五、四	、五五〇	九、八
	静岡	K出荷組合	東京神田	六貫三百俵	五五、八	、九〇〇	六三、〇
	同	同	横濱	同	六五、〇	一、〇〇〇	六五、〇
	同	同	大都天滿	同	九六、四	一、三一〇	七一、四
	同	同	京都中失	同	七四、五	一、〇五〇	七〇、九
	同	同	神戸湊川	同	七七、七	一、一五〇	六九、九
	同	同	名古屋枇杷島	同	五八、七	、九〇〇	六五、二
	山梨	R出荷組合	東京神田	一貫箱	四五、三	、九〇〇	五〇、三
	同	同	名古屋枇杷島	同	四〇、五	、七五〇	五四、〇
	同	K出荷	東京神田	同	三七、九	、七〇〇	二四、一

葡萄	同	同	名古屋枇杷島	同	六四、三	一、〇〇〇	六四、三
	同	I出荷組合	札幌	同	二〇、三	、五〇〇	四〇、六
	同	同	東京神田	同	三七、六	、六七〇	五六、一
	大阪	K出荷組合	大阪天滿	二貫箱	四五、五	、八〇〇	五六、九
	同	同	京都中央	同	三三、五	、七五〇	四三、三
	同	同	神戸湊川	同	三四、〇	、七〇〇	四八、六
	同	同	門司	同	三五、〇	、八〇〇	四三、七
	同	K出荷組合	札幌	同	一八、〇	、八〇〇	二三、五
	山形	O組合	同	一貫目籠入	一五、七	、六〇〇	二七、八
甘柿	京都	T同	大阪天滿	六貫目箱	一二九、五	二、三〇〇	五六、三
	長野	N同	神戸湊川	同	七六、三	一、六〇〇	四七、六
	静岡	S同	横濱	同	六八、〇	二、〇〇〇	二四、〇
	岡山	K同	門司	四貫箱	一七八、六	三、一〇〇	五七、六
	愛媛	S同	同	同	二一〇、四	三、二〇〇	六五、八
	長野	N同	大阪天滿	六貫目箱	七八、〇	一、七五〇	四四、五
	同	同	神戸湊川	同（御所）	九九、一	二、〇〇〇	四九、五
	同	同	同	同（蜂屋）	九〇、一	一、九〇〇	四七、四

	同	同	大阪天滿	同	八一、〇	一、七〇〇	四七、六
酥柿	福井	S組合	同	六貫五百箱	一三一、〇	二、一〇〇	六二、五
	宮城	O組合	横濱	五貫五百箱	六九、一	一、五五八	四四、三
	山梨	K組合	東京神田	二、五瓩箱	八九、〇	一、八〇〇	四九、四
	同	同	横濱	同	一〇〇、〇	一、九〇〇	五二、六
	同	同	名古屋枇杷島	同	九九、〇	一、九〇〇	五二、〇
	京都	T組合	京都中央	六貫四百箱	一三四、〇	二、〇三〇	六六、〇
	靜岡	I組合	横濱	七貫二百箱	一七九、八	二、五〇〇	七一、九
	同	同	名古屋	同	一六四、七	二、三〇〇	七一、六
	同	F組合	大阪天滿	同	一六三、五	二、四〇〇	六八、一
	山口	K組合	門司	石油箱	一六三、二	二、五〇〇	六五、三
	德島	Y組合	大阪天滿	六貫九百箱	一一七、〇	二、〇〇〇	五八、五
	同	同	神戸湊川	同	一三〇、〇	二、一五〇	六〇、五
溫州蜜柑	鹿兒島	T組合	門司	七貫目石油箱	一三五、四	二、四〇〇	五六、四
	愛媛	M組合	大阪天滿	六貫四百箱	一〇六、二	二、〇〇〇	五三、一
	和歌山	A組合	東京神田	一貫小箱	六二、一	、七〇〇	六〇、一
	同	同	横濱	同	二二、一	、五〇〇	四四、一
	同	同	大阪天滿	同	三一、一	、五五〇	五六、五
	同	K組合	札幌	六貫箱	八二、七	二、五〇〇	三三、一

以上の結果を簡單に各品目別の平均を見ると次の如くである。勿論生産者手取額は産地により異るのであるから此の品目の總てとは云ひ難い。

諸生産者取得額の割合	
甘藷	五二、八%
馬鈴薯	四二、七
葱頭	三七、一
甘藍	(1) 六、六
結球白菜	四一、六
蔬菜平均	三三、五
葡萄	四六、九
甘柿	五〇、三
酥柿	五一、六
溫州蜜柑	五八、三
果物平均	五一、八
總平均	四二、六

即ち概して蔬菜は卸賣價格の三分の一が農家の手取金となり、果物は五割一分が手取額となつて居る。勿論前掲の通甘藍、白菜の如き極めて悲慘の狀況を呈して居るものもある。以上に依つて見ても産地により無理なる出荷は甚しく不利を示して居るが、只一概に之を販賣戰術の不充分なることにのみ歸せしむることは出來ぬ農産物價の高低常なき市場中一時期を押へての調査であつて全出荷期を通じては又別の結果となるであらう。

産地により手取額の多少は又其の地方の生産費と併せ考慮を要すべきものであつて、此の點は本農務時報本年三月發行第三十號の「蔬菜果物の生産費調査」成績を一瞥せられんことを希望する。

（六） 卸賣價格と小賣價格

此の問題は最も重要なる點であつて、評論を要するのであるが、誌面の都合上要點のみを記して他日に讓る事とする。

小賣價格調査は最も困難なるものであつて 本調査に際しては各販賣斡旋所之が衝に當り最も主力を此の點に注いだ。其の調査方法は前記の如く産地と連絡して市場に到着せる所を待つて、其の卸賣價格より仲買人小賣人と其の移り行く所を追つて調査した。尙小價賣格に付ては一般に販賣せらるゝ單位と出荷單位との小賣價格とを調査した。今卸賣價格と小賣價格との割合を表示すれば次の通りである

品目	產地	消費地	單位數量	小賣價格 高	小賣價格 低	仲買價格	卸賣價格	卸賣價格百に對する小賣價格の割合 高	同 低	生產者手取金と小賣價格の開き 高	同 低
甘藷	神奈川	大阪	四十瓩俵	一円八四〇（高き所）	一、六七〇（低き所）	一円二九〇	一円一〇〇	一六七	一五二	一円四一五	一、二四五
	東京	東京	八貫俵	一、九〇〇	一、三〇〇	—	、七六〇	二五〇	一七一	一、四六七	、八六七
	愛知	名古屋	十三俵	二、六四〇	一、九三〇	—	一、二五〇	二一一	一五三	一、八〇三	一、〇九三
馬鈴薯	宮城	東京	六貫俵	二、八〇〇	二、一〇〇	—	一、六〇六	一七四	一三一	一、九六六	一、二六六
	同	橫濱	同	二、三二〇	二、〇三〇	—	一、七八七	一三九	一一九	一、三五〇	一、〇六〇
	長野	名古屋	十五貫俵	二、九九〇	二、六〇〇	—	一、三三三	二二四	一九五	二、四八九	二、〇九九
甘藍	長野	名古屋	六貫俵	一、三〇〇	、八七〇	—	、五〇〇	二六〇	一七四	一、二七五	、八四五
	同	神戶	同	一、〇〇〇	、八〇〇	—	、五〇〇	二〇〇	一六〇	一、〇四六	、八四六
	同	大阪	同	、八二〇	、七二〇	、五九〇	、五〇〇	一六四	一四四	、八四三	、七四三
	岩手	東京	六貫五百俵	、八〇〇	、四〇〇	、五〇〇	、四五〇	一七七	八三	、七三一	、三三一
	同	名古屋	同	一、三九〇	一、〇四〇	—	、六〇〇	二三一	一七三	一、二一三	、八六三
	同	橫濱	同	、八二〇	、六四〇	—	、三八三	二一四	一六七	、八七三	、七一三
結球白菜	宮城	東京	六貫俵	、八五〇	、六〇〇	、四五〇	、四二〇	二〇二	一四三	、七八三	、五三三
	同	橫濱	同	、六〇〇	、五四〇	—	、四〇〇	一五〇	一三五	、五九〇	、五三〇
	同	大阪	同	、七九〇	、七五〇	、六〇〇	、五六〇	一四一	一三三	、七二五	、六八五
	同	京都	同	一、六八〇	一、〇〇〇	、六〇〇	、五五〇	三〇五	一八一	一、五九七	、九一七
	同	同	同	一、〇〇〇	、九〇〇	—	、五五〇	一八一	一六三	、九四六	、八四六
葡萄	兵庫	神戶	八百匁	、七〇〇	、五〇〇	—	、三五〇	二〇〇	一四三	、四七〇	、二七〇
	岡山	佐世保	三貫	四、〇五〇	三、六〇〇	—	二、一六〇	一八七	一六七	二、九三六	二、四八六
甘柿	京都	大阪	六貫俵	三、九〇〇	三、一一〇	二、四〇〇	二、三〇〇	一七〇	一三五	二、六〇五	一、八一五
	長野	神戶	同	二、七〇〇	二、五〇〇	—	一、六〇〇	一六八	一五六	一、九三七	一、六三七
	岡山	門司	四貫俵	五、九五〇	五、四六〇	三、八〇〇	三、一〇〇	一九二	一七六	四、一六四	三、六一四
	長野	神戶	六貫俵	三、五〇〇	三、〇〇〇	—	二、〇〇〇	一七五	一五〇	二、五〇一	二、〇〇一

醂柿	同	大阪	同	高 三、五〇〇 低 三、三〇〇	一、八〇〇	一、七〇〇	二〇五 一九四	二、六九〇 二、四九〇
	宮城	横濱	五貫五百	高 三、八〇〇 低 三、五〇〇	—	一、五五八	二四三 二二四	三、一〇九 二、八〇八
	京都	京都	六貫四百	高 四、五〇〇 低	二、二〇〇	二、〇三〇	二二一	二、三〇〇
溫州蜜柑	德島	大阪	六貫五百箱	高 二、三〇〇 低	—	二、〇〇〇	一一五	一、一三〇
	同	神戸	同	高 二、八〇〇 低 二、六五〇	—	二、一五〇	一三〇 一二三	一、五〇〇 一、三五〇
	鹿兒島	門司	七貫箱	高 五、〇五〇 低 三、八八〇	二、五五〇	二、四〇〇	二一〇 一六一	三、六九六 二、五三一

以上でも解る通り小賣價格と卸賣價格とは著しい差がある。然し之れは小賣商人のみの利得ではなく、小賣商迄の輸送費、危險率をも含んで居る。

然し此の利益が果して適當のものなるや否やは倘別の調査によつて論ずべきで直ちに簡單に結論することは出來ない。然し今簡單に前掲資料に付て卸賣價格に對する小賣價格の指數を參考迄に示すと次の如くである。

結球白菜	一六八
蔬菜平均	一七三
葡萄	一七四
甘柿	一六五
醂柿	二〇一
溫州蜜柑	一四七
果物平均	一七一
總平均	一七二
甘藷	一八四
馬鈴薯	一六二
甘藍	一七七

即ち小賣價格は卸賣價格の七割增といふ事になつて居る勿論都市により相異あるは當然である。

以上述べ來つた處は極めて概略であつて、且賜料も中間報告を纒めたに過ぎず、詳細は追つて全資料の揃つた後更めて述ぶることゝする。

東京ニ於ケル主ナル農產物取引概況（東京販賣斡旋所調查 昭和六年十二月現在）

米……六百萬石
主ナル供給地　山形、新潟、秋田、宮城、福島、富山、岩手、栃木、城茨、埼玉、千葉、青森、石川、宮崎、熊本、佐賀(朝鮮)(臺灣)

蜜柑……九百萬貫　(出廻リ時期　十月ヨリ翌年五月ニ至ル)
主ナル供給地　和歌山、靜岡、大阪、廣島、愛媛、神奈川、山口、熊本、高知、臺灣

梨……六百五十萬貫　(出廻リ時期　六月ヨリ翌年五月ニ至ル)
主ナル供給地　靜岡、神奈川、千葉、福島、岡山、鳥取新潟、埼玉、奈良

苹果……四百萬貫　(出廻リ時期　八月ヨリ翌年五月ニ至ル)
主ナル供給地　青森、長野、北海道、愛知、秋田、朝鮮

柿……二百萬貫　(出廻リ時期　九月ヨリ翌年一月ニ至ル)
主ナル供給地　福島、靜岡、岐阜、岡山、千葉、埼玉、東京、神奈川、鳥取

葡萄……百五十萬貫　(出廻リ時期　八月ヨリ翌年三月ニ至ル)
主ナル供給地　山梨、和歌山、長野、岡山、大阪、愛知

桃……百二十萬貫　(出廻リ時期　六月ヨリ九月ニ至ル)
主ナル供給地　神奈川、靜岡、千葉、岡山、福島、群馬

櫻桃……四十萬貫　(出廻リ時期五月末ヨリ七月初ニ至ル)
主ナル供給地　山形、福島、甲州、長野

栗……五十萬貫　(出廻リ時期　八月ヨリ翌年五月ニ至ル)
主ナル供給地　高知、石川、岩手、青森、茨城、東京、山口、福島、朝鮮

馬鈴薯……九百五十萬貫　(出廻リ時期　五月ヨリ翌年四月ニ至ル)
主ナル供給地　東京、神奈川、千葉、埼玉、茨城、長野青森、宮城、北海道、福島

里芋……三百五十萬貫　(出廻リ時期　七月ヨリ翌年五月ニ至ル)
主ナル供給地　東京、千葉、埼玉、靜岡、茨城、栃木、

京都、神奈川

牛蒡……百五十萬貫（出廻り時期　七月ヨリ翌年六月ニ至ル）

主ナル供給地　東京、埼玉、千葉　茨城

胡蘿蔔……百八十萬貫（出廻り時期　五月ヨリ翌年四月ニ至ル）

主ナル供給地　東京、千葉、埼玉、靜岡、北海道

大根……千五百萬貫（出廻り時期　十一月ヨリ翌年十月ニ至ル）

主ナル供給地　東京、千葉、神奈川、埼玉

漬菜……千二百萬貫（出廻り時期　十月ヨリ翌年五月ニ至ル）

主ナル供給地　東京、宮城、埼玉、茨城、栃木、靜岡、福島

甘藍……五百萬貫（出廻り時期　五月ヨリ七八月極少翌年四月ニ至ル）

主ナル供給地　大阪、靜岡、長野、岩手、東京、北海道　沖繩、埼玉

葱……五百萬貫（出廻り時期　九月ヨリ翌年八月ニ至ル）

主ナル供給地　東京、千葉、埼玉

玉葱……三百萬貫（出廻り時期　六月ヨリ翌年五月ニ至ル）

主ナル供給地　大阪、北海道

西瓜……五百萬貫（出廻り時期　六月ヨリ九月ニ至ル）

主ナル供給地　奈良、靜岡、愛知、熊本、高知、鹿兒島　岡山、兵庫、富山、東京、千葉、茨城、群馬、栃木、埼玉、新潟

胡瓜……三百五十萬貫（出廻り時期　五月ヨリ翌年四月ニ至ル）

主ナル供給地　東京、神奈川、埼玉、千葉、靜岡、茨城

茄子……三百萬貫（出廻り時期　六月ヨリ十月ニ至ル）

主ナル供給地　東京、埼玉、千葉、茨城、神奈川

南瓜……二百五十萬貫（出廻り時期　五月ヨリ八月ニ至ル）

主ナル供給地　千葉、東京、埼玉、宮崎、高知

鶏卵……百二十萬箱

主ナル供給地　愛知、靜岡、長野、千葉、群馬、茨城、福島、埼玉、東京、新潟、富山、岐阜、山形

木炭……三十六萬噸（出盛期　十二月ヨリ翌年二月ニ至ル）

主ナル供給地　岩手、青森、北海道、福島、長野、山形　宮城、秋田、茨城、群馬、栃木、靜岡、千葉、和歌山　岐阜

東京ニ出廻ル主ナル品種

一、米　龜ノ尾、陸羽一三二號、豐國、イ號、福坊主、愛國、銀坊主、水島、神力

一、柑　橘　早生溫州、溫州、ワシントンネーブル、ボンカン、日向夏柑、伊豫夏柑

一、和　梨　石井早生、幸藏、長十郎、廿世紀、赤穗、早生赤、晩三吉、萊陽慈梨

一、洋　梨　バートレット、ブレコース、ダングレームラフラス

一、苹　果　紅玉、國光、印度、旭、祝

一、甘　柿　富有、御所、次郎、百目、禪寺丸

一、澁　柿　會津御所、會津身不知、横野、蜂屋

一、桃　日月、傳十郎、田中早生、橘早生、アムスデンジュン、雛桜、上海、白桃

一、李　フームーサー、ローズプラム、米桃

一、梅　白加賀、養老

一、栗　柴栗、豐多摩、大正早生、中生丹波、銀寄岸根、今北、霜カブリ、朝鮮

一、枇　杷　田中、茂木、楠

一、無花果　在來、カリホルニアンブラック、サンペトロホワイト、ホワイトゼノア、ブランターキ、ドーフキン

一、櫻　桃　那翁、黄玉、養老、大紫、若紫

一、葡　萄　デラウエヤ、甲州

一、溫室葡萄　マスカットオブアレキサンドリヤ、マスカットハンブルグ、ブラックハンブルグ、グローコールマン、マドレス

一、大　根　練馬尻細、秋ツマリ、聖護院、高圓坊、二年子、龍井戸、美濃

一、蕗　結球白菜、縮緬白菜、山東菜、京菜

一、甘　藍　中野早生、アーリーチヤレストン、大正早生、アーリーエスト、コツパーハーゲンマーケット、アーリースプリング、サクセツシヨン、オータムキング

一、茄　眞黒、蔓細千成、中生山、晩生山

一、胡　瓜　半白、青節成

一、南　瓜　早生黒皮、千潟、縮緬、デリシヤス

一、西　瓜　大和、黒部、甘露、スキートサイベリアン　嘉寶

一、越　瓜　早生、高田

一、蕃　茄　ベストオブオール、ボンテローザ、フオードフツクフアスト、スパークスアーリアナ、アクム、クリムソンカツシヨン、プリンセスオブウエルス

一、甜　瓜　黄金、鳴子

一、メロン　サツトンスカーレツト、カータースエメラルドゼム、ローヤルヂユビリー、ヒーローオブロツ

キング、ホネージュ

一、葱　千住合柄、同赤柄

一、玉　葱　エローダンバース、黄玉

一、里　芋　石川早生、土垂、豊後、赤芽、八ツ頭、エビ芋

取引符牒

（東京市内外各青果市場ニ於テ使用セラル、モノ）

1 ヲの字
2 クの字、ノの字
3 スの字、ゲタ、ヤミ、ウロ
4 テの字、ダリ
5 ウの字、ゴツトリ、メの字
6 シの字、ロンジ
7 ヤの字、セイナン
8 ミの字、パンド、タコ
9 セの字、ガケ、キワ
10 1に同じ
11 オドウグ、ドウグ
12 チヨンブリ
13 ソクヤミ、ヲス
14 ソクダリ、ヲテ
15 チヨンガレン、ヲウ
16 ソクロン、ヲノジ
17 チヨンヒチ、ヲヤ
18 ソクバン、ヲミ
19 ソクキユウ
20 2に同じ
21 ノイチ
22 ノナラ
23 ノサン
24 ノシ、ブリダリ
25 ヤツコ、オツム
26 ニロク
27 ノヒチ、ニヒチ
28 ブリバン
29 ブリキウ
30 3に同じ
31 サンイチ
32 サンブリ
33 サンゾロ
34 サンダリ

一、馬鈴薯　男爵、蝦夷錦、三四、メークキン、アメリカンウオンダー、スノーフレーク

一、木　炭　白炭、（樫堅）、（雑堅）、（柏堅）　黒炭、（樫丸）、（樫割）、（雑割）、（樸丸）

35 ゲタメ、キリハン
36 サンロク
37 サンヒチ
38 サンバチ
39 サンキユウ
40 4に同じ
41 ダリイチ
42 ダブ
43 ダリサン
44 ダリシ
45 ダリガレンテウ
46 ダリロク
48 ダリハチ
49 ダリキユウ
50 5に同じ
51 ゴイチ
52 ゴトブリ
53 ゴサン
54 ゴシ
55 メナラ
56 ゴロク
57 ゴシチ
58 ゴツパ
59 ゴキユウ
60 6に同じ
61 ロクイチ
62 ロクブリ
63 ロクサン
64 ロクダリ
65 ロンジガレン、ロンガ、シウボーヅラ
66 ロクロク、シの字〳〵
67 ロクヒチ
68 ロクハチ
69 ロクキユウ
70 7に同じ
71 ヒチイチ
72 ヒチニ
73 ヒチサン
74 ヒチシ
75 ヤウ、セイナガレン、ナツラ
76 ヒチロク
77 ヒチヒチ、ヤの字〳〵
78 ヤミ、ヒヲハヲ
79 ヒチキユウ
80 8に同じ
81 ハチイチ

82 ハチブリ
83 ハチサン
84 ハチダリ
85 バンガレン、ミウ
86 ハチロク
87 ハチヒチ
88 ミの字ノ一、ハチハチ
89 ハチキユウ
90 9に同じ
91 ガケイチ

中央卸賣市場法

（大正十二年三月二十九日 法律第三十二號）

第一條　本法ニ於テ中央卸賣市場トハ地方公共團體又ハ特別ノ事情アル場合ニ於テハ民法第三十四條ノ規定ニ依ル法人カ、魚類、肉類、鳥類、卵、蔬菜及果實ノ卸賣ヲ爲ス爲主務大臣ノ指定スル都市及其ノ隣接地ニ於テ本法ニ依リ開設スル市場ヲ謂フ

中央卸賣市場ニ於テハ特別ノ事情アル場合ニ於テハ前項ニ揭クル物品ノ一部ノ卸賣ヲ爲サス又ハ其ノ他ノ日用品ノ卸賣ヲ爲スコトヲ得

第二條　中央卸賣市場ヲ開設セムトスルトキハ業務規程及事業計畫ニ關スル書類ヲ具シ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

92 ガケニ
93 ガケサン
94 ガケシ
95 ガケゴ
96 ガケロク
97 ガケヒナ
98 ガケハチ
99 ガケキユウ
100 Iに同じ

中央卸賣市場ノ分場ヲ設置セムトスルトキ亦同シ

第三條　左ニ揭クル事項ハ事業規程ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

一　中央卸賣市場ノ取扱品目

二　中央卸賣市場ノ收受スル使用料保管料及手數料

三　卸賣ノ業務ヲ爲ス者ノ收受スル手數料

第四條　業務規程又ハ事業計畫ノ變更ハ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第五條　主務大臣必要アリト認ムルトキハ第二條ノ規定ニ依ル認可ヲ與フルニ當リ之ニ制限又ハ條件ヲ附スルコトヲ得

第六條　主務大臣ハ第二條ノ規定ニ依ル認可ヲ與フルトキハ其ノ中央卸賣市場ノ業務ノ開始ニ至ル迄ノ間ニ於テ開設者ノ意見ヲ聞キ其ノ中央卸賣市場ノ取扱品目ニ付當該指定區域內ニ於テ中央卸賣市場類似ノ業務ヲ爲ス市場ノ閉鎖ヲ命スルコトヲ得中央卸賣市場ノ取扱品目ヲ追加スルトキ亦同シ

第七條　開設者ハ前條ノ規定ニ依リ閉鎖ヲ命セラレタル市場ノ開設者及卸賣ノ業務ヲ爲ス者ニ對シ勅令ノ定ムル所ニ依リ損失ヲ補償スヘシ

前項ノ規定ニ依リ補償スヘキ金額ハ當事者ノ協議ニ依リ之ヲ定ム協議調ハサルトキハ地方長官ノ決定ヲ求ムヘシ地方長官ノ決定ニ不服アル者ハ決定書ノ送付ヲ受ケタル日ヨリ起算シ九十日內ニ通常裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第八條　主務大臣ハ開設者ニ對シ命令ノ定ムル設備ニ要スル費用ノ三分ノ一以內ノ補助金ヲ交付スルコトヲ得

第九條　主務大臣ハ開設者カ法令若ハ補助ニ附シタル條件ニ違反シ又ハ之ニ基キテ爲シタル處分ニ從ハサルトキハ之ニ對シ補助金ノ全部又ハ一部ヲ交付セサルコトヲ得

第十條　地方長官ノ許可ヲ受ケタル者ハ中央卸賣市場ニ於テ卸賣ノ業務ヲ爲スコトヲ得

第十一條　前條ノ規定ニ依リ卸賣ノ業務ヲ爲ス者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ開設者ニ保證金ヲ納付スヘシ

第十二條　開設者ハ中央卸賣市場ノ收受スル使用料、保管料及手數料ニ關シ保證金ニ付他ノ債權者ニ對シ優先權ヲ有ス前項ノ優先權ハ第十三條ノ規定ニ依ル優先權ニ優先ス

第十三條　第十條ノ規定ニ依リ卸賣ノ業務ヲ爲ス者ニ對シ販賣又ハ販賣ノ委託ヲ爲シタル者ハ販賣ノ委託ニ因リテ生シタル債權ニ關シ其ノ卸賣ノ業務ヲ爲ス者ノ保證金ニ付他ノ債權者ニ對シ優先權ヲ有ス

第十四條　中央卸賣市場ニ於テ爲ス賣買ニ付テハ賣買ノ方法ニ依ルヘシ但シ業務規程ノ定ムル特別ノ事情アル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス

第十五條　第十條ノ規定ニ依リ卸賣ノ業務ヲ爲ス者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ開設者ニ對シ賣買値段及取引高ヲ報告スヘシ

第十六條　開設者ハ業務規程ノ定ムル所ニ依リ第十條ノ規定ニ依リ卸賣ノ業務ヲ爲ス者ニ對シ其ノ業務ヲ停止シ若クハ千圓以下ノ過怠金ヲ課シ又ハ賣買ニ參加スル者ノ入場ヲ停止スルコトヲ得

第十七條　主務大臣必要アリト認ムルトキハ中央卸賣市場ノ構造、設備、業務、規程ノ變更業務又ハ財產狀況ノ報告其ノ他ニ關シ事業ノ監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第十八條　主務大臣ハ開設者又ハ卸賣ノ業務ヲ爲ス者本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ

違反シタルトキ、業務規程ニ違反シタルトキ又ハ公益ヲ害スルノ虞アリト認メタルトキハ左ノ處分ヲ爲スコトヲ得

一　第二條ノ規定ニ依ル認可ノ取消

二　中央卸賣市場ノ業務ノ停止

三　卸賣ノ業務ヲ爲ス者ノ業務許可ノ取消又ハ業務ノ停止

四　第一條ノ法人ノ役員ノ解任

第十九條　主務大臣又ハ長方長官必要アリト認ムルトキハ官吏ヲシテ開設者又ハ卸賣ノ業務ヲ爲ス者ノ業務及之ニ關スル帳簿財産其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得第二十條　中央卸賣市場ノ廢止ハ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第二十一條　主務大臣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ本法ニ依ル職權ノ一部ヲ地方長官ニ委任スルコトヲ得

第二十二條　第六條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ又ハ第十五條ノ規定ニ基ク報告ヲ爲サス若ハ虛僞ノ報告ヲ爲シタル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十三條　第六條ノ規定ニ依ル命令ヲ受ケタル者又ハ第十五條ノ規定ニ依ル報告ヲ爲スヘキ義務アル者未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ前條ノ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第二十四條　第六條ノ規定ニ依ル命令ヲ受ケタル者又ハ第十五條ノ規定ニ依ル報告ヲ爲スヘキ義務アル者ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者右命令又ハ業務ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ルヽコトヲ得ス

第二十五條　法人ノ代表者又ハ其ノ雇人其ノ他ノ從業者第六條ノ規定ニ依ル命令又ハ第十五條ノ規定ニ依ル報告ヲ爲スヘキ義務ニ違反シタルトキハ第二十二條ノ罰則ハ之ヲ法人ニ適用ス

第二十六條　第一條ノ法人又ハ第十條ノ規定ニ依リ卸賣ノ業務ヲ爲ス者第十九條ノ規定ニ依ル檢査ヲ受クル場合ニ於テ職務ノ執行ヲ拒ミ、妨ケ若ハ忌避シタル者又ハ檢査ノ際當該官吏ノ諮問ニ對シ答辯ヲ爲サス若ハ虛僞ノ陳述ヲ爲シタル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十七條　第一條ノ法人ノ役員其ノ職務ニ付賄賂ヲ收受シ又ハ之ヲ要求シ若ハ約束シタルトキハ一年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス因テ不正ノ行爲ヲ爲シ又ハ相當ノ行爲ヲ爲サヽルトキハ三年以下ノ懲役又ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ場合ニ於テ收受シタル賄賂ハ之ヲ沒收ス若シ其ノ全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハサルトキハ其ノ價格ヲ追徵ス

第二十八條　前條第一項ノ者ニ賄賂ヲ交付シ、提供シ又ハ約束シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ罪ヲ犯シタル者自首シタルトキハ其ノ刑ヲ輕減シ又ハ免除スルコトヲ得

附　則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

中央卸賣市場法施行規則

（大正十二年十月二十九日農商務省令臨第十號）

第一條　中央卸賣市場ハ一指定區域内ニ於テ一開設者ニ限リ之ヲ開設スルコトヲ得

第二條　中央卸賣市場ヲ開設セムトスル者ハ認可申請書ニ中央卸賣市場法第二條ニ定ムル書類ノ外左ニ揭クル事項ヲ記載シタル書類ヲ添付シ之ヲ農商務大臣ニ提出スヘシ

一　中央卸賣市場取扱品目ニ付當該指定區域内ニ於ケル集散及消費ノ狀況

二　中央卸賣市場取扱品目ニ付當該指定區域内ニ於テ現ニ卸賣ヲ爲ス市場ノ狀況

三　開設者カ民法第三十四條ノ規定ニ依ル法人ナルトキハ其ノ定款又ハ寄附行爲竝役員ノ氏名及其ノ履歷

四　中央卸賣市場法第一條第一項ニ揭クル物品ノ卸賣ヲ爲サス又ハ其ノ他ノ目用品ノ卸賣ヲ爲サムトスルトキハ之ヲ必要トスル特別ノ事情

第三條　事業計畫ニハ左ニ揭クル事項ヲ定ムヘシ

一　自ラ卸賣ノ業務ヲ爲サムトスルトキハ其ノ旨

二　市場ノ位置及用地ノ面積

三　建物及設備ノ種類及構造

四　市場ノ開設ニ要スル費用並其ノ財源及償却ニ關スル計畫

事業計畫ニハ左ニ揭クル事項ヲ記載シタル書類、建物及設備ノ配置及坪數ヲ記入シタル圖面並市場附近ノ見取圖ヲ添付スヘシ

一　市場取扱品目ニ付取扱見込數量

二　市場ノ收支ノ概算

三　工事ノ着手及竣工ノ見込期日

第四條　開設者自ラ卸賣ノ業務ヲ爲ストキハ業務規程ヲ以テ其ノ取扱品目ヲ定ムヘシ

第五條　開設者分場設置ノ認可ヲ申請セムトスルトキハ其ノ申請書ニ中央卸賣市場法第二條ニ認ムル書類ノ外分場設置ヲ必要トスル事情及第二條第四號ニ揭クル事情ヲ記載シタル書類ヲ添附シ之ヲ農商務大臣ニ提出スヘシ

第六條　中央卸賣市場ノ業務ヲ開始セムトスルトキハ開設者ハ業務開始ノ一月前迄ニ其ノ期日ヲ農商務大臣ニ屆出ツヘシ

農務商大臣必要ト認ムルトキハ前項ノ期日ノ變更ヲ命スルコトアルヘシ

第七條　中央卸賣市場ノ名稱中ニハ中央卸賣市場ナル文字ヲ用ヰルヘシ

中央卸賣市場ニ非サルモノハ其ノ名稱中ニ中央卸賣市場ナル文字又ハ之ニ類似スル文字ヲ用ヰルコトヲ得ス

第八條　農商務大臣ハ左ニ揭クル事項ヲ告示ス告示シタル事項ニ變更アリタルトキ亦同シ

一　中央卸賣市場ノ區域ヲ指定シタルトキハ其ノ區域及指定ノ年月日

二　中央卸賣市場ノ開設又ハ分場ノ設置ヲ認可シタルトキハ開設者市場ノ名稱位置取扱品目及認可ノ年月日

三　中央卸賣市場ノ業務ノ開始ヲ認可シタルトキハ其ノ旨及認可ノ年月日

四　中央卸賣市場ノ廢止ヲ認可シタルトキハ其ノ旨及認可ノ年月日

五　中央卸賣市場ノ開設又ハ分場ノ設置ノ認可ヲ取消シタルトキハ其ノ旨及取消ノ年月日

六　中央卸賣市場ノ業務ノ停止ヲ命シタルトキハ停止シタル業務停止ノ期間及停止ヲ命シタル年月日

七　中央卸賣市場法第六條ノ規定ニ依リ市場ノ閉鎖ヲ命シタルトキハ市場ノ名稱、位置、區域、取扱品目、閉鎖ノ期日及閉鎖ヲ命シタル年月日

第九條　開設者タル中央卸賣市場法第一條ノ法人ハ左ニ揭クル事項ニ付農商務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

一　役員ノ選任及解任

二　收支ノ豫算

三　豫算ニ定メタルモノ、外新ニ義務ヲ負ヒ又ハ權利ヲ失フヘキ行爲

四　財產ノ保管方法

前項ノ役員選任認可申請書ニハ履歷書ヲ添附シ收支豫算認可申請書ハ事業年度開始ノ一月前迄ニ之ヲ農商務大臣ニ提出スヘシ

中央卸賣市場法第二條ノ規定ニ依ル認可アリタルトキハ役員選任ニ付第一項ノ認可アリタルモノト看做ス

第十條　左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ中央卸賣市場法第十條ノ規定ニ依ル卸賣ノ業務ヲ爲ス者トナルコトヲ得ス

一　一年以上ノ禁錮又ハ懲役ノ刑ニ處セラレタル者ニシテ刑ノ執行ヲ終リ又ハ刑ノ執行ノ免除ヲ得タル日ヨリ三年ヲ經過セサル者

二　中央卸賣市場法第十八條ノ規定ニ依リ業務許可ノ取消ヲ受ケ取消ノ日ヨリ二年ヲ經過セサル者

三　破產ノ宣告ヲ受ケ復權セサル者

四　前第三號ノ一ニ該當スル者ヲ無限責任社員又ハ取締役其ノ他業務ヲ執行スル役員トスル法人

五　信用薄弱ナル者

六　中央卸賣市場法第七條ノ規定ニ依リ損失ノ補償ヲ受ケタル者但シ特別ノ事情アリト認ムル者ハ之ヲ除ク

七　社員、株主又ハ組合員中中央卸賣市場法第七條ノ規定ニ依リ損失ノ補償ヲ受ケタル者アル法人但シ特別ノ事情アリト認ムル者ハ之ヲ除ク

前項第六號但書又ハ第七號但書ニ該當スル者ニ對シ地方長官卸賣ノ業務ノ許可ヲ爲サムトスルトキハ農商務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第十一條　卸賣ノ業務ノ許可ハ本分場及業務規程ヲ以テ定ムル取扱品目ノ部類毎ニ之ヲ爲スモノトス

第十二條　開設者ハ業務規程ヲ以テ卸賣ノ業務ヲ爲ス者ノ員數ヲ制限スルコトヲ得

第十三條　卸賣ノ業務ノ許可ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニシテ第六條ノ規定ニ依ル業務開始ノ期日前ニ其ノ申請ヲ爲シタルモノニ對シテハ他ノ申請者ニ優先シテ之ヲ爲スモノトス

一　中央卸賣市場ノ開設認可、分場ノ設置認可又ハ取扱品目追加ノ認可アリタル際當該指定區域內ニ於ケル中央卸賣市場類似ノ業務ヲ爲ス市場ニ於テ業務許可ノ申請ヲ爲シタル部類ノ取扱品目ニ付引續キ二年以上卸賣ノ業務ヲ爲シタル者

二　前號ニ該當スル者ヲ以テ主タル組織者トナス法人

前項ノ規定ノ適用ニ付テハ相續、合併、讓渡其ノ他ノ事由ニ因リ業務ヲ承繼シタル者ノ業務ヲ爲シタル期間ハ其ノ前者ノ業務ヲ爲シタル期間ヲ通算シタルモノトス

第十四條　卸賣業務ノ許可ヲ受ケムトスル者ハ其ノ申請書ニ法人ニ在リテハ定款又ハ之ニ準スヘキモノ、貸借對照表、財產目錄、社員、株主又ハ組合員ノ名簿及無限責任社員又ハ取締役其ノ他業務ヲ執行スル役員ノ履歷書ヲ其ノ他ノモノニ在リテハ履歷書及資產調書ヲ添附シ開設者ヲ經由シテ之ヲ地方長官ニ提出スヘシ

開設者ハ前項ノ申請書ニ意見書ヲ添附スヘシ

開設者卸賣ノ業務ヲ爲ス者ノ員數ヲ制限シタルトキハ缺員アル場合ニ非サレハ第一項ノ申請書ヲ地方長官ニ提出スルコトヲ得ス

第十五條　地方長官卸賣ノ業務ノ許可ヲ爲シタルトキハ開設者ヲ經由シテ其ノ旨ヲ本人ニ通知スヘシ

第十六條　卸賣ノ業務ヲ爲ス者第十條第一號若ハ第二號ニ該當スルニ至リタルトキ又ハ前條ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ十五日內ニ保證金ヲ納付セス若ハ一月內ニ其ノ業務ヲ開始セサルトキハ業務許可ハ其ノ効力ヲ失フ

卸賣ノ業務ヲ爲ス者第十條第四號乃至第七號ノ一ニ該當スルニ至リタルトキ又ハ正當ノ事由ナクシテ引續キ一月以上其ノ業務ヲ休止シタルトキハ地方長官ハ其ノ業務許可ヲ取消スコトヲ得

第十七條　地方長官ハ卸賣ノ業務ヲ爲ス者ニ付左ニ揭クル事項ヲ告示スヘシ告示シタル事項ニ變更アリタルトキ亦同シ

一　業務許可ヲ爲シタルトキハ其ノ氏名又ハ名稱、營業所、取扱品目ノ部類及許可ノ年月日

二　資格ヲ失ヒタルトキハ其事由氏名又ハ名稱、營業所、取扱品目ノ部類及資格ヲ失ヒタル年月日

三　業務ノ停止アリタルトキハ其ノ事由停止ノ期間氏名又ハ名稱、營業所、取扱品目ノ部類及停止ノ年月日

第十八條　中央卸賣市場法第十一條ノ規定ニ依ル保證金ノ額ハ取扱品目ノ部額毎千圓以上二萬圓以下ノ範圍ニ於テ業務規程ヲ以テ之ヲ定ムヘシ但シ特別ノ事由アル者ニ付テハ農商務大臣ハ別段ノ額ヲ指定スルコトアルヘシ

開設者タル中央卸賣市場法第一條ノ法人保證金ヲ受取リタルトキハ遲滯ナク之ヲ供託スヘシ

第十九條　保證金ハ開設者ノ定ムル所ニ依リ有價證券ヲ以テ之ニ代用スルコトヲ得

農商務大臣必要ト認ムルトキハ前項ノ有價證券ノ種類又ハ其ノ代用價格ヲ變更セシムルコトアルヘシ

第二十條　卸賣ノ業務ヲ爲ス者ハ當該指定區域内ニ於テハ其ノ業務ヲ行フ市場外ニ於テ自己ノ取扱品目ノ部類ニ屬スル物品ノ卸賣ヲ爲スコトヲ得ス

第二十一條　卸賣ノ業務ヲ爲ス者ハ業務規程ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外自己ノ計算ヲ以テ取扱物品ノ卸賣ヲ爲スコトヲ得ス

第二十二條　卸賣ノ業務ヲ爲ス者ハ市場内ニ在ル物品ニ非

サレハ其ノ卸賣ヲ爲スコトヲ得ス但シ當該指定區域内ニ於テ開設者ノ指定スル場所ニ在ル物品ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第二十三條　卸賣ノ業務ヲ爲ス者ハ業務規程ヲ以テ定ムル手數料ヲ除クノ外如何ナル名義ヲ以テスルヲ問ハス其ノ業務ニ關シ報償ヲ受クルコトヲ得ス

第二十四條　卸賣ノ業務ヲ爲ス者ハ業務規程ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外其ノ業務ヲ行フ市場ニ於テ自己ノ取扱品目ノ部類ニ屬スル物品ノ賣買ニ參加スルコトヲ得ス

第二十五條　卸賣ノ業務ヲ爲ス者ハ受託契約ニ關スル準則ヲ定メ開設者ノ承認ヲ受クヘシ之ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

開設者前項ノ承認ヲ爲シタルトキハ其ノ準則ヲ農商務大臣ニ届出ツヘシ

農商務大臣必要ト認ムルトキハ受託契約ニ關スル準則ノ變更ヲ命スルコトアルヘシ

第二十六條　中央卸賣市場法第十五條ノ規定ニ依ル報告ハ開設者ノ定ムル所ニ依リ卸賣ヲ爲シタル物品ニ付、品目種類及産地ヲ區別シテ遲滯ナク之ヲ爲スヘシ

第二十七條　開設者ハ業務規程ノ定ムル所ニ依リ賣買ニ參加スル者ヲシテ保證金ヲ納付セシムルコトヲ得

第十八條　第二項第十九條ノ規定ハ前項ノ保證金ニ付之ヲ準用ス

第二十八條　開設者ハ業務規程ノ定ムル所ニ依リ仲買人ヲシテ賣買ニ參加セシムルコトヲ得

仲買人ノ資格、員數、處分其ノ他仲買人ニ關スル事項ハ業務規程ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

第二十九條　中央卸賣市場ハ毎年一定ノ時ニ於テ市場ヲ開クヘシ

開市及休業ニ關スル事項ハ業務規程ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

第三十條　賣買成立ノ値段ハ金額ヲ以テ之ヲ表示スヘシ

第三十一條　開設者又ハ卸賣ノ業務ヲ爲ス者ハ正當ノ事由ナクシテ販賣ノ委託ノ引受又ハ賣買ノ參加ヲ拒ムコトヲ得ス

第三十二條　開設者ハ業務規程ノ定ムル所ニ依リ卸賣ノ業務ヲ爲ス者又ハ賣買ニ參加スル者ノ市場ニ於ケル賣買ヲ差止ムルコトヲ得

第三十三條　卸賣ノ業務ヲ爲ス者其ノ資格ヲ失ヒタルトキ業務ヲ停止セラレタルトキ又ハ前條ノ規定ニ依リ賣買ヲ差止メラレタルトキハ開設者ハ業務規程ノ定ムル所ニ依リ其ノ者ニ對シ販賣ノ委託アリタル物品ニ付自ラ卸賣ヲ爲シ又ハ他ノ卸賣ノ業務ヲ爲ス者ヲシテ卸賣ヲ爲サシムヘシ

第三十四條　本則ニ定ムルモノ、外販賣ノ委託ヲ爲シタル者ニ對スル通知賣買ノ仕切其ノ他卸賣ノ業務ニ關シ必要アル事項ハ業務規程ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

第三十五條　開設者業務規程ノ施行ニ關スル細則ヲ定メタルトキハ之ヲ農商務大臣ニ届出ツヘシ之ヲ變更シタルトキ亦同シ

農商務大臣必要ト認ムルトキハ前項ノ細則ノ變更ヲ命スルコトアルヘシ

第三十六條　開設者ハ卸賣ノ業務ヲ爲ス者ノ用ヰルヘキ業務ニ關スル帳簿及賣買仕切書ノ樣式ヲ定ムヘシ

卸賣ノ業務ヲ爲ス者ハ前項ノ規定ニ依ル樣式ト異ナル樣式ノ帳簿及賣買仕切書ヲ用ヰルコトヲ得ス

第三十七條　開設者ハ業務規程ノ定ムル所ニ依リ賣買値段及取引高ヲ毎日市場ニ公示スヘシ

第三十八條　開設者ハ左ノ書類ヲ作成シ遲滯ナク之ヲ農商務大臣ニ提出スヘシ

一　毎月賣買値段表

二　毎月取引高表

三　毎期收支計算書及事業報告書

開設者ハ卸賣ノ業務ヲ爲ス法人ノ社員、株主又ハ組合員ノ毎期末日現在名簿ヲ作成シ遲滯ナク之ヲ地方長官ニ提出スヘシ

第三十九條　左ノ場合ニ於テハ開設者ハ遲滯ナク其ノ事項ヲ農商務大臣ニ届出ツヘシ

一　中央卸賣市場法第七條第二項ノ規定ニ依ル協議調ヒタルトキ

二　中央卸賣市場法第十六條ノ規定ニ依ル處分ヲ爲シタルトキ

三　中央卸賣市場法第十八條第三號ノ處分ヲ爲スヘキ事由アリト認メタルトキ

四　臨時ニ開市シ又ハ休業シタルトキ

五　第三十二條ノ規定ニ依ル賣買ノ差止ヲ爲シタルトキ

六　開設者、開設者タル中央卸賣市場法第一條ノ法人ノ役員卸賣ノ業務ヲ爲ス者又ハ其ノ無限責任社員若ハ取締役其ノ他業務ヲ執行スル役員其ノ職務又ハ業務ニ關シ訴訟ノ當事者トナリタルトキ及其ノ判決アリタルトキ

七　開設者タル中央卸賣市場法第一條ノ法人ノ役員ニ退任アリタルトキ

八　開設者タル中央卸賣市場法第一條ノ法人ノ役員卸賣ノ業務ヲ爲ス者又ハ其ノ無限責任社員若ハ取締役其ノ他業務ヲ執行スル役員犯罪ノ嫌疑ノ爲起訴セラレタルトキ

農商務大臣必要ト認ムルトキハ前項ノ外屆出ツヘキ事項ヲ指定スルコトアルヘシ

第四十條　左ノ場合ニ於テハ開設者ハ遲滯ナク其ノ事由ヲ地方長官ニ屆出ツヘシ

第二號ノ場合ニ於テハ其ノ屆書ニ履歷書ヲ添附スヘシ

一　卸賣ノ業務ヲ爲ス者其ノ氏名又ハ名稱ヲ變更シタルトキ

二　卸賣ノ業務ヲ爲ス法人ノ無限責任社員又ハ取締役其

ノ他業務ヲ執行スル役員ニ變更アリタルトキ

三　卸賣ノ業務ヲ爲ス者死亡若ハ解散廢業又ハ第十六條第一條ノ規定ニ依ル業務許可ノ失効ニ因リ其ノ資格ヲ失ヒタルトキ

四　第十六條第二項ノ規定ニ依ル處分ヲ爲スヘキ事由アリト認メタルトキ

地方長官ハ必要ト認ムルトキハ前項ノ外屆出ツヘキ事項ヲ指定スルコトヲ得

第四十一條　左ノ場合ニ於テハ地方長官ハ其ノ事項ヲ農商務大臣ニ報告スヘシ

一　中央卸賣市場法第七條第二項ノ規定ニ依ル決定ノ求メアリタルトキ及其ノ決定ヲ爲シタルトキ

二　卸賣ノ業務ノ許可ヲ爲シタルトキ

三　中央卸賣市場法第十八條ノ規定ニ依ル處分ヲ爲スヘキ事由アリト認メタルトキ

四　第十六條第二項ノ規定ニ依ル處分ヲ爲シタルトキ

五　第四十條第一項第一號乃至第三號ノ屆出アリタルトキ

第四十二條　開設者ヨリ農商務大臣ニ提出スル書類ハ地方長官ヲ經由スヘシ

地方長官ハ第二條及第五條ノ認可申請書並第三十九條第一項第二號ノ場合ニ於ケル屆書ニ意見書ヲ添附スヘシ

第四十三條　中央卸賣市場法第七條ノ規定ニ依ル損失補償ノ請求ハ市場ノ閉鎖命令アリタル日ヨリ起算シ九十日內ニ之ヲ爲スヘシ但シ其ノ期間經過前ニ第十四條ノ規定ニ依ル申請ヲ爲シタル者ニ付テハ其ノ期間經過後ト雖卸賣ノ業務ノ許可、又ハ不許可ノ處分アリタル日ヨリ起算シ三十日內ハ之ヲ爲スコトヲ得

附　則

本則ハ大正十二年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス

中央卸賣市場法第七條ノ規定ニ依ル損失ノ補償ニ關スル件

（大正十二年十月二十七日勅令第四百六十九號）

第一條　中央卸賣市場法第七條ノ規定ニ依ル損失ノ補償ハ同法第二條ノ規定ニ依ル認可又ハ取扱品目追加ノ認可アリタル際現ニ當該市場ヲ開設スル者又ハ當該市場ニ於テ卸賣ノ業務ヲ爲ス者ニ對シ市場ノ業務又ハ卸賣ノ業務ノ廢止ニ因リ市場ノ閉鎖命令アリタル取扱品目ニ關スル業務上通常受クヘキ損失ニ付之ヲ爲ス但シ市場ノ開設者他ノ業務ヲ兼業スル場合又ハ卸賣ノ業務ヲ爲ス者仲買其ノ他ノ業務ヲ兼業スル場合ニ於テハ兼業ニ關スル損失ニ付テハ此ノ限ニ在ラス前項ノ認可アリタル際迄引續キ二年以上當該市場ヲ開設シタル者ニ非サル者又ハ當該市場ニ於テ卸賣ノ業務ヲ爲シタルニ非サル者ニ對シテハ農商務大臣特別ノ事情アリト認メタル場合ニ非サレハ損失ノ補償ヲ爲サス

前二項ノ規定ノ適用ニ付テハ相續、合併、讓渡其ノ他ノ事由ニ因リ業務ヲ承繼シタル者ノ業務ヲ爲シタル期間ハ其ノ前者ノ業務ヲ爲シタル期間ヲ通算シタルモノトス

第二條　前條ノ規定ニ依リ損失ノ補償ヲ受クヘキ者カ中央卸賣市場法第十條ノ規定ニ依ル許可ヲ受ケタルトキ又ハ其ノ許可ヲ受ケタル法人ノ社員、株主若ハ組合員トナリタルトキハ農商務大臣特別ノ事情アリト認メタル場合ニ非サレハ損失ノ補償ヲ爲サス

第三條　前二條ノ規定ニ依ル損失補償ノ請求ハ農商務大臣ノ定ムル期間內ニ之ヲ爲スヘシ

附　則

本令ハ大正十二年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス

帝國農會大阪販賣斡旋所指定荷扱店
愛知縣販賣斡旋所指定荷扱店
岐阜縣農會指定荷扱店
石川縣農會指定荷扱店
島取縣農會指定荷扱店
宮崎縣農會指定荷扱店
新潟縣農會指定荷扱店
宮城縣農會指定荷扱店
岩手縣農會指定荷扱店
靜岡縣濱郡農名會指定荷扱店
大日本人造肥料株式會社專屬荷扱店
秋田木材株式會社專屬荷扱店
天滿、靱、難喉場、難波
木津、青果、野菜問屋 指定荷扱店

大阪梅田驛前
大阪市北區西梅田町一七
株式會社 丸正組
國通交計 ㊀計 ㊁計算 加盟
電話福島(45)園 三一七番 八四四番
大阪港驛前出張所
電話西(43) 四一二六番 四一九三番

生産品の販路開拓は
ポスターで
生産品の優秀を
誇るには先づ
レツテルから

弊所は
・・優秀な圖案家・・
・・卓越せる設備技術・・を以て
・・低廉なる印刷費・・
生産家各位の御用に
應じて居ります・・・

福島縣農會御用
長島印刷所
東京市京橋區木挽町一丁目
電話京橋(56)五七三六番
振替口座東京八一三五七番

御申越次第
「カタログ」
御送り致します。

御用先
帝國農會東京販賣斡旋所
各縣農會
各地果實出荷組合
東京神田青果市場問屋
東京著名果實店

東京市江東青果市場
各國青果委托問屋
平安號
平印
田尻榮吉商店
促成
蔬菜
果物
土物
自宅
東京市本所區吾妻橋二丁目二十五ノ七
電話墨田九六七番(電略ヒラ)
振替口座東京二二四五九番
店舗用 電話 一三八九番
本所 三四〇四番 二拾五番呼出
四一〇九番

荷主本位!! 懇切 迅速 低廉

菜果專門!! 陣容 設備 完全

東京市各青果市場專屬
帝國農會東京販賣斡旋所御指定

京

東京中央市場運輸株式會社

本　社　東京市芝區汐留驛前　電話銀座一四三二番、三七五八番、三七七五番
秋葉原支店　東京市神田區秋葉原驛前　電話下谷一〇七九番、三二六八番
兩國橋支店　東京市本所區兩國橋驛前　電話本所一三三三番、三七三四番
隅田川出張所　東京市外南千住隅田川驛前　電話隅田一四八五番

賣場　橫須賀市小川町一九
本店　神奈川縣金澤町洲崎三四五

司

北見万之助商店

帝國農會指定店
橫濱販賣斡旋所

電話金澤一九番
振替東京一三九三九番
電略（キタミ）又ハ（キ）

神戸市神東市場

帝國農會神戸斡旋所
各府縣農會指定問屋

内外問屋
萬青果

八百仁支店

店主　島津晴一

電話葺合二九八六番
振替大阪七六〇七四番
電報（ヤオニ）又ハ（ヤニ）（ヤ）

本店神戸市元町一丁目（南京町市場）

帝國農會
東京販賣斡旋所指定荷扱店

東北本線秋葉原驛
國際通運株式會社代理店

鐵道省指定運送取扱店

東京合同運送株式會社 秋葉原支店
（元秋葉原運送株式會社改稱）

常務取締役 兼支店長 中村銀次郎
支店長代理 大江勝藏

下谷 自〇一七一番 至〇一七五番
同 自〇一八五番 至〇一八九番
同 自一一七一番 至一一七五番
到着特別小口扱專用下谷二三六六番
夜間宿直專用 同 六〇一二番
振替口座 東京 六〇七一五番

各國果實
割烹向
珍蔬菜
山葵松茸
生栗
馬鈴薯
玉葱
白菜
甘藍
サンキスト
レモン
オレンジ
委託問屋

商標

三喜代商店

鈴木喜代三郎

東京市京橋青果市場
電話 京橋六九四五番
振替口座東京四二一一九番
電信略號（キ）又（ヨキ）

帝國農會

福島縣農會 東京販賣斡旋所御指定
福島縣農會 分運輸部 指定

東京秋葉原驛前（神田區松富町一九）

大 國分運輸部

店主 田中清
營業主任 權藤榮二

電話（下谷）（83）一〇六四番
振替（東京）七二五六三番

私共は孰れも鐵道省出身でありまして販賣斡旋所の運送に關しては大正八年同所創立以來御用命を蒙り多少造詣する處ありと信じて居ります。
殊に御縣特產生柿輸送に關しましては共同御出荷當初より御用命を蒙り幸に大過なき經驗を有して居ります

宮城縣公認

生果實類一切ヲ最モ
迅速確實ニ御取扱可申候

仙臺市河原町

株式會社 **仙臺果實市場**

電話一四四〇番
電話(センカ)又ハ(カ)

各國青果實促成品委托問屋

問傳

名古屋市外西枇杷島市場

小川傳七

電話西一五九番
電峯(トテ)又ハ(キカワ)
振替大阪一七七三七番
口座名古屋一五九番

弊店の取引は誠實を第一とし生産地各位の利益を計るために奮勵努力して居ります

青物果實園藝速成玉菜玉葱馬鈴薯土物

東京市京橋市場
帝國農會各府縣斡旋取引店
各國青果物委托問屋

安印柿鐵商店

店主 鈴木直吉

京橋區京橋三丁目六ノ六(大根河岸)
電話京橋(56)〇一四七番
電話(カキテツ)又ハ(ヤス)
自宅 京橋區槇町三ノ三ノ八番地

果實蔬菜委托問屋

名古屋市外西枇杷島市場
帝國農會名古屋販賣斡旋所指定問屋

七高村清七商店

電話名古屋西局三三一一番
振替口座名古屋一四八二三番
電略(カネセ)又ハ(タ)
私書函枇杷島局第三十號

問生乾果蔬
屋柿物實菜
定指會農縣島福

店本屋利渡
店商郎太市野菅
地番〇五町北市島福縣島福
(一)ハ又(一マヤ)署電番一〇二話電
號七十局本函書私・九五七〇四京東替振

明治三十一年創業

鮮鹽乾魚
果實蔬菜
魚粕魚油
漁船用礦油及凍氷販賣
委托販賣
北海道室蘭市海岸町
株式會社
室蘭產物市場
電話長六十八番・六十七番
振替口座小樽二八四三
電略(サ)又ハ(サンフツ)

鮮塩乾魚
果實蔬菜
委托販賣
北海道室蘭市海岸町

株式會社
室蘭市場
電話一三七番
電畧(イ)又ハ(イチハ)

札幌市北一條東三丁目二番地
海陸物產
委托問屋

札幌市場株式會社
東市場
北一條東三丁目二番地
電話一四七番・四三九番
西市場
大通リ東一丁目四番地
電話四七五番・二八九四番
青果部
電話三〇二三番
冷藏庫
北一條東三丁目九番地

鐵道省指定E㊞E運送取扱人
帝國農會神戶販賣斡旋所指定
神戶青果問屋業組合聯合會指定
湊川驛前
神戶合同運送株式會社
神戶驛前荷扱所
電話元町④ 五五〇 / 九三〇
代表 五三六
電話元町④ 六八三 / 一四六七

内外果實 温室園藝品 委託販賣

外國果實 干果物 直輸入

東京青果 ㊂ 株式會社

（元・万彌・林屋・竹屋）

電話 下谷 8121 8131 長 8120 特設 393 394 395

振替東京 27098

電略（ヒシ三）又ハ（トセ）

内外果實委托問屋

東京市神田青果市場（二の三十八號）

内外果物問屋

入○印 萬高商店

黑川高吉

電信略號（イリ○）

電話 長 八一二〇特 下谷（83）八一二一設 二一六番

振替東京 二三九〇〇番

自宅 神田區佐柄木町十一番地

電話 神田（25）三七九五番

蔬菜 果物 土物

東京市本郷區駒込市場

委託問屋

小印 角万商店

東京市本郷區駒込蓬萊町七十一番地

電話 小石川（85）一八七七番

電略（コ）又ハ（マン）

横須賀

横須賀合同運送 株式會社

神奈川縣横須賀市

電話 三九 長 六二九

札幌販賣斡旋所御指定

釧路市西幣舞町百〇五番地

果實蔬菜 甘藷委托 問屋

さ 相模屋商店

店主 飯塚吉明

バナナ色付所西幣舞町六十八番地

製菓部同 六十八番地

電話 八二二番

振替小樽九八八二番

電略（サ）又ハ（〇サ）

支店 根室港花咲町（電話五六三番）

蔬菜果實委托問屋
名古屋西枇杷島市場

山田九左衛門

電話西三四八五番
振替口座名古屋二二三八

帝國農會斡旋所指定
福島縣農會指定
馬鈴薯　玉葱
玉菜　白菜
促成品　西洋野菜

各國青果物問屋
東京神田青果市場

萬勝商店

店主　山本勝之助

住宅　東京市神田區松永町六番地
電話下谷(83)〇四九〇番
電報(マカ)又ハ(マンカツ)
賣場　東京市神田青果市場(ロノ二十三)
電話下谷(83)八一三一番ノ三一二番
長距離專用八一二〇番

東京市神田青果市場
万直商店

川印 黒川直吉

電話(下谷(83)八一二〇)特三八三番
電信電報號(カワ)
住宅　神田馬連雀町十四番地
電話神田(25)三八三番

主要農產物ノ各都市ニ至ル粁程ト運賃ノ對照表 （福島運輸事務所調査ニ依ル）

一　運賃ハ小口百瓩貸切扱一瓲ニ對スル賃率ヲ記入セリ
一　粁程ハ省航路ノ粁程ヲ省略セリ但シ運賃ニハ航路運賃率ヲ加算セリ
一　棚倉ノ欄中上部割書ハ社線內粁程及運賃率ヲ示ス
一　運賃計算ノ場合小口扱ニシテ一口ノ瓩數六十瓩未滿ノ場合ハ六十瓩トシテ計算シ又運賃ガ二十錢ニ滿タザル場合ハ最低二十錢ヲ收受ス

（其ノ一）鷄卵　家鴨卵

三春			須賀川			白河			棚倉			高田			坂下			喜多方			若松			上三寄			郡山			二本松			桑折			福島		
粁程	運賃 小口扱 厘	運賃 貸切 錢	粁程	運賃 小口扱 厘	運賃 貸切 錢	粁程	運賃 小口扱 厘	運賃 貸切 錢	粁程	運賃 小口扱 厘	運賃 貸切 錢	粁程	運賃 小口扱 厘	運賃 貸切 錢	粁程	運賃 小口扱 厘	運賃 貸切 錢	粁程	運賃 小口扱 厘	運賃 貸切 錢	粁程	運賃 小口扱 厘	運賃 貸切 錢	粁程	運賃 小口扱 厘	運賃 貸切 錢	粁程	運賃 小口扱 厘	運賃 貸切 錢	粁程	運賃 小口扱 厘	運賃 貸切 錢	粁程	運賃 小口扱 厘	運賃 貸切 錢	粁程	運賃 小口扱 厘	運賃 貸切 錢
36.5	919	353	213.1	853	328	187.0	794	304	47.0 187.0	314 794	118 304	301.2	1051	403	311.5	1084	416	306.5	1084	416	289.9	1018	391	303.5	1051	403	224.6	886	340	248.3	952	365	284.1	1018	391	270.8	985	378
69.5	985	378	246.1	952	365	220.0	886	340	47.0 220.0	314 886	118 340	334.2	1117	428	344.5	1150	441	342.0	1150	441	322.9	1117	425	339.2	1150	441	257.6	952	365	281.3	1081	391	317.1	1084	416	303.8	1051	403
03.1	1680	642	579.7	1632	624	553.0	1584	606	47.0 553.0	314 1584	118 606	574.7	1584	606	585.0	1632	624	546.8	1536	588	563.4	1584	606	577.0	1632	624	591.2	1632	624	614.9	1680	642	650.7	1774	677	637.4	1728	660
29.9	1912	728	706.5	1866	711	679.6	1820	694	47.0 679.6	314 1820	118 694	682.2	1820	694	692.5	1820	694	654.3	1747	677	670.9	1774	677	684.5	1820	694	178.0	1866	711	741.7	1912	728	777.5	2004	762	764.2	1958	745
68.1	1958	745	744.7	1912	728	718.0	1866	711	47.0 718.0	314 1866	118 711	720.4	1866	711	730.7	1912	728	692.5	1820	694	709.1	1866	711	722.7	1856	711	756.2	1958	745	779.9	2004	762	815.7	2050	778	802.4	2050	778
25.3	1536	588	524.9	2238	920	551.8	2334	956	47.0 551.8	314 2334	118 956	579.8	2382	974	590.1	2382	974	551.9	2334	956	568.5	2334	956	582.1	2382	974	513.4	2238	920	489.7	2190	902	453.9	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	880
77.8	2754	1112	777.4	2754	1112	804.3	2800	1128	47.0 804.3	314 2800	118 1128	832.3	2846	1144	842.6	2846	1144	804.4	2800	1128	821.0	2800	1128	834.5	2846	1144	765.9	2708	1095	742.2	2662	1078	706.4	2616	1061	719.7	2616	1061
11.6	2800	1128	811.2	2800	1128	839.0	2846	1144	147.0 839.0	314 2846	118 1144	866.1	2892	1160	876.4	2938	1176	838.2	2846	1144	854.8	2892	1160	868.4	2892	1160	799.7	2754	1112	776.0	2754	1112	740.2	2662	1078	753.5	2708	1095
45.1	3030	1208	944.7	3030	1208	971.6	3075	1224	47.0 971.6	314 3075	118 1224	999.6	3120	1240	1009.9	3184	1265	971.7	3075	1224	988.3	3120	1240	1001.9	3184	1265	933.2	3030	1208	909.5	2984	1192	873.7	2892	1160	887.0	2938	1176
27.1	1912	728	703.7	1866	711	677.0	1820	694	47.0 677.0	314 1820	118 694	679.4	1820	694	689.7	1820	694	651.5	1774	677	668.1	1774	677	681.7	1820	694	715.2	1866	711	738.9	1912	728	774.7	1958	745	761.4	1958	745

（其ノ二）栗・梨及生柿・林檎・櫻桃・苺其他果物(生)

三春			須賀川			白河			棚倉			高田			坂下			喜多方			若松			上三寄			郡山			二本松			桑折			福島		
粁程	運賃 小口扱 厘	運賃 貸切 錢	粁程	運賃 小口扱 厘	運賃 貸切 錢	粁程	運賃 小口扱 厘	運賃 貸切 錢	粁程	運賃 小口扱 厘	運賃 貸切 錢	粁程	運賃 小口扱 厘	運賃 貸切 錢	粁程	運賃 小口扱 厘	運賃 貸切 錢	粁程	運賃 小口扱 厘	運賃 貸切 錢	粁程	運賃 小口扱 厘	運賃 貸切 錢	粁程	運賃 小口扱 厘	運賃 貸切 錢	粁程	運賃 小口扱 厘	運賃 貸切 錢	粁程	運賃 小口扱 厘	運賃 貸切 錢	粁程	運賃 小口扱 厘	運賃 貸切 錢	粁程	運賃 小口扱 厘	運賃 貸切 錢
36.5	715	405	213.1	564	375	187.0	620	348	47.0 187.0	247 620	134 348	301.2	815	465	311.5	840	480	306.5	840	480	289.9	790	450	303.5	815	465	224.6	690	390	248.3	740	420	284.1	790	450	270.8	735	415
69.5	765	435	246.1	740	420	220.0	690	390	47.0 220.0	247 690	134 390	334.2	865	495	344.5	890	510	342.0	890	510	322.9	865	495	339.2	890	510	257.6	740	420	281.3	790	450	317.1	840	480	303.8	815	465
03.1	1297	751	579.7	1261	730	553.0	1225	709	47.0 553.0	247 1225	134 709	574.7	1225	709	585.0	1261	730	546.8	1189	688	563.4	1225	709	577.0	1261	730	591.2	1261	730	614.9	1297	751	650.7	1368	792	637.4	1338	772
29.9	1470	852	706.5	1436	832	679.6	1402	812	47.0 679.6	247 1402	134 812	682.2	1402	812	692.5	1402	812	654.3	1368	792	670.9	1338	792	684.5	1402	812	718.0	1436	832	741.7	1470	852	777.5	1538	892	764.2	1504	872
68.1	1504	872	744.7	1470	852	718.0	1436	832	47.0 718.0	247 1436	134 832	720.4	1436	832	730.7	1436	832	692.5	1402	812	709.1	1436	832	722.7	1436	832	755.2	1504	872	779.9	1538	892	815.7	1572	911	802.4	1572	911
25.3	1789	1088	524.9	1753	1066	551.8	1825	1109	47.0 551.8	247 1825	134 1109	579.8	1861	1130	590.1	1861	1130	551.9	1825	1109	568.5	1825	1109	582.1	1861	1130	513.4	1753	1066	487.7	1717	1045	453.9	1649	1005	467.2	1672	1018
77.8	2138	1292	777.4	2138	1292	804.3	2172	1311	47.0 804.3	247 2172	134 1311	832.3	2206	1331	842.6	2206	1331	804.4	2172	1311	821.1	2172	1311	834.9	2206	1331	785.9	1968	1192	742.2	2070	1252	706.4	2036	1232	719.7	2036	1232
11.6	2172	1311	811.2	2172	1311	339.0	2206	1331	47.0 839.0	2206	1331	866.1	2240	1351	876.4	2274	1370	838.2	2206	1331	854.8	2240	1351	868.4	2240	1351	799.7	2138	1292	776.0	2138	1292	740.2	2070	1252	753.5	2104	1272
45.1	2342	1408	944.7	2342	1408	971.6	2376	1427	47.0 971.6	247 2376	134 1427	999.6	2410	1446	009.9	2460	1476	971.7	2376	1427	988.3	2410	1446	1001.9	2460	1476	933.2	2342	1408	909.5	2308	1389	873.7	2240	1351	887.0	2274	1370
27.1	1470	852	703.7	1436	832	677.0	1402	812	47.0 677.0	247 1402	134 812	679.4	1402	812	689.7	1402	812	651.5	1368	792	668.1	1368	792	681.7	1402	812	715.2	1436	832	738.9	1470	852	774.7	1504	872	761.4	1504	872

主要農産物ノ各都市ニ至ル粁程ト運賃ノ對照表

（福島運輸事

一　運賃ハ小口百瓩貨切扱一噸ニ對スル賃率ヲ記入セリ
一　粁程ハ省航路ノ粁程ヲ省略セリ但シ運賃ニハ航路運賃率ヲ加算セリ
一　棚倉ノ欄中上部割書ハ社線内粁程及運賃率ヲ示ス
一　運賃計算ノ場合小口扱ニシテ一口ノ瓩數六十瓩未滿ノ場合ハ六十瓩トシテ計算シ又運賃ガ二十錢ニ滿タザル場合ハ最低二十錢ヲ收受ス

（其ノ一）　鷄　卵　　家　鴨　卵

發驛 / 着驛	中村 粁程	中村 運賃 小口扱	中村 運賃 貨切	富岡 粁程	富岡 運賃 小口扱	富岡 運賃 貨切	平 粁程	三春 粁程	三春 運賃 小口扱	三春 運賃 貨切	須賀川 粁程	須賀川 運賃 小口扱	須賀川 運賃 貨切	白河 粁程	白河 運賃 小口扱	白河 運賃 貨切	棚倉 粁程	棚倉 運賃 小口扱	棚倉 運賃 貨切	高倉 粁程	田町 粁程	田町 運賃 小口扱	田町 運賃 貨切	坂下 粁程	坂下 運賃 小口扱	坂下 運賃 貨切	喜多方 粁程	喜多方 運賃 小口扱	喜多方 運賃 貨切	若松 粁程	若松 運賃 小口扱	若松 運賃 貨切	上三 粁程	上三 運賃 小口扱
秋葉原	312.5	1084	416	251.6	952	365	214.9	853	328	236.5	919	353	213.1	853	328	187.0	794	304	47.0 187.0	314 794	118 304	301.2	1051	403	311.5	1084	416	306'5	1084	416	289.9	1018	391	303.5	
東横濱	351.3	1179	453	292.1	1051	403	253.7	952	365	269.5	985	378	246.1	952	365	220.0	886	340	47.0 220.0	314 886	118 340	334.2	1117	428	344.5	1150	441	342'0	1150	441	322.9	1117	425	339.2	
枇杷島	702.9	1866	711	643.7	1728	660	695.3	1680	642	603.1	1680	642	579.7	1632	624	553.0	1584	606	47.0 553.0	314 1584	118 606	574.7	1584	606	585.0	1632	624	546.8	1536	588	563.4	1584	606	577'0	
丹波口	830.4	2096	794	771.2	1958	745	732.8	1912	728	729.9	1912	728	706.5	1866	711	679.6	1820	694	47.0 679.6	314 1820	118 694	682.2	1820	694	692.5	1820	694	654.3	1747	677	670.9	1774	677	684.5	
梅　田	868.6	2142	810	809.4	2050	778	771.0	1958	745	768.1	1958	745	744.7	1912	728	718.0	1866	711	47.0 718.0	314 1866	118 711	720.4	1866	711	730.7	1912	728	692.5	1820	694	709'1	1866	711	722.7	
鳴　館	441.6	2103	869	500.8	2238	920	539.2	2286	938	525.3	1536	588	524.9	2238	920	551.8	2334	956	47.0 551.8	314 2334	118 956	579.8	2382	974	590.1	2382	974	551.9	2334	956	568'5	2334	956	582.1	
小　樽	694.1	2570	1044	753.3	2708	1095	791.7	2754	1112	777.8	2754	1112	777.4	2754	1112	804.3	2800	1128	47.0 804.3	314 2800	118 1128	832.3	2846	1144	842.6	2846	1144	804.4	2800	1128	821.0	2800	1128	834.5	
札　幌	427.9	2662	1078	787.1	2754	1112	825.5	2846	1144	811.6	2800	1128	811.2	2800	1128	839.0	2846	1144	147.0 839.0	314 2846	118 1144	866.1	2892	1160	876.4	2938	1176	838.2	2846	1144	854.8	2892	1160	868.4	
旭　川	861.4	2892	1160	920.6	2984	1192	959.0	3075	1224	945.1	3030	1208	944.7	3030	1208	971.6	3075	1224	47.0 971.6	314 3075	118 1224	999.6	3120	1240	1009.9	3184	1265	971'7	3075	1224	988.3	3120	1240	1001.9	
梅小路	827.6	2096	794	768.4	1958	745	730.0	1912	728	727.1	1912	728	703.7	1866	711	677.0	1820	694	47.0 677.0	314 1820	118 694	679.4	1820	694	689.7	1820	694	651.5	1774	677	668.1	1774	677	681.7	

備　考　貨物等級小口扱3級速扱4級貨切扱10級

（其ノ二）　栗・梨　及　生　柿・林檎・櫻桃・苺　其　他　果　物（生）

發驛 / 着驛	中村 粁程	中村 運賃 小口扱	中村 運賃 貨切	富岡 粁程	富岡 運賃 小口扱	富岡 運賃 貨切	平 粁程	三春 粁程	三春 運賃 小口扱	三春 運賃 貨切	須賀川 粁程	須賀川 運賃 小口扱	須賀川 運賃 貨切	白河 粁程	白河 運賃 小口扱	白河 運賃 貨切	棚倉 粁程	棚倉 運賃 小口扱	棚倉 運賃 貨切	高倉 粁程	田町 粁程	田町 運賃 小口扱	田町 運賃 貨切	坂下 粁程	坂下 運賃 小口扱	坂下 運賃 貨切	喜多方 粁程	喜多方 運賃 小口扱	喜多方 運賃 貨切	若松 粁程	若松 運賃 小口扱	若松 運賃 貨切	上三 粁程	上三 運賃 小口扱
秋葉原	312.5	840	480	251.6	740	420	214.9	664	375	236.5	715	405	213.1	564	375	187.0	620	348	47.0 187.0	247 620	134 348	301.2	815	465	311.5	840	480	306.5	849	480	289.9	790	450	303.5	
東横濱	351.3	913	524	292.1	816	465	253.7	740	420	269.5	765	435	246.1	740	420	220.0	690	396	47.0 220.0	247 690	134 390	334.2	865	495	344.5	890	510	342.0	896	510	322.9	865	495	339.2	
枇杷島	702.9	1436	832	643.7	1333	772	605.3	1297	751	603.1	1297	751	579.7	1261	730	553.0	1225	709	47.0 553.0	247 1225	134 709	574.7	1225	709	585.0	1261	730	546.8	1189	688	563.4	1225	709	577.0	
丹波口	830.4	1606	931	771.2	1504	872	732.8	1470	852	729.9	1470	852	706.5	1436	832	679.6	1402	812	47.0 679.6	247 1402	134 812	682.2	1402	812	692.5	1402	812	654.3	1368	792	670.9	1338	792	684.5	
梅　田	868.6	1640	951	809.4	1572	911	771.0	1504	872	768.1	1504	872	744.7	1470	852	718.0	1436	832	47.0 718.0	247 1436	134 832	720.4	1436	832	730.7	1436	832	692.5	1402	812	709.1	1436	832	722.7	
鳴　館	441.6	1649	1005	500.8	1753	1066	539.2	1789	1088	525.3	1789	1088	524.9	1753	1066	551.8	1825	1109	47.0 551.8	247 1825	134 1109	579.8	1861	1130	590.1	1861	1130	551.9	1825	1109	568.5	1825	1109	582.1	
小　樽	694.1	2002	1212	753.3	2104	1272	791.7	2138	1292	777.8	2138	1292	777.4	2138	1292	804.3	2172	1311	47.0 804.3	247 2172	134 1311	832.3	2206	1331	842.6	2206	1331	804.4	2172	1311	821.1	2172	1311	834.9	
札　幌	727.9	2070	1252	787.1	2138	1292	825.5	2206	1331	811.6	2172	1311	811.2	2172	1311	839.0	2206	1331	47.0 839.0	247 2206	134 1331	866.1	2240	1351	876.4	2274	1370	838.2	2206	1331	854.8	2240	1351	868.4	
旭　川	861.4	2240	1351	920.6	2308	1389	959.0	2376	1427	945.1	2342	1408	944.7	2342	1408	971.6	2376	1427	47.0 971.6	247 2376	134 1427	999.6	2410	1446	009.9	2460	1476	971.7	2376	1427	988.3	2410	1446	1001.9	
梅小路	827.6	1606	931	768.4	1504	872	730.0	1470	852	727.1	1470	852	703.7	1436	832	677.0	1402	812	47.0 677.0	247 1402	134 812	679.4	1402	812	639.7	1402	812	651.5	1368	792	668.1	1368	792	681.7	

備　考　貨物等級小口扱5級速扱6級貨切扱9級

…春 運賃 小口扱	貸切	須賀川 粁程	運賃 小口扱	貸切	白河 粁程	運賃 小口扱	貸切	棚倉 粁程	運賃 小口扱	貸切	高田 粁程	運賃 小口扱	貸切	坂下 粁程	運賃 小口扱	貸切	喜多方 粁程	運賃 小口扱	貸切	若松 粁程	運賃 小口扱	貸切	上三寄 粁程	運賃 小口扱	貸切	郡山 粁程	運賃 小口扱	貸切	二本松 粁程	運賃 小口扱	貸切	桑折 粁程	運賃 小口扱	貸切	福島 粁程	運賃 小口扱	貸切
715	405	213.1	564	373	187.0	620	348	47.0 187.0	247 620	134 348	301.2	815	465	311.5	840	480	306.5	840	480	289.9	790	450	303.5	815	465	224.6	690	390	248.3	740	420	284.1	790	450	270.8	715	415
765	435	246.1	740	420	220.0	690	390	47.0 220.0	247 690	134 390	334.2	865	495	344.5	890	510	342.0	890	510	322.9	865	495	339.2	890	510	257.6	740	420	281.3	790	450	317.1	840	480	301.8	815	465
1297	751	579.7	1261	730	553.0	1225	709	47.0 553.0	247 1225	134 709	574.7	1225	709	585.0	1261	730	546.8	1189	688	563.4	1225	709	577.0	1261	730	591.2	1261	730	614.9	1297	751	650.7	1368	792	637.4	1332	772
1470	852	706.5	1436	832	679.6	1402	812	47.0 679.6	247 1402	134 812	682.2	1402	812	692.5	1402	812	654.3	1368	792	670.9	1338	792	684.5	1402	812	718.0	1436	832	741.7	1470	852	777.5	1538	892	764.2	1504	872
1504	872	744.7	1470	852	718.0	1436	832	47.0 718.0	247 1436	134 832	720.4	1436	832	730.7	1436	832	692.5	1402	812	709.1	1436	832	722.7	1436	832	755.2	1504	872	779.9	1538	892	815.7	1572	911	802.4	1572	911
1789	1088	524.9	1753	1066	551.8	1825	1109	47.0 551.8	247 1825	134 1109	579.8	1861	1130	590.1	1861	1130	551.9	1825	1109	568.5	1825	1109	582.1	1861	1130	513.4	1753	1066	487.7	1717	1045	453.9	1649	1005	467.2	1672	1018
2138	1292	777.4	2138	1292	804.3	2172	1311	47.0 804.3	247 2172	134 1311	832.3	2206	1331	842.6	2206	1331	804.4	2172	1311	821.1	2172	1311	834.9	2206	1331	785.9	1968	1192	742.2	2070	1252	706.4	2036	1232	719.7	2036	1232
2172	1311	811.2	2172	1311	339.0	2206	1331	47.0 839.0	2206	1331	866.1	2240	1351	876.4	2274	1370	838.2	2206	1331	854.8	2240	1351	868.4	2240	1351	799.7	2138	1292	776.0	2138	1292	740.2	2070	1252	753.5	2104	1272
2342	1408	944.7	2342	1408	971.6	2376	1427	47.0 971.6	247 2376	134 1427	999.6	2410	1446	009.9	2460	1476	971.7	2376	1427	988.3	2410	1446	1001.9	2460	1476	933.2	2342	1408	909.5	2308	1389	873.7	2240	1351	887.0	2274	1370
1470	852	703.7	1436	832	677.0	1402	812	47.0 677.0	247 1402	134 812	679.4	1402	812	689.7	1402	812	651.5	1368	792	668.1	1368	792	681.7	1402	812	715.2	1436	832	738.9	1470	852	774.7	1504	872	761.4	1504	872

…大麦・小麦・甘藷(生)・馬鈴薯・大根・肥料(大豆粕・硫安・過燐酸・石灰窒素・智利硝石・燐酸加里・配合肥料・米糠・魚肥・血粉・骨粉)

…春 運賃 小口扱 厘	貸切 錢	須賀川 粁程	運賃 小口扱 厘	貸切 錢	白河 粁程	運賃 小口扱 厘	貸切 錢	棚倉 粁程	運賃 小口扱 厘	貸切 錢	高田 粁程	運賃 小口扱 厘	貸切 錢	坂下 切程	運賃 小口扱 厘	貸切 錢	喜多方 粁程	運賃 小口切 厘	貸切 錢	若松 粁程	運賃 小口扱 厘	貸切 錢	上三寄 粁程	運賃 小口扱 厘	貸切 錢	郡山 粁程	運賃 小口扱 厘	貸切 錢	二本松 粁程	運賃 小口扱 厘	貸切 錢	桑折 粁程	運賃 小口扱 厘	貸切 錢	福島 粁程	運賃 小口扱 厘	貸切 錢
509	237	213.1	473	219	187.0	441	204	47.0 187.0	171 441	81 204	301.2	581	271	311.5	599	279	306.5	599	279	289.9	563	263	303.5	581	271	224.6	491	228	248.3	527	246	284.1	563	263	270.8	545	255
545	255	246.1	527	246	220.0	491	228	47.0 220.0	171 491	81 228	334.2	617	287	344.5	635	295	342.0	635	295	322.9	617	287	339.2	635	295	257.6	527	246	281.3	563	263	317.1	599	279	303.8	581	271
935	435	579.7	909	422	553.0	883	409	47.0 553.0	171 883	81 409	674.7	883	409	585.0	909	422	546.8	857	396	563.4	883	409	577.0	909	422	591.2	909	422	614.9	935	435	650.7	987	459	637.4	961	447
1065	495	706.5	1039	483	679.6	1013	471	47.0 679.6	171 1013	81 471	682.2	1013	471	692.5	1013	471	654.3	987	459	670.9	987	459	684.5	1013	471	718.0	1039	483	741.7	1065	495	777.5	1115	519	764.2	1090	507
1090	507	744.7	1065	495	718.0	1039	483	47.0 718.0	171 1039	81 483	720.4	1039	483	730.7	1065	495	692.5	1013	471	709.1	1039	483	722.7	1039	483	756.2	1090	507	779.9	1115	519	815.7	1140	531	802.4	1140	531
1407	646	524.9	1381	633	551.8	1433	659	47.0 551.8	171 1433	81 659	579.8	1459	672	590.1	1459	672	551.9	1433	659	568.5	1433	659	582.1	1459	672	513.4	1381	633	489.7	1355	620	453.9	1304	599	467.2	1321	606
1665	769	777.4	1665	769	804.3	1690	781	47.0 804.3	171 1690	81 781	832.3	1715	793	840.6	1715	793	804.4	1690	781	821.0	1662	781	834.6	1715	793	765.9	1640	757	742.2	1615	745	706.4	1589	733	719.7	1589	733
1690	781	811.2	1690	781	839.0	1715	793	47.0 839.0	171 1715	81 793	866.1	1740	805	876.4	1765	816	838.2	1715	793	854.8	1710	805	868.4	1740	805	799.7	1665	769	776.0	1665	769	740.2	1615	745	753.5	1640	757
1815	838	944.7	1815	838	971.6	1840	849	47.0 971.6	171 1840	81 849	999.6	1865	860	1009.9	1903	878	971.9	1840	849	988.3	1865	860	1001.9	1868	878	933.2	1815	838	909.5	1790	829	873.7	1740	805	887.0	1765	816
1065	495	703.7	1039	483	677.0	1013	471	47.0 477.0	171 1013	81 471	679.4	1013	471	689.7	1013	471	651.5	987	459	668.1	987	459	681.7	1013	471	715.2	1039	483	738.9	1065	495	774.7	1090	507	761.4	1090	507

段

(其ノ四) 紫雲英・菜種・混合飼料・ふすま

…春 運賃 小口扱 厘	貸切 錢	須賀川 粁程	運賃 小口扱 厘	貸切 錢	白河 粁程	運賃 小口扱 厘	貸切 錢	棚倉 粁程	運賃 小口扱 厘	貸切 錢	高田 粁程	運賃 小口扱 厘	貸切 錢	坂下 粁程	運賃 小口扱 厘	貸切 錢	喜多方 粁程	運賃 小口扱 厘	貸切 錢	若松 粁程	運賃 小口扱 厘	貸切 錢	上三寄 粁程	運賃 小口扱 厘	貸切 錢	郡山 粁程	運賃 小口扱 厘	貸切 錢	二本松 粁程	運賃 小口扱 厘	貸切 錢	桑折 粁程	運賃 小口扱 厘	貸切 錢	福島 粁程	運賃 小口扱 厘	貸切 錢
4	3530	213.1	572	3280	187.0	536	3040	47.0 187.0	216 536	1180 3040	301.2	698	4030	311.5	719	4160	306.5	719	4160	289.9	677	3910	303.5	698	4030	224.6	593	3400	248.3	635	3650	284.1	677	3910	270.8	656	3790
6	3780	246.1	635	3650	220.0	593	3400	47.0 220.0	216 593	1180 3400	334.2	740	4280	344.5	761	4410	342.0	761	4410	322.9	740	4280	339.2	761	4410	257.6	635	3650	281.3	677	3910	317.1	719	4160	303.8	698	4030
6	6420	579.7	1076	6240	553.0	1046	6060	47.0 553.0	216 1046	1180 6060	574.7	1046	6060	585.0	1076	6240	546.8	1016	5880	563.4	1046	6060	577.0	1076	6240	591.2	1076	6240	614.9	1106	6420	650.7	1165	6770	637.4	1136	6600
1	7280	706.5	1222	7110	679.6	1194	6940	47.0 679.6	216 1194	1180 6940	682.2	1194	6940	692.5	1194	6940	654.3	1165	6700	670.9	1165	6770	684.5	1194	6940	718.0	1222	7110	741.7	1251	7280	777.5	1308	7620	764.2	1280	7450
0	7450	744.7	1251	7280	718.0	1222	7110	47.0 718.0	216 1222	1180 7110	720.4	1222	7110	730.7	1251	7280	692.5	1194	6940	709.1	1222	7110	722.7	1222	7110	756.2	1280	7450	779.9	1308	7620	815.7	1336	7780	802.4	1336	7780
0	9380	524.9	1536	9200	551.8	1596	9560	47.0 551.8	216 1596	1180 9560	579.8	1628	9740	590.1	1626	9740	551.9	1596	3560	568.5	1596	9560	582.1	1626	9740	513.4	1536	9200	489.7	1506	9020	453.9	1487	8697	467.2	1467	8800
8	11120	777.4	1858	11120	804.3	1886	11280	47.0 804.3	216 1886	1180 11280	832.3	1914	11440	842.6	1914	11440	804.4	1886	11280	821.0	1886	11280	834.6	1914	11440	765.9	1837	10950	742.2	1801	10780	706.4	1772	10610	719.7	1773	10610
5	11280	811.2	1886	11280	839.0	1914	11440	47.0 839.0	216 1914	1180 11440	866.1	1941	11600	876.4	1969	11760	838.2	1914	11440	854.8	1941	11600	868.4	1641	11600	799.7	1858	11120	776.0	1858	11120	740.2	1801	10780	753.5	1830	10950
4	12081	944.7	2024	12080	971.6	2051	12240	47.0 971.6	216 2051	1180 12240	999.6	2079	12400	1009.9	2123	12650	971.7	2051	12240	988.3	2079	12200	1001.9	2123	12650	933.2	2024	12080	909.5	1996	11920	873.7	1941	11600	887.0	1969	11760
	7280	703.7	1222	7110	677.0	1194	6940	47.0 677.0	216 1194	1180 6940	679.4	1194	6940	689.7	1154	6940	651.5	1165	6770	668.1	1165	6700	681.7	1194	6910	715.2	1222	7110	730.9	1251	7280	774.7	1280	745.0	761.4	1280	745.0

着＼発	秋葉原	東横濱	枇杷島	丹波口	梅田	函館	小樽	札幌	旭川	梅小路
秋葉原		351.3	702.9	830.4	868.6	441.6	694.1	727.9	861.4	827.6
東横濱	312.5		702.9	830.4	868.6	441.6	694.1	727.9	861.4	827.6
枇杷島	312.5	351.3		830.4	868.6	441.6	694.1	727.9	861.4	827.6
丹波口	312.5	351.3	702.9		868.6	441.6	694.1	727.9	861.4	827.6
梅田	312.5	351.3	702.9	830.4		441.6	694.1	727.9	861.4	827.6
函館	312.5	351.3	702.9	830.4	868.6		694.1	727.9	861.4	827.6
小樽	312.5	351.3	702.9	830.4	868.6	441.6		727.9	861.4	827.6
札幌	312.5	351.3	702.9	830.4	868.6	441.6	694.1		861.4	827.6
旭川	312.5	351.3	702.9	830.4	868.6	441.6	694.1	727.9		827.6
梅小路	312.5	351.3	702.9	830.4	868.6	441.6	694.1	727.9	861.4	

着＼発	秋葉原			東横濱			枇杷島			丹波口			梅田			函館			小樽			札幌			旭川			梅小路		
	粁程	運賃 小口扱	運賃 貸切	粁程	運賃 小口扱	運賃 貸切	粁程	運賃 小口扱	運賃 貸切	粁程	運賃 小口扱	運賃 貸切	粁程	運賃 小口扱	運賃 貸切	粁程	運賃 小口扱	運賃 貸切	粁程	運賃 小口扱	運賃 貸切	粁程	運賃 小口扱	運賃 貸切	粁程	運賃 小口扱	運賃 貸切	粁程	運賃 小口扱	運賃 貸切
		屯	錢		屯	錢		屯	錢		屯	錢		屯	錢		屯	錢		屯	錢		屯	錢		屯	錢		屯	錢
秋葉原				312.5	840	480	251.6	740	420	214.9	664	375	236.5	715	405	213.1	664	375	187.0	620	348	47.0 187.0	247 620	134 348	301.2	815	465	311.5	840	480	306.5	840	480	289.9	790	450	3
東横濱	312.5						351.3	913	524	292.1	816	465	253.7	740	420	269.5	765	435	246.1	740	420	220.0	47.0 690	247 390	134 334.2	865	495	344.5	890	510	342.0	890	510	322.9	865	495	3
枇杷島	312.5	351.3					702.9	1436	832	643.7	1333	772	605.3	1297	751	603.1	1297	751	579.7	1261	730	553.0	47.0 1225	247 709	134 574.7	1225	709	585.0	1261	730	546.8	1189	688	563.4	1225	709	5
丹波口	312.5	351.3	702.9				830.4	1606	931	771.2	1504	872	732.8	1470	852	729.9	1470	852	706.5	1436	832	679.6	47.0 1402	247 812	134 682.2	1402	812	692.5	1402	812	654.3	1368	792	670.9	1338	792	6
梅田	312.5	351.3	702.9	830.4			868.6	1640	951	809.4	1572	911	771.0	1504	872	768.1	1504	872	744.7	1470	852	718.0	47.0 1436	247 832	134 720.4	1436	832	730.7	1436	832	692.5	1402	812	709.1	1436	832	7
函館	312.5	351.3	702.9	830.4	868.6		441.6	1649	1005	500.8	1753	1066	539.2	1789	1088	525.3	1789	1088	524.9	1753	1066	551.8	1825	1109	47.0 551.8	247 1825	134 1109	579.8	1861	1130	590.1	1861	1130	551.9	1825	1109	568.5	1825	1109	5
小樽	312.5	351.3	702.9	830.4	868.6	441.6		694.1	2002	1212	753.3	2104	1272	791.7	2138	1292	777.8	2138	1292	777.4	2138	1292	804.3	2172	1311	47.0 804.3	247 2172	134 1311	832.3	2206	1331	842.6	2206	1331	804.4	2172	1311	821.1	2172	1311	8
札幌	312.5	351.3	702.9	830.4	868.6	441.6	694.1		2070	1252	787.1	2138	1292	825.5	2206	1331	811.6	2172	1311	811.2	2172	1311	839.0	2206	1331	47.0 839.0	2206	1331	866.1	2240	1351	876.4	2274	1370	838.2	2206	1331	854.8	2240	1351	8
旭川	312.5	351.3	702.9	830.4	868.6	441.6	694.1	727.9		861.4	2240	1351	920.6	2308	1389	959.0	2376	1427	945.1	2342	1408	944.7	2342	1408	971.6	2376	1427	47.0 971.6	247 2376	134 1427	999.6	2410	1446	009.9	2460	1476	971.7	2376	1427	988.3	2410	1446	10
梅小路	312.5	351.3	702.9	830.4	868.6	441.6	694.1	727.9	861.4		827.6	1606	931	768.4	1504	872	730.0	1470	852	727.1	1470	852	703.7	1436	832	677.0	1402	812	47.0 677.0	247 1402	134 812	679.4	1402	812	689.7	1402	812	651.5	1368	792	668.1	1368	792	6

備　考　貨物等級小口扱5級廻扱6級貨切扱9級

（其ノ三）　米●籾●大麥●小麥●甘藷(生)●馬鈴薯●大根●肥料(大豆粕●硫安●過燐酸●石灰窒素●智利硝石●燐酸加里●配合

着＼発	秋葉原	東横濱	枇杷島	丹波口	梅田	函館	小樽	札幌	旭川	梅小路
秋葉原		351.3	702.9	830.4	868.6	441.6	694.1	727.9	861.4	827.6
東横濱	312.5		702.9	830.4	868.6	441.6	694.1	727.9	861.4	827.6
枇杷島	312.5	351.3		830.4	868.6	441.6	694.1	727.9	861.4	827.6
丹波口	312.5	351.3	702.9		868.6	441.6	694.1	727.9	861.4	827.6
梅田	312.5	351.3	702.9	830.4		441.6	694.1	727.9	861.4	827.6
函館	312.5	351.3	702.9	830.4	868.6		694.1	727.9	861.4	827.6
小樽	312.5	351.3	702.9	830.4	868.6	441.6		727.9	861.4	827.6
札幌	312.5	351.3	702.9	830.4	868.6	441.6	694.1		861.4	827.6
旭川	312.5	351.3	702.9	830.4	868.6	441.6	694.1	727.9		827.6
梅小路	312.5	351.3	702.9	830.4	868.6	441.6	694.1	727.9	861.4	

着＼発	秋葉原			東横濱			枇杷島			丹波口			梅田			函館			小樽			札幌			旭川			梅小路		
	粁程	運賃 小口扱	運賃 貸切	粁程	運賃 小口扱	運賃 貸切	粁程	運賃 小口扱	運賃 貸切	粁程	運賃 小口扱	運賃 貸切	粁程	運賃 小口扱	運賃 貸切	粁程	運賃 小口扱	運賃 貸切	粁程	運賃 小口扱	運賃 貸切	粁程	運賃 小口扱	運賃 貸切	粁程	運賃 小口扱	運賃 貸切	粁程	運賃 小口扱	運賃 貸切
		屯	錢		屯	錢		屯	錢		屯	錢		屯	錢		屯	錢		屯	錢		屯	錢		屯	錢		屯	錢
秋葉原				312.5	599	279	251.6	527	246	214.9	473	219	236.5	509	237	213.1	473	219	187.0	441	204	47.0 187.0	171 441	81 204	301.2	581	271	311.5	599	279	306.5	599	279	289.9	563	263	3
東横濱	312.5						351.3	652	303	292.1	581	271	253.7	527	246	269.5	545	255	246.1	527	246	220.0	47.0 491	171 228	81 334.2	617	287	344.5	635	295	342.0	635	295	322.9	617	287	3
枇杷島	312.5	351.3					702.9	1039	483	643.7	961	447	605.3	935	435	603.1	935	435	579.7	909	422	553.0	47.0 883	171 409	81 674.7	883	409	585.0	909	422	546.8	857	396	563.4	883	409	5
丹波口	312.5	351.3	702.9				830.4	1155	543	771.2	1090	507	732.8	1065	495	729.9	1065	495	706.5	1039	483	679.6	47.0 1013	171 471	81 682.2	1013	471	692.5	1013	471	654.3	987	459	670.9	987	459	6
梅田	312.5	351.3	702.9	830.4			868.6	1190	555	809.4	1140	531	771.0	1090	507	768.1	1090	507	744.7	1065	495	718.0	47.0 1039	171 483	81 720.4	1039	483	730.7	1065	495	692.5	1013	471	709.1	1039	483	7
函館	312.5	351.3	702.9	830.4	868.6		441.6	1304	599	500.8	1381	633	539.2	1407	646	525.3	1407	646	524.9	1381	633	551.8	1433	659	47.0 551.8	171 1433	81 659	579.8	1459	672	590.1	1459	672	551.9	1433	659	568.5	1433	659	5
小樽	312.5	351.3	702.9	830.4	868.6	441.6		694.1	1563	721	753.3	1640	757	791.7	1665	769	777.8	1665	769	777.4	1665	769	804.3	1690	781	47.0 804.3	171 1690	81 781	832.3	1715	793	840.6	1715	793	804.4	1690	781	821.0	1662	781	8
札幌	312.5	351.3	702.9	830.4	868.6	441.6	694.1	727.9		787.1	1665	769	825.5	1715	794	811.6	1690	781	811.2	1690	781	839.0	1715	793	47.0 839.0	171 1715	81 793	866.1	1740	805	876.4	1765	816	838.2	1715	793	854.8	1710	805	8
旭川	312.5	351.3	702.9	830.4	868.6	441.6	694.1	727.9	861.4		1740	805	920.6	1790	827	959.0	1840	849	945.1	1815	838	944.7	1815	838	971.6	1840	849	47.0 971.6	171 1840	81 849	999.6	1865	860	1009.9	1903	878	971.9	1840	849	988.3	1865	860	10
梅小路	312.5	351.3	702.9	830.4	868.6	441.6	694.1	727.9	861.4		827.6	1165	543	768.4	1090	507	730.0	1065	495	727.1	1065	495	703.7	1039	483	677.0	1013	471	47.0 477.0	171 1013	81 471	679.4	1013	471	689.7	1013	471	651.5	987	459	668.1	987	459	6

備　考　貨物等級小口扱13級廻扱ハ取扱シマセン貨切扱20級

（其ノ四）　紫雲英●菜種●混合飼料●ふすま

着＼発	秋葉原	東横濱	枇杷島	丹波口	梅田	函館	小樽	札幌	旭川	梅小路
秋葉原		351.3	702.9	830.4	868.6	441.6	694.1	727.9	861.4	827.6
東横濱	312.5		702.9	830.4	868.6	441.6	694.1	727.9	861.4	827.6
枇杷島	312.5	351.3		830.4	868.6	441.6	694.1	727.9	861.4	827.6
丹波口	312.5	351.3	702.9		868.6	441.6	694.1	727.9	861.4	827.6
梅田	312.5	351.3	702.9	830.4		441.6	694.1	727.9	861.4	827.6
函館	312.5	351.3	702.9	830.4	868.6		694.1	727.9	861.4	827.6
小樽	312.5	351.3	702.9	830.4	868.6	441.6		727.9	861.4	827.6
札幌	312.5	351.3	702.9	830.4	868.6	441.6	694.1		861.4	827.6
旭川	312.5	351.3	702.9	830.4	868.6	441.6	694.1	727.9		827.6
梅小路	312.5	351.3	702.9	830.4	868.6	441.6	694.1	727.9	861.4	

着＼発	秋葉原			東横濱			枇杷島			丹波口			梅田			函館			小樽			札幌			旭川			梅小路		
	粁程	運賃 小口扱	運賃 貸切	粁程	運賃 小口扱	運賃 貸切	粁程	運賃 小口扱	運賃 貸切	粁程	運賃 小口扱	運賃 貸切	粁程	運賃 小口扱	運賃 貸切	粁程	運賃 小口扱	運賃 貸切	粁程	運賃 小口扱	運賃 貸切	粁程	運賃 小口扱	運賃 貸切	粁程	運賃 小口扱	運賃 貸切	粁程	運賃 小口扱	運賃 貸切
		屯	錢		屯	錢		屯	錢		屯	錢		屯	錢		屯	錢		屯	錢		屯	錢		屯	錢		屯	錢
秋葉原				312.5	719	4160	251.6	635	3650	214.9	572	3380	236.5	614	3530	213.1	572	3280	187.0	536	3040	47.0 187.0	216 536	1180 3040	301.2	698	4030	311.5	719	4160	306.5	719	4160	289.9	677	3910	3
東横濱	312.5						351.3	781	4530	292.1	698	4030	253.7	635	3650	269.5	636	3780	246.1	635	3659	220.0	292	3400	47.0 220.0	216 593	1180 3400	334.2	740	4280	344.5	761	4410	342.0	761	4410	327.9	740	4280	3
枇杷島	312.5	351.3					702.9	1222	7110	643.7	1136	6600	605.3	1106	6420	603.1	1106	6420	579.7	1076	6240	553.0	1046	6060	47.0 553.0	216 1046	1180 6060	574.7	1046	6060	585.0	1076	6240	549.8	1016	5880	563.4	1046	6060	5
丹波口	312.5	351.3	702.9				830.4	1364	7940	771.2	1280	7450	732.8	1251	7280	729.9	1251	7280	706.5	1222	7110	679.6	1194	6940	47.0 679.6	216 1194	1180 6940	682.2	1194	6940	692.5	1194	6940	654.3	1165	6700	670.9	1165	6770	6
梅田	312.5	351.3	702.9	830.4			868.6	391	8100	809.4	1336	7780	771.0	1280	7450	768.1	1280	7450	744.7	1251	7280	718.0	1222	7110	47.0 718.0	216 1222	1180 7110	720.4	1222	7110	730.7	1251	7280	692.5	1194	6940	709.1	1222	7110	7
函館	312.5	351.3	702.9	830.4	868.6		441.6	1445	9690	500.8	1536	9200	639.2	1566	9380	525.3	1566	9380	524.9	1536	9200	551.8	1596	9760	47.0 551.8	216 1596	1180 9560	579.8	1628	9740	590.1	1626	9740	551.9	1596	9560	568.5	1596	9560	8
小樽	312.5	351.3	702.9	830.4	868.6	441.6		694.1	154	10440	753.3	1830	10950	791.7	1830	10930	777.8	1858	11120	777.4	1858	11120	804.3	1886	11280	804.3	1586	11280	832.3	1914	11440	842.6	1914	11440	804.4	1886	11280	821.0	1886	11280	8
札幌	312.5	351.3	702.9	830.4	868.6	441.6	694.1	727.9		787.1	1858	13120	825.5	1914	13440	811.6	1886	11280	811.2	1886	11280	839.0	1914	11440	47.0 839.0	216 1914	1180 11440	866.1	1941	11600	876.4	1966	11760	838.2	1914	11440	854.8	1941	11600	8
旭川	312.5	351.3	702.9	830.4	868.6	441.6	694.1	727.9	861.4		1941	13600	920.6	1996	14920	959.0	2051	12240	945.1	1024	12080	941.7	2024	12060	971.6	2051	12240	47.0 971.6	216 2051	1180 12240	999.6	2079	12400	1009.9	2123	12600	971.7	2051	12240	988.3	2079	12280	10
梅小路	312.5	351.3	702.9	830.4	868.6	441.6	694.1	727.9	861.4		827.6	1136	7940	478.4	1280	7450	730.0	1251	7280	727.1	1251	7280	703.7	1222	7110	677.0	1194	6940	47.0 677.0	216 1194	1180 6940	679.4	1194	6940	689.7	1194	6940	651.5	1165	6770	668.1	1165	6700	6

備　考　貨物等級小口扱6級廻扱7級貨切扱10級

福島縣出荷組合一覽表

信夫郡

名稱	事務所所在地	創立年月日	組織區域	組合員數	取扱品目	數量	摘要
向鎌田蔬菜出荷組合	鎌田村大字鎌田字月輪五	昭和五年七月一日申合	大字鎌田內、通稱向鎌田	三〇人	蔬菜		
瀨上出荷組合	瀨ノ上町大字瀨上字荒町	大正十五年三月〃	瀨上、除目、鎌田	七五	櫻		
飯坂果實改良販賣組合	飯坂町字十綱町一二	〃十年三月十五日〃	飯坂、平野、湯野	六五	櫻		
笹木野梨園共同販賣組合	笹木野字笹木野原三	昭和四年八月二日	產業組合野田村六分、庭坂村四分	八二	梨		
笹木野原第二部梨園共同販賣組合	野田村大字笹木野字街道南	〃三年七月十二日申	合笹木野及下野寺ノ一部	二三	〃		
清水村果實組合	清水村大字泉字長瀧三	大正七年一月〃	清水村一圓	三〇	洋櫻、苹梨		
笹谷村南部梨園共同販賣組合	笹谷村字原林四	昭和六年九月一日〃	笹谷村南部	一五	柿		

安達郡

名稱	事務所所在地	創立年月日	組織區域	組合員數	取扱品目	數量	摘要
石井村農會共同出荷部	大字平石字三丁目四二	大正十五年七月十五日申	合石井村一圓	七四四	蓮		
大小村農會〃	大小村大江農會內	昭和五年四月一日〃	大小一圓	六五〇	生		
小泉出荷組合	大小村大字小泉	〃六年六月三十日〃	大小村內及玉井村一部	一五	生		
中ノ內〃	大小村大字中ノ內	〃六年六月二十日〃	大小村椚山	二〇〃			
岩高〃	大小村大字岩高	〃〃	大小村大江	一五〃			
戶澤村農會共同出荷部	戶澤村役場內	〃三年九月一日〃	五區	八五	柿		
報德信用組合〃	本宮町字反町三五	明治四十三年二月一日	產業組合行政區第七區	三五	生		
太田村出荷組合〃	太田村役場	昭和五年十月十三日申	合太田村一圓	一〇〇〃			

岩瀨郡

名稱	事務所所在地	創立年月日	組織區域	組合員數	取扱品目	數量	摘要
高倉副業組合	日和田町字高倉	昭和四年二月廿六日申	合高倉一圓	五二人	鷄卵製		
笹川第一採種組合	大小村大字小泉	大正十五年九月十五日〃	笹川、大谷地一圓	二四	白菜蔬菜		
川田經濟實行組合	豐田村字川田	〃十五年八月一日〃	川田一圓	一五	米麥		
太田實行組合	大槻村字太田	明治四五年四月一日〃	太田一圓	三二	鷄卵製米		

北會津郡

名稱	事務所所在地	創立年月日	組織區域	組合員數	取扱品目	數量	摘要
須賀川蔬菜出荷組合	須賀川町字石川道南八	昭和五年一月廿五日申	合須賀川町一圓				
鏡石〃	鏡石村大字成田字宿屋敷三四	〃五年二月二十日〃	大字成田一圓	二一〃			
濱尾第一〃	濱田村大字濱尾字添房六〇	五年五月十四日〃	濱尾一圓	一五	南瓜、葱、人參		
濱尾第二〃	濱田村大字濱尾字民南	〃五年九月四日〃	〃	一一〃	馬鈴薯		
廣戶第一〃	廣戶村大字白子字今坂二	〃五年四月二十日〃	白子一圓	一五	馬鈴薯		
廣戶第二〃	村大字〃字柿ノ內二五	〃五年三月十六日〃	沖ノ內一圓	一三〃			
保土原〃	稻田村大字保土原字上屋敷一七	〃五年三月廿五日〃	保土原一圓	二〇〃			
蒲之澤〃	鏡石村大字笠石字蒲之澤	〃五年三月十日〃	蒲之澤一圓	一三〃			
仁井田村〃	仁井田村大字大谷地大島農場						
長沼町〃	長沼町農會內	〃六年三月十日〃	長沼町一圓				

會津郡

名稱	事務所所在地	創立年月日	組織區域	組合員數	取扱品目	數量	摘要
會津共同出荷組合	荒井村眞宮	昭和五年四月申合	組合荒井村、神指村				
御山柿組合	安良田						
門田村北御山		大正元年十月〃	北御山生				一〇〇果實

岩高	〃	〃	〃				
戸澤村農會共同出荷部	戸澤村役場内	〃	三年九月一日	〃	五	區	
報徳信用組合	本宮町字反町三五	明治四十三年二月一日	産業組合行政區第七區				
太田村出荷組合	太田村役場	昭和五年十月十三日	申	合	太田村一圓		

安積郡

大小村大字笹高	〃	〃	大小村大江				
高倉副業組合	合	日和田町字高倉	昭和四年二月廿六日	申	合	高倉一圓	
笹川第一採種組合	永盛村、笹川、大谷地	大正十五年九月十五日	〃	笹川、大谷地一圓			
川田經濟實行組合	豊田村字川田	〃	十五年八月一日	〃	川田一圓		
太田實行組合	大槻村字太田	明治四五年四月一日	〃	太田一圓			

須賀川蔬菜出荷組合	須賀川町字石川道南八	昭和五年一月廿五日	申	合	須賀川町一圓		
鏡石 〃	鏡石村大字成田字宿屋敷三四	〃	五年二月二十日	〃	大字成田一圓		
濱尾第一 〃	濱田村大字濱尾字添房六〇	〃	五年五月十四日	〃	濱尾一圓		
濱尾第二 〃	濱田村大字濱尾字民南	〃	五年九月 四日	〃	〃		
廣戸第一 〃	廣戸村大字白子字今坂二	〃	五年四月二十日	〃	白子一圓		
廣戸第二 〃	〃 村大字〃字柿ノ内 沖ノ内二五	〃	五年三月十六日	〃	沖ノ内一圓		
保土原 〃	稻田村大字保土原字上屋敷一七	〃	五年三月廿五日	〃	保土原一圓		
蒲之澤 〃	鏡石村大字笠石字蒲之澤	〃	五年三月 十日	〃	蒲之澤一圓		
仁井田村 〃	仁井田村大字大谷地大島農場	〃	〃	〃	〃		
長沼町 〃	長沼町農會内	〃	六年三月 十日	〃	長沼町一圓		

會津共同出荷組合	荒井村眞宮 安良田	昭和五年 四月	申	合	組合	荒井村、神指村	
御山柿組合	門田村北御山	大正元年十月	〃	北御山上			
堰 〃	門田字玉堰	〃 九年 二月	申	合	堰村内		
佐藤出荷組合	門田村北御山 佐藤方	昭和元年十月	〃	實行組合内			
面川藏出荷組合	門田村字面川	〃 五年六月	〃	面川部落			
南御山農事實行組合	〃 南御山	大正八年五月	〃	南御山			
川南村農產物共同販賣	川南村役場前	〃 十四年九月	〃	川南村一圓			
會津東部柿生產組合	大戸村雨屋	〃 九年八月	〃	大戸村一圓			

會津郡

御津村農會共同共荷部	大字柳津甲五九	昭和二年八月	申	合	柳津村一圓		
塔寺柿共同出荷組合	八幡村大字塔寺字各地	大正十五年十一月十日	〃	八幡村			
川西村宇內出荷組合	川西村農會事務所	昭和五年七月 一日	〃	川西村宇內			
勝常村信用購賣販賣利用組合	勝常村產業組合事務所	大正十四年四月	〃	勝常村			
郡岡村外二ヶ村組合農會出荷部	村農會事務所	昭和四年九月 十日	〃	郡岡村外二ヶ村			
笈川村信用販賣購賣組合	〃	大正八年十二月 一日	産業組合	笈川村一圓			
日橋村	〃	昭和四年八月甲	合	日橋村			
堂島村農會共同出荷部	〃	〃	〃	堂島村			
金上村農會共荷部	〃	二年四月	〃	金上村			
野澤村	〃	七月	〃	野澤町			

大沼郡

大沼郡柿出荷團體聯合會	高田町大沼郡農會內	昭和五年一月 八日	法ニアラス	產業組合	大沼郡東部二町八ヶ村 高田町、永井ノ村、尾岐村、東尾岐村、赤澤村、新鶴村、旭村、本郷村、玉路村	所屬團體十組合	會津身會津御

合一覧表

（本表ハ昭和六年六月二十二日各郡農會ニ照會シ同年十二月三十一日迄ニ回答ヲ得タルモノヲ掲載ス）

（其一）

區域	組合員數	取扱品名	最近年取扱高 數量	最近年取扱高 金額	出荷先割合	備考
合大字鎌田内、通稱向鎌田	三〇人	蔬菜一般	五、〇〇〇〆	一、〇〇〇圓	東京 一〇〇%	生産品過剰ニヨル價格ノ暴落ヲ間接ニ防止シ生産者ヨリ消費地ニ直接移出シテ幾分ナリ生産者ノ利得ヲ多カラシメンガタメナリ
瀬上、餘目、鎌田	七五	櫻桃、苹果	四七、〇〇〇〃	五〇、二〇〇	東京 七二、〇 大阪 三三、〇 神戸 二、六 京都 一、三 名古屋 一、三 横濱 一、〇	出荷組合設立ハ出荷ニ關シ諸般統制上必要ヲ感ジ設立セルモノナリ櫻
飯坂、平野、湯野	六五	櫻桃	三二、五〇〇〃	三二、五〇〇	東京 一〇〇	桃ノ改良並共同出荷ヲナサントシテ設立ス
組合野田村六分、庭坂村四分	八二	梨果	六六、〇五八箱	九五、七六八	神戸 七、〇七 大阪 三三、四七 京都 六、七三 枇杷島 一、四九 東京 三九、六九 横濱 五、三六 宮坂 七、七五 青森 一、三五 札幌 二、二四 縣内 五、八五	大正十二年八月同業者七十四名ヨリ成ル任意組合ナリシガ漸次組合員増加ニ伴ヒ事業範圍廣大シ諸施設並ニ輸送及販賣上ニ於ケル信用ノ維持等事業遂行上ノ必要ニ依リ産業組合ニ依ル組合ヲ設立ス
合笹木野及下野寺ノ一部	二三	〃	五、〇〇〇箱	五、〇〇〇	東京 三〇 大阪 二〇 京都 二〇 神戸 二〇 北海道 一〇	販賣輸送ノ統制ノ必要ヲ感ジ任意組合ヲ設立セリ
清水村一圓	二〇	櫻桃 洋梨 苹果 梨	四、五五〇〆 三〇〇〃 四七〇〃 七五〇〃	六、一四〇 三〇〇 七七〇 三七五	東京 三九、五 京都 六、四 大阪 三七、五 横濱 六、六 五〇、〇 一、四九 二一、三 二六、七	
笹谷村南部	一五	柿	三、〇〇〇石油箱	六、六〇〇	東京 八〇 横濱 二〇	
合石井村一圓	七四四	蓮叺、生柿	五、三五八〆	一、二四九圓	一〇〇	會員ノ福利ヲ計ランガタメナリ
大小一圓	六五〇	生柿				
大小村内及玉井村一部	一五	生繭				
大小村椚山	二〇	〃				
大小村大江	一五	〃	一、一七八箱	二、七〇九圓	豊橋 一〇〇	昭和五年度ハ第一回ノ出荷ナレバ漸次増加ノ見込最近年ノ取扱高數量及金額ハ昭和五年度最初ノ事ナレバ本年ハ増加スル見込、柿ノ生産高總數二四、〇〇〇貫之ヲ昨年ノ一一七八箱ノ目方七八二貫未ダ出荷可能數大ナルヲ認メラル
五區	八五	柿	五三五箱	七五四圓	八〇	
組合行政區第七區	三五	生柿	三三、六〇〇〆	五、三七六圓	六〇	取扱高ハ自昭和三年至同五年三ヶ年間出荷ハ郡農會經由ノ事
合太田村一圓	一〇〇	〃				
合高倉一圓	五二人	鶏卵 製繩 蔬菜 凍豆腐	九〇〇〆 二、三〇〇〃 六、〇〇〇〃 二、六〇〇束	二、六一七圓	郡山 五五 本宮 四五	組合設立ノ動機從來ノ米麥作、養蠶等ニテハ農家ノ經濟ハ立行カン事ニ考ヘ有志會合シ副業ノ必要ヲ感ジ生産物ノ共同販賣購入ニ依リ經濟ヲ建直スガ動機トナリ設立セラル
笹川、大谷地一圓	二四	白菜種子	一〇〇石	九、〇〇〇圓	郡山 一〇〇	從來平河内重喜氏採種シツヽアリシガ漸次採種者増加セルタメ種子ノ優良ナルモヲノ社會ニ提供センガタメ
川田一圓	一五	米 蓆	一、〇〇〇俵 三、〇〇〇枚	七、一〇〇圓	〃	從來實行組合アリシモ青年ニハ其活動意ニ充タズタメニ爲別ニニ青年ニテ本組合ヲ設立セリ
太田一圓	三二	米 製繩 鶏卵	一、〇〇〇俵 一五、〇〇〇〆 六〇〇〃	八、二二〇圓	〃	從來ノ農業經營ニテハ農家ノ經濟立行カザルガタメ
合須賀川町一圓	一五	白菜、馬鈴薯、里芋				組合長名 二瓶定吉
大字成田一圓	二一	〃				〃 會田留吉
濱尾一圓	一五	南瓜、白菜、里芋、葱、人蔘、牛蒡、馬鈴薯				〃 佐伯源三郎
〃	一一	〃				〃 吉田甚吉
白子一圓	一五	馬鈴薯、白菜				〃 町島佐尉亮
沖ノ内一圓	一三	〃				〃 石井平吉
保土原一圓	二〇	〃				〃 有馬定衛
蒲之澤一圓	一三	〃				〃 今泉富右衛門
長沼町一圓		〃				〃 大高新輔
						〃 加藤書記

（組合長ニ近々中ニ變更ノ見込）

大小村内及玉井村一部	一五	生					
大小村椚山	二〇	〃					
大牛村大江	一五	〃	一、一九八箱	二、七九〇円	豊橋		
五區	八五	柿	五五箱	七五四円			
組合 行政區第七區	三五	生柿	三三、六〇〇〆	五、三七六円		一〇〇	昭和五年度ハ第一回ノ出荷ナレバ漸次増加ノ見込 最近年ノ取扱高數量及金額ハ昭和五年度最初ノ事ナレバ本年ハ増加スル見込、柿ノ生産高總數二四、〇〇〇貫之ノ昨年ノ一一七八箱ノ日方七八二貫未ダ出荷可能數大ナルヲ認メラル
合 太田村一圓	一〇〇	〃				六〇	取扱高ハ自昭和三年至同五年三ヶ年間 出荷ハ郡農會經由ノ事
合 高倉一圓	五二人	鶏卵 製繩 蔬菜 凍豆腐	二、九〇〇〆 三、三〇〇〃 六、〇〇〇〃 三、六〇〇束	三、六一七円	郡山 本宮		組合設立ノ動機從來ノ米麥作、養蠶等ニテハ農家ノ經濟ハ立行カン事ニ考ヘ有志會合シ副業ノ必要ヲ感ジ生産物ノ共同販賣購入ニ依リ經濟ヲ建直スガ動機トナリ設立セラル
笹川、大谷地一圓	二四	白菜種子	一〇〇石	九、〇〇〇円	郡山	一〇〇	從來平河内重喜氏採種シツヽアリシガ漸次採種者増加セルタメ種子ノ優良ナルモノヲ社會ニ提供センガタメ
川田一圓	一五	米 蓆	一、〇〇〇俵 三、〇〇〇枚	七、一〇〇円	〃		從來實行組合アリシモ青年ニハ其活動意ニ充タズタメニ別ニ青年ニテ本組合ヲ設立セリ
太田一圓	三三	米 製繩 鶏卵	一、〇〇〇俵 一五、〇〇〇〆 六〇〇〃	八、三三〇円	〃		從來ノ農業經營ニテハ農家ノ經濟立行カザルガタメ
合 須賀川町一圓	一五	白菜、馬鈴薯、里芋					組合長名 二瓶定吉
大字成田一圓	二一	〃					〃 會田留吉
濱尾一圓	一五	南瓜、白菜、里芋、葱、人蔘、牛蒡、馬鈴薯					〃 佐伯源三郎
〃	一一	〃					〃 吉田甚吉
白子一圓	一五	馬鈴薯、白菜					〃 町島佐尉亮
沖ノ内一圓	一三	〃					〃 石井平吉
保土原一圓	一〇	〃					〃 有馬定衛
蒲之澤一圓	一三	〃					〃 今泉富右衛門
長沼町一圓		〃					〃 大高新輔 〃 加藤書記（組合長ハ近々中ニ變更ノ見込）
合組合 荒井村、神指村	一〇〇	果實、米穀、菜種子		五、〇〇〇円	福島七 會津九〇 東京三		
北御山上	一四	柿	一、六二九箱	三、七七五	神田一九 名古屋三四 豊橋三四		
合 堀村内	三二	〃	三、六二九〃	八、一五六	枇杷島一〇 名古屋一〇 豊橋三		
實行組合内	一二	〃	七〇〇〃	一、四〇〇	神田五〇 横濱五〇		
面川部落	四二	繭	三、三三〇〆	六、九〇六	若松 乾繭倉庫		
南御山	二九	柿	三、五七四箱	七、一〇八	東京三〇 豊橋一〇 名古屋三〇 函館三〇		實行組合事業
川南村一圓	二二〇	柿、馬鈴薯、白菜、其他蔬菜類	柿一、五〇〇箱 蔬菜不詳	七、四〇八	柿、東京八〇 北海道二〇 西瓜、南瓜、縣内五〇 縣外五〇		地方産業開發ノ目的
大戸村一圓	二〇	柿	三、五六二〆	一、六三〇	神田六八		
合 柳津村一圓	二〇〇人	生柿	一、二六〇〆	四二〇円	神田市場	一〇〇	
八幡村〃	五〇	〃	三、〇〇〇	九、〇〇〇	〃		
川西村字宇内〃	一五	〃	一、四〇〇	三、八〇〇	〃		
勝常村〃	三〇	生柿 櫻桃 米	三、四〇九 五六七 九九〇俵	七、四二〇 六、六一三	神田市場 新潟市場 横濱市場		
郡岡村外二ヶ村	四三〇	生柿	三、九〇〇〆	一、三六五	神田市場	一〇〇	
組合 笈川村一圓	二八六	生柿、米	五〇噸	五、六〇〇	〃		
合 日橋村〃	二四〇	生柿	三、六〇〇〆	七二〇	〃		
堂島村〃	二〇〇	〃	一、九四〇〆	三四九	〃		
金上村〃	二六〇	生柿 小麥 菜種	六二〇〆 三〇〇 一〇〇俵	一三四 一、五〇〇 五六〇	神田市場 地方商人	六二 四〇〇俵	
野澤町〃	一三〇	生柿	一、二〇〇〆	四二八	神田市場	一〇〇	
業組合 アラ 大沼郡東部二町八ヶ村 高田町、永井ノ村、尾岐村、東尾岐村、赤澤村、新鶴村、藤川村、旭村、本郷村、玉路村	所属團體 十組合	會津身不知柿 會津御所柿 生柿	昭和五年 一三、三三八箱	三七、五七三	東京	一〇〇	昭和四年ニ於テ赤澤村藤川村尾岐村ノ三ヶ村ヲシテ本會斡旋ノ下ニ東京市ニ對シ共同出荷ヲセシメタルニ頗ル成績良好ヲ見タルニヨリ更ニ各町村ニ之レガ事業ノ經過ニツキ指導協議セルニ其ノ必要ヲ認メ大沼郡東部町村柿出荷團體聯合會ノ下ニ設立セルモノナリ

耶麻郡

喜多方町	同町農會事務所	昭和四年七月一日	申合同町寺町	五生	同村農會員全部	
松山村	同村農會事務所	〃五年四月一日	〃同村一圓			
上三宮村	〃	〃四年七月一日	〃	生	柿、玄	
加納村	〃	〃	〃	生	柿、乾柿、ゼンマイ	
熱塩村	〃	〃三年七月一日	〃	生	柿、乾	
岩月村	〃	〃	〃	生	柿、玄米、木ゼンマイ、ゼンマイ	
關柴村	〃	〃五年七月一日	〃	生	柿、玄	
北山組	〃	〃	〃	生	柿、玄	
熊倉村	〃	〃	〃	生		
豊川村	〃	〃三年七月一日	〃	生	柿、櫻	
姥堂村	〃	〃五年七月一日	〃	生	柿、玄	
月輪村	〃	〃四年七月一日	〃	生	柿、玄米、生櫻桃	
磐梯村	〃	〃五年七月一日	〃	生	柿、玄	
磐梯村	〃	〃	〃	生	柿、玄	
駒形村	〃	〃四年七月一日	〃	生	柿、玄	
慶徳村	〃	〃五年七月一日	〃	生	柿、玄	
堂島村	〃	〃	〃	生		
姥堂村	〃	〃	〃	生	柿、玄	
豊川村	〃	〃	〃	生	柿、玄	
熊倉村	〃	〃	〃	生	柿、玄	
北山組	〃	〃	〃	生	柿、玄	
關柴村	〃	〃	〃	生	柿、玄	
岩月村	〃	〃	〃	生	柿、玄	
熱塩村	〃	〃	〃	生	柿、玄	
加納村	〃	〃	〃	生	柿、玄	
上三宮村	〃	〃	〃	生	柿、玄	
松山村	同村農會事務所	〃	〃	生	柿、玄	
喜多方町	同町農會事務所	〃	〃	生	柿、玄	

東白川郡

石井出荷組合	石井村下石井	昭和二年六月	申合石井村一圓	三〇人	柿白	
豊里〃	豊里村下開河内	〃五年十月	〃豊里村下開河内	二〇生		
豊里村農會〃	東舘	大正十二年三月	〃豊里村一圓	五〇〃		
鮫川村養兎組合	西野	昭和四年三月	〃鮫川村西野	六〇毛		
竹貫山葵出荷組合	竹貫村役場内	〃四年	〃竹貫村一圓	三〇山		

田村郡

守山町柿出荷組合	守山町農會	昭和五年十月	申合守山町一圓	二、四五人	生	
高野町〃	高野村〃	〃	〃高野町〃	二〇五〃		
岩江村〃	岩江村〃	〃	〃岩江村〃	一八六〃		
瀬川村農會出荷部	瀬川村〃	〃四年七月	農會法瀬川村〃	二三〇	白菜、大根、馬鈴	
移村〃	移村農會	〃五年十月	〃移村〃	一七三	白菜、大	
貝山蔬菜出荷組合	中郷村大字貝山	二年六月	申合中郷村貝山	四五	胡瓜、白菜、	

石城郡

石城郡果樹組合聯合會	平町石城郡農會		申合石城郡一圓	八組合	梨、	
平窪村果樹組合	平窪村〃		〃平窪村	八〇〃	梨、	
赤井果樹聯合會	赤井村〃		〃赤井村	六〇〃		
關場果樹組合	下小川村關場		〃下小川村關場	二五〃		
好間〃	好間村上好間		〃好間村上好間	三〇	梨、	
〃	北好間		〃北好間	一五〃		
内郷村〃	内郷村御臺境		〃内郷村御臺境	三五	梨	
大野村〃	大野村		〃大野村	七五	梨、桃、	
錦村農會	錦村		〃錦村		梨、桃、葡	
植田町〃	植田町		〃植田町		柿	

相川組合	〃	〃	三年七月一日	〃	〃	生柿、ナメコ、ゼンマイ
新郷村	〃	〃	五年七月一日	〃	〃	生柿、和
奥川村	〃	〃	〃	〃	〃	生柿、ゼンマイ、ナメコ罐詰

東白川郡

石井出荷組合	石井村下石井	昭和二年六月	申合	石井村一圓	三〇人	柿
豊里〃	豊里村下開河内	〃 五年十月	〃	豊里村下開河内	二〇	生
豊里村農會	〃 東舘	大正十二年三月	〃	豊里村一圓	五〇	〃
鮫川村養兎組合	西野	昭和四年三月	〃	鮫川村西野	六〇	毛
竹貫山葵出荷組合	竹貫村役場内	〃 四年 月	〃	竹貫村一圓	三〇	山

田村郡

守山町柿出荷組合	守山町農會	昭和五年十月	申合	守山町一圓	二四五人	生
高野町〃	高野村〃	〃	〃	高野町〃	二〇五	〃
岩江村〃	岩江村〃	〃	〃	岩江村〃	一八六	〃
瀬川村農會出荷部	瀬川村〃	〃 四年七月	農會法	瀬川村〃	二三〇	白菜、大根、馬鈴
移村〃	移村農會	〃 五年十月	〃	移村〃	一七三	白菜、大
貝山蔬菜出荷組合	中郷村大字貝山	〃 二年六月	申合	中郷村貝山	四五	胡瓜、白菜、

石城郡

石城郡果樹組合聯合會	平町石城郡農會		申合	石城郡一圓	八組合	梨、
平窪村果樹組合	平窪村、上平窪		〃	平窪村	八〇	梨、
赤井果樹聯合會	赤井村、赤井		〃	赤井村	六〇	〃
關場果樹組合	下小川村關場		〃	下小川村關場	二五	〃
好間〃	好間村、上好間		〃	好間村上好間	三〇	梨、
北好間〃	〃 北好間		〃	〃 北好間	一五	〃
内郷村〃	内郷村御臺境		〃	内郷村御臺境	三五	梨
大野村〃	大野村		〃	大野村	七五	梨、桃、
錦村農會	錦村		〃	錦村		梨、桃、葡
植田町農會	町		〃	植田町		柿
大高副業組合	勿來町大字大高		〃	勿來町大高	二五	莚、
馬玉〃	磐崎村馬玉		〃	磐崎村馬玉	二五	梨、
泉村鶏組合	泉村		〃	泉村	三〇	鶏
平町〃	平町		〃	平町	一二	〃
藤原〃	磐崎村藤原		〃	磐崎村藤原	三五	〃
勿來養鶏副業組合	勿來町		〃	勿來町	二一五	〃
錦村〃	錦村		〃	錦村	一二一	〃

相馬郡

眞野村鳥崎養鶏組合	眞野村鳥崎字寺下一	昭和三年四月三日	組合	大字鳥崎一圓	二四	鶏
眞野村小島田〃	〃 小島田字立谷一一七	〃 四年二月一日	〃	大字小島田一圓	一八	〃
茂平里芋出荷組合	上眞野村大字茂平	〃 年五十一月十日	〃	上眞野村大字茂平	一七	里
上高平上野養蠶組合	高平村上高平字川原一二一	大正十四年四月一日	會員組織	高平村上高平北高平	二三	生

福島市

五十邊蔬菜栽培出荷組合	福島市五十邊塚間三一	和和四年十一月三日	申合	福島市五十邊	二八	各
腰濱蔬菜出荷組合	〃 腰濱雷下八	同 五年三月六日	同	同 腰濱	五三	同
信達果實仲買商組合	〃 北町五〇	大正十五年三月十八日	同	福島、信夫、伊達ノ一部	七二	櫻桃、桃、
福島縣蔬菜出荷組合聯合會	縣農會内	以下省略				